

令和5年定例会
教育民生常任委員会 年間白書

令和6年4月

四日市市議会

目次

1. 委員会の活動報告	P 1 ~ P 2
2. 委員会の構成	P 3
3. 委員会開催状況	P 4 ~ P 29
4. 委員長報告等	P 30 ~ P 170
5. 所管事務調査報告書	P 171 ~ P 209
6. 議会報告会の概要	P 210 ~ P 219
7. ワイ!ワイ!GIKAI の概要	P 220 ~ P 223
8. 高校生議会意見書	P 224 ~ P 225

1. 委員会の活動報告

1. 議案審査・協議事項

〈議案審査〉

- ・ 6月定例会議会付託議案（令和5年6月20日）
- ・ 8月定例会議会付託議案（令和5年8月31日～9月5日）
※決算審査における全体会審査提案項目
「民間プール施設の活用の拡大について」 ※令和5年四日市市議会政策提言
- ・ 11月定例会議会付託議案（令和5年11月29日、12月13日）
- ・ 2月定例会議会付託議案（令和6年2月13日、3月1日～6日）
※予算審査における全体会提案審査項目
「新教育プログラム推進事業費（リテラス論理言語力検定）について」
「待機児童・入園待ち児童について」

〈協議会〉

- ・ 令和4年度いじめ・不登校の状況報告について（令和5年8月31日）
- ・ 子ども医療費助成（対象年齢の拡大）の検討について（令和5年9月4日）
- ・ 第9次四日市市介護保険事業計画・第10次四日市市高齢者福祉計画の策定について（令和5年9月5日）
- ・ 国民健康保険料率の改定について（令和5年9月5日）
- ・ 四日市市感染症予防計画について（令和5年9月5日）
- ・ 第9次四日市市介護保険事業計画・第10次四日市市高齢者福祉計画（素案）について（令和5年11月27日）
- ・ 第5次四日市市地域福祉計画（素案）の策定について（令和5年12月13日）
- ・ 第5次四日市市障害者計画（素案）の策定について（令和5年12月13日）
- ・ 四日市市感染症予防計画（素案）の策定について（令和5年12月13日）
- ・ 障害者相談支援事業の委託料に係る消費税の取扱いについて（令和6年1月15日）
- ・ 第7期四日市市障害福祉計画・第3期四日市市障害児福祉計画の策定について（令和6年3月4日）

〈委員会年間テーマ〉

- ・ 高齢者施策について

2. 休会中の所管事務調査

- ・ 認知症施策について（令和5年7月24日）
- ・ 要介護（要支援）認定について（令和5年10月23日）
- ・ 橋北中学校で実施したワイ！ワイ！GIKAIについて（令和6年1月15日）
- ・ 途切れのない支援について（令和6年4月15日）

3. 行政視察

(令和6年1月22日～24日)

- ・市学校プール・市民プール再編に向けた調査について（千葉県佐倉市）
- ・認知症に関する官民連携の取組について（神奈川県大和市）
- ・要介護（要支援）認定調査・審査会のデジタル化について（群馬県前橋市）

4. 議会報告会

(令和5年7月3日) 4 常任委員会合同 <場所>総合会館 <参加者>17名

(令和5年10月16日) <場所>内部地区市民センター <参加者>10名

5. ワイ！ワイ！GIKAI

(令和5年11月27日) <場所>橋北中学校 <参加者>中学3年生

6. 管内視察

(令和5年5月31日)

- ・四日市市介護予防等拠点施設
- ・四日市市幼児教育センター
- ・四日市市学校給食センター

7. 特記事項

- ・ワイ！ワイ！GIKAI開催後、所管事務調査を開催し、当日出された意見について委員間討議を行い、報告書を作成した。併せて、意見交換を行った橋北中学校の生徒に対し、報告内容のフィードバックを行った。

2. 委員会の構成

委員長 加納 康樹

副委員長 山口 智也

委員 今村 厚美

笹井 絹予

谷口 周司

水谷 一未

村上 暁

森川 慎

山田 知美

3. 委員会開催状況

教育民生常任委員会 事項書

令和5年5月15日(月)

第2委員会室

1. 委員長の互選について
2. 副委員長の互選について
3. 管内視察について
4. 行政視察について

教育民生常任委員会／
予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和5年5月16日(火)
第2委員会室

○**こども未来部**

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第3号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第2号)
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第3款 民生費
第2項 児童福祉費

…補正予算書P14～

○**健康福祉部**

(教育民生常任委員会)

2. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費予算の流用について(報告)

<会議用システム内のフォルダ>

01_5月開会議会 - 05_教育民生常任委員会
 - 01_本会議
 - 02_予算委

教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和5年6月20日(火)

第2委員会室

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第4号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第3号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第2款 総務費
 - 第1項 総務管理費(関係部分) ……補正予算書 P18~
 - 第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費 ……補正予算書 P18~
 - 第4款 衛生費
 - 第1項 保健衛生費 ……補正予算書 P20~

(教育民生常任委員会所管事務調査)

2. 四日市市民生委員推薦会報告
3. 四日市市社会福祉協議会理事会報告
4. 四日市市障害者施策推進協議会報告

○教育委員会

(教育民生常任委員会)

5. 議案第12号 工事請負契約の締結について
—博物館受変電及び発電機設備更新工事— ……議案書 P75~

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

6. 議案第4号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第3号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第2項 児童福祉費 ……補正予算書 P20~

○その他

7. 6月定例会議会中の所管事務調査について
・(新図書館整備について)
8. 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日程案：令和5年10月16日(月)午後6時30分~
会場案：内部地区市民センター、または、水沢地区市民センター

9. 任期中の共通調査テーマについて

10. 休会中の所管事務調査について

候補日 : (年間議事予定) 令和5年7月24日(月) 午後1時30分～

<会議用システム内のフォルダ>

03_6月定例会議会 — 05_教育民生常任委員会
— 01_本会議
— 02_予算常任委員会

教育民生常任委員会 事項書

令和5年7月24日(月)
第2委員会室 13:30～

○健康福祉部

(教育民生常任委員会所管事務調査)

1. 認知症施策について

○教育委員会

(教育民生常任委員会)

2. 「よっかいち30人学級編制」該当校への対応について(報告)

○その他

3. 行政視察について

(年間議事予定) 令和6年1月22日(月)～24日(水)

<会議用システム内のフォルダ>

04_休会中(7～8月) - 05_教育民生常任委員会 - 01_令和5年7月24日

教育民生常任委員会事項書

令和5年8月24日（木）

第2委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

教育民生常任委員会／決算・予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和5年8月31日（木）本会議終了後

○教育委員会

（決算常任委員会教育民生分科会）

1. 議案第18号 令和4年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）	…決算書 P232～、実績報告書 P220～
第2項 小学校費	…決算書 P236～、実績報告書 P228～
第3項 中学校費	…決算書 P240～、実績報告書 P232～
第4項 幼稚園費（関係部分）	…決算書 P242～、実績報告書 P235～
第5項 社会教育費（関係部分）	…決算書 P244～、実績報告書 P236～

（予算常任委員会教育民生分科会）

2. 議案第22号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費	…補正予算書 P24～
-----------	-------------

（教育民生常任委員会協議会）

3. 令和4年度いじめ・不登校の状況報告について

（教育民生常任委員会）※9月4日 午後1時～

4. 請願第1号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
5. 請願第2号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
6. 請願第3号 防災対策の充実を求める意見書の提出について
7. 請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

○こども未来部

（決算常任委員会教育民生分科会）

8. 議案第18号 令和4年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費（関係部分）	…決算書 P166～、実績報告書 P93～
第2項 児童福祉費（関係部分）	…決算書 P170～、実績報告書 P103～
第4款 衛生費	
第1項 保健衛生費（関係部分）	…決算書 P178～、実績報告書 P120～
第10款 教育費	
第1項 教育総務費（関係部分）	…決算書 P232～、実績報告書 P220～

- 第4項 幼稚園費（関係部分） …決算書 P242～、実績報告書 P235～
- 第5項 社会教育費（関係部分） …決算書 P246～、実績報告書 P239～

（予算常任委員会教育民生分科会）

9. 議案第22号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

- 第1項 社会福祉費（関係部分） …補正予算書 P18
- 第2項 児童福祉費（関係部分） …補正予算書 P18

（教育民生常任委員会協議会）

10. 子ども医療費助成（対象年齢の拡大）の検討について

（教育民生常任委員会所管事務調査）

- 11. 四日市市青少年問題協議会報告
- 12. エスペランス四日市運営協議会報告

○健康福祉部

（決算常任委員会教育民生分科会）

13. 議案第18号 令和4年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第2款 総務費

- 第1項 総務管理費（関係部分） …決算書 P134～、実績報告書 P44～

歳出第3款 民生費

- 第1項 社会福祉費（関係部分） …決算書 P166～、実績報告書 P92～
- 第2項 児童福祉費（関係部分） …決算書 P170～、実績報告書 P103～
- 第3項 生活保護費 …決算書 P176～、実績報告書 P116～
- 第4項 災害救助費 …決算書 P176～、実績報告書 P118
- 第5項 国民健康保険費 …決算書 P178～、実績報告書 P118～
- 第6項 介護保険費 …決算書 P178～、実績報告書 P119

第4款 衛生費

- 第1項 保健衛生費（関係部分） …決算書 P178～、実績報告書 P120～
- 第3項 保健所費 …決算書 P190～、実績報告書 P142～

第10款 教育費

- 第1項 教育総務費（関係部分） …決算書 P236～、実績報告書 P226～

- 国民健康保険特別会計 …決算書 P267～、実績報告書 P256～

- 介護保険特別会計 …決算書 P329～、実績報告書 P287～

- 後期高齢者医療特別会計 …決算書 P361～、実績報告書 P302～

（予算常任委員会教育民生分科会）

14. 議案第22号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

- 第1項 社会福祉費（関係部分） …補正予算書 P18～
- 第3項 生活保護費 …補正予算書 P20～
- 第2条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書 P29

（教育民生常任委員会）

- 15. 議案第24号 四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正について…議案書 P15～
- 16. 議案第25号 四日市市旅館業法施行条例の一部改正について …議案書 P17～

（教育民生常任委員会協議会）

- 17. 第9次四日市市介護保険事業計画・第10次四日市市高齢者福祉計画の策定について
- 18. 国民健康保険料率の改定について
- 19. 四日市市感染症予防計画について

（教育民生常任委員会所管事務調査）

- 20. 四日市市民生員推薦会報告
- 21. 四日市市社会福祉協議会理事会報告

○その他

- 22. 8月定例月議会中の所管事務調査について
- 23. 8月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日時：令和5年10月16日（月）午後6時30分～
会場：内部地区市民センター 本館1階会議室
- 24. 休会中の所管事務調査について
候補日：（年間議事予定）令和5年10月23日（月） 午後1時30分～
- 25. 行政視察について
日程：令和6年1月22日（月）～24日（水）
- 26. ワイ！ワイ！GIKAIについて

<会議用システム内のフォルダ>

- 05_8月定例月議会
 - － 05_教育民生常任委員会
 - － 01_本会議
 - － 02_予算常任委員会
 - － 03_決算常任委員会

教育民生常任委員会 事項書

令和5年10月23日(月)
第2委員会室 13:30～

○健康福祉部

(教育民生常任委員会所管事務調査)

1. 要介護(要支援)認定について

○教育委員会

(教育民生常任委員会)

2. 小規模特認校制度導入について(報告)

○その他

3. 行政視察について

日程:令和6年1月22日(月)～24日(水)

4. ワイ!ワイ!GIKAIについて

日時:令和5年11月27日(月)午後1時30分(集合:午後1時)

(※同日午前10時～教育民生常任委員会協議会)

場所:橋北中学校

<会議用システム内のフォルダ>

06_休会中(10～11月) — 05_教育民生常任委員会 — 01_令和5年10月23日

教育民生常任委員会 事項書

令和5年11月27日(月)
第2委員会室 10:00～

○健康福祉部

(教育民生常任委員会協議会)

1. 第9次四日市市介護保険事業計画・第10次四日市市高齢者福祉計画(素案)について

○その他

2. ワイ!ワイ!GIKAIについて

日時:令和5年11月27日(月)13:30～(13:15集合)

場所:橋北中学校

<会議用システム内のフォルダ>

06_休会中(10～11月) - 05_教育民生常任委員会 - 01_令和5年11月27日

予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和5年11月29日(水)

第2委員会室

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第43号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第5号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費

…補正予算書 P14~

<会議用システム内のフォルダ>

07_11月定例会議会 - 05_教育民生常任委員会
- 01_本会議

教育民生常任委員会事項書

令和5年12月7日（木）

第2委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和5年12月13日(水)

第2委員会室

○こども未来部

(教育民生常任委員会)

1. 請願第6号 子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求めることについて

(予算常任委員会教育民生分科会)

2. 議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第6号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費(関係部分) ……補正予算書(2)P28~
 - 第2項 児童福祉費 ……補正予算書(2)P28~
 - 第2条 債務負担行為の補正(関係部分) ……補正予算書(2)P9~
P54~
 3. 議案第94号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第7号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費(関係部分) ……補正予算書(3)P14~
 - 第2項 児童福祉費 ……補正予算書(3)P14~

(教育民生常任委員会)

4. 議案第65号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について ……議案書 P73~
5. 議案第66号 四日市市立こども園条例の一部改正について ……議案書 P78~
6. 議案第67号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について ……議案書 P82~
7. 議案第91号 四日市市母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について ……議案書 P130

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

8. 議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第6号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費(関係部分) ……補正予算書(2)P28~
 - 第5項 国民健康保険費 ……補正予算書(2)P30~
 - 第6項 介護保険費 ……補正予算書(2)P30~
 - 第2条 債務負担行為の補正(関係部分) ……補正予算書(2)P9~
P54~

- 9. 議案第 46 号 令和 5 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
…補正予算書(2)P75～
- 10. 議案第 49 号 令和 5 年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
…補正予算書(2)P121～
- 11. 議案第 50 号 令和 5 年度 四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
…補正予算書(2)P143～
- 12. 議案第 94 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号）
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 3 款 民生費
第 1 項 社会福祉費（関係部分） …補正予算書(3)P14～
第 6 項 介護保険費 …補正予算書(3)P14～

（教育民生常任委員会）

- 13. 議案第 64 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
…議案書 P56～
- 14. 議案第 86 号 四日市市歯科医療センターの指定管理者の指定について
…議案書 P125
- 15. 議案第 87 号 四日市市障害者福祉センターの指定管理者の指定について
…議案書 P126
- 16. 議案第 88 号 四日市市障害者自立支援施設たんぼぼの指定管理者の指定について
…議案書 P127
- 17. 議案第 89 号 四日市市障害者自立支援施設共栄作業所の指定管理者の指定について
…議案書 P128
- 18. 議案第 90 号 四日市市障害者自立支援施設あさけワークスの指定管理者の指定について
…議案書 P129

（教育民生常任委員会所管事務調査）

- 19. 四日市市民生委員推薦会報告
- 20. 四日市市社会福祉協議会理事会報告
- 21. 四日市市障害者施策推進協議会報告
- 22. 四日市看護医療大学運営協議会報告

（教育民生常任委員会協議会）

- 23. 第 5 次四日市市地域福祉計画（素案）の策定について
- 24. 第 5 次四日市市障害者計画（素案）の策定について
- 25. 四日市市感染症予防計画（素案）の策定について

○**教育委員会**

(予算常任委員会教育民生分科会)

26. 議案第 44 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 10 款 教育費
第 1 項 教育総務費 ……補正予算書 (2) P44～
第 5 項 社会教育費 ……補正予算書 (2) P48
第 2 条 債務負担行為の補正 (関係部分) ……補正予算書 (2) P9～
P54～

(教育民生常任委員会)

27. 議案第 73 号 四日市市立図書館充実基金条例の制定について ……議案書 P101～
28. 議案第 74 号 小中学校保健室等空調設備整備事業に係る特定事業契約の締結について
……議案書 P103～
29. 議案第 79 号 工事請負契約の締結について —博物館エレベーター改修工事—
……議案書 P117～

○**その他**

30. 11 月定例会議会中の所管事務調査について
31. 橋北中学校で開催したワイ！ワイ！GIKAI について
32. 休会中の所管事務調査について
候補日：(年間議事予定) 令和 6 年 1 月 15 日 (月) 午後 1 時 30 分～
33. 行政視察について
日程：令和 6 年 1 月 22 日 (月) ～24 日 (水)
34. 2 月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
<開催日程及び開催場所 (2 会場で開催) >
・令和 6 年 3 月 28 日 (木) 18 : 30～20 : 30 会場：総合会館
・令和 6 年 3 月 30 日 (土) 13 : 30～15 : 30 会場：三浜文化会館

<会議用システム内のフォルダ> 07_11月定例会議会 — 05_教育民生常任委員会
— 02_予算常任委員会
— 01_本会議

教育民生常任委員会 事項書

令和6年1月15日(月)
第2委員会室 13:30～

○健康福祉部

(教育民生常任委員会協議会)

1. 障害者相談支援事業の委託料に係る消費税の取扱いについて

○その他

(教育民生常任委員会所管事務調査)

2. 橋北中学校で実施したワイ！ワイ！GIKAIについて

(教育民生常任委員会)

3. 行政視察について

日程：令和6年1月22日(月)～24日(水)

<会議用システム内のフォルダ>

08_休会中(12～2月) - 05_教育民生常任委員会 - 01_令和6年1月15日

予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和6年2月13日(火)

第2委員会室

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第97号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第8号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費(関係部分)

…補正予算書 P14~

第4項 災害救助費

…補正予算書 P14~

第2条 繰越明許費の補正(関係部分)

…補正予算書 P8

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

2. 議案第97号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第8号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費(関係部分)

…補正予算書 P14~

第2条 繰越明許費の補正(関係部分)

…補正予算書 P8

<会議用システム内のフォルダ>

09_2月定例会議会 — 05_教育民生常任委員会

— 01_本会議

教育民生常任委員会事項書

令和6年2月22日（木）

第2委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和6年3月1日(金)
第2委員会室

○健康福祉部

(教育民生常任委員会)

1. 請願第7号 高齢者の命とくらしを守り、向上させることを求めることについて

(予算常任委員会教育民生分科会)

2. 議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算
第1条 歳入歳出予算
歳出第3款 民生費
第1項 社会福祉費 (関係部分) ……予算書 P138～
第2項 児童福祉費 (関係部分) ……予算書 P150～
第3項 生活保護費 ……予算書 P160～
第4項 災害救助費 ……予算書 P162～
第5項 国民健康保険費 ……予算書 P164～
第6項 介護保険費 ……予算書 P164～
第4款 衛生費
第1項 保健衛生費 (関係部分) ……予算書 P164～
第3項 保健所費 ……予算書 P182～
第10款 教育費
第1項 教育総務費 (関係部分) ……予算書 P240～
第2条 債務負担行為 (関係部分) ……予算書 P16～、P273～
3. 議案第101号 令和6年度四日市市国民健康保険特別会計予算
……予算書 (特別会計・財産区) P33～
4. 議案第104号 令和6年度四日市市介護保険特別会計予算
……予算書 (特別会計・財産区) P121～
5. 議案第105号 令和6年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算
……予算書 (特別会計・財産区) P175～
6. 議案第149号 令和5年度四日市市一般会計補正予算 (第9号)
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第3款 民生費
第1項 社会福祉費 (関係部分) ……補正予算書(3) P40～
第3項 生活保護費 ……補正予算書(3) P42～
第4款 衛生費
第1項 保健衛生費 (関係部分) ……補正予算書(3) P44～
第3項 保健所費 ……補正予算書(3) P48～
第10款 教育費
第1項 教育総務費 (関係部分) ……補正予算書(3) P60～
第2条 繰越明許費の補正 (関係部分) ……補正予算書(3) P9～
7. 議案第153号 令和5年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
……補正予算書(3) P121～

8. 議案第 156 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 3 款 民生費
第 1 項 社会福祉費（関係部分） ……補正予算書(4)P22～
第 5 項 国民健康保険費 ……補正予算書(4)P24～

9. 議案第 157 号 令和 6 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
……補正予算書(4)P35～

（教育民生常任委員会）

10. 議案第 115 号 四日市市介護保険条例の一部改正について ……議案書 P14～
11. 議案第 116 号 四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の一部改正
について ……議案書 P21～
12. 議案第 117 号 四日市市指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例の
一部改正について ……議案書 P67～
13. 議案第 118 号 四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の一部改正について ……議案書 P83～
14. 議案第 119 号 四日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関
する基準を定める条例の一部改正について ……議案書 P95～
15. 議案第 120 号 四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例の一部改正
について ……議案書 P106～
16. 議案第 121 号 四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について
……議案書 P107～
17. 議案第 122 号 四日市市障害者自立支援施設条例の一部改正について ……議案書 P109～
18. 議案第 123 号 四日市市歯科医療センター条例の一部改正について ……議案書 P111～
19. 議案第 124 号 四日市市狂犬病予防法関係手数料条例の一部改正について ……議案書 P113
20. 議案第 125 号 四日市市旅館業法施行条例の一部改正について ……議案書 P114
21. 議案第 135 号 第 9 次四日市市介護保険事業計画・第 10 次四日市市高齢者福祉
計画の策定について ……議案書 P144
22. 議案第 158 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
……議案書（2 月 29 日上程分）P4～

（教育民生常任委員会所管事務調査）

23. 四日市市民生委員推薦会報告
24. 四日市市障害者施策推進協議会報告

（教育民生常任委員会協議会）

25. 第 7 期四日市市障害福祉計画・第 3 期四日市市障害児福祉計画の策定について

（教育民生常任委員会）

26. 第 5 次四日市市地域福祉計画の策定について（報告）
27. 第 5 次障害者計画の策定について（報告）
28. 四日市市感染症予防計画の策定について（報告）

○教育委員会

(予算常任委員会教育民生分科会)

29. 議案第 99 号 令和 6 年度四日市市一般会計予算
第 1 条 歳入歳出予算
歳出第 10 款 教育費
第 1 項 教育総務費 (関係部分) ……予算書 P240～
第 2 項 小学校費 ……予算書 P248～
第 3 項 中学校費 ……予算書 P252～
第 4 項 幼稚園費 (関係部分) ……予算書 P256～
第 5 項 社会教育費 (関係部分) ……予算書 P258～
第 2 条 債務負担行為 (関係部分) ……予算書 P16～、P273～
30. 議案第 149 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算 (第 9 号)
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 10 款 教育費
第 1 項 教育総務費 (関係部分) ……補正予算書 (3) P60～
第 2 項 小学校費 ……補正予算書 (3) P62～
第 3 項 中学校費 ……補正予算書 (3) P64～
第 5 項 社会教育費 ……補正予算書 (3) P66～
第 2 条 繰越明許費の補正 (関係部分) ……補正予算書 (3) P9～
31. 議案第 156 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 10 款 教育費
第 2 項 小学校費 ……補正予算書 (4) P26～
第 3 項 中学校費 ……補正予算書 (4) P26～
- (教育民生常任委員会)
32. 議案第 140 号 工事請負契約の締結について
～高花平小学校運動場整備工事～ ……議案書 P158～
33. 議案第 141 号 工事請負契約の締結について
～三重西小学校大規模改修工事 (2 期工事) ～ ……議案書 P161～
34. 議案第 142 号 工事請負契約の締結について
～常磐西小学校南校舎大規模改修工事～ ……議案書 P164～
35. 議案第 143 号 工事請負契約の締結について
～川島小学校長寿命化改修工事 (1 期工事) ～ ……議案書 P168～
36. 議案第 144 号 工事請負契約の締結について
～八郷西小学校長寿命化改修工事～ ……議案書 P171～
37. 議案第 145 号 工事請負契約の締結について
～中部中学校管理教室棟保全改修工事～ ……議案書 P175～
38. 議案第 146 号 動産の取得について
～移動図書館車 1 台～ ……議案書 P179～
39. 四日市市学校規模等適正化計画について (報告)

○ **こども未来部**

(予算常任委員会教育民生分科会)

40. 議案第 99 号 令和 6 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費 (関係部分)

…予算書 P140～

第 2 項 児童福祉費 (関係部分)

…予算書 P150～

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費 (関係部分)

…予算書 P166～

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費 (関係部分)

…予算書 P242～

第 4 項 幼稚園費 (関係部分)

…予算書 P256～

第 5 項 社会教育費 (関係部分)

…予算書 P258～

第 2 条 債務負担行為 (関係部分)

…予算書 P16～、P273～

41. 議案第 149 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算 (第 9 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費 (関係部分)

…補正予算書(3)P32～

歳出第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

…補正予算書(3)P40～

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費 (関係部分)

…補正予算書(3)P44～

第 10 款 教育費

第 4 項 幼稚園費

…補正予算書(3)P64～

第 5 項 社会教育費

…補正予算書(3)P66～

第 2 条 繰越明許費の補正 (関係部分)

…補正予算書(3)P9～

42. 議案第 156 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

…補正予算書(4)P22～

第 2 項 児童福祉費

…補正予算書(4)P22～

(教育民生常任委員会)

43. 議案第 126 号 四日市市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例

の一部改正について

…議案書 P115～

44. 議案第 127 号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について

…議案書 P117～

(教育民生常任委員会所管事務調査)

45. 四日市市青少年問題協議会報告

○その他

(教育民生常任委員会所管事務調査)

46. 令和5年度人権施策推進懇話会報告及び令和5年度同和行政推進審議会報告

47. 2月定例月議会中の所管事務調査について

(教育民生常任委員会)

48. 2月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

①日程 : 令和6年3月28日(木) 午後6時30分～午後8時30分
会場 : 総合会館 7階 第1研修室
出席者 : 副議長、4常任委員会から各2名(計9名)

②日程 : 令和6年3月30日(土) 午後1時30分～午後3時30分
会場 : 三浜文化会館 2階 視聴覚室
出席者 : 議長、4常任委員会からは各2名(計9名)

49. 4常任委員会報告会について

日程 : 令和6年4月23日(火) 午後1時30分～

50. 年間白書の作成について

51. 高校生議会からの意見書について

52. 年間テーマについて

テーマ : 高齢者施策について

53. 休会中の所管事務調査について

日程(案) : 令和6年4月15日(月) 午後1時30分(年間予定より)

54. 教育民生常任委員会行政視察報告について

<会議用システム内のフォルダ>

09_2月定例月議会 — 05_教育民生常任委員会
— 01_本会議
— 02_予算常任委員会

教育民生常任委員会 事項書

令和6年4月15日(月)
第2委員会室 13:30～

○**健康福祉部、こども未来部、教育委員会**
(教育民生常任委員会所管事務調査)

1. 途切れのない支援について

○**その他**

(教育民生常任委員会)

2. 令和5年定例会 教育民生常任委員会 年間白書について

3. 4 常任委員会報告会について

日時(予定): 4月23日(火) 13:30～

<会議用システム内のフォルダ>

10_休会中(3月～5月) > 02_教育民生常任委員会 > 01_令和6年4月15日

4. 委員長報告等

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和5年5月開会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第3号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第2号）について

【こども未来部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業費・事務費、四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業費・事務費について

Q：事務費は前回、前々回の給付時と比べて主にどのような部分が変わっているのか。

A：従前と同様のシステム改修を今回も行うが、今回は申請期間内の10月に市全体の福祉システムの置き換えを予定しており、新旧のシステムにまたがった改修が必要になるため、前回よりもシステム改修費が増額になっている。

（意見）同様の給付を行うのであれば、業務を効率化し、人件費や郵送費などの事務費の減額も検討すべきと考える。今後、給付を行う場合には事務費が削減できるよう取り組んでほしい。

Q：プッシュ方式で給付を行う対象者には郵送等で案内文書を送付するのか。

A：プッシュ方式の対象者には事前に案内文書を郵送する。

Q：市民税均等割非課税とあるが、いつの時点の収入が対象になるのか。

A：令和5年度の市民税均等割額が非課税の方が対象となる。また、令和5年1月以降に収入が急変したことが確認できれば給付対象となる。

Q：「直近の収入が下がった」との基準について、何か月の収入を見て判断するのか。

A：令和5年1月以降の収入において、任意の1か月の収入を提示してもらい、その額を12か月分で換算したものを年収として、児童扶養手当や市民税均等割非課税のそれぞれの基準を下回るかどうかで判断する。

Q：市単独で給付を行う児童1人当たり3万円について、どのような根拠で設定しているのか。

A：令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金の給付額が第2子以降の児童1人当たり3万円を給付した例をもとに設定した。当時、国が3万円とした根拠は把握していない。

Q：市民への周知について、子育て支援アプリ「よかプリコ」、市公式ラインなどを活用する予定はないのか。

A：保育園等の保護者向けのメール、教育委員会の保護者向けアプリでの周知を予定している。子育て支援アプリ「よかプリコ」も活用して、できるだけ広く周知を図りたい。

(意見) 紙媒体では情報をキャッチできない市民も多いと考える。子育て支援アプリ「よかプリコ」の活用をもっと進めてほしい。

Q. 対象者には情報を届けることができているのか。

A. 対象となる子育て世帯はもちろん、広報よっかいち、ホームページも含めて広く周知していく。

Q: 過去に同様の給付を行った際に、市民への周知が漏れたことはなかったのか。

A: 市民からそういった声は聞き及んでいないが、前回にならった形で周知していきたい。

(意見) 情報が届かなかった市民からそうした声が届くことはないので、周知漏れがないように進めてほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和5年6月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第12号 工事請負契約の締結につきましては、博物館受変電及び発電機設備更新工事の請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは、非常用発電機に使用する燃料を確認する質疑があり、理事者からは、更新前と同様、ディーゼル発電機を使用し、燃料は重油であるとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、今後どのような燃料が主流になるのか注視するとともに、非常時にも使用できるよう日頃の点検を適切に行ってほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、工事中は、博物館、四日市公害と環境未来館の全ての施設が休館になるのかとの質疑があり、理事者からは、電気を受ける設備の更新により開館できないため、全ての施設を休館としたい。職員が業務を行う場所は極力減らし、最低限の電力で対応していくことになるとの答弁がありました。

また、委員から、休館中の職員の業務について確認する質疑があり、理事者からは、空調設備等更新のため5か月間休館していた令和4年度と同様に、資料整理やアウトリーチの活動等を行っていく予定である。前回の休館時には市民からの資料の提供が多くあり、今回も資料に関する業務は増える

と想定しているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外に、四日市市民生委員推薦会、四日市市社会福祉協議会理事会、四日市市障害者施策推進協議会、及び、新図書館整備について所管事務調査を実施したことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和5年6月定例月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第4号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第3号）について

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費》

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金国庫補助金返還金

（過年度国県支出金等返還金）について

Q. 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費の国庫補助金の返還額が大きい要因を確認したい。また、必要とする市民に給付金は行き渡ったのか。

A. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯当たり10万円）事業は事業期間が長く、補助金申請を数回実施することにより金額を調整し実績額と同一とすることができたが、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯当たり5万円）事業は、期間が令和4年11月から令和5年3月末と、事業期間が短かったことから、補助金申請の機会が1回しかなく、金額的に余裕をもって申請を行わなければならなかったため実績額を上回り、5210万円を返還することとなった。なお、給付すべき対象者へは給付できている。

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費・事務費について

Q. プッシュ方式による給付に移行した自治体もあるが、そのことを把握しているのか。

A. 名古屋市や仙台市などは、主にプッシュ方式による給付であると聞き及んでいる。

Q. 家計への影響が大きい世帯への給付であることを考えると、本市もプッシュ方式により給付すべきと考えるがどうか。

A. 本人の受領意思や、どの口座に振り込みを希望するのか、他の親族等の扶養を受けていないかなどを確認する必要がある制度となっているため、確認書を送付し、本人の受領意思等を確認した上で給付を行う予定である。過去に給付の実績がある対象者には口座情報等が印字された確認書を送付し、必要事項を確認し署名するだけで意思確認ができるようにしたい。

（意見）他の自治体でも行っているプッシュ方式を、本市でもできるはずである。市民の利便性向上に積極的に取り組み、迅速な給付を検討してほしい。

Q. 1世帯当たり3万円としている根拠を確認したい。

A. 国の考え方は、低所得世帯における電力・ガス・食品等の価格高騰に相当する金額が1か月に約5000円であり、半年分の3万円としている。本市もこの考え方が妥当と判断し、1世帯当たり3万円の給付とした。

Q. 半年分を給付した後、国から方針が示されなくても必要に応じて市の単独事業として残りの半年分も給付していくべきと考えるがどうか。

A. 基本的には県内で統一して給付していきたいが、市民の生活がより厳しくなる場合

には、市の単独事業としての給付も庁内で協議していく必要があると考える。

Q. 事務費のうち業務委託に係る費用の内訳を確認したい。

A. 住民税非課税世帯のデータ抽出業務委託に約 1100 万円、事務処理業務委託に約 5300 万円、コールセンター業務委託に約 960 万円、受付窓口業務委託に約 1080 万円である。

Q. コールセンターの開設期間を確認したい。

A. 6月1日から10月31日を予定している。

Q. 現時点で市民からどの程度の問い合わせがあったのか。

A. 6月1日から6月20日までで合計240件程度の問い合わせがあった。国から3万円給付の方向性が示された直後から庁内の様々な部署に問い合わせがあったことから今回は早い段階からコールセンターを設置した。今後、確認書を送付するとさらに問い合わせが増えることが予想される。

Q. コールセンターの電話番号はどのように市民に案内しているのか。

A. 広報よっかいち、ホームページ等を通じて周知している。また、対象者に送付する確認書にも記載する。

Q. 庁内の他の部署に問い合わせがあった場合もコールセンターを案内しているのか。

A. 問い合わせを受けた職員が案内できるようコールセンターについて庁内掲示板等で周知している。

(意見) 生活に困っている市民に対してコールセンターでもしっかりと対応できるよう取り組んでほしい。

Q. コールセンターに問い合わせがあった場合の対応の流れを確認したい。

A. 過去の給付の際にコールセンターに寄せられた問い合わせをQ&Aで取りまとめてあり、それに基づいて回答している。コールセンターで回答できない場合は、健康福祉部の職員が対応することとしている。

Q. 職員が回答する場合は、どのくらい時間を要するのか。

A. 担当職員が連絡先を聞き取り、基本的にはその日のうちに回答している。他市への照会を要するなどの特別な場合でも速やかに対応できている。

Q. 問い合わせが多数あると対応できないのではないのか。

A. 過去の給付においても可能な限り速やかに対応し、大きなトラブルはなかったと認識している。

Q. 過去の実績から問い合わせ件数等を想定して、コールセンターの人員配置を考えていると理解してよいか。

A. そのとおりである。

(意見) すべて国庫支出金で賄われるとはいえ、財源は税金であるため、裏付けを持って人員配置等を検討してほしい。今回は10億円の給付金に1億円の事務費が必要になっている。これまでの経験を踏まえて事務費を削減し、その分を給付に充てられるよう取り組んでほしい。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費について

Q. 令和6年3月31日までの間は、希望すればワクチン接種を無料で受けられるのか。

- A. そのとおりである。
- Q. 令和5年秋開始接種は、すべての対象者に接種券を送付するのか。
- A. 初回接種を終了した5歳以上の人すべてを対象に接種を行う方針が国から示されている。詳細な方法等については、まだ示されていない。国から示された後に、本市が手法等を決定していくことになる。
- Q. 市民への周知はどのように行っていくのか。
- A. 広報よっかいち、ホームページ等で行う予定である。
- Q. 秋開始接種とあるがいつから始まるのか。
- A. 国からは9月以降ということのみ示されており、詳細は未定である。

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

＜歳出第3款民生費 第2項児童福祉費＞

三重県子育て世帯生活応援給付金給付事業費・事務費、四日市市子育て世帯生活応援給付金給付事業費・事務費について

- Q. 児童1人につき2万円と設定した根拠を確認したい。
- A. 県によると、独り親家庭が受けている物価高騰の影響は年間12万円程度であり、1世帯当たりの児童数を1.67人とすると児童1人当たり約7万円の物価高騰の影響があるという計算になる。そこから国の給付金5万円を差し引いた2万円がなお不足しているとして算定している。
- Q. 事務費の内訳を確認したい。
- A. 消耗品等約10万円、郵送料・振込手数料約149万円、システム改修費約960万円である。
- Q. システム改修費が高額である要因を確認したい。
- A. 今年10月に市全体の福祉システムの置き換えを予定しており、新旧のシステムにまたがっての改修が必要になるため、高額になっている。
- Q. コールセンターは設置しないのか。
- A. プッシュ方式による給付であるため問い合わせが少なく、職員で対応できる。
- Q. プッシュ方式による給付のほうが、事業をスムーズに進められるという理解でよいのか。
- A. 必ずしもそうではないが、プッシュ方式の場合は事前に文書で案内をするため、その説明で内容を理解してもらう市民は多いと考える。
(意見) プッシュ方式により省略できる業務があるなど、健康福祉部など給付金事業を行っている他部局と情報共有し、お互いに効果のあるものを取り入れてほしい。

民間保育所等整備事業費について

- Q. (仮称)よっかいちひばりこども園の教育認定分の定員10名には、3歳児も含まれるのか。
- A. 教育認定分の定員は3～5歳の児童の合計となっている。

Q. 総定員が 60 名から 100 名に増えることで送迎による交通渋滞の懸念や、道路が狭い箇所の拡幅の意見も聞き及んでいるが、地域や他の部局と連携し、課題解消に取り組んでいるのか。

A. 交通の懸念に関しては法人に確認しており、現状では渋滞は見られず、送迎の保護者も安全に走行してもらっているとのことである。法人から地元自治会に対して、増築の計画については説明済みであるが、懸念があれば今後とも地元にて丁寧に説明を行っていくと聞いている。

Q. 四日市市認定こども園整備推進計画では、下野保育園、下野幼稚園、下野中央保育園を統合して認定こども園化していくことが示されているが、その計画との兼ね合いも含めて、今回、私立保育園が認定こども園になるに当たって、地域からの理解は得られているのか。

A. 下野地区自治会長会議において下野地区の公立 3 園のこども園化に向けた説明を行う中で、今回の私立保育園の増築とこども園化についても説明を行い、了承された。

Q. 今回の私立保育園のこども園化が下野地区の公立 3 園の再編に影響し、地域からの反対につながらないか懸念するが、問題ないのか。

A. 今回の私立保育園のこども園化により新たに設定する教育認定分の受け入れ児童数は 10 名であり、他の園に影響しない範囲での設定となっている。一方、下野地区の公立園については、当該 3 園をどのように統廃合していくかという検討を今後進めていく。

(意見) 今回の増築に異を唱えるものではないが、過去の公立幼稚園の再編に際しても他園への影響を指摘する声があった。初期段階から地域や保護者等としっかりと話を詰めておき、慎重に進めるべきである。引き返せなくなってから反対運動が起きるようなことを経験しているので、そういったことのないように進めてほしい。

Q. 施設整備に併せて、保育士確保はできているのか。

A. 委員の指摘を受けて法人に確認したところ、現時点で 2 名の余剰人員は確保できており、今後の退職補充に備えてさらに 2 名を募集しているとの回答であった。

Q. この件について、市が私立園の職員確保の状況を事前に把握する必要があったのではないのか。

A. 施設整備と人員の確保を両輪で進めることについては当然の前提であり、法人が保育士確保に向けて努力していることは確認していたが、具体的に 2 名多く人員を確保している点については把握していなかった。

(意見) 私立園に補助を行い待機児童の解消を目指すのであれば、施設整備するだけでなく、保育士確保の状況まで市がしっかりと情報を把握して事業を進めるべきである。そうしたことを初期の段階から確認していなかった市の姿勢は疑問である。適切に運営ができるのか状況を把握しようとする姿勢で今後取り組んでほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和5年8月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第24号 四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正及び議案第25号 四日市市旅館業法施行条例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました2議案については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和5年度第1回四日市市青少年問題協議会、令和5年度第1回エスペランス四日市運営協議会、令和5年度第1回民生委員推薦会報告及び令和5年度第2回四日市市社会福祉協議会理事会報告について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【請願（審査の経過と結果）】

教育民生常任委員会に付託されました請願第１号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、ないし請願第４号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についての４件につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願４件につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対し、当委員会では、８月２４日に委員会を開催し、審査に先立ち、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第１号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出につきましては、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

貧困の連鎖を断ち切るため、教育に関わる公的な支援は極めて重要であること、

また、高校生等奨学給付金については、国によるこの制度の給付額は不十分であり、第１子と第２子以降とで給付額に差があることが課題であること、

さらに、児童手当の充実等の子供関連施策についても、さらなる充実と、財源の確保が求められること、

以上のような理由から、経済格差を教育格差に結びつけないため、また、全ての子供の学ぶ機会を保障するため、子供の

貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、国の高校生等奨学給付金制度の支援額はどうかと考えるかとの質疑があり、請願者からは、第1子の給付金額を第2子以降の水準まで引き上げること、さらには、昨今の物価高の状況を考慮して金額をさらに引き上げることが子供たちのためになると考えるとの説明がありました。

また、他の委員からは、子供の貧困対策の推進について、具体的に考えている取組はあるのかとの質疑があり、請願者からは、例えば、生活が困窮しライフラインに影響が出ている家庭に対する支援や、外国にルーツを持つ子供への言葉の支援、また、そうした家庭の子供や保護者への関わりについて、学校からも声を挙げて公的な制度の拡充を求めていく必要があると考えるとの説明がありました。

これを受けて、委員からは、子どもの貧困対策がなかなか進みにくい中、解決に向けては具体的な取組を進めていく必要があるとの意見がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第1号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第2号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

教職員が心身ともにゆとりを持って子供たちと向き合い、

日々の教育活動を創り出していくことは、子供たちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものであること、

また、家庭の現実に目を向ければ、光熱費や物価の高騰による保護者の負担増など、厳しい状況は今なお続いており、さらに、教育のICT化に伴う機器の整備費や通信費等の新たな保護者負担も生じていること、

公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、子供たち一人一人の「豊かな学び」を保障することになると考えられること、

以上のような理由から、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、教育のICT化に伴う機器の整備費や通信費等について具体的にどのような保護者負担が生じているのかとの質疑があり、請願者からは、主に高校入学時のタブレット購入費用が大きな部分だが、公費で小中学校に整備されたタブレット端末についても、家庭での通信費の補助は全額ではなく、一部保護者の負担となっているとの説明がありました。

また、他の委員からは、教員不足による子供たちへの影響はどの程度あるのかとの質疑があり、請願者からは、コロナ禍で教員が出勤できず、他の教員だけでは授業以外の業務や学級でのトラブル対応まで手が回らないことや、最近増えている不登校の子供や、家庭への支援を必要とする子供に対するケアが困難であることなど、主に授業以外の部分で特に弱

い立場の子供たちへ影響が及んでいると感じるとの説明がありました。

これを受けて、委員からは、教員免許を持たない職員でも対応できることがあると思うが、現在、市が行うチーム学校の取組により解決することは期待できるのかとの質疑があり、請願者からは、教員免許を持っていない職員の配置により解決できる課題もあると考えるが、様々な背景を持つ子供の悩みを聞くためには専門的なスキルが必要であるため、教員でないとできないこともあると考えるとの説明がありました。

さらに、委員からは、保護者から教員不足による影響を心配する声はあるのかとの質疑があり、請願者からは、多くの保護者が教員不足の状況や、教員の業務が多岐にわたることについて認識しており、子供たちのためにも教員をサポートしたいとの声を挙げる保護者は多いとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、スクールソーシャルワーカーなどの教員免許を持たない職員を含めたチーム学校の取組を進めていくことで、教員の数を増やさなくても解決できることがあるのではないかと質疑があり、理事者からは、教員が担えない部分をサポートする意味でチーム学校の取組を活用すべきと考えており、現在の活用を進める中でニーズに応じた施策の充実を図っていききたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、教員以外で担える部分は教員以外に任せるべきだが、今後、国が小学校高学年で教科担任制を進めようとしている中で、教員の増員でしか対応できないこともあるのではないかと質疑があり、理事者からは、教科担任制に移行するに当たり、国は令和4年度から令和6年度

までに段階的に全国で 3800 人の教員の増員を計画しているが、この人数では到底賄えないと考えられ、国や県に対し、教員の欠員不補充の課題解消のため、新規採用者数の拡大を引き続き要望するとともに、採用試験の方法等の改善についても要望していききたいとの答弁がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、請願趣旨に挙げられる課題について、教員の増員によらなくても解決する手法はあると考えられることに加え、チーム学校の取組を進めることにより、教員免許を持たない人が対応できることは非常に多く、教員をむやみに増やすことによる教育の質の低下も考えると、教員の数を増やすのではなく、教員免許を持たない人を増やすことによりチーム学校として教員の負担軽減を図るべきと考え、本請願の採択に反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、少人数学級が子供の豊かな学びのために非常に有効であり、国は現在の 35 人学級の段階的实施から 30 人学級を目指すべきでもあり、そのためには教員の定数を増やすことが不可欠と考え、本請願の採択に賛成するとの意見がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第 2 号につきましては、賛成多数により採択すべきものと決した次第であります。

請願第 3 号 防災対策の充実を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

防災対策については、時間的に余裕を持って避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が必要だが、国の支援制度の活用が難しい状況であり、補助要件の緩和、補助対象の拡大が求められていることや、

災害や感染症は、いつ発生するか分からないことから、性やプライバシーに関する課題への対応など、まだまだ改善すべき課題は山積している。国の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきであり、過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えの下、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第3号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度であり、義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、

全国各地の学校現場において1人1台端末の整備が進められ、児童生徒への効果的な学習に役立てられているが、端末

の修繕等の費用、家庭等での通信費、その他の保守に関する経費等の負担状況には、自治体間の格差が生じており、その格差を生じさせないようにする必要があることから、

未来を担う子供たちの「豊かな学び」のため、義務教育費国庫負担制度のさらなる充実について意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、過去には、国が義務教育費を今より多く負担していた時期もあったが、地方分権の流れの中で、地方が一般財源化を要望した経緯があると聞き、一般財源化の背景には各地域の長所を生かす狙いがあったと考えるが、現状では本市に不都合が生じているのかとの質疑があり、請願者からは、不都合というよりは、例えば、ICT支援員の配置数が地域によって大きく差が生じているなど、一般財源化したことにより、義務教育に充てられる予算について自治体間で格差が生じていることを懸念しているとの説明がありました。

これを受けて委員からは、国庫負担金による財源確保の拡充を求めるのは、人件費だけでなく教育に係る費用全般という理解でよいかとの質疑があり、請願者からは、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準を保障するための全ての費用についてであるとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、義務教育費国庫負担金制度が拡充されると、どのような改善が図られるのかとの質疑があり、理事者からは、国庫負担される部分は、市単独で予算を組むことがなくなるとの説明がありました。また、多くの予算と教員が確保できれば改善されるが、専

門職であるほど人材確保は難しいと考えるとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、市費負担から国庫負担になることで教員やICT支援員などの人材不足は解消していくのかとの質疑があり、理事者からは、財源が国でも市でも、同じ報酬であれば、仕事に魅力があるか、自分の働き方に合っているかどうかで、仕事として教員等が選ばれると思うため、財源が国か市かは、あまり関係ないものと考えたとの答弁がありました。

また、他の委員からは、ICT支援員の配置状況を確認する質疑があり、理事者からは、ICT支援員については、国から方向性は示されたものの、予算措置や人材の派遣等を行われず、各自治体で何とか人材を探している状況であり、本市においては、現在のところ配置できていないとの答弁がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、義務教育費国庫負担制度は、地方分権の中で地方の要望をもとにつくられた制度であり、財源が一般財源であることで本市に特段不都合がないのであれば現行の制度を変える必要はないと考え、本請願の採択に反対するとの意見がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第4号につきましては、賛成少数により不採択とすべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会教育民生分科会長報告（令和5年8月定例月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第18号

令和4年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【教育委員会・経過】

≪ 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 ≫

教員不足の状況について

- Q. 教員免許を持った教員でなければならない業務と、教員免許を持たなくてもできる業務の分類はしているのか。
- A. 令和元年に国からの指針があり、教員にしかできない業務、地域や外部とともに行う業務、外部が担うべき業務に仕分けるところから働き方改革をスタートしている。現在も、今まで教員が当たり前のように行ってきた仕事の精査に取り組んでいるところである。
- Q. 令和4年度、小学校では教員の必要数950人に対して20名不足しているとあるが、この必要数は業務の仕分けを行った上で、教員にしかできない仕事を行うために必要な教員の数という認識でよいか。
- A. 教員免許を持った者を配置すべき必要な数を示したものであり、教員免許を持たない者は含まない。法に定められた各学校に必要な教員の数に、各学校からの要望、学校の教育課題に応じて配当される定数を加えたものである。
- Q. 教員免許を持っている人しかできない仕事を精査した上で、20人もの教員が不足しているという理解でよいか。
- A. そのとおりだが、教員不足の現況を考慮し、現在、教員免許を持った人が行っている業務の中で、果たして教員免許でなければならない業務なのかということを引き続き精査している。
- （意見）全国的に教員が不足している中で、教員を確保し、教員免許を持っていないでもできる業務を他の人へ任せることで、教員の負担軽減を図り、教員不足が及ぼす子供たちへの影響を最小限にとどめるよう努力してほしい。
- Q. 業務の仕分けを行った結果は、教員の必要数に反映され、その分必要数は少なくなっていくという理解でよいか。
- A. 法により学校規模に応じて決まる数であるため、業務の仕分けによって変化するわけではない。
- Q. 業務の仕分けを行った結果は、学校内の働き方の中で活用していくという理解でよいか。

A. そのとおりである。

Q. 教員の欠員が生じた際の対応として、代替職員の補充配置、できなかった場合には非常勤講師の補充配置とあるが、代替講師と非常勤職員の違いは何か

A. 代替講師は、欠員となった教員の代わりに配置される教員であり、常勤（フルタイム）で勤務する教員のことである。一方、非常勤講師は代替講師が配置できない場合に、パートタイムで授業だけを行う講師として任用し補充されるものである。

教員の時間外勤務の状況について

Q. 時間外勤務の算出方法について、校務支援システムで打刻して記録された在校時間により算出しているということは、教員の自己申告によるものと理解するが、第三者から見ても、教員がどのくらいの時間働いたのか見えるようにしなければならない。学校でタイムカードを使用しない理由はあるのか。校務支援システムでの打刻のみで時間外勤務を把握することについて十分だと思っているのか。

A. 多くの自治体でもこの方法で勤務時間の管理をしている。教員は朝早く出勤した時でも実際の時間を打刻しており、一般的な時間外勤務の把握よりは実態に即して申告されていると考える。しかしながら、在校時間の把握はこのシステムのみで行っているため、この時間の信憑性については検証していかなければならない。校務支援システムに打刻するに当たっては、管理者が教員任せにするのではなく、実態に即した申告になるよう、声掛けや面談等を適宜行い、時間外勤務の縮減を図っていきたい。

Q. 市職員は事前に時間外勤務の予定を申請し、管理職が時間外命令を行うという仕組みで行っているが、教員の場合も同様の流れで時間外勤務を行うのか。

A. 事前に時間外勤務の予定を申請し、管理職が承認し、実績を入力するという仕組みは同じだが、時間外勤務の時間に応じて手当が支給されるわけではないこともあり、現実には全ての学校でそのように行われているわけではないと考える。

（意見）ICカードを用いた出退勤の管理など、ICT技術を用いた勤怠管理の導入により、自己申告だけでなく第三者から見て客観的に出勤と退勤を把握できる仕組みをつくるのが、管理職や教員のためにも必要である。

Q. 職員室にモニターを設置し、どの教員が職員室にいるのかを見える化している学校があったが、これは全校で広めていくべきと考えるがどうか。

A. 校務支援システム上で管理している情報のうち管理職用の画面で出勤している教員の状況を見られるよう表示することは可能と考える。既存のシステムを見える化することは大切である。

Q. 校務支援システムの導入により、教員の業務量の削減につながっているのか。

A. システムの導入によりどのくらい時間が縮減されたのかを示すことは難しいが、教員からは非常に喜ばれており、教員の負担感はかなり軽減されたと捉えている。

道徳教育総合支援事業について

Q. 令和4年度の道徳教育推進校は2校だが、他の学校にもこうした取組を広げていく考えはあるのか。

A. 道徳教育推進校は年ごとに変えており、今年度は別の小学校1校、中学校1校で研

究を行い、「考え、議論する道徳」の普及を図っている。

Q. どのような効果があったのか。

A. 例えば、教員が子供たちにどのように問いかければ道徳的な理解に近づけるのかという研究を行い、道徳の授業が非常に深まったという成果があった。他にも、教員主導ではなく、児童生徒の問題意識に沿った授業づくりが必要であるという意識改革につながったという報告もあった。

Q. 最終的な目指す姿は何か。

A. 「考え、議論する」ということが、社会人になっても役立つよう、子供たちを育てていきたいと考えている。

Q. 最近、SNSを用いた事件に子供たちが巻き込まれることもあるため、そうしたことにも注意できるよう、物事の根底にある大事な部分を道徳教育によって子供たちに育んでほしいと考えるがどうか。

A. 道徳科だけでなく他の教科も絡めてそうした力を身に付けていきたいと考える。

Q. 外部講師による公開授業とその後の講演会にはそれぞれ誰が参加するのか。

A. 公開授業は、講師が各クラスの児童生徒向けに行い、それを他の学校の教員が参観する。その後、講師による講演会に各学校の教員が参加し、公開授業についての学びなどを確認していく場になっている。

Q. 小中学校において、道徳教育を行う時間数はどのくらいか。また、教材は何を使っているのか。

A. 小学校、中学校ともに年間35時間であり、教材は道徳の教科書を用いているが、時には別に教材を作って行うこともある。

(意見) 道徳の授業は科目として評価が難しいが、小中学校でそれぞれの年齢、段階に応じた教育は必要であるため、しっかりと時間数を確保し、道徳教育の推進に努めてほしい。

Q. 道徳教育においては、授業により知識を身に付けるだけでなく、授業の理解度を確認する意味でも、作文を書いたり発表したりするなど、発信する力も重要だと考えるがどのように取り組んでいるのか。

A. 自ら考えて議論する中で道徳的な価値に気付いていくということを大事にした授業をまずは行い、その後、振り返りの中で学んだことを書いたり、クラスで発表したりというようなことに取り組んでいる。あるいは、他の総合的な学習や特別活動の中で発表を行うなどの授業を行っている。

Q. 中学校などの道徳の授業に関わる中で、学校ごとに道徳の授業の内容がかなり違うと感じた。頭の中のイメージを具体的に言葉にする力はこれからの時代に必要だが、グループワークやプレゼンテーションに力を入れている学校とそうでない学校とでは、児童生徒の積極性などに大きな差があった。子供たちが自ら自分の意見を積極的に言える環境を多くつくるのが重要だと感じており、今後取り組んでほしいと考えるがどうか。

A. 道徳の授業に限らず、グループワークによる協働的な学びや、自ら発信する力を身に付けることを大切にしており、各校の良い取組を全ての小中学校で広めていきたい。

生命及び性に関する出前講座について

- Q. 学校によって対象の学年などが異なるが、毎年同じ学年で行うことで、各生徒が在学中に1回は講座を受けることができるという認識でよいか。
- A. そのとおりである。
- Q. 出前講座は男女一緒に受けるのか。
- A. 小学校も中学校も男女一緒に受けている。
- Q. 中学校の授業の概要の中に「妊娠と出産とライフプラン」とあるが、避妊についても学ぶのか。
- A. 望まない妊娠に関する教材を用いて、そうならないためにどうするのかという所で避妊についても扱っている。
- (意見) 望まない妊娠を未然に防ぐために、特に中学生からは非常に大切なことだと思うので今後もぜひ続けて欲しい。
- Q. 望まない妊娠が起こった場合の選択肢として、人工中絶を行ったことによる、健康やその後人生について知ることは重要だと思うが、人工中絶に関する授業はあるのか。
- A. 人工中絶については特段取り上げていない。
- Q. 産む、産まないの選択肢として人工中絶について正しい知識を理解する必要があるため、取り入れるべきと考えるが、今後そのような考えはないのか。
- A. 性に関する指導のガイドブックの更新について検討しているところであり、その点についても議論したい。

I C T活用による学習環境整備事業について

- Q. I C T活用実践推進校の取組の中で先進校の視察を行っているが、どのような内容か。
- A. 教育委員会や推進校の教員が、春日井市など、早期からI C Tを積極的に導入している学校の公開授業に参加し、先進校との交流を通じてI C Tの活用に大いに役立っている。今年度も推進校とともに先進校の視察を実施したいと考えている。
- Q. 今後のI C T活用の方向性はどうか。
- A. この2、3年で各教員がI C T機器を使うという点ではほぼ達成したと考えている。今後は、I C T機器を使うことで、子供たちの思考を深め、さらには、子供たちが何かを表現、創造することができる段階を目指しており、それに向けて各校に啓発し、I C T活用の取組を推進しているところである。
- Q. 2023年全国学力・学習状況調査アンケートの結果では、I C T活用にどのような向上が見られたのか。
- A. 教員が授業で活用できているという回答が全国平均を上回っており、子供たちがI C Tを活用できているかという実感も十分な結果が出ているため、引き続きこうした指標も参考にしながら推進していきたい。
- Q. 学校間でのI C Tスキルの格差があると思うが、どのように埋めていくのか。
- A. 各校の教員の校務分担の中で、I C T教育コーディネーターを必ず一人定めており、このI C T教育コーディネーターを対象に、オンラインや対面で研修を行って、スキ

ルアップを図り、スキルを校内で広げる取組を続けている。
(意見) 現在もスキルの格差はあると思うが、引き続き取組を進めて少しでも平準化するよう各校を導いてほしい。

Q. ICT活用実践推進校はどのように決まるのか。

A. まずは、学校掲示板において公募を行い、各校の希望を聞き取るとともに、教育委員会で推進すべきと考える学校に打診を行い、推進校を決定する。

Q. 児童生徒がタブレットを活用して何かを研究、実践したいと希望することもあると思うが、各校でそうしたICT活用に積極的な子供たちの声を拾う機会はあるのか。

A. 各校の校長が児童生徒にICT活用実践推進校を受けるかどうか打診する場面があったとは聞いていない。しかし、ICT機器を使った情報発信は児童生徒に付けたい力であるため、情報発信ができるような日々の授業づくりはもちろんのこと、教育委員会としても情報発信できる場を設定できないか、検討の余地はあると考えている。

(意見) 子供たちも教員も全て一人一台端末が用意されているため、ICTの活用が進んでいる学校が進んでいない学校に合わせるのではなく、意欲的に取り組んでいる学校はICT機器の活用をさらに進め、進んでいない学校はそこに追いつくよう互いに切磋琢磨できるようなICT活用の推進に取り組んでほしい。

Q. 学んでE-net!以外の学習用ソフトは活用しているのか。

A. 小中学校全校でドリルパークという教材を導入しており、これはAIが子供の学習状況に応じて問題を選択してくれるものである。

Q. クラウドの活用は行っているのか。

A. Googleのクラウドサービスをほぼ全校で使い始めている。どこにいてもネット上の同じスペースで学習できるという特徴を生かし、今後、共同学習の際や、個人の調べ学習を共有するときなどに活用していけるよう取り組んでいる。

教育委員会負担金について

Q. 毎年多くの負担金を教育委員会が支払っているが、然るべきタイミングで、どのようなところに支出し、どのように活用されているのか検証が必要と考える。担当部局でそのような負担金についての検証は行っているのか。

A. 毎年のものであっても漫然と負担金を支出しているわけではない。例えば、都市教育長協議会の負担金も支出しているが、そこで行われた調査研究や資料を教育委員会として内容を確認し、現場で生かせるようフィードバックをしている。

(意見) 人口等の要件で本市の負担割合が大きい傾向にあると推測するが、支払う金額が多いのであれば、その分しっかりと発言して活用に努めるべきである。毎年の負担金だからと簡単に支出することがないようにしてほしい。

チーム学校推進事業について

Q. スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門職を毎年強化しているが、これにより子供たちの様々な課題を解決する件数は増えているのか。

A. 間違いなく効果はあると確信している。課題を抱える児童生徒に対して面談を重ねることで、福祉などの関係機関につなげていくような事例がたくさんあり、それによ

って家庭が落ち着き、児童生徒が安心、安定することにつながっている。今後もさらに拡充していきたい。

(意見) 児童生徒の課題解決に重要であるため後押ししていきたい。教育と福祉の連携は重要であり、福祉等の関係機関へのつなぎや、アウトリーチにより家庭環境を把握することも重要であると考え。

Q. いじめ相談アプリを導入したが、アプリを通じて児童生徒から命にかかわるような深刻な案件の相談が届いた事例はあるのか。

A. 令和4年度は1000件を超える相談があり、令和5年度は既に920件を超えているが、現時点で命にかかわるような重大な案件はなかった。

(意見) アプリへの相談は匿名で行うため個人の特定は難しいと思うが、命にかかわるような差し迫った内容がアプリに届いたときに、どのように対応していくのかということは教育委員会として事前に十分検討しておいてほしい。

Q. スクールロイヤーによる授業や相談を行っているが、教師や児童生徒からの反応はどうか。

A. いじめの予防授業として、児童生徒に対して、人権に関する授業を弁護士の言葉で行った。法的な考え方に基づいて非常に分かりやすい授業であり、他の授業と絡めて今後も生かしていくことができるなど、児童生徒からは好評であった。また、保護者もその授業を参観し、いじめについてよく理解できたという評価を得ている。また、また、教職員からは法的な相談ができ、保護者との信頼関係を築くことが困難な状況になった際に学校が対応すべきことが明らかになることで早期の対応にもつながり、非常に効果があると受け止めている。

スクールソーシャルワーカーの配置について

Q. 男性のスクールソーシャルワーカーが2名と女性8名に対して少ないと感じるが、男性の成り手が少ないということか。

A. 資格を有する人を募集した結果この比率になった。

Q. 令和4年度10名、令和5年度14名という人数は少ないと感じるが、実際にこの人数で市内の子供たちの様々な声は拾い上げられているのか。

A. スクールソーシャルワーカーのニーズは高まっており、人員はさらに必要だと考える。現在は各拠点校区に1名のスクールソーシャルワーカーを配置しているが、一人のスクールソーシャルワーカーが別の中学校校区へも行っているのが現状であり、さらなる拡充を目指していきたい。

四日市版コミュニティスクールについて

Q. 地域の活動を教育につなげることは重要だが、具体的にはどのような取組の事例があるのか。

A. ある小学校では梅に関する取組が盛んであり、地域と協力して1年生から梅ちぎりや、梅の世話、梅の歴史など学年を通して勉強するという活動を行っており、児童たちは非常に喜び、地域の活力にもつながったという事例がある。

Q. 各地域での好事例を地域間の交流により共有するなどしているのか。

A. 毎年リーフレットを作成しており、各地域、学校のコミュニティスクールの特色ある活動について共有している。また、各コミュニティスクールの委員長を集めた研修会でそれぞれの活動について報告し合う機会や、委員の研修会で意見交流を行う機会も設けている。

Q. コミュニティスクールを行った経験が豊富な学校と、まだ浅い学校があると思うが、各校で取組に差はないのか。

A. 伝統的に取り組んでいる学校はコミュニティスクールの取組が根付いている一方で、新しくできたところも地域の特色を生かして創意工夫をして取り組んでいる。それぞれが交流の機会も通じて取り組むことで、どのコミュニティスクールも充実したものになっている。

小学校サポートルーム、通級指導教室について

Q. 小学校サポートルームの実績があるところは、現在も継続して実施しているのか。

A. サポートルームを実施した小学校は、それ以降毎年各校のノウハウを生かしながら進めている。

Q. サポートルームを利用する児童はどのように決定しているのか。

A. 保護者や本人の希望を踏まえて、校内委員会で決定している。時間割の一部をサポートルームの利用に使うためそれが良いかどうか、本人の意欲などを考慮し、毎年、あるいは半年に1度、各校で見直しを行っている。

Q. 最長でどのくらいの期間利用できるのか。

A. 原則1年間として、各校でその効果をはかっているところである。

Q. 通級指導教室が設置された学校の児童が自分の学校の通級指導教室に通う場合は、サポートルームを利用する場合と大きな違いはないという認識でよいか。

A. 通級指導教室はより専門性の高い教員が配置されているほか、他校からも児童を受け入れている。サポートルームで行うようなカリキュラムで指導を行う場合もある。サポートルームを担う教員への研修などを通じて通級指導教室がある学校とない学校とで差がないようにしていきたい。

Q. 通級指導教室を設置している小学校のうち、どの学校に行くかは、何かの基準で決めているのか。

A. 基本的には、教育委員会が、その児童の通常通う学校によって行き先を決めている。

介助員・医療的ケアサポーターについて

Q. 一人一人の児童生徒の状態に応じて細やかに介助員を配置しているが、基本的には一人の児童生徒に対して、常に少なくとも一人の介助員が付いているという認識でよいか。

A. 一人の児童生徒に専従で一人付いているわけではないが、休み時間も含めて空白ができないよう、コーディネートの役割を担う教員が工夫してシフトを作成している。

Q. 保護者や本人がどの程度介助員に付いてほしいかという希望と、実際の配置に差はあるのか。

- A. 本人と介助員との相性も見極めながら毎回最良の配置を考えている。
- Q. 保護者が介助に付くこともあると聞くと、医療的サポートが必要な児童生徒で保護者が介助に付くこともあるのか。
- A. 基本的には保護者が介助に付かなくてもいいような体制を考えている。しかし、入学直後で子供の不安が強いケースや、昼食の場面でどうしても保護者の助けが必要なケースなど、一部保護者が付き添うこともある。

校内ふれあい教室について

- Q. 校内ふれあい教室の利用者数は増えており、設置校も増えているが、今後どの程度設置校を増やす予定なのか。
- A. 設置校を順次増やしていき、最終的には全中学校 22 校に設置したいと考えている。令和 5 年度は 5 校に設置予定であり、残りの 8 校は令和 6 年度、7 年度で順次拡充設置していく予定である。
- Q. 活動内容のうち、コミュニケーションを中心とした活動は、校内ふれあい教室に通わない生徒にはない授業なのか。
- A. 基本的には授業ではなく教育相談の部類と考える。面と向かって自分の内面のことを話すことは難しいため、様々な活動を交えて、相談や会話をする中で本人のことを紐解いていくことが大きな内容になっている。
- Q. 校内ふれあい教室を担当するのは教員なのか。
- A. 令和 2 年度以降、正規教員が行っていたが、教員不足の状況で学校の業務が回らない事態に対応するため、令和 5 年度からは校長経験のある非常勤講師など、理解があり経験もある人を中心に支援を行う体制をとっている。関係性ができている正規教員が対応したほうがよい生徒の場合は、その教員が対応することもある。
- Q. 専門的な知識のある外部の人材の介入があったほうが生徒に効果的な支援ができると考えるが、非常勤講師ではなく専門家に依頼する考えはあるか。
- A. 専門家ですべて行うことは考えていないが、話の内容によって各校に設置するスクールカウンセラーにつなぐなど、より広く、様々な人と話することで本人の今後の社会的自立につながるよう対応していく考えである。
- Q. 学習を中心とした活動の中でオンラインによる授業への参加とあるが、どのように授業を実施しているのか。
- A. 教室での授業の様子を生配信で映像と音声をつなぎ、それを校内ふれあい教室から受けるという形で行っている。中にはパソコンで教室同士をつなぎ、話し合い活動に参加する生徒もいる。
- Q. 校内ふれあい教室に通う生徒にも学習の機会をしっかりと確保することが重要である。ハード面の整備として教室内にカメラを 1 台設置し、タブレットで視聴できるような環境整備を行うことは効果的と考えるがどうか。
- A. 学習の機会をいかに保障するかは重要な課題である。まずは全校に校内ふれあい教室を設置することを進めながら、そうしたハード整備がどこまでできるのか検討していきたい。
- (意見) 教室にカメラを設置するだけであれば費用も抑えられるため積極的に検討して

ほしい。

Q. 学校によっては、校内ふれあい教室を利用する生徒が 23 人もいるが、多くの生徒を教員 1 名で担当するのは無理があるのではないか。

A. 基本的には教員 1 名で担うことになっているが、不登校生徒数は増えており、校内ふれあい教室の活用も周知されているという状況であるため、基本的には登校サポートセンターの配置基準である生徒 10 人に対して教員 2 名という基準に照らして実態を加味しながら検討していきたい。また、不登校生徒の現状としては毎日登校する計画になっている生徒が実際には欠席する場合もあり、計画通りに全ての生徒が校内ふれあい教室に来られるわけでもないため必要な人員がどのくらいなのかも今後検証していきたい。

(意見) 教員の負担が大きくならないよう、国の動向もしっかり捉えながら取組を進めてほしい。

メディア・リテラシー養成を通じた人権教育推進事業について

Q. 外部講師によるメディア・リテラシーを題材とした人権教育は、どのような講師に依頼したのか。

A. 県内で公益性が認められている公益財団法人反差別人権研究所みえの研究員に依頼し全ての学校で同じ内容の授業を行った。

Q. 小学校 3 年生、中学校 2 年生でそれぞれ 1 時間ずつ授業を受けたということか。

A. 講師からの授業は 1 時間のみだが、講師からの「この辺りについて考えてみよう」と投げかけがあり、それについて授業後にも各学校で取り組めるようにしている。

Q. 外部講師から受けたものを展開して別の授業で取り組むことは、子供たちに考える機会を持ってもらうために非常に重要である。最近さらにインターネットに関するトラブルが増えていると感じるため、この 2 つの学年だけでなく、さらに多くの学年でこうした授業を受けられるよう今後検討すべきと考えるがどうか。

A. すべての学年でこうした授業に取り組むことは重要であると認識している。一方で、全ての教職員がメディア・リテラシーと人権に関わる授業に取り組めるような体制をとることも重要であると考えるため、人権教育リーダー育成研修を活用した取組も進めていきたい。

四日市市奨学金について

Q. 奨学金は保護者からの要望で利用することが多いイメージはあるが、生徒自身が希望して利用するケースも一定数あると考える。学校からの呼びかけによる応募が多いところを見ると、市が行う広報により応募につながる生徒は少ないと感じる。生徒の状況を把握している教員による勧奨が、生徒の意思で奨学金を受けることへの一番の手法と考えるため、学校への適切な情報提供や周知徹底を行い、教員が奨学金を必要とする生徒をしっかりと見つけることで生徒に情報を届けられるようにしてほしいと考えるがどうか。

A. 中学校の現場では、三者懇談会などの場面で保護者や生徒に説明をしている。こうした機会を通じてさらに周知を徹底していきたい。

(意見) 生徒の中には保護者に知られずに奨学金について知りたいという生徒もいると考えるため、教員と生徒が一对一で話す中で必要に応じて情報提供を行うこともしてほしい。

給食費の徴収業務について

Q. 給食費の徴収業務を市の業務として運用開始したとあるが、どのような内容か。

A. 令和4年度から給食費を公会計化したことにより、これまで教員が未納の家庭を訪問するなどしていた業務を本庁の職員が行うことにより削減することができた。

Q. 本庁の職員は何名でこの業務を行っているのか。

A. 令和4年度は正規職員1名と会計年度任用職員1名で行った。

Q. 滞納整理を行わなければならない対象はどのくらいか。

A. 収納率が99.2%であるため、喫食者数約1万6000人のうち、正確な数字ではないが160人程度が年度末時点での対象者と思われる。

Q. 正規職員1名、会計年度任用職員1名で滞納整理業務をやり切れるのか。

A. 令和4年度は小学校のみだったが、今年度から中学校給食費の徴収も始まった。そのため、滞納整理と徴収業務の一部を業者へ委託し、さらに、正規職員を1名増員して対応している。

(意見) 業者委託に際しては、家庭の事情によりどうしても支払いができない家庭もあると考えるため、きめ細やかに対応してほしい。

◀ 歳出第10款教育費 第2項小学校費 ▶

◀ 歳出第10款教育費 第3項中学校費 ▶

学校プール施設について

「論点整理シートNo. 1」に記載

小学校給食について

Q. 食育の教材となる安全安心な給食の提供についての記述に、「安全・安心な給食を提供するために、みえ地物一番給食の日及び・・・」とあるが、この記述ではみえ地物一番以外は安全安心ではないという捉え方ができてしまうのではないか。

A. そうした捉え方もできてしまうため、適切な記述に努めたい。本意としては、みえ地物一番給食の日、四日市ふるさと給食の日を中心に安全・安心な食の啓発や、食育の推進を図っていくという意味で記述している。

学校図書館活動について

Q. 学校図書館の蔵書点検は司書が行っているのか。

A. 12学級以上ある学校には司書の資格を持つ教諭を1名配置することが法で定められている。蔵書点検は、その司書教諭と業務委託をしている司書が一緒に行っており、蔵書点検と選書、廃棄、更新の業務を行っている。

Q. 蔵書点検は年に何回行っているのか。

A. 学校によって異なるが、適切な回数を各校で決めており、年に最低でも1回は実施

している。

(意見) 図書館のシステムは独特なものがあり、システムを理解するのが難しいこともあるため、業者からのサポートももらいながら適切に実施してほしい。

空調設備整備事業について

Q. アドバイザリー業務委託とは何をしているのか。

A. 空調設備整備の業者選定の際の仕様書の作成など、発注に係る委託業務である。

Q. 空調設備の実際の稼働率はどの程度か。

A. 冷暖房どちらの機能もあるため、普通教室については、夏の9月から10月にかけて、冬も暖房として普通教室ではほぼ100%使用している。

(意見) 夏休みの1か月半の期間はほぼ使用していないことを考えると、国も推奨しているクーリングシェルターの考え方にに基づき、自宅にエアコンがなくつらい思いをしている市民に夏休み期間中だけでも逃げ場として活用するなど、何かしらの活用を検討してほしい。

◀ 歳出第10款教育費 第4項幼稚園費 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

◀ 歳出第10款教育費 第5項社会教育費 ▶

図書館へのデータベースの導入について

Q. どのような事業を行っているのか。

A. 令和4年度図書館において中日新聞、東京新聞のデータベース、国立国会図書館のデータベースが閲覧できるサービスを新しく導入した。

(意見) 新事業を行った場合には決算資料に分かるように記載してほしい。

◀ その他 ▶

不用額について

Q. 不用額は、予算より安く事業を実施できたという見方の他に、教育の分野においては、本来やるべき教育ができず子供たちの不利益につながったのではないかという見方もできるが、見解はどうか。

A. 最も金額が大きいのは旧笹川西小学校の解体工事が解約になったことによる不用額であり、その他も入札差金や、光熱費の高騰が想定よりも少なかったことなどによるものであり、子供たちに不利益になったものではない。

【こども未来部・経過】

◀ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

◀ 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 ▶

子育て支援アプリ（よかプリコ）について

- Q. 利用登録者の推移を見ると、毎年 1000 人ずつ増加しているが、出生数には及ばないため、さらに登録者数を増やすための手立てとして、何か検討していることはあるか。
- A. 令和 4 年度から乳幼児食教室のウェブ予約を始めた。他の母子保健事業にもウェブ予約の範囲を拡大できないか、今後検討していきたい。
- Q. 登録した人に、いかに継続して利用してもらえるかも大事である。子供が小中学生になってもアプリを利用してもらえるよう、内容の充実を検討してほしいがどうか。
- A. 予防接種の管理がメインではあるが、今後、小中学生向けのサービス内容も検討したい。
- Q. 子供の成長とともに予防接種への意識が薄れる傾向があるため、小中学生になってもよかプリコを活用するように周知すれば、保護者が子供の予防接種を管理しやすくなるのではないか。
- A. 小中学生への予防接種の際に個人通知を行っている。その際にアプリの案内チラシを同封するなど、今後、周知方法を検討したい。
- Q. 病児保育予約アプリ「あずかるこちゃん」との連携はどうか。
- A. 連携していない。
- Q. 保護者が利用しやすくなるように、病児保育受付システム「あずかるこちゃん」だけでなく、教育委員会の「ホームアンドスクール」も含めてアプリ同士の連携や、リンク先として URL を貼ることはできないか。
- A. リンクを貼ることについて検討したい。
- (意見) よかプリコの登録者数を増やすために、お知らせや情報提供だけでなく、予約や申込みの際にアプリを利用することを検討してほしい。

病児保育室管理運営費について

- Q. 4 つの病児保育室の設立はいつか。
- A. カンガルームは平成 12 年度、チェリーケアは平成 29 年度、ひばりルームは令和元年度、シェルームは令和 3 年度である。
- Q. 4 つの病児保育室の中でシェルームの利用人数が一番少ないが、その要因は何か。
- A. シェルームは開設が令和 3 年度で、設立してからまだ 2 年しか経過していないこと、また、開設時期がコロナ禍であったこともあり、利用者数が伸びなかった。今後も周知に努めていく。
- Q. 利用者数の多いひばりルームは、保育園に併設されているため、働く保護者にとって利用しやすい。今後、病児保育室を増やす予定や、利用しやすい環境を整備する予定があるのか確認したい。
- A. 現在の 4 か所は、市内のおおむね東西南北の各エリアに 1 か所ずつ立地しており、また、全体の利用率も 50% 未満という状況であるので、当面、4 施設で周知を継続しながら運営していく。
- Q. 各施設の利用率が上がっていないのは、利用しにくい環境にあるからではないか。
- A. これまでも受付システムを導入するなどしてきた。例えば、利用したことがない保

護者に対してなど、現在の4施設を最大限に生かせるよう周知を工夫していく。

Q. なぜリピートしなかったのかという要因を把握することが利用率の向上につながる。

再利用しなかった保護者の意見など、マイナスの意見も把握すべきではないか。

A. 利用しやすい施設となるよう、利用者の意見を今後も聞いていきたい。

(意見) 共働きが当たり前の社会になっている。女性が安心して仕事ができるような環境づくりに向けて、利用率を上げてほしい。

Q. 4つの病児保育室の利用料は、全て同じか。

A. そのとおりである。

学童保育事業費について

【議員間討議（学童保育事業費）】

(意見) 決算部局別資料に「学校の校舎や敷地、学校周辺の公共施設の利活用を図り」と記載されているが、これまで行政は一般質問等の答弁などにおいて民設民営で進めていくとの姿勢であった。今後、議会として公設民営、公設公営の議論もできるようにする意味で、論点整理シートの作成も視野に議員間討議を行いたい。

Q. 民設民営と公設民営、公設公営が混在した場合、既存の学童保育所への影響はどうか。

A. 既存の学童保育事業者への様々な影響については、考えなければならない課題の一つと認識している。

(意見) 学童保育所の実施場所だけでも公に用意してもらえると非常に助かるのではないか。

(意見) 民設民営は、それぞれの学童の良さを生かした運営をしていると言えるが、それぞれの運営によって差があるとも捉えられる。学校施設の利活用という点においては、前進しており評価したい。児童福祉法で本来は小学6年生まで受け入れるべきとされており、現在の低学年重視の本市の学童保育所の運営方針については、議論していく必要がある。個人としては民設民営でよいと考えてはいるものの、児童の安全および学童の定員を増やすために、学校の敷地内で場所の確保は進めてほしい。

(意見) 各学童保育所の機能の差、保育・指導の差を感じているため、公設民営であればより安心につながると考える。

(意見) 地域によって子供や保護者への負担が異なるということも聞いているため、運営への関わり方について、基準が必要ではないかと考える。

(意見) 学童保育については、これまでの経緯も含めて今年度は議論されていない。決算審査で提言を行うよりは、これまでどのような議論が行われてきたのかなど、当委員会では課題を含め整理し、その上で次回以降に検討することがよいと考える。

青少年問題協議会委員報酬について

Q. 青少年問題協議会について、会長はどのように決めるのか。

A. 条例に基づき、委員の互選によって会長を決めている。

Q. 委員報酬の金額を確認したい。

A. 委員 1 人 7900 円である

支援対象児童等見守り強化事業について

Q. 令和 4 年度は 2 団体を選定したが、応募は何団体あったのか。

A. 応募は、選定した 2 団体のみであった。

Q. 予算額 900 万円に対し、決算額 671 万 1000 円であったが、不用額が発生した理由を確認したい。

A. 主に事務的経費である。新型コロナウイルス感染症対策として W i - F i 費用等を計上していたが、マスクや手指消毒等を実施した上で家庭訪問を行うこと等により、不要となった。

Q. 決算額の内訳を確認したい。

A. 人件費が 550 万円、主に弁当代が 101 万円、その他経費 19 万 5000 円であった。

Q. 当事業の実施により気づいたこと等の情報提供は、全てこども家庭課で受けているのか。国が示しているように、地域も入った要保護児童対策地域協議会を開いて、そこで情報共有しながら対策を検討していくものなのか。

A. 要保護児童対策地域協議会の事務局はこども家庭課が担っており、全てこども家庭課で受けている。地域からの情報も含め、要保護児童対策地域協議会の情報集約機能を生かして事業を行っている。

Q. 対象の 46 世帯を毎週 1 回、2 団体で分担しているとのことだが、毎回報告書の提出を求めているのか。

A. 四半期ごとに 1 回、書面で報告書を提出してもらうが、見守りを行う中で、何かあれば電話で連絡してもらう。また、報告書提出の際には、実施団体と担当者が面談して情報共有を行っている。

Q. 家庭に出向いて会えなかったケースは、どの程度あるのか。

A. 事前に日時を連絡してから訪問するが、個々の事情で会えない場合がある。訪問実績は、団体ごとに、訪問して会えた回数は 501 回、会えなかった回数は 89 回であり、もう一団体は 717 回、38 回であった。

Q. 事業の本来の目的をしっかりと達成するため、実施団体と認識を共有し、些細なことでも見逃さないような取組にしてほしいがどうか。

A. 本来の目的が、単に弁当を置いてくるものではなく、しっかりと見守りを行うための事業と認識している。実施団体と連携し、効果的な事業にしていく。

(意見) 実施団体が事業の成果を宣伝に利用することを懸念する。その点も踏まえて、連携を進めてほしい。

Q. 本市の人口から考えると、2 団体だけでは足りないのではないか。

A. 現在のところ、週 1 回の訪問できめ細かく対応できていると認識しているが、訪問する時間帯が夕方に集中しており、今後の状況によっては新たな事業者の発掘も含めて課題と捉えている。

Q. 2 団体に対して、どのような研修を行っているのか。

A. 見守りの目視確認等のポイントなどの注意事項について書面、対面で説明している。

また、各家庭で様々な背景があるので、初回の訪問は同行訪問して顔つなぎを行うなど、家庭状況を共有した上で事業を実施してもらっている。

Q. 繊細な家庭と関わっていくには、訪問するスタッフのスキル向上が求められる。わずかなSOSを見逃さないように、例えばヤングケアラーの現状を知るための研修など、よりスキルを向上させるための研修を受ける必要があるのではないか。

A. 信頼関係の構築も含めて各家庭に沿ったきめ細やかな把握や対応が大事であり、これまでの事例でも、信頼関係が出来たことで、連絡が取れなかった家庭から情報を得ることができたことがあった。家庭の実態把握につながるような研修については今後検討したい。

Q. 毎年度、プロポーザルを行っているのか。

A. 令和3年度と令和4年度は補助事業として公募を行い、審査委員会を通じて選定した。令和5年度は補助事業から委託事業に変え、プロポーザルで実施している。

Q. 令和4年度は7月から事業を実施しているということだが、3か月の事業の空白期間があることを危惧するがどうか。

A. 令和5年度からは、4月から開始している。

Q. 訪問回数について、訪問先の要望に応じて回数を増減できるのか。

A. 週1回を上限として、回数は変更できる。

おもちゃ図書館管理運営費について

Q. おもちゃ図書館の利用実績が令和4年度に増えた要因は何か。

A. コロナ禍が少し落ち着いたことで、開館日数が154日に増え、それに伴ってスタッフの数も増えている。

Q. 総合会館以外の場所では、どのような場所で開催しているのか。

A. 移動おもちゃ図書館として、障害者施設や、地域の要望に応じて、例えば地区市民センター等で開催している。

Q. 決算額157万円の主な内訳を確認したい。

A. 管理運営を社会福祉協議会に委託し、主は人件費である。正職員分19万4000円、臨時職員賃金として73万2877円、ボランティアの交通費として49万5300円などである。

(意見) 市民から、ボランティアの対応が「相談しやすかった」「いい遊びを教えてもらった」など、いい評判をよく聞く。ボランティアの意見をよく聞いて、長く継続できる事業にしてほしい。

Q. おもちゃ図書館の存在を多くの市民に知ってもらうための周知について、今後に向けた取組を確認したい。

A. 現在、市ホームページや、市が発行する様々な子育てのガイドブック等で周知している。今後は、さらに市の広報紙等にも掲載していくように検討したい。

(意見) 今後も社会福祉協議会と連携し、例えば1歳半健診の際に周知するなど、機会を捉えて事業を広げてほしい。

Q. 移動おもちゃ図書館や出前での実績の詳細を確認したい。

- A. 令和4年度の開催地は、三重地区市民センター、橋北こども園、あがた保育園、下野中央保育園、寺方児童集会所、あけぼの学園、笹川保育園、八郷西保育園で実施した。
- Q. 依頼する場合の方法や基準について確認したい。
- A. 社会福祉協議会に申し込んでもらった後、実施日、実施場所等を相手方と調整する。
- Q. 保育園での実施の場合、園長が申し込んでいるのか。
- A. 各園の運営の中で、子育て支援事業の開催日等に合わせて園長名で申し込んでいる。
- Q. 地区市民センターで開催する場合は、どのような団体が申し込むのか。
- A. 地域の子育てにかかわるグループ等を通じて、地域の幼稚園や保育園と共同で申し込む場合があると聞いている。
- Q. 事業内容に「障害のある子供とその他の子供との交流」とあるが、どのようなことか。
- A. 障害のある子供と障害のない子供と一緒に交流できる場所ということで、社会性を身につけてもらうことも主眼に置き、一緒に過ごしてもらう場を設けている。
- Q. おもちゃ図書館で貸し出したおもちゃの返却方法を確認したい。
- A. 貸出期間を2週間とし、おもちゃ図書館が開館している時間に、常設している総合会館3階まで返却してもらっている。

障害児通所事業費について

障害児相談支援事業所体制強化補助事業費について

障害児相談支援委託事業費について

- Q. 障害児支援のベースとなる計画相談の支援件数が増加しており、相談支援専門員の人員がその需要に追いついていないという課題がある。1市3町と連携して補助事業を開始したことは先進的と評価する。この事業の目的は何か
- A. 障害児、障害者への途切れのない支援の強化を図ることを目的とし、障害者、障害児の日常生活、社会生活を総合的に支援するため本市と三重郡3町で圏域をつくり、障害者、障害児の相談支援事業所の体制を強化することでより身近で丁寧にサービスを受けられるようにする事業である。
- Q. 具体的には相談支援専門員を増強し、体制を強化することが大きな目的と考えるが、補助を行っている事業所からこの補助事業に対する評価は聞いているのか。
- A. 事業に好意的な意見が大半である。支援計画を作成するサービス以外の部分で相談者の対応を行うことが非常に多く、それに対する経費がかかっていたため、その経費に対して今回の補助が活用できた。さらに、常勤の相談支援専門員を増員し、常勤換算の人員を増やすことで国の支援費の加算につなげるなど、相談支援事業所の財政の強化につなげられるよう相談支援事業所と話をしている。
- Q. 補助の要綱として人員の増強に関する報告を義務付けていないところを見ると、実際には相談支援事業所の運営費に補助金が使われ、本来の目的である人員の増強に至っていないことを懸念するが、人員配置について市として把握すべきではないか。
- A. この補助事業は令和8年度までの事業であるため、相談支援専門員の人員の推移を見ながら、適正に人員の増強につながっているのか確認をしていきたい。

(意見) 本来は国が計画相談に対しても予算をつけるべきことであり、今後、市から補助を出し続けるわけにもいかない。国へしっかり要望するとともに、現実として国の動きが鈍い部分については市としてしっかりと適正な補助を続けてほしい。

Q. 現実には千数百人の障害児を約 50 人の相談支援専門員が担っており、きめ細やかな支援ができない現状である。5 年、10 年先を見据えた長期的な人材確保を継続し、計画を立てながら市としても補助を継続していくことが重要だが、どのように考えているのか。

A. 四日市市障害保健福祉圏域の自立支援協議会の中に相談支援の部会があり、市が相談支援を委託している事業所の中で核となる事業所がネットワークづくりをしている。こうした枠組みをうまく活用し、本市の相談支援事業を利用する人に対してしっかりと計画を立てられるような体制をつくっていききたい。

Q. 相談支援事業のうち、およそ半分はあけぼの学園、もう半分を民間事業所が担っているが、あけぼの学園、民間事業所ともに業務過多の状態に陥っていると聞く。その中で、民間事業所への委託を進めることがあけぼの学園の負担だけを軽減することになっていないか以前から懸念していた。余力がある事業所につないでいくことがこの民間事業所への委託を進めるときには重要だと考えるがどうか。

A. 令和 4 年度の相談支援事業所間の移管件数 149 件のうち 116 件はあけぼの学園から民間事業所への移管であった。これは、あけぼの学園が児童発達支援センターという児童発達支援の核となる施設であり、未就学児や乳幼児等の初期の段階での相談が多いことから、まずはあけぼの学園で支援を行い、年齢が上がった段階で民間事業所への移管を行う流れがあるため件数が多くなっている。自立支援協議会の中のネットワークを通じて、情報交換を行う中で新設の事業所や人員が増加した事業所など余裕のあるところにスムーズに移管できるように取り組んでいる。

(意見) 幼児期から学齢期、そして大人になる各段階でスムーズに途切れなく計画をつなげていくことは、一つの事業所で完結するものではない。事業所間でしっかりと引継ぎを行い、途切れない支援ができるよう取り組んでほしい。

Q. 相談支援事業所体制強化補助のうち、新規の利用者 233 件には相談支援事業所間の移管件数が含まれており、その他に新たに相談支援事業所の利用を始めた件数も含まれているという理解でよいか。

A. そのとおりである。

Q. 以前は新規で相談支援事業所と契約する時はあけぼの学園から始める流れがあったが、現在は新規でも民間事業所を選択する子供が増えてきたと聞く。民間事業所が新規から支援を行うと、最初から人間関係を築くことができるというメリットがある。民間の得意分野を踏まえて、民間事業所が最初から相談支援を行うことは可能なのか。

A. 乳幼児、就学前の子供については児童発達支援センターとしてあけぼの学園が受け入れる流れになっているが、それ以外の場合は市内の民間事業所で十分受け入れることができる。自立支援協議会のネットワークづくりの中でうまく連携しながら偏りがないようにしていきたい。

プロジェクトU-8事業費について

- Q. この事業の利用を希望する保護者等から、共働きや独り親家庭であるため利用したくても利用できないといった声は届いていないか。
- A. 保護者等から相談があった場合に、子供に検査を受けてもらいながら、適切な教室を選択して受けてもらうようにしている。その中で保護者の都合が合わない場合には、日程の変更や、別の期間での実施に移るなど調整してもらっている。
- Q. 参加人数に定員はあるのか。
- A. 幼児ことばの教室は定員は設けておらず、その都度調整している。まなびの教室は2～3人のグループ、ともだちづくり教室は4～6人のグループで実施している。
(意見) 平日の昼間の時間を使って実施しているが、共働きや独り親家庭の場合などでその時間帯の出席がどうしても困難な家庭もあるため、土曜日の午前中だけでも開催することについて検討してほしい。

保育士等人材確保事業について

- Q. 保育士確保に向けたPRに取り組んでいるが、ターゲットを中学生、高校生まで対象を広げ、保育士になりたい夢が実現できるようなPRに努めるべきと考えるがどうか。
- A. 私立保育連盟との連携会議でも同様の意見が出ており、今後の人材確保に向けては中学生、高校生に向けたPRが重要と考えている。中学生であれば職業体験の受け入れ、高校生であれば私立保育連盟と養成校が主催するインターンシップを通じて、保育に携わる職業の魅力を知ってもらう活動を行っており、これらの取組をさらに進めたい。
- Q. 市の正規職員の採用活動は人事課が行っているが、保育幼稚園課におけるPR活動などは行っているのか。
- A. 私立保育連盟と連携し、養成校に対してパンフレットを通じたPRを行ったり、人事課と共に就職希望者に説明を行ったりするなどの活動をしており、今後も関係機関の協力も得ながら取り組んでいきたい。
- Q. 四日市市保育士募集情報の専用ホームページを作成したとのことだが、スマートフォンに対応しているのか。
- A. スマートフォンにも対応している。
- Q. 今の若い世代はスマートフォンで求人情報を検索することが多いと考えられるため、そういった層に見てもらいやすくする工夫をしてほしい。また、このホームページを作成するに当たり、中身については私立保育連盟と協議しているのか。
- A. 私立保育連盟との連携会議の中でホームページの内容等について協議の上、作成したものである。
(意見) 今後ともホームページの内容の充実に努めてほしい。
- Q. 私立保育園・こども園において本来採用したかった人数を採用できているのか。
- A. 県の調査で各園の職員採用状況を集約しているが、その結果によると、私立保育園・こども園全体としては、本来はもう少し多く採用したかった状況であると捉えている。

Q. 愛知県や名古屋市に人材が流れてしまうことを懸念するが、そうした動きはあるのか。

A. 養成校から聞いた話としては、地元志向の学生が多いとのことであった。本市からは名古屋の養成校にも通えるため、そういった学生は本市での就職を考えてもらっていると感じている。

(意見) そもそも保育士を目指す人が少ない中、貴重な人材が市外に流出してしまう事態は避けたい。今年度開所した幼児教育センターは、研修・相談体制が充実しており、他にない強みであると考えられることから、保育士を目指す人にしっかりとPRして、本市の人材確保につなげてほしい。

会計年度任用職員（パートタイム）保育士について

Q. 近隣他市町も含めた時給の状況を見ると、業務の重さによって2種類に分かれているが、他の市町も同じ認識で区分けしているのか。

A. 業務の区分の仕方が必ずしも一致するわけではないが、本市のように業務の重さによって時給を変えている市町と区分のない市町がある。

Q. 近隣市町と比較して本市の時給は高いほうと言えるが、川越町、朝日町と比べると少し安い単価である。時給の設定についてはどのように行っているか。

A. 保育士を含め市の会計年度任用職員の時給は人事課が決定する事項であり、様々な動向を考慮して適宜改定されている。保育幼稚園課としては、保育士の待遇について人事課に要望を行う立場である。

Q. 10月に最低賃金が見直されるが、会計年度任用職員の保育士の給与も上がるのか。

A. 人事課が最低賃金や時給の動向を見つつ、改定について判断している。

(意見) 保育士の職業としての重要性をしっかりと人事課に伝え、待遇改善というよりは保育士という職業自体の評価を上げるという意味で、大変な仕事に見合った給与になるよう担当課としてしっかりと人事課に要望を上げてほしい。

Q. パート保育士の配置調整について、4月から配置される勤務地が直前の3月にならないと分からない。もっと早く分かればよいと考えるが、このスケジュールは変わらないのか。

A. 市の正規職員の場合も3月下旬の人事異動の内示により知るため、時期としては同様である。支援を必要とする園児の調整も含め入園する園児数が定まってくるのが1月から2月であり、各園の職員状況の聞き取りを踏まえた調整と併せて検討を行っていくため、この時期を変えるのは難しい。

(意見) 保育士不足により本来の定員分の子供の受け入れができない事態に陥るようではいけないと考えるため、保育士確保の観点から環境整備に努めてほしい。

Q. パート保育士の採用状況について地域間で差が出ており、市の沿岸部の園ではなかなか人手が集まらなると聞くが、こうした傾向は把握しているか。

A. 通勤の都合などにより通える園に限られるため、パート職員の確保状況は一様ではなく、一度空きが出ると、次の保育士がなかなか見つからないことがある。

(意見) そうした人手不足が正規職員の働き方や有給休暇取得に大きな影響があると聞

いている。なるべく偏りが生じないように、働く条件等をしっかり検討してほしい。

公立・私立保育園、こども園での用務員配置について

Q. 保育園の用務員の配置状況について、基本的には各園で1人を配置するという考え方でよいか。

A. そのとおりである。2人配置している園では、パートの勤務の関係で1人分の仕事を2人で分け合っている。

Q. 特に忙しい保育園に2人を配置するように考え方を考えていくことはあるか。

A. 公立園では、現状は基本的に1人と考えている。私立園では、保育体制強化事業費としての月額10万円の補助の範囲内でやりくりしてもらい、超えた部分は各園で負担してもらっている。

Q. 用務員の業務内容は、全園共通で決められているのか。

A. 全園共通で、各園には連絡している。例えば、園庭や周辺の清掃・除草、花の水やり、各保育室のごみ集め・ごみ出し、清掃、給食の補助業務などである。

Q. 各保育士から依頼された業務も、用務員の業務内容に含まれているのか。

A. 可能な状況であれば、保育士の要望に沿って用務員が業務を行うこともある。

Q. 保育士から直接用務員に依頼する場合もあると思うが、本来、園長からの指示であるべきではないのか。

A. 用務員は園として配置しているので、園を統括する園長から用務員に業務の指示を行うのが基本である。ただし、用務員の業務が立て込んでいないタイミングで、保育士からの依頼で業務を行ってもらうことも実際にはある。

Q. 用務員を配置していない園があるが、その理由を把握しているか。

A. 未配置の私立園に問い合わせたところ、補助事業があることは理解しているが、現状の職員で分担しており、用務員を雇う必要がないと判断しているとのことであった。

Q. 用務員には園の異動はあるのか。

A. 公立園については頻繁にはないが、欠員や園の統合などにより異動はある。私立園は各法人で行っており把握していない。

公立保育園、幼稚園、こども園の施設修繕について

Q. 施設ごとに修繕の優先順位をつけているが、着手までの期間を決める基準を設けているのか。

A. 要望箇所の状況を聞き、緊急性、工事規模、難しさによりそれぞれ判断して優先順位を付けている。大規模な工事は着手まで時間がかかるが、軽易なものであれば発注できる範囲でそちらを実施することになる。

Q. 令和4年度では工事ができなかったところは令和5年度に引き継ぐのか。

A. 令和2年度から令和4年度の重点的な取組として行ったが、これで終わるわけではなく、現在も様々な要望があり、できなかった箇所も引き継がれていく中で緊急性や工事内容に従って実施していくことになる。令和5年度は包括管理業務委託として一元的に園からの要望を集約し、対処について検討、優先順位を付けて対応している。

- 引き続きこのような取組を続けていきたい。
- Q. 包括管理業務委託に移行する以前と以後では、取組の仕方に違いがあるのか。
- A. これまでは保育幼稚園課の施設担当の職員と営繕工務課の職員が連携して庁内のマンパワーで行っていたが、今年度は行財政改革課と連携し、包括管理業務委託という形で一元的に業者が管理することとなった。業者がこの業務に傾注することで、点検や修繕について年間を通じて計画的に行っていくことができるようになった。
- Q. 委託先との連携において、保育幼稚園課の職員が間に入ることはないのか。
- A. 包括管理に当たらない大きな工事などは市が行うが、小規模な工事や定期的な点検などは一括して業者に委託している。
- Q. トイレの洋式化について、保育園、幼稚園、こども園全てでトイレは洋式化していくという理解でよいか。
- A. 和式から洋式に順次変えていく方向性で進めている。
- Q. 今の子供たちは和式を使う機会が減り、使い方が分からない子供もいる。どの園も少なくとも1つは洋式があると理解してよいか。
- A. すべて和式という園はない。各園にある和式トイレを洋式に改修するよう進めている。
- Q. 実際の保育現場で洋式トイレに子供が並んでしまうような事象は起きているのか。
- A. 洋式の数も増えており、並んで待つような事態には至っていない。子供たちも一齐にトイレに行くわけではないため、並んでいるうちに失敗してしまうような事例はない。
- (意見) 園の修繕要望や保育士等の声を挙げやすく、しっかり届くような環境づくりとそれに対応する準備をしっかり行ってほしい。今年度からの包括管理業務委託にも期待するが、今後も利用する園児のためになるよう努力してほしい。
- Q. 現在は園からの要望に対して2年以上何も手が付けられていない修繕箇所はないという理解でよいか。
- A. 令和2年度に園から聞いた要望は、台帳化して管理しており、いずれも一度は着手している。結果として工事内容で難しいものもあるが、今後新たな要望も含めて集約し、漏れのないように進めている。
- Q. 男の子が小便器で立って用を足すことが減ってきていると聞くと、各園で小便器を残していく考えなのか。10年後、20年後に小便器がなくなっていくかもしれないという可能性まで考慮しているのか。
- A. 現時点で考えがあるわけではないが、今後の参考としたい。
- (意見) 将来的に小便器のない環境で子供たちが育っていくかもしれないということも聞くため、施設の改修を行うに当たっては現在の状況を見るだけでなく将来のことも見据えて様々な可能性を研究してほしい。
- Q. 修繕箇所のうち給食室の木製扉とあるが、木製で設置されているものがあるということか。
- A. 給食室に関しては受け渡し口の扉が木製となっているケースがあり、衛生面の観点から改修したいという園からの要望もあるためアルミ製など木製以外のものに変えて

いく方向性である。

公立・私立保育園、認定こども園、地域型保育事業所の入所状況について

- Q. 令和3年度と令和4年度の公立私立園の入所児童数を比較すると75名減少しているが、公立、私立の内訳はどうか。
- A. 公立園で57人、私立で18人減少している。

認定こども園整備推進計画について

- Q. 昨年度策定した認定こども園整備推進計画では、下野中央保育園、下野保育園、下野幼稚園の3園を統合し認定こども園に再編すると位置づけられているが、その考え方について確認したい。
- A. 公立幼稚園の規模が小さくなっているところについては、近隣の公立、私立の保育園をこども園化することで教育認定に係るニーズをこども園で受け止める目的で再編を進めている。下野地区の場合は、下野幼稚園が令和7年度末に閉園予定であり、下野中央保育園をこども園に移行した上で、下野中央保育園、下野保育園を統合して新園舎にしていく計画となっている。
- Q. 下野保育園が閉園となってしまうが、下野中央保育園と下野保育園を統合するのは保育の需要が減ることを想定したものなのか。
- A. 両保育園の築年数が経過していることから、耐用年数からみて建て替えが必要であったこと、それぞれの敷地内での建て替えが難しいということ踏まえ、統合して一つのこども園とすることを位置づけたものである。
- Q. 今後、園児数がどのように推移していくのか、保育ニーズがどうなっていくのか考えはあるのか。
- A. 年度当初の待機児童はゼロだが、年度途中において待機や入所待ちはあるため、低年齢児を中心に、保育ニーズは今後もあると考える。国では令和7年度に保育ニーズがピークを迎えるという見込みを出しているが、昨年度に行った認定こども園整備推進計画を策定する際の検討の中では本市のピークはもう少し遅いとの見解も示したところである。
- (意見) ニーズが減少傾向に転じると、どうしても施設を減らしていく方向に向かっていく可能性を懸念している。保育所の数を保ち1園当たりの児童数を減らすことで、保育士の働く環境を改善し、保育の質を向上することにつながると思う。
- (意見) この先10年、20年で保育ニーズが低下し保育園が必要なくなっていくことが予測される。今でこそ市内の保育ニーズは高いが、市内で近年保育園を新設するのは私立ばかりであることや、全国を見ると保育園の廃園も珍しくないことを考えると、この先10年20年を見据えた判断が必要と考える。施設数を維持すると保育の質は向上するかもしれないが、費用対効果も同時に考えなければならない。
- (意見) 現在保育士確保を進めているが、保育所が少なくなっても児童館や学童保育など保育士の活用はいくらでもあると考える。
- Q. 保育ニーズが今後減少した場合に、公立保育園から閉鎖していくのか、私立に努力

してもらおうのかその辺りの考え方について計画をつくる予定はあるのか。

- A. 現行の計画でそうした長期の目線を見た公私の分担について明確に記載したものはない。今後、子ども・子育て会議をはじめとする協議検討の場において、関係団体との議論を重ねるべき課題であると考えている。

民間保育所整備事業費について

Q. 開園した日永ハートピア保育園について、現在の園児数は定員に満たず余裕があるように見えるが、随時、募集を受け入れている状況なのか。

- A. 園全体の定員は170名であるが、令和5年度は110名程度の園児の受入れでスタートしたいとの園の意向を確認している。新設園で園児同士がほとんど顔見知りでないなど、クラス運営等が安定するまでは、現状の園児数で園運営を行っていきたいとの意向である。今後、軌道に乗ってきた段階で、順次、受入数を増やしていくと聞いている。

Q. 令和4年度に私立日永保育園に通っていた園児で、現在、日永ハートピア保育園に通っている園児はいるのか。

- A. 私立日永保育園に通っていた園児のうち17名が日永ハートピア保育園に転園した。

特別保育促進事業について

Q. 私立保育園での延長保育、一時保育、休日保育等の特別保育の実施は各園の任意なのか。

- A. 各園で実施について判断するものだが、利用者の多様なニーズに応えられるよう、担当課としては補助金等についても説明しながら、できる限り実施してもらおうよう働きかけている。

Q. 私立保育園では延長保育を全園で行っているが、一時保育は全園ではない。各園に依頼は常にしているのか。

- A. 実施してもらえよう依頼しているが、人員との兼ね合いで拡大できていない状況である。

Q. 園を新設する際に、特別保育の実施を条件に付けることはできないのか。

- A. あくまでお願いであり、強制することはできない。

(意見) 一時保育など、利用者のニーズが高いものについては、各園に対して特に強く依頼し続けるとともに、私立保育連盟とも連携して各園がそろって実施できるような体制づくりにも努めてほしい。

Q. 休日保育を実施している園は3園だが、今後増やしていく予定はあるのか。

- A. 休日保育についても増やしていきたいという思いはあるが、休日保育の体制を整えるのが難しく、3園から拡大できていない。

Q. 休日保育は、普段その園に通ってなくても利用できるのか。

- A. 他園に通っていても申し込むことができる。

Q. 休日保育の利用方法を確認したい。

- A. 前月までに市に申請書を提出し、休日の保育が必要と判断されれば、利用者に受入

希望日を聞き取り、受入日の連絡を行っている。

児童館費について

Q. 移動児童館事業の実施場所や実施内容について確認したい。

A. 各地区に出向いており、民生委員からの依頼により、各地区の子育てサロンなどで実施するほか、小学校での実施や、夏休みなどの期間には学童保育所の実施もある。

Q. どのような内容でどのくらいの時間をかけて実施しているのか。

A. 要望に応じて活動時間は様々である。例えば、地域から依頼があり、地区のイベントで1日かけて遊びの指導を実施している。

Q. 移動児童館を124回実施しており、児童館の需要は大きいと認識するが、現在の常設の児童館3か所では賄いきれない地域が存在すると思う。今後の考え方はどうか。

A. 移動児童館を活用していきたいと考えている。

Q. 移動児童館の対象は誰か。

A. 児童館は、0歳から18歳の子供が対象である。利用者は幼稚園や小学生、学童保育所に通う年代の子供が多い。

Q. 北部、南部、中部に児童館があるが、いずれも沿岸部に位置しており、市の西部の需要には移動児童館で対応すると答弁があったが、移動児童館と児童館は同じ機能ではない。市の西部への常設を検討すべきではないか。

A. こども家庭庁においても、居場所づくりについての検討がされている。児童館も居場所の一つであり、今後、出される予定である国の居場所づくりの指針等の動向も見ながら検討したい。

Q. 夏休みの状況を見ても、両親がいない家庭で過ごす子供はいると思うため、児童館への需要は高いと考える。国の動向を見るばかりでなく、子供がいる地域に配慮した児童館の設置を早急に検討すべきと考えるがどうか。

A. 現総合計画では、子ども子育て交流プラザといった全市的な拠点施設と移動児童館でカバーするとしているが、意見も参考にさせていただく。

(意見) 民間でも子ども食堂など子供の居場所づくりに取り組んでいるところはある。そうした民間団体等とも連携しながら積極的に取り組んでほしい。また、市の空き施設が増える中で、子供の居場所づくりも検討してほしい。

◀ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ▶

多胎児育児支援事業（さくらんぼひろば）について

Q. さくらんぼひろばへの年齢別の参加人数を確認したい。

A. 令和4年度は、0歳児の親子は15組、1歳児が6組、2歳児が1組、3歳児が2組であった。その他、妊娠中の女性1名の参加があった。

(意見) 「父親が同伴できない」「外出する機会がない」など、参加したくてもできない人の意見も考慮して、事業を進めてほしい。

Q. 市営駐車場から会場に来るまでの移動に不安のある人は申込み時にお伝えくださいますとの案内をしているが、問合せの状況はどうか。

A. 不安のある人からの申し出は時々あり、当日は総合会館のロータリーに2名、市営駐車場に2名の職員を配置し対応している。参加は事前の電話申込みが基本だが、当日飛び込みの参加でも対応できるよう、申し出がなくても職員が待機している。

Q. さくらんぼひろばに参加する親子は、市営駐車場のどの場所に停めているのか把握しているのか。

A. おもいやり駐車場に停めてもらっているようだが、空いていない場合は、一般の駐車場に停めている場合もあると考えられる。

(意見) おもいやり駐車場が空いていないとの声、また、市営駐車場のエレベーターが狭く多胎児用ベビーカーでは使いづらいとの声を聞く。くすの木パーキングでは、少し距離があり、雨に濡れてしまう。動線についてや、おもいやり駐車場の数を増やすことも庁内で今後検討してほしい。

《 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 》

《 歳出第10款教育費 第4項幼稚園費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第10款教育費 第5項社会教育費 》

親と子どもの豊かな育ち事業費について

Q. 「早ね 早おき 朝ごはん」の啓発活動は長い間継続してきているのか。

A. 平成19年頃から続く取組であり、青少年育成室がリーフレットを作成し、各小中学校の児童生徒や保育園、幼稚園、こども園の年長児などに配布している。

Q. 市内の子供たちの朝食の状況はアンケート調査により把握しているのか。

A. 保育園、幼稚園、こども園の園児を対象にアンケートを実施して把握しているが、今年度はいくつかの園に対して聞き取りを行う予定である。

(意見) 朝食は非常に重要であると考え。調査によって課題を把握し、解決のために一歩踏み込んで朝食支援のような事業につなげてほしい。

子ども会育成者連絡協議会について

Q. この協議会の内容について確認したい。

A. 各地区の子ども会の活動を取りまとめており、各地区の子ども会で実施したイベントに対して補助金を支出したり、協議会がイベントを主催したりしている。

Q. 100万円という補助金の額は一定なのか。

A. 事業費全体の2分の1という上限があり、協議会の予算を見て決定している。

Q. 子ども会育成者連絡協議会の職員の座席がこども未来部内にあるが、どのような位置づけとなっているのか。

A. 子ども会育成者連絡協議会で雇用されている担当の職員1名が青少年育成室の中に座席を設けているが、これは場所を貸しているものであり、電話等も協議会で契約する携帯電話を使用している。

Q. 各地域において、町単位の育成会がなくなっているところも多いが、参加していな

い地区はあるのか。

A. 子ども会自体が、活発な活動を行っている地区がある一方で、現在活動していない地区もある。

(意見) 少子化の中で子ども会自体が減っていく傾向にあることや、各種イベントの実施状況などを踏まえ、今後の子ども会の在り方やそれに伴う連絡協議会の運営等について検討していく必要があると考える。

【健康福祉部・経過】

◀ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ▶

四日市市社会福祉協議会の生活支援員について

Q. 社会福祉協議会が雇用する生活支援員の処遇に関し、ガソリン代が高騰する中、支援が市外に及ぶ場合の移動手当の金額の妥当性についての認識はどうか。

A. 社会福祉協議会が行う事業であり、社会福祉協議会が妥当と判断し支出しているものと考えている。

成年後見サポート事業費について

Q. 令和4年度、中核機関の設置、専門職1名の配置など取組を強化しているが、効果は出始めているか。

A. 行政と弁護士等の専門職とで2か月に1回の会議を持ち、個々の困り具合に応じてどのような人が後見人になるといいか、裁判所に意見できるようになった。今後、効果が出てくるものと考えている。

Q. 家族や親族が後見人になると、不正につながってしまう事例もある。不正事案の防止に向けた対策はどうか。

A. 今後、モニタリングを実施する必要があるが、まだ実施には至っていない。中核機関が行う機能の一つにモニタリング機能があると認識しており、不正防止に向けて関係各機関と連携して取り組んでいきたい。

(意見) 今後実施するモニタリングを通じて、安心して利用でき、不正も見抜けるような体制をつくってほしい。

Q. 法人後見人の受任による支援者数が年々増加傾向だが、社会福祉協議会の体制が現状に追いついているか。

A. 支援の質が担保できる人員体制をとって対応していると聞いている。

(意見) 今後ますます市長申立、法人後見人受任のニーズが増えていく。制度自体の周知とともに、社会福祉協議会の体制整備への支援に取り組んでほしい。

子ども学習支援事業費について

Q. 実際に利用した人数は何人か。

A. 令和2年度27人、令和3年度34人、令和4年度33人であった。なお、平成30年度までは30人を定員とし、決められた金額で1年間事業を実施していたが、令和元年

度以降は、定員にかかわらず1教科1人当たりの月額を定めた単価契約で事業を実施している。

Q. 以前は対象者を中学3年生に限定していたように記憶しているがどうか。

A. 限定はしていなかったものの、当初の考え方として、高校進学に向けて中学3年生を中心に実施していた。その後、対象を少しずつ広げ、現在は、保護者などの送迎ができる場合は小学6年生まで対象に加えている。

Q. 以前は定員を下回る状況にあったと思うが、どのように対象の児童生徒を集めているのか。

A. 以前は委託業者が決まった後にゴールデンウイークや夏休みから募集をかけていたが、現在は募集時期を早め、前年度の冬休みなどに実際に体験してもらい、4月当初から利用できるようにしている。

障害者相談支援事業所体制強化補助事業費について

Q. 相談支援事業所が29事業所ある中で、当事業の補助申請を25事業所しか行っていないのはなぜか。

A. 市内の相談支援事業所は29事業所であるが、こども未来部での補助実施となる障害児のみを支援する事業所や市立あけぼの学園などは除かれるため、差が生じた。

Q. 全ての事業所に事業の案内を周知しているのか。

A. そのとおりである。

Q. 予算に対し約300万円の不用額が発生したが、どのように分析しているのか。

A. 事業初年度であり、見込みが難しかった。実績や動向を踏まえて、今後の予算に反映したい。

Q. 障害者施策の根幹である相談支援専門員を計画的に確保することが重要であるが、補助金が運営費に当てられてしまい、人員が増えないことを危惧する。相談支援専門員の配置状況の報告を求めるときと考えるがどうか。

A. 相談支援専門員の配置状況について、経年的に確認していきたい。

(意見) 相談支援専門員の数は全く足りていない。きめ細やかな相談支援を行うためにも、先を見据えて相談支援専門員が確保できるよう、事業を進めてほしい、

Q. 児童福祉法に基づく相談支援事業所が19事業所に対し、障害者総合支援法に基づく事業所が29事業所であるが、この差について確認したい。

A. 児童福祉法に基づく事業所指定を受ける場合であっても、まずは障害者総合支援法に基づく事業所指定を受けなければならない。29事業所が全体の数字で、そのうち児童を対象に含める事業所が19事業所あるということである。

敬老祝い金の支給について

Q. 本市は100歳になったら5万円の祝い金を支給しているが、これまでも金額は同じか。

A. 過去には3万円であったり、10万円の時もあった。社会情勢等に合わせて見直しを行ってきている。

Q. 過去の 10 万円から、金額が減ったのはなぜか。

A. 高齢者の人口増や近隣他市町の状況等も見ながら、バランスをとってきた。

Q. 100 歳の人へは、どのように渡しているのか。

A. 在宅生活をしている人については、対象者の居住地区の地区市民センター館長が市長の代理として、直接、自宅に訪問して手渡している。

老人クラブ補助金について

Q. 老人クラブに人がなかなか集まらず、継続が困難な老人クラブが多くあると聞くが、対策を行っていることはあるか。

A. 加入者減少の課題を深刻に受け止めている。昨年度、市老人クラブ連合会では、当補助金を使って加入促進のためのチラシを作成し、加入者を募集している。

Q. 国の通知を受け、老人クラブの会員数が 30 人以上であることを補助金の交付要件としているが、現在の考え方を確認したい。

A. 国の通知に沿って、30 人以上を基準として補助対象としている。

Q. 老人クラブという名前に違和感を持つ高齢者もいる。老人クラブの在り方を検討する必要があるのではないか。

A. 高齢者の生き方も多様化し、様々な面で過渡期を迎えている。最近では、市老人クラブ連合会を「フロンティア四日市」と呼んで、加入促進を図っている。市も一緒になって検討していきたい。

(意見) 地域や対象者の意見を聞いて、老人クラブへのサポート体制を整えてほしい。

保健事業・介護予防一体的実施事業費について

Q. 高齢者の保健事業と介護予防を市町村が一体的に実施していく目的での事業だが、取組状況を確認したい。

A. ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの 2 つの方向から 3 つの事業を実施した。ハイリスクアプローチとは、フレイルリスクの高い高齢者に対して個別介入していく事業であり、データを活用して糖尿病性腎症の重症化を予防するため受診勧奨や保健指導を通知する事業と健康状態不明者を戸別訪問して現状把握する事業を行った。また、ポピュレーションアプローチとは、高齢者が健康行動を自然に行える地域づくりのため通い場等へ積極的に関わる事業であるが、在宅介護支援センターの専門職などにより介護予防の講座や啓発事業を行った。

Q. 医療専門職が積極的に通いの場に通って健康相談等を行っていくことが国から示されているが、実施状況を確認したい。

A. 市内 26 の在宅介護支援センターの医療専門職が計 230 回の出前講座や啓発活動等を実施し、3000 人を超える参加があった。

(意見) 科学的に介護予防にアプローチできるように、今後も取組を強化してほしい。

〈提言チェックシート政策提言（前年度）の取扱いについて〉

民生委員・児童委員への支援体制の充実について

Q. 国に対して働きかけを行った内容を確認したい。

A. 支援体制の充実について、東海市長会総会に要望を上げ、そこでの議決を経て全国市長会に提出するなど、様々な機会を通じて要望を行った。

Q. 定員に対して欠員が生じている地区において、地元の住民に不都合が生じているのか。

A. 地域に必要な民生委員児童委員の数が定数であり、欠員となれば、隣接する地区の民生委員児童委員の負担が増えたりするため、自治会や地区市民センター等と連携しながら欠員の解消に努めている。

Q. 定数の決め方を確認したい。

A. 民生委員法で一定の世帯数ごとに1人の民生委員を配置することが定められている。世帯数に応じて各地区の定数が決まり、全地区の定数の合計が本市の定数として、県条例により現在613人となっている。

以上の経過により、提言内容に対し、人材確保に向けた取組、国に対する働きかけをそれぞれ具体的に行っていることも確認できたことから、取扱いについては、全会一致により「終了」とすべきものと決した。

《 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第3款民生費 第3項生活保護費 》

生活保護（ケースワーカー）について

Q. ケースワーカー1人当たりの担当する世帯数が令和3年度で101世帯と厳しい状況であったにもかかわらず、ケースワーカーの人員が令和3年度より3人減っているのはなぜか。

A. 令和3年度に生活困窮者の業務とケースワーカーを兼務していた職員が、令和4年度は生活困窮者にかかる業務量が増えて兼務できなくなったため、ケースワーカーの人員が減った。保護課全体では人員は減っていない。

Q. 令和5年度のケースワーカーの人員を確認したい。

A. 28名である。生活困窮者にかかる業務の状況を見ながら、今後その職員がケースワーカー業務を担える状況になれば、ケースワーカーとして配置することも検討している。

(意見) ケースワーカー1人当たりの担当する世帯数が100世帯を超えるのは厳しい状況である。積極的に人員を増やすよう、人事部局に要望してほしい。

Q. 保護課1課でこれだけ多くの職員を抱える状況は厳しいのではないか。職員の労働環境の改善のため、例えば、保護課を2つの課に分けるような考えはあるのか。

A. 現在の保護課は、会計年度任用職員を含めて50人を超える状況にある。同じ業務を2課に分けるのには課題もあるが、例えば高齢者や障害者などの対象者の属性で分けるなど、検討はしていきたい。

Q. ケースワーカーに若い職員が多いと聞くが、その点について、どのように対応しているのか。

A. 年代が偏らないように人事部局には要望している。最近では民間経験者の新規採用者も多く、民間での経験を生かして新たな視点で業務をしている。そのあたりの利点も継続して活用しつつ、人事配置を求めていきたい。

(意見) 市民からは、ベテラン職員の対応に比べて若いケースワーカーの対応を不安に感じるとの意見を聞いた。若手とベテランとの連携をとって業務を進めてほしい。

生活保護費について

Q. 生活保護対象者のうち就労や訓練開始に至っていない人とは、どのような状況か。

A. 多くが病気や障害等で就労できていない人である。一時的な傷病で就労できない人については、治療後に就労可能な状況になれば、就労指導や就労支援につなげていく。

Q. 若い世代で就労に至っていない原因として、どのようなものが多いか。

A. 高齢の世代に比べて、統合失調症、うつ病などの精神的な疾患を原因とするものの割合が高く、その他家庭の事情など、就労できない様々な要因がある。

Q. 生活保護を申請してから実行されるまでの期間はどの程度か。

A. 原則 14 日以内に決定することとなっている。ただし、急迫の場合には、すぐに保護を決定することもある。

Q. 申請から受給するまでの間の支援策はあるのか。

A. 手持ち資金がなければ、社会福祉協議会が行う生活保護者向けの貸付制度を案内するとともに、保護課内にある生活支援室で食料など緊急に必要な物資を支給している。

Q. 年末年始や大型連休中など長期間閉庁する際に、支援を求めたい場合の問合せ先や窓口はあるのか。

A. 市役所は閉庁しているため、宿直に電話が入ることが多く、その場合には担当職員に連絡が入る体制になっている。休日のため関係機関も含めて対応できることには限界はあるが、保護課としてできる限りの対応を行っている。

Q. 65 歳以上の高齢者世帯の受給が全体の 50% を超えるが、年金を受給している人も含まれるのか。

A. 最低生活を営むことに必要な金額に対して、年金等の収入を充てても、なおそれでも足りない部分を生活保護で補うという考え方であり、年金受給者でも生活保護を受給している人はいる。

≪ 歳出第 3 款民生費 第 4 項災害救助費 ≫

≪ 歳出第 3 款民生費 第 5 項国民健康保険費 ≫

≪ 歳出第 3 款民生費 第 6 項介護保険費 ≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪ 歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費 ≫

がん検診事業費について

- Q. 平日と土曜日、日曜日で、検診の申込み状況の違いはどうか。
- A. 受診しやすい環境をつくるため土曜日、日曜日の検診を実施しているが、やはり、平日より土曜日、日曜日の申込みが多い。また、一度に複数の検診を受けられるような利便性の高い会場も、早めに予約が埋まっている状況である。
- Q. 窓口とインターネットでの申込みについて、その割合はどの程度か。
- A. 全体で窓口が7割程度、インターネットが3割程度である。若い世代では、やはりインターネットでの申込みが多い傾向にある。
- Q. 未受診者に対してナッジ理論を活用したハガキを送って受診再勧奨を行っているとのことだが、どのようなものか。
- A. 強制的にではなく、市民がよりよい選択を自発的にとれるように誘導する形で、ナッジ理論を活用した国の啓発資料を利用し、受診再勧奨を行っている。
- Q. 検診の区分ごとで、受診率にバラつきがあるのはなぜか。
- A. 肺がん、大腸がんなど職場で受診しやすい検診は市の受診率が低く、一方、乳がん、子宮頸がんなど職場でのメニューに少ない検診は、市の検診において多く受診されていると推察している。
- Q. 職域での検診の受診率を市で把握できないのか。
- A. 職域の検診と市の検診とは各々別の制度であり、市では職域の受診率を把握できない。現在、国において、職域の受診率の把握を課題として研究を進めていると聞いている。

ARUKU事業について

- Q. 「四日市をARUKUマップ事業」の令和4年度の参加者数 809 人が、前年度 1408 人から減っているのはなぜか。
- A. 令和3年度は2回に分けて開催した合計の数であり、令和4年度は1回開催し、1回当たりの参加者数は同程度であった。
- Q. 水沢地区と下野地区でARUKUマップ地区版が作成されたのは良い取組だが、健康福祉部から事業費を補助しているのか。
- A. 各地区が独自に作成したものであり、館長権限予算などを活用した事業である。
- Q. 2地区だけではなく、全地区に広げていってはどうか。そのためにも、紙のマップを持たずに、スマートフォンを使用して位置情報を生かしたデジタル化の取組を進めていってはどうか。
- A. 各地区への展開について、どのように健康福祉部として関わっていけるのか検討していきたい。また、マップ等のデジタル化について、他自治体の先事例を研究しているが、コスト面などの課題もある。スマートフォンの活用は有効であり、課題解決に向けて検討していきたい。
- (意見) 各地区がARUKUマップを発行することで、新たな発見もあると思われる。補助を行うことも視野に、各地区でマップ作成が進むように取り組んでほしい。
- Q. 「企業対抗！四日市をARUKUンピック」は、どのような経緯で事業が始まったのか。

- A. 働く世代など若い世代へ働きかける事業を実施したいと考え、新たに事業を始めた。
- Q. 参加者にアプリをダウンロードしてもらうことで、そこから得られるデータ等を何らかの方法で活用してはどうか。
- A. 経年的にデータを活用していくアプリもあると聞いている。今後、データの活用についても検討したい。
- Q. 現在のアプリを選定した理由を確認したい。
- A. 仕様を示して、一般競争入札により選定した。
- Q. 現在は外部アプリを利用しているが、健康無関心層を含めた多くの市民が参加するためにも、コストに見合うだけの意味ある事業にすべく、先進事例を参考にして本市独自のアプリを導入すべきではないか。
- A. 先行する他自治体に視察も行っている。コスト面などの課題は大きいですが、何ができるのか検討していきたい。
- Q. 配付されたARUKUピックアップのチラシのイラストに掲載されているのは、男性ばかりである。女性も掲載すべきではないか。
- A. 指摘を受けて今後イラストを見直す。
- Q. 企業での取組の広がり状況はどうか。
- A. 現在は、本市から企業に出向いて働きかけるなどを行っている状況にある。今後も健康経営セミナーの開催など、企業側の機運の醸成を図っていく。
- Q. 「健康情報冊子ARUKU」に掲載している公園の選定理由を確認したい。
- A. 大規模な公園で、見どころや魅力のある公園を選定した。
- Q. 現在、冊子 vol. 1～vol. 3を発行しているが、今後の発行見込みはどうか。
- A. 今後検討したい。中央通り再編と合わせた内容での発行も考えられる。
- Q. ARUKU事業は、市民の健康づくりの意識向上に役立っている。事業による効果を教えてほしい。
- A. 冊子の現在の配付先が、公共施設以外にも、民間のカフェや企業などに広がっている。また、冊子の増刷を求める声や、事業への好評の声ももらっている。

《 歳出第4款衛生費 第3項保健所費 》

こころの健康づくり支援事業費について

- Q. こころの相談件数 4548 件の内容を確認したい。
- A. この数字は延べ件数であり、実人数は、匿名の相談の場合もあるため完全に把握できないが、328 人と認識している。相談内容は、アルコールに関すること、思春期の相談などが最近が多い。
- Q. 精神科医師のほかに、どのような職種の人に対応するのか。
- A. 精神保健福祉士、保健師である。また、事務職員が相談に応じることもある。
- Q. 相談への対応時間はどの程度か。
- A. 来所相談では、おおむね 1 時間を目途としている。電話であれば、それ以上の時間対応する場合もある。

HACCPに関する食品等事業者への周知啓発について

Q. HACCP講習会を実施しているが、対象事業者はコロナ禍で参加が困難な状況にあった。講習会に参加できていない事業者を把握しているのか。

A. HACCPの対象となる全ての事業者に講習会の案内を行った。不参加の事業者は具体的には把握していないが、食品衛生責任者講習会等でHACCPを説明したり、国が作成した手引書を郵送するなど、周知に努めている。また、HACCP講習会では実際に出席事業者に計画書を作成してもらった。

Q. HACCPはなかなか理解しづらい。今後の講習会の開催予定について確認したい。

A. HACCPだけを説明する講習会の開催予定は今のところないが、引き続き、食品衛生責任者講習会、その他の説明会などの機会を捉えて、丁寧に説明を続けていく。

犬猫避妊等手術費助成補助金について

Q. 飼い主のいない猫で、避妊手術をしている猫としていない猫の見分け方を確認したい。

A. 手術した猫は、耳がV字にカットされている

Q. 手術後に市に報告される場合、カットされている猫の写真を添付してもらおうのか。

A. 猫の写真は、手術後ではなく、手術前にもらっている。また、手術後には、手術代の領収書等を添付してもらっている。

Q. 近年補助件数が大きく増えているが、動物病院に負担が増えていないのか。

A. 協力病院が市内外で30病院あるが、負担になっているという話は聞いていない。

(意見) 動物病院、ボランティア団体等との連携によって、このシステムは成り立つ。関係団体としっかりと連携して進めてほしい。

◀ 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

◀ 国民健康保険特別会計 ▶

国民健康保険料の賦課限度超過額について

Q. 国民健康保険料の賦課限度超過額が、令和3年度に比べて大きく増えている。賦課限度超過額は、このように年度によって大きく異なるのか。

A. 通常は大きくは変わらないが、令和2年の収入で積算する令和3年度は厳しいコロナ禍の影響があったため、令和4年度に大きく増えたものとする。

国民健康保険料率の改定について

Q. 令和4年度に保険料が上がったが、市民からの声はどの程度あったか。

A. 結果としては、それほど多くの意見はなかった。収納率も前年度を上回った。

Q. 令和4年度は物価高も重なっており、収入未済額を超える賦課限度超過額であることなど、貧富の差を助長するような状況にある。今後、賦課限度超過額を充てて、低所得者の保険料を下げることは考えられないのか。

- A. 賦課限度額は国民健康保険施行令で定められており、市では法に定める限度額を超えて賦課をし、保険料に充てることはできない。令和4年度に保険料を上げたが、約半数の世帯が7割、5割、2割のいずれかの軽減対象であり、そのような中でお支払いいただいた状況と考える。
- Q. 低所得者の保険料をなるべく軽減するためにも、市費等を使って保険料を下げることはできないのか。
- A. 国の方針で、基本的には市費等で赤字部分を補填はしないとしており、現時点で市費を投入することは考えていない。
- (意見) 低所得者にとって国民健康保険料の負担は大変重い。均等割を減額するなど、何らかのかたちで保険料の減額を検討してほしい。

◀ 介護保険特別会計 ▶

要介護・要支援の認定について

- Q. 本市の介護度別の認定者数の推移を見ると、全国や三重県の傾向と異なると感じる。具体的には、本市は、要支援1と要介護1の割合が多い点について、どのように考えるか。
- A. 要介護認定の基準は全国一律である。本市独自の3層構造の取組の効果が出ているかどうか数字では判断できないが、介護保険制度が始まった早い段階から各地区での介護予防や相談体制整備の取組を十分に進めてきた点は、要因の一つと考えられる。
- Q. 要介護認定の流れの中で、本市独自で行っていることはあるか。
- A. 基本的な流れは同じだが、本市では、要介護認定審査会の会議のおよそ1週間前に、一次判定の結果を含む会議資料を審査委員に送付し、事前の審査ができるようにするなど丁寧な審査に努めている。
- Q. 他自治体で、要介護認定調査のDX化を進めている事例がある。本市でもAIを活用した要介護認定調査を進めるべきと考えるがどうか。
- A. 要介護認定調査では定まった方法により、調査員が個々の申請者の状況を見て判断する部分があり、本市が独自の方法としてAIを導入するのは難しい面がある。今後、認定者数が増える中で、国としてAIの利用を進めることも考えられるので、動向を注視し、対応していきたい。
- (意見) 先進事例を研究し、いい制度であれば、本市でも取り入れて行ってほしい。

◀ 後期高齢者医療特別会計 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により当分科会所管部分につきましては、議案第18号 令和4年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、いずれも別段異議なく、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります

また、全体会に申し送るべき事項については、論点整理シートに記載のとおりです。
これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和5年8月定例月議会 決算常任委員会教育民生分科会)

No. 1

事業名	民間プール施設の活用の拡大について	
事業概要	<p>各小中学校に整備されているプールの多くが築40年程度経過しており、プールの耐久年数を60年とした場合、20年以内に小中学校合わせて41校のプールが更新時期を迎える。新設する場合には1件当たり約1億1200万円が必要である。この建設費を含めて試算する年間の維持管理費は362万円となる。</p> <p>令和4年度からは、コロナ禍での学習機会の確保のため、小学校2校（大矢知興譲小学校、常磐西小学校）の5年生で民間プール施設（指導員あり）を利用した水泳指導を実施している。</p>	
	決算額	<p>新教育プログラム推進事業費（体力・運動能力向上）4,391,069円 のうち、民間プール施設の利用に係る費用 2,562千円</p> <p>その他施設整備費</p> <p>（内部小学校ほか1校プール改修工事（款10民生費 項2小学校費） 27,764,000円 西朝明中学校ほか1校プール改修工事（款10民生費 項3中学校費） 26,874,100円</p>

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

- Q. 1つのプールで何人くらい入れるのか。
A. 最大で2クラス分の70人が入ることができる。
- Q. 小学校平均授業日数23.3日とあるが、これは雨天や暑さ指数が高すぎる日など、授業ができなかった日を除いた日数なのか。
A. そのとおりである。
- Q. プールの授業は1クラス当たり何時間設定されているのか。
A. 学年関係なく7～8時間が目安になっている。
- Q. 改修を行った小学校2校で2776万円、中学校2校で2687万円と、それぞれのプールの改修に係る金額は同程度だが、同じような工事を行ったのか。
A. 水槽改修とプールサイドの改修を主に行っており、工事内容はほぼ同じである。
- Q. 各学校にプールの設置義務はあるのか。
A. 指導要領の中に水泳の授業は掲げられているが、プールの設置義務はない。
- Q. プールの授業の必要性は理解するが、教員の働き方の課題もある中、プールの授業が理由で教員の仕事を諦めたような人の声も聞く。中学校は体育教師がプール指導を担うが、小学校は担任が行うという理解でよいか。
A. 現在は担任が中心になって指導を行い、補助的に別の教員が関わっている。

Q. 最も近いプールの更新時期はいつなのか。

A. 最も古い朝明中学校のプールは昭和 41 年に設置された。令和 5 年度に改修工事を行い、あと 20 年程度は使用できる見込みだが、劣化状況によって更新を検討しなければならない時期が来ると考えている。

Q. 改修の費用を見ても金額は大きいため、市として今後のプールの在り方の方針を決める必要があるのではないかと。

A. 20 年以内に 41 校がプールの更新を検討する必要があるため、この時期が迫るまでには判断したいと考えている。民間への委託事業を進める中で、プールの授業を民間施設にどの程度担ってもらえるのかという調査も行っている。民間委託で賄うことができればいいが、現在委託している事業者以外への協力依頼、働きかけを行い、どこまで可能なのか調査を進めながら検証を進めていきたい。

Q. 市外の民間プール施設での委託は可能なのか。

A. 市外の施設も調査対象に含めており、どこまで民間委託を広げられるのか調査していきたい。

Q. 健康増進センターなどの市の施設も活用できるのではないかと。

A. 一般の利用との調整、プールの深さといった課題への対応ができるかは調査研究の対象としている。

2. 議員間討議によって出された意見

(プール維持管理、施設の更新について)

- ・小学校で言えば年間 23.3 日の使用に対して、プールの建設費約 1 億 1200 万円を加味した維持管理費用に年間 362 万円必要となる。今後、更新時期を迎えるに当たっては、今後の学校プールの在り方を検討し、方針を定める必要がある。
- ・次の修繕時期が分かっているため、ある程度スケジュール感をもって検討すべきである。
- ・市で室内プールを造るのであれば、どのくらいの人数を受け入れるのか、民間でどのくらい受け入れられるのかも念頭に入れながら検討していく必要がある。

(民間プール施設について)

- ・令和 4 年度から民間プール施設を利用した水泳指導を実施しているが、この成果をしっかりと検証すべきである。大規模校では全クラスにおいての実施が難しいことや、受け入れる民間プールがあるのかなど課題はあるが、様々な検証を行っていくべきである。
- ・民間委託に係る予算、検証、計画策定の予算など、拡大の手法は様々であり、しっかりと検討してほしい。
- ・民間委託を拡大することで、年間を通じて水泳授業を行うなど、プール指導の回数を確保し、年間を通して 1 度も水泳指導を受けられなかった子供がいないようにすべきである。
- ・市内の民間プール施設で全ての学校を受け入れられるだけの空きはないのではないかと。空き時間が限られる中で、民間プール施設にどのように受け入れてもらえるのか、事業者と膝を突き合わせての協議が必要になる。また、今後の方針についても民間事業者に市の方針を伝えながら一緒に議論する必要がある。

(児童生徒の水泳授業の機会について)

- ・学校プールだけでは天候や暑さ指数などでプールの授業の数が減ることがある。機会を確保できない場合、子供たちへの影響は非常に大きい。

- ・教育として、水に関わる遊び、水に慣れることは非常に重要であるため、将来の方針を早急に検討してほしい。
- ・夏になると水に関わる事故の報道が多いため、水泳指導の機会の確保は非常に重要である。
- ・子供が楽しみにしていたプールに入れられないことがないように、民間と連携し水泳授業の機会を確保することは重要である。

(教員の負担軽減について)

- ・水泳指導が負担になっている教員がいる可能性もあるため、少しでも負担を取り除き、他の授業へさらに力を入れられるようになることも考えられる。
- ・地区によっては近隣に民間プール施設がない学校もあるため、市内全体の状況を考慮するべきと考えるが、民間委託の取組自体は良いと考える。今後の方針の検討を進めてほしい。
- ・教員の負担軽減の観点でも民間委託を進めることは教員の手助けになる。
- ・民間委託、今後の学校プールの方針について、教員の声も聞きながら検討してほしい。

(近隣にプール施設がない学校への対応について)

- ・近くにプール施設がない場合には移動時間が必要となるが、なるべく移動の無駄をなくし、子供たちの負担にならないように取り組んでほしい。
- ・私立の小中学校で校内プールがないところもあると思うので参考にしてほしい。
- ・移動時間などの検証や、本当に実施できるのか、具体的な検討が必要である。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
① 廃止	次年度事業費予算に関連するもの
② 縮小	
③ 拡大	
④ 新規事業の実施	
⑤ その他	事業実施手法の見直し など

全会一致で③拡大

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

- ・今後 20 年以内に小中学校 41 校がプールの更新時期を迎える見込みであるため、市として早い段階で学校プールの在り方について検討を進め、方針を定める必要がある。
- ・令和 4 年度から民間委託を始めており、この事業の検証をしっかりと行った上、民間委託の拡大に向けた調査研究を進めるべきである。
- ・現状の学校プールでは天候、暑さ指数等により中止になることがある。民間委託により、天候に左右されず、年間を通じて水泳授業を行うことができ、子供たちの水泳授業の機会の確保が期待できる。
- ・民間委託により教員の負担軽減が期待できる。
- ・民間委託に際しては、近隣に民間プール施設がない地域の学校への対応も求められる。

5. 政策提言素案

- ・近い将来に多くの学校プールが更新時期を迎える中、早期に学校プールの在り方の検討を進め、方針を定めること。
- ・令和 4 年度から小学校 2 校で行っている民間委託について、検証をしっかりと行うとともに、子供たちの水泳授業の機会の確保、教員の負担軽減のため、民間委託の拡大に向けた調査研究をさらに進めること。
- ・民間事業者との協議を進め、試行的実施も含めて実施可能な学校から段階的に民間委託の拡大に努めること。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和5年8月定例月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第22号

令和5年度四日市市一般会計補正予算（第4号）について

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

≪ 歳出第10款 教育費 第1項 教育総務費 ≫

四日市市奨学金について

- Q. 令和6年度奨学金の定員を50人増やし、100人で募集するとのことだが、どのように選考するのか。
- A. 一定の募集期間を設けた後、応募者の中から経済状況等により判定する。
- Q. 応募者に対して事前に選考があることを伝え、また、採用されなかった場合にはその旨を通知するのか。
- A. そのとおりである。
- Q. 採用されなかった人に対して、他に救済できる制度はあるか。
- A. 本市としては当制度のみだが、他の機関が実施する奨学金との併願は可能である。在学中の学生には学校を通じて、また、在学していない学生に対しても広報等を通じてできるだけ周知できるように丁寧に対応していきたい。
- （意見）対象者が知らなかったということのないように周知してほしい。
- Q. これまでに応募したにも関わらず採用されなかった事例はあったのか。
- A. 令和4、5年度募集は定員を100人としたが、定員を超えたことはない。また、いずれの応募者も要件を満たしていたため、全員に採用決定を行った。
- Q. 定員を100人とした根拠を確認したい。
- A. これまでの応募実績から設定した。令和6年度募集についても、物価高騰対策として令和5年度と同等の定員が必要と判断した。
- Q. 申し込み方法を確認したい。
- A. 12月を予定している募集時期に申込用紙等の必要書類を提出してもらう。申込用紙や募集要項はポスター、チラシとともに各学校に配布し、ホームページからも入手できる。
- Q. 高校等と大学等でそれぞれ50人の定員としているが、一方が定員を超えた場合、予算の範囲内で調整して採用するのか。
- A. 一方が定員を満たさず、もう一方が定員を超えた場合は、予算の範囲内で採用決定を行いたい。
- Q. 物価高騰対策として国庫支出金を財源に充てているが、令和6年度以降の予算計上

について、どのように予算を確保する考えか。

A. 物価の変動状況や消費経済の動向を注視しつつ判断していきたい。

少人数学級拡充事業費について

Q. よっかいち 30 人学級編制を実施するための講師が確保できないことから、学校業務アシスタントを募集しているとのことだが、応募状況はどうか。

A. 19 校中 11 校で 9 月 1 日から配置している。残り 8 校については、引き続き募集を継続しており、現在 3 名の応募者との面談を予定している。

Q. 短時間で働きたいというニーズもある。1 校に 1 名の学校業務アシスタントにこだわらず、例えば、週 2～3 回の短時間勤務を複数人で分担するような条件であれば、さらに応募が見込めるのではないか。

A. 意見を参考にして任用条件を工夫したい。市ホームページや市公式 LINE アカウントでも募集していきたい。

Q. よっかいち 30 人学級編制の実施に向けた課題をどのように捉えているか。

A. 30 人学級編制は、新しい学習環境や学習形態への対応に際して、きめ細かく子供に配慮できるメリットがあるが、教員不足のため実施が難しい。そのため、教育の DX 化、学校業務アシスタントのさらなる活用など、教員に頼らずに 30 人学級編制の理念を実現できる新たな方法を考えていく必要がある。総合的に判断して、令和 6 年度の予算を計上していきたい。

(意見) 様々な手法を取り入れながら、よっかいち 30 人学級編制の理念は今後も堅持してほしい。

Q. よっかいち 30 人学級編制を今後実施できる見込みはあるのか。

A. 教員不足が早急に回復するとは思えないため、しばらくは状況を注視せざるを得ない。そのため、DX 化や教員以外の人材を活用し、子供を見取る体制づくりに尽力したい。

Q. よっかいち 30 人学級編制の目的は果たされているのか。

A. 児童生徒を対象としたアンケート結果では、30 人学級編制が効果的と感じている子供がほとんどである。子供や保護者の評価に基づくと、これまでの取組に効果はあったと確信している。

Q. よっかいち 30 人学級編制のこれまでの効果を否定するものではないが、教員不足の中で 30 人学級にこだわるあまり、教員の負担増加につながり、子供に悪影響を及ぼすことを危惧する。国は 35 人学級を目標に掲げて取組を進めており、教員不足の現状を考慮し、将来に向けてよっかいち 30 人学級編制をいったん廃止することも考えられるのではないか。

A. 小学 1 年生、中学 1 年生は環境が大きく変わるため子供たちの見取りは重要であり、そのための方策として 30 人学級編制は成果を出してきた。個々の児童生徒を丁寧に見るという理念は崩さず、国も様々な政策を打ち出そうとする中で、本市のこれまでの取組の良い部分をどのようにつないでいくか検討していきたい。

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ▶

物価高騰対策緊急支援事業費（障害児通所支援事業所）について

Q. 申請方法を確認したい。

A. 補助申請の要件として県の補助決定通知の添付を求めている。県への申請と同じ金額で本市にも申請してもらうことになる。

◀ 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 ▶

民間保育所等物価高騰対策事業費補助金について

Q. 補助対象にガス料金が含まれるが、都市ガスやLPガスなどの種別を問わないのか。

A. 種別は問わない。

Q. ガス料金の基準単価が示されているが、ガスの種別により実際の単価は異なるのではないか。

A. 厳密には異なると思われるが、当事業は県の補助制度の中で算定された単価を採用している。この単価は、都市ガスにおける従量料金単価の令和元年から3年間の平均と、令和5年4、5月の平均との差から設定したものである。

Q. 当事業は国庫支出金を財源とし、対象期間は令和5年9月までの半年間であるが、国からの支援がなくても、10月以降、市単独でも補助を続ける考えはあるのか。

A. 現在は国や県の措置を踏まえた対象期間としている。今後、物価の状況や各施設からの声、市の財政状況を踏まえて対応を検討したい。

（意見）民間の保育所等は、物価高騰分をなかなか価格に転嫁できない。現場と意見交換をして対策を検討してほしい。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ▶

物価高騰対策緊急支援事業費（障害福祉サービス等事業所）について

Q. こども未来部が行う物価高騰対策緊急支援事業費（障害児通所支援事業所）のほうには事務経費が含まれていないが、物価高騰対策緊急支援事業全体の中で対応するという理解でよいか。

A. そのように考えている。

物価高騰対策緊急支援事業費（介護保険サービス事業所等）について

Q. 補助の対象期間を令和5年9月までの半年間としているが、物価高騰の終わりが見えない中、10月以降、市単独でも補助を続ける考えはあるのか。

A. 今後、国や県でも議論されると思われるが、その時の状況を踏まえて対応を検討し

たい。

(意見) 介護事業所には規模が小さいところが多く、物価高騰による打撃をかなり受けていると聞く。事業者との意見交換を行い、市単独での支援も検討してほしい。

《 歳出第3款民生費 第3項生活保護費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 債務負担行為の補正

帯状疱疹ワクチン公費助成システム改修業務委託費について

Q. 不活化ワクチンは2回の接種が必要で、2回分の費用の合計が4～5万円とのことだが、2回分の費用のどちらも5割を公費負担する予定か。

A. ワクチンの種類によって、不活化ワクチンは2回分を1セットとして計2万円の補助、生ワクチンは1回分のみで4千円の補助となる。

Q. 定期接種化に向けた国の審議状況を確認したい。

A. 現在も審議中であり、国の方針はまだ決まっていない。

Q. 昨年度の段階では助成しないとしていたが、なぜ方向性が変わったのか、検討の経緯を確認したい。

A. 本制度については、昨年度から本委員会でも審議し、国の定期接種化の状況や市民の関心度や近隣自治体の動向などを踏まえて検討していたところである。今年度から近隣自治体でも導入され、全国的にも拡大している状況であり、市民の関心も高まっていることから、導入を考えた。

(意見) 国の審議が継続している状況での導入であるため、今後も安全性等に関する情報は注視しつつ、市民が安心して接種できるような制度にしてほしい。

(意見) 制度開始に向けて市民向けのパンフレット等の作成を検討すると思うが、具体的な事例を挙げて、どの程度の自己負担が発生するのかを分かりやすく周知してほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(令和5年11月定例会議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第43号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第5号)について

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

＜歳出第3款民生費 第1項社会福祉費＞

電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費・事務費について

Q. 事務費の内訳を確認したい。

A. 消耗品費 52 万円、郵便代・電話代等の役務費 1086 万 4000 円、委託料 6310 万円、使用料・賃借料 61 万 6000 円で合計 7510 万円である。

Q. 業務委託を行う事務の内容と金額を確認したい。

A. 委託料 6310 万円の内訳は、住民税非課税世帯のデータ抽出業務委託料 1100 万円、事務処理委託料 4300 万円、コールセンター業務委託料 400 万円、特別窓口の会場案内整理業務委託料 510 万円である。

Q. 事務費の金額が高いと考えるがどうか。

A. 国が示す事務費の限度額が一世帯当たり 2500 円であり、それで積算すると、本市は 8250 万円が上限の額となる。令和5年7月から9月にかけて臨時特別給付金の給付を実施した時の実績などを精査し、今回は 7510 万円の事務費とした。

Q. 全国の他自治体でも同じような委託をしているのか。

A. 早期の支給に向けて年内に予算化するよう国からも要請があり、必要な補正予算を要求した。事務費の積算に当たり、令和5年7月から9月に実施した臨時特別給付金を給付した時の他市町の委託状況も調査した。市民からの問い合わせに対応するため、コールセンターや窓口での申請受付、また、進捗状況の確認にも的確に対応できる体制整備に必要な費用を計上している。本市と同規模の市と比較しても同等程度の金額であり、適正な金額と捉えている。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和5年11月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第64号 四日市市国民健康保険条例の一部改正につきましては、出産予定又は出産した被保険者に係る産前産後の保険料を免除することに伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、保険料を免除するためには、原則として世帯主の届出が必要とあるが、届出を省略できないのか、との質疑があり、理事者からは、出産育児一時金の申請の際に声をかけ、同時に免除申請をしてもらう対応を考えているとの答弁がありました。

議案第65号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正、ないし、議案第67号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第73号 四日市市立図書館充実基金条例の制定につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第74号は、小中学校保健室等空調設備整備事業をP

F I 事業方式で実施するに当たり、空調設備の設計、施工及び維持管理を目的とした特定事業契約を締結しようとするものであります。

委員からは、最近の学校施設の空調整備において入札不調が続いたが、今回の入札に当たりどのように対応したのか、との質疑があり、理事者からは、不調になった原因として急激な物価上昇があったため、今回は十分に市場調査等を行なうが予定価格を決定したことが、今回の応札につながったと捉えている、との答弁がありました。

また、委員からは、今回落札した特別目的会社の応募はスムーズにいったのかとの質疑があり、理事者からは、前回、入札不調になった当時を含め、今回の実施方針を示してから興味を示していた事業者であり、今回のスムーズな応募につながったと認識している、との答弁がありました。

これを受けて、委員からは、今後も空調整備を進めていく上で、業者が応札しやすいよう対応を工夫してほしいとの意見がありました。

議案第 79 号は、博物館エレベーター改修工事について、請負契約を締結しようとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 86 号 四日市市歯科医療センターの指定管理者の指定について、ないし、議案第 91 号 四日市市母子・父子福祉センターの指定管理者の指定につきましては、別段、質

疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 13 議案については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。四日市市民生委員推薦会報告、四日市市社会福祉協議会理事会報告、四日市市障害者施策推進協議会報告、四日市看護医療大学運営協議会報告について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【 請願（審査期限の延期） 】

教育民生常任委員会に付託されました請願第6号 子どものために「保育士配置基準の引上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出につきまして、当委員会の審査の経過をご報告申し上げます。

当委員会に付託された請願につきましては、請願者から請願趣旨説明の申し出がありました。これに対し、当委員会では、12月7日に委員会を開催し、審査に当たり、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第6号の審査に当たっては、請願者からは、次のような請願趣旨の説明がなされました。

令和5年6月に国が示した「こども未来戦略方針」において、保育士の配置基準の改善が示されたが、詳細が明記されず、示された基準もまだ十分とは言えないため、今後も関心を持ち続け、全ての年齢の子供に現在より多くの保育士の配置を求めていく必要があること、

また、保育士だけでなく、調理、事務、特別保育等に携わる全ての保育者が、保護者、地域とともに子供の命を守り、育てるという重要な役割を担っているにもかかわらず、処遇が低いために退職につながることも多く、保育者の賃金、労働条件の改善が求められること、

さらに、不適切保育という言葉が生まれ全国的に大きな問題となっているが、これには配置基準が十分でなく、労働条件が厳しいことが大きく関わっていること、

以上のような理由から、四日市私立保育連盟として、保育士の配置基準の引上げと労働条件改善による保育士増員を求める意見書を国へ提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、保育士不足により、各園にどのような影響があったのかとの質疑があり、請願者からは、一時保育をやめざるを得なくなった園が複数あるなど、地域の子育て世帯を支える特別保育等の実施に特に大きな影響を受けているとの説明がありました。

また、他の委員からは、本市では、各園の協力もあり、国が今回示した基準を上回る、1歳児4人に対し保育士1人という配置を実現しているが、本市から国へ提出する意見書として1歳児5人に対し保育士1人という配置基準を求めることをどのように考えるのかとの質疑があり、請願者からは、県内で国が今回示した基準に見合う補助ができていない市町もあるため、先行する四日市の市議会から1歳児4人に対し1人の配置を求めるよう国に意見書を出してもらえなら心強いと考えるとの説明がありました。

また、委員からは、国が示す4、5歳児25人に対し保育士1人の配置基準について、各園での現状を確認する質疑があり、請願者からは、国の基準よりも手厚く配置している園が多いが、これは国の配置基準が不十分であるために各園が費用を負担して加配することで現在の人員を配置しているとの説明がありました。

これを受けて、委員からは、1歳児の基準と4、5歳児の基準のどちらについても、本市で実現している配置基準への改善を国に求めていくべきと考えるとの意見がありました。

また、委員からは、不適切保育の問題は保育士の増員だけ

で解消できるものではなく、同時に保育の質の向上も求められていると考えるがどうかとの質疑があり、請願者からは、一人の保育士が向き合う子供の数が少なくなるほど保育の質は向上し、研修等の機会に職員を参加させるためにも人員の余裕が必要となることから、保育士の増員が保育の質の向上につながる最大の要素だと考えるとの説明がありました。

これを受けて、委員からは、保育士は大切な命を預かる仕事であるため、各園でも市でも保育士の資質を高め、保育の質の向上を図る必要があるとの意見がありました。

また、他の委員からは、研修は保育士が新たな情報を得る重要な機会であり、忙しい中でも取り組めるような研修の方法についても検討すべきであるとの意見がありました。

また、委員からは、本市の保育士確保に関する施策は他市と比較しても充実してきていると考えるがどうかとの質疑があり、請願者からは、本市の様々な施策には感謝しているが、本市に限らず、全ての子供たちに分け隔てなく質の高い保育が提供できるようにしてほしいとの説明がありました。

これを受けて、委員からは、国の動向を注視し、本市同様の施策が広まるよう発信することが必要であるとの意見がありました。

また、他の委員からは、保育士の事務にかかる負担軽減についても取り組む必要があるとの意見がありました。

次に、理事者からは、本請願では6月の「こども未来戦略方針」について触れられているが、請願の提出以降、国の動きがあったため、以下のとおり補足説明がありました。

国が12月11日に開催した「こども未来戦略会議」において「こども未来戦略」案を示し、保育士の配置基準の改善と

処遇改善が明記されました。その内容として、

令和6年度から4、5歳児の配置基準について30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設け、最低基準の改正を行うこと、

なお、経過措置として当分の間は従前の基準により運営することもできること、

1歳児については、令和7年度以降、6対1から5対1への改善を進めること、

処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、さらなる処遇改善を進めること、

につきまして、それぞれ報告がありました。

続いて、理事者に対する質疑において、委員からは、「こども未来戦略」案が示されたことについて、どのように受け止めているのかとの質疑があり、理事者からは、現在はまだ案の段階だが、報道によると年内の閣議決定を目指しているとのことであり、閣議決定後は所管の省庁において、基準など必要な規定の改正や予算措置を行っていくことが見込まれ、また、処遇改善については、人事院勧告への対応に関する部分について今年度の国の補正予算が編成されたところであるが、その一方で、「こども未来戦略」において具体的に示されていない事項もあることから、今後も国の動向を注視しなければならないとの答弁がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、現場の保育士が配置基準の改善の重要性を実感し、また、研修を行うためにも余裕のある人員配置が必要であるとの請願者の発言を聞き、保育士の配置基準と処遇の改善の重要性を再認識したが、国

が示す配置基準については、より具体的な方向性の明記が必要と考え、国の施策をさらに前に進めるためにも、本請願の採択に賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、請願趣旨にある「保育士の配置基準の引き上げ」、「労働条件改善による保育士の増員」については賛同するが、国の「こども未来戦略」案の動向をしっかりと注視した上で、改めて本請願について議論する必要があること、また、「こども未来戦略」案が示す保育士の配置基準は、本市の配置よりも低い配置基準であり、国への意見書の提出に当たっては、より手厚い配置基準を求めることも視野にしっかりと議論すべきであることから、審査期限の延期を申し出るべきと考えたとの意見がありました。

また、他の委員からは、「こども未来戦略会議」での議論により国が大きく動き出している時期であり、今後の変化を見極めながら本請願を審査すべきと考えるため、審査期限の延期を申し出るべきと考えたとの意見がありました。

以上の経過により、請願第6号につきましては、委員から審査期限を延期すべきとの意見があったことから、審査期限の延期を申し出ることについて採決を行ったところ、賛成多数で審査期限の延期の申し出を行うことに決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(令和5年11月定例会月議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

《歳出第3款民生費、第2項児童福祉費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 債務負担行為の補正

保育園等グリーストラップ清掃及び汚泥処理業務委託費

Q. 各園からの要望を受けて清掃回数を増やすとあるが、増やす前の回数を確認したい。

A. 各園の調理員と業務改善に関する協議を行う中で臭い等について意見があり、回数を増やしている。令和3年度以前は各園で年1回実施していたが、令和4年度は各園で年2回、令和5年度は屋内設置等の3園について年10回まで増やした。令和6年度は屋内設置等の園の回数を11回としたい。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

《歳出第3款民生費 第6項介護保険費》

第2条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 債務負担行為の補正

生活ログ管理システムについて

校務支援システムダッシュボード機能について

Q. 生活ログ管理システムに入力した内容は校務支援システムのダッシュボード機能に

反映されるのか。

- A. 生活ログとして児童生徒がその日の心の天気を入力すると、教員は校務支援システムのダッシュボードにその児童生徒の心の状態が表示される仕組みになっている。同じ業者のシステムのライセンスを契約することで、こうした連携が可能になるため、効果的に活用して児童生徒の様子への把握につなげたい。

デジタル採点システムについて

Q. デジタル採点システムに解答用紙データを取り込むためのスキャナーは各校に配備されているのか。

- A. 高速処理ができる複合機を基本的に各校に1台配備しており、そのスキャン機能を利用している。一時的に混雑するかもしれないが、一度取り込めば教員が自分の端末で採点ができる。

(意見) 無料試用期間に利用した中学校では、94.4%の教員が採点にかかる時間が短くなったと回答したが、残りの短くならなかった教員の背景についても考えてほしい。

Q. システムによる採点はどの程度の精度なのか。また、教員が部分的に点数をつけるなどの裁量がなくなってしまうのではないか。

- A. 平仮名などの文字の細かい判別は難しいが、記号問題などは自動採点が可能である。漢字の書き取りなどシステムで判別できない問題は、同じ問題について各生徒の答案を一覧に表示して採点できる。また、点数の裁量については、三角をつけて部分点を与える機能もある。

(意見) 手書きの採点には、教員がメッセージを書いてくれるなど、手書きならではのコミュニケーションの役割もあったと感じる。システム導入により教員の負担軽減につなげる一方で、こうしたコミュニケーションも大切にしてほしい。また、採点結果のデータの蓄積、学習の振り返りなど個々の指導につなげることも期待できるため、有効に活用してほしい。

Q. スキャンする答案用紙の数が多くても対応できるのか。

- A. 無料試用期間に利用した学校では、200人が一斉に受けたテストの答案にも対応できた。県立高校でも同様の採点ソフトを導入しているところがあり、学年400人分の採点にも対応できたと聞いている。

Q. 教員の採点にかかる時間をどのくらい短縮できるのか。

- A. 教科の特性により異なるが、5割から6割程度まで短縮できる。システムに慣れればさらに短縮できると考えている。

Q. スキャンしたデータはすぐに消えてしまうのか。

- A. スキャンしたデータはクラウド上に保存し、適宜削除しながら運用するところであり、すぐに消えることはない。

学校給食用食材調達等業務委託費

Q. 学校給食協会の組織の構成と業務内容を確認したい。

- A. 事務局長1名と、事務員として会計担当1名、物資担当2名の計4人体制であり、登録業者に対して食材の発注を行っている。登録業者の協力により、小学校、中学校

ともにスムーズに発注できている。

Q. 学校給食協会には学校現場を理解している職員が所属しているのか。

A. 事務局長には学校長の経験がある者が就いている。

(意見) 物価高騰により食材調達が困難になり給食が滞ることがないように、学校給食協会と連携し、今後もスムーズな調達を継続してほしい。

議案第 46 号

令和 5 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

総務費の減額について

Q. 総務費の減額補正の要因は人件費との説明があったが、詳細を確認したい。

A. 昨年度と人員の数は同じだが、時間外勤務が大きく削減されている。

Q. 事務の改善による時間外勤務の削減なのか。

A. 事務の改善には取り組んでおり、RPAなどのICT技術の活用などにより事務にかかる時間の削減などの成果が出ているが、事務改善が全てではなく、一因と考える。

議案第 49 号

令和 5 年度四日市市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

総務費の減額について

Q. 総務費の減額補正の要因は人件費と説明があったが、詳細を確認したい。

A. 昨年度と人員に変動があり、想定より時間外勤務手当も減少している。

Q. 事務の改善による時間外勤務の削減なのか。

A. 業務量の変動によるものもあるが、事務の改善にも取り組んでおり、それが反映されている部分もあると考える。

議案第 50 号

令和 5 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第 94 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算 (第 7 号)

【こども未来部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

＜歳出第 3 款民生費 第 1 項社会福祉費＞

物価高騰対策緊急支援事業費 (障害児通所支援事業所)

Q. 事務経費が計上されていないが、必要ないのか。

A. 事務経費は既決予算の範囲で対応できる。

Q. 県との協調による支援とあるが、補助の申請から入金までの流れを確認したい。

A. 県が先に補助を決定し、その決定通知を本市の申請の要件としている。県の補助金

が先に入金され、その後、本市の補助金が入金される流れとなる。

(意見) 受け取る事業者の手續を簡素化し、事務処理の軽減について検討してほしい。

Q. 今回の対象施設以外にも物価高騰の影響を受ける事業所はあるが、そうした施設への支援は考えられないのか。

A. こども未来部としては、県が示す対象施設の一覧のうち障害児通所支援事業所を対象としている。

《歳出第3款民生費 第2項 児童福祉費》

民間保育所等物価高騰対策事業費補助金

Q. 事務経費が計上されていないが、必要ないのか。

A. システム改修が必要なく、郵送料等の経費も既決予算の範囲で対応できる。

三重県子育て世帯生活応援給付金給付事業費・事務費

四日市市子育て世帯生活応援給付金給付事業費・事務費

Q. 今年度の対象世帯に支払われた児童一人当たりの合計金額を確認したい。

A. 5月開会議会の補正予算で国の5万円の給付金の対象になった世帯は、6月定例会議会で2万円と今回の3万円を合わせて合計10万円である。また、5月開会議会の補正予算で本市独自の3万円の給付金の対象になった世帯は、合計8万円である。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項 社会福祉費》

物価高騰対策緊急支援事業費（介護保険サービス事業所等）

Q. 関係する事業者や団体などから支援の拡充について要望などはなかったか。

A. サービス付き高齢者向け住宅などの県が対象外としている施設から対象施設に加えてほしいとの話はあったが、今回の支援事業は県との協調支援のため前回と同様に対象外とした。

(意見) 今回の対象施設に加えることは難しいかもしれないが、現場とのコミュニケーションを密にしながら、要望はしっかりと受け止めて次回以降に反映できるよう、現状把握に努めてほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(令和6年2月定例会議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第97号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第8号)について

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

《歳出第3款民生費 第4項災害救助費》

第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑及び意見はなかった。

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和6年2月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 115 号 四日市市介護保険条例の一部改正について、委員からは、令和6年度から保険料基準額を月額260円引き下げることに伴う市全体の保険料収入への影響を確認する質疑があり、理事者からは、保険料基準額の引下げに伴う減額は年間で約2億5000万円になるとの答弁がありました。

また委員からは、低所得者の保険料額を減額する代わりに高所得者の保険料額を増額することで収支の均衡は図られるのかとの質疑があり、理事者からは、高所得者の保険料の所得段階を、国の標準段階よりも細分化することで、低所得者の保険料負担を抑えつつ、収支の均衡を図りたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、令和9年度以降、介護保険料を上げる可能性はあるのかとの質疑があり、理事者からは、介護給付費は上昇傾向にあるが、今後の介護給付費の伸びの状況等も踏まえて保険料を算定したいとの答弁がありました。

議案第 116 号 四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の一部改正について、ないし、議案第 119 号 四日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 120 号 四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例の一部改正について、委員からは、障害者への合理的配慮について、市の窓口でパンフレットを配布するなど、しっかりと啓発してほしいとの意見がありました。

また他の委員からは、市役所庁舎における施設面での合理的配慮が進んでいないのではないかとこの質疑があり、理事者からは、施設面で現実的に対応が困難な場合は、代替手段としてどのような合理的配慮が可能か関係部局と協議しており、改めて周知もしていくとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、本市が率先して合理的配慮の提供を進め、民間にも広げていってほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、手話通訳や要約筆記への現在のニーズを確認する質疑があり、理事者からは、窓口での相談や依頼は少しずつ増えているとの答弁がありました。

議案第 121 号 四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について、ないし、議案第 123 号 四日市市歯科医療センター条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 124 号 四日市市狂犬病予防法関係手数料条例の一部改正について、委員からは、令和 4 年 6 月の改正動物愛護管理法の施行前にマイクロチップを装着した犬の取り扱いについて確認する質疑があり、理事者からは、法改正以前にマイクロチップを装着した犬は、国の指定登録機関に情報が登録されていないため、改めて国の指定登録機関へのマイクロチップの登録申請が必要となる、との答弁がありました。また、マイクロチップを鑑札^{かんさつ}とみなす特例制度を本市が令和 6 年 6 月から開始する前に、国の指定登録機関に登録を行った場合など、状況によっては本市で狂犬病予防法上の登録申請が必要な場合もあり、マイクロチップの装着時期によって対応は異なるとの答弁もありました。

議案第 125 号 四日市市旅館業法施行条例の一部改正について、及び、議案第 126 号 四日市市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 127 号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について、委員からは、令和 5 年度末での八郷中央幼稚園の閉園について、八郷地区の住民や園児の保護者から反対意見はないのかとの質疑があり、理事者からは、地域に事前にしっかりと説明を行うとともに、八郷中央幼稚園の在園児 4 名全てが認定こども園への転園を希望した中で、改めて転園の意向を確認するなど、丁寧に対応してきたとの答弁がありました。

議案第 135 号 第 9 次四日市市介護保険事業計画・第 10 次四日市市高齢者福祉計画の策定について、委員からは、資料に「適切かつ公平な要介護認定の確保に努める」とあるが、認定審査において、今後どのように取り組もうとしているのかとの質疑があり、理事者からは、現在、本市の介護認定審査会は 20 の合議体があり、各合議体の代表者が集まって会議を開いて審査状況等の情報を共有しており、このような取組を強化して、認定審査の適正化を進めていきたいとの答弁がありました。

議案第 140 号ないし議案第 145 号 工事請負契約の締結について、委員からは、物価上昇により建設費が高騰しているが、入札不調にならないように取り組んでいるのかとの質疑があり、理事者からは、市場調査を行い、物価上昇も見込んだ上で設計、発注を進めているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、今後ますます建設費の高騰が懸念される中、国の補助金の活用も含めて、どのような対策が可能かとの質疑があり、理事者からは、国の補助金申請に当たっては、建設費の高騰に見合った金額となるよう要望していきたいとの答弁がありました。

また委員からは、小中学校のトイレのドライ化は、校舎の大規模改修工事の時にしか行わない方針かとの質疑があり、理事者からは、そのとおりであるとの答弁がありました。

議案第 146 号 動産の取得について、委員からは、本市が移動図書館車を 2 台所有しているのは、他都市と比べてどうかとの質疑があり、理事者からは、都市の規模にかかわらず様々であり、本市より人口が多くても所有していない市もあれば、3 台所有しているところもあるとの答弁がありました。

また委員からは、今回購入予定の移動図書館車は、平成 16 年に購入した現在のものと比較して機能面でどうかとの質疑があり、理事者からは、積載規模は従来と同じで、機能的にも大きな変更はないとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、例えば、移動図書館車を W i - F i 拠点にしたり、移動図書館車の現在地をリアルタイムで確認できる機能を設けるなど、市民が本を楽しめるよう、より充実した環境を届けてほしいとの意見がありました。

議案第 158 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について、委員からは、国民健康保険料の限度額をさらに引き上げることは難しいのかとの質疑があり、理事者からは、法律に基づいて限度額を設定しており、本市独自で見直すことは難しいとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました 22 議案については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務につい

てであります。民生委員推薦会、障害者施策推進協議会、青少年問題協議会、人権施策推進懇話会及び同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【 請願（審査の経過と結果） 】

教育民生常任委員会に付託されました請願第7号 高齢者の命とくらしを守り、向上させることを求めることにつきまして、当委員会の審査の経過をご報告申し上げます。

当委員会に付託された請願につきましては、請願者から請願趣旨説明の申し出がありました。これに対し、当委員会では、2月22日に委員会を開催し、審査に当たり、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第7号の審査に当たっては、請願者からは、次のような請願趣旨の説明がなされました。

高齢者人口の割合は高く、今後も大幅な増加が見込まれている中、高齢者に対する施策の充実が急がれること、

補聴器購入費の助成を行う自治体数が、この1年で約2倍に増えていること、

補聴器を装着することで、高齢者の社会生活、地域交流を促進し、生活の質を向上させる一方で、価格等の面で購入までのハードルが高いこと、

また、熱中症による救急搬送患者は65歳以上の高齢者が最も多く、他の自治体でエアコンの購入・設置費用の補助を実施していること、

省エネタイプのエアコンへの買い替えは、生活費や医療費の負担が大きい高齢者には効果が高いこと、

以上のような理由から、市として補聴器購入費、エアコン購入・設置費用の助成を実施してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、補聴器とエアコンの2項目を請願事項とした理由を確認する質疑があり、請願者からは、昨年8月に市長に提出した要望書に記載した4項目のうち、高齢者の生命を守り、生活の質を向上させるために特に重要な2項目に絞って提出したとの説明がありました。

また、他の委員からは、想定する高齢者の年齢や世帯構成を確認する質疑があり、請願者からは、65歳以上の高齢者で、一人暮らし、または高齢者のみの世帯を想定しているが、それより厳しい条件でも、市としてまず第一歩を踏み出してほしいという思いであるとの説明がありました。

また、他の委員からは、購入した補聴器が合わずに使用しないケースもあるのではないかとの質疑があり、請願者からは、聞こえの状態は人により様々であり、医師による診断、言語聴覚士による検査、レンタル期間などを通じて自分に合ったものを選ぶことで快適に使うことができると考えるとの説明がありました。

また、他の委員からは、エアコンの購入・設置費用の助成について想定する対象者を確認する質疑があり、請願者からは、まずは住民税非課税世帯等の生活に困窮している人から始めても良いと考えるとの説明がありました。

また、他の委員からは、制度が始まった後に対象者を広げたいと考えるのかとの質疑があり、請願者からは、生活困窮者への支援を求めるものであり、制度の開始後に検証し、必要に応じて拡大することも一つの考え方であるとの説明がありました。

委員からは、障害者世帯、独り親世帯、難病患者のいる世

帯などの状況も考慮すると、財政面から、広範囲に助成することは現実的ではないとの意見がありました。

また、対象を高齢者世帯とせず、低所得世帯を対象として支援する考え方もあるがどうかとの質疑があり、請願者からは、高齢者の問題として市に取組を求めるものだが、高齢者世帯以外にも支援を必要とする世帯は確かにあるため、広い視野で取組を広げてほしいとの説明がありました。

これを受けて、委員からは、高齢者世帯だけに支援を始めると、他の世帯の混乱を招いてしまう可能性があると考えたとの意見がありました。

また、他の委員からは、高齢者がエアコンの使用を我慢してしまう課題は、エアコンの購入だけで解決すると考えているのかとの質疑があり、請願者からは、電気代を心配してエアコンの使用を我慢する高齢者の多くは古いタイプのエアコンを使用しているが、省エネタイプに買い替えることができると考えられ、エアコンの使用についての啓発も必要と考えたとの説明がありました。

また、他の委員からは、高齢者世帯の課題を認識するために、どの程度の人から意見を聴取したのかとの質疑があり、請願者からは、周囲の高齢者の声をもとに本請願の提出に至ったが、現在、実態を把握するために署名を集めており、現時点で約 350 人の署名が集まっているとの説明がありました。

次に、理事者からは、昨年 8 月に市長への要望書が提出された後の対応について補足説明がありました。

補聴器については、認知症フレンドリー宣言後に認知症の支援について検討を進める中で、国際アルツハイマー会議に

において難聴が認知症の危険因子に当たることが発表され、情報を把握しているが、補聴器の装着がその改善につながるかどうかの確証は得られておらず、現在も検討、研究を進めていること、

また、エアコンの購入・設置費用の補助については、環境対策として行うのか、福祉事業として行うのか検討が必要であることや、高齢者世帯だけでなく、障害者世帯、子育て世帯への補助など、今後整理する課題が多く、補聴器に比べると実施へのハードルは高いこと、

これらのことを請願者に説明したとの報告がありました。

続いて、理事者に対する質疑において、委員からは、65歳以上の高齢者で構成される住民税非課税世帯の数を確認する質疑があり、理事者からは、65歳以上で一人暮らしの世帯は約2万2000世帯、夫婦など高齢者だけの世帯は約1万5000世帯であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、本市の生活困窮者に対する金銭的な補助制度を確認する質疑があり、理事者からは、生活保護制度で、エアコンの購入・設置について扶助を行っているが、生活保護制度以外で金銭的な補助は行っていないとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、生活保護制度でのエアコン購入・設置に係る扶助額を確認する質疑があり、理事者からは、1世帯当たりの上限が6万2000円であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、補聴器の一般的な購入価格を確認する質疑があり、理事者からは、一般的には5万円から10万円程度が多いが、100万円を超えるものまで、精度や機能

によって価格は大きく異なるとの答弁がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、豊かな老後生活のためには聞こえの問題は非常に重要であり、補聴器購入費の補助について、まずは本市が第一歩を踏み出すことが大切であり、また、65歳以上の高齢者が緊急搬送される中でも在宅中にエアコン不使用であったケースが多く、エアコンの使用を我慢する高齢者には省エネタイプへの買い替えにより熱中症リスクを下げる効果が期待でき、これらについて、2週間で約350人の署名が集まったことは、高齢者の健康と豊かな生活を守ることについて、高齢者の要望の大きさを示していることから、本請願の採択に賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、補聴器購入費の補助については、市が検討している方向性と相違はなく、他の自治体で実施している中で本市も取り組む必要がある、との意見がありました。また、エアコンの購入・設置費用について、請願者からは、高齢者全体への補助ではなく、生活困窮者への補助を想定しているとの説明があり、理事者からは、生活困窮者に対する補助はないとの答弁があったことから、生活に困窮する全ての世帯にエアコンの購入・設置費用の補助が必要と考え、行政を後押しする意味でも、本請願の採択に賛成するとの意見がありました。

さらに、他の委員からは、高齢者の生活、命を守るという方向性、補聴器についての趣旨には賛同するが、エアコン購入・設置費用については、高齢者世帯だけを対象に始めるべきかどうか議論が必要であることや、生活困窮世帯は、高齢者だけでなく、障害者、子育て家庭など様々な世帯が想定さ

れる中で、請願事項には高齢者世帯しか記載されておらず、高齢者世帯全体が対象者では範囲が広すぎると考えるため、本請願の採択に反対するとの意見がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第7号につきましては、賛成多数で採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和6年2月定例会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算について

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

自立相談支援事業費

Q. 生活困窮者に対する総合相談について詳細を確認したい。

A. 総合相談の窓口は、生活保護の相談窓口を兼ねており、保護課に隣接する生活支援室で行っている。相談には、生活保護の相談、何らかの自立支援の相談、その他の困り事についての相談などが想定される。生活保護に関する相談もあるが、その相談内容に応じて、基準に達しているため生活保護申請につながる場合もあれば、住居確保給付金などの生活支援室が行う支援内容に当てはまり、自立に向けた支援を受けるケースもある。

Q. 令和4年度実績で、支援対象者人数1765人はどういった人か。

A. 支援計画を作成した人の相談が1765人である。

Q. 当事業により令和4年度は5100件の相談があったとのことだが、自立した人数は把握しているのか。

A. 何をもって自立かというのが難しいため自立した人が何人かという統計を取るとは難しい。例えば、生活保護受給者の場合は生活保護を脱すれば自立となるが、生活困窮から就労につなげていく場合、就労してすぐに自立とみなせるケース、他の複数の事案が重なるケース、長期的な支援を継続していくケースなど様々である。

Q. 家計改善支援事業を令和5年度から実施し、昨年12月末時点で相談件数244件、個別支援計画作成45人ということだが、当事業の開始によって45人が自立に向けて進んだということか。

A. 家計改善支援事業は、自立支援事業を強化していく中で、一体的に進めている事業の1つである。当事業では債務整理、家計簿作成への助言などを行っており、支援計画の進捗度にもよるが、自立に向けて進んでいるのが45人ということである。

Q. 自立相談支援機能強化事業（アウトリーチ）を令和6年度から予定している。これまでもアウトリーチはしていると思うが、これまでとの違いを確認したい。

A. 今後は、自立相談支援の強化、アウトリーチの強化に向けて、土日、祝日等も対応できるような体制をとることが、これまでと大きく変わる点である。

Q. 自立相談支援機能強化事業（アウトリーチ）では、新たな人材を確保するのか。

A. 現状の生活支援室の人材だけでは足りないので、社会福祉協議会への委託を予定し

ており、正規職員 1 人を配置してほしいと依頼している。

住居確保給付金事業費

Q. 当事業の対象者について、非課税者に限定されるのではなく、離職などによって急に収入が減った人も対象になるのか。

A. 非課税者と限定して対象とするのではなく、非課税相当の人を対象とするという考え方である。申請する時点で、収入がいくらなのかによって対象者を判断する。

Q. 令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の影響により、65 歳未満の年利制限が撤廃となったが、それは現在も継続しているのか。

A. 65 歳未満の年齢制限の撤廃は現在も継続している。

就労準備支援事業費

Q. 当事業の委託先は、これまで同じ NPO 法人なのか。

A. 事業開始の時から同じ NPO 法人が実施しており、随意契約である。

Q. 事業の内容上、継続性があるから随意契約にしているのか。

A. 事業の開始当時に議論したが、実態として当事業を実施できるのが当該法人のほかになく、また、雇用につなげるノウハウを当該法人が持っていることから、随意契約としている。

Q. 随意契約で、見込みどおり当事業の実績はあがっていると理解してよいか。

A. 現在まで 5 人程度は継続して支援を受けており、他市の実績と比べても支援者数は多いので、実績はあがっている。

Q. 同じ法人が長年受託していることにより、利用者やその家族等とのトラブルや苦情はないのか。

A. この NPO 法人は、他にも障害者サポート等も行っている事業者であり、非常に経験がある。当事業に関するトラブルや苦情は聞いていない。

Q. 当事業は市ホームページの該当ページにアクセスしづらく、たどり着いたページの連絡先は社会福祉協議会であり、NPO 法人名が掲載されていない。NPO 法人は、直接、相談や就労支援の受付は行わないのか。

A. 当事業の中で直接、NPO 法人が相談や就労支援の受付は行わない。

子ども学習支援事業費

Q. 令和 5 年度の 12 月末時点での事業実績に対して、令和 6 年度で見込んでいる授業コマ数が 720、予算額が 1089 万円と多いが、根拠を確認したい。

A. 事業の対象児童生徒約 80 人が全員希望した場合に受講できないということのないような予算措置を求める議会からの意見も踏まえた債務負担限度額を設定し、予算要求を行った。

Q. 対象となる児童生徒に対しては、公募ではなく、相談等を直接受けていく中で、対象者やその家族に当事業を勧めているのか。

A. 現状は、生活保護を受給する世帯に対象者がいる場合、ケースワークを行う中で、

対象者全員に当事業を案内し、促している。

重層的支援体制整備事業費

- Q. 本市はひきこもり対策を重層的支援体制整備事業で対応するという理解でよいのか。
- A. ひきこもり状態にある人の支援は、従来から、精神疾患が原因と考えられる人は保健予防課が、経済困窮が原因と考えられる人は保護課が担っていたが、これらに加え、ひきこもりの原因が分からなかったり、従来の福祉制度の対象となりにくかったりして、制度のはざまにある人の支援を重層的支援体制整備事業で行うことを想定している。福祉総務課で直接相談を受けることも可能であるが、保健予防課、保護課とも連携し、重層的な支援を展開していきたい。
- Q. 県ではひきこもり支援が充実している。健康福祉部が窓口となって重層的支援体制整備事業を実施するに当たり、本市もひきこもり対策に取り組んでいくという意気込みを示してほしいと考えるがどうか。
- A. 本市には多くの地域資源があり、課題を受け止める多様な支援機関がある。このような本市の強みも生かして、しっかりと対策に取り組んでいく。
- Q. 多機関協働事業には、ひきこもり支援の事例も該当すると推測するが、開始してからの期間が短い中で具体的な事例を紹介できないか。
- A. 開始してから2月22日時点で74件の相談を受けている。典型的な事例としては、いわゆる8050問題を抱える世帯が多い。両親に認知症があったり、子どもに精神障害や知的障害などが見られたり、そこに失業、多重債務等の経済的困窮が絡んでくる場合などもある。
- Q. これまではそれぞれの部署が個別に対応し、連携できていなかったのを、今回連携できるようにするという認識でよいのか。
- A. 今まで基本的には連携していたが、今回の多機関協働事業により、関係機関が連携してチームで支援していく体制を整えるものである。
- Q. 連携する関係機関とはどのようなところなのか。
- A. 包括的相談支援を行っている相談窓口を中心にアプローチしている。資料に記載以外では、例えば北勢児童相談所や若者サポートステーションとも連携を図っている。
- Q. 学校現場との連携も重要だが、教育委員会との連携は含まれていないのか。
- A. 教育委員会とも連携を図っており、スクールソーシャルワーカーを経由して相談を受けたケースがあった。
- Q. 重層的支援体制整備事業の対象として支援をしてもらうためには、まずどこかへ相談しなければならないということか。
- A. 自力で助けを求められないほど困っている人を見つけ出すのは困難である。少しでも気になる様子が見られた場合には、包括的相談支援事業の窓口につないでもらうよう民生委員児童委員の皆様にもご協力をお願いしているところであるが、今後もさらなる周知に努めたい。
- Q. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とあるが何をするのか。
- A. 基本的には相談機関に行くことができない対象者を訪問している。家族やケアマネ

ジャーから相談を働きかける場合にも、訪問による対応が可能と説明してつないでもらう場合もある。

Q. 支援の体制をつくったとしても、そこにたどり着けることが重要となる。支援が届かない人に支援をしたいという思いはあっても、実質的にひきこもり状態にある人のうち、そういった支援体制にまでたどり着けない人のほうが多いのではないか。

A. そうした現状は認識している。第5次地域福祉計画の中で、地域の中で困っている人や自分が困っていることに気がついていない人なども含め、自分らしい生き方ができるような地域共生社会を目指しており、それに向けた仕組みを少しずつ整備している。このような仕組みをつくって、様々な支援者や団体、関係機関が顔の見える関係をつくり、支援を必要とする人に支援が届くようにアプローチしたい。

(意見) せつかく重層的支援体制をつくっても当事者に情報が届かないと意味がない。ひきこもり状態にある人は地域にも出られないため、地域の中で支援するにも課題がある。より周知を行い、ひきこもり状態にある人でも情報に触れられる状況をつくる、相談窓口も明確に示すなど、対象者が支援の輪に足を踏み入れられるよう検討してほしい。

Q. 官民連携プラットフォームについて、閉じこもって外の情報から遮断された人を救うため、地域住民や団体等と連携して地域での居場所づくりに取り組むことが重要だが、令和6年度はそうした取組は行うのか。

A. 令和6年度、官民連携プラットフォームをはじめとした居場所づくりに関する強化事業に取り組むたいと考え、今回の予算にも計上している。プロポーザル方式により業者選定を行い、困りごとがある人が安心して相談できる窓口や居場所をつくることのできるよう取り組んでいきたい。

Q. 重層的支援体制整備事業においては、福祉総務課が中心になって責任を明確化しながら取り組むことが重要ではないか。

A. 今まで培ってきた地域資源を生かして重層的支援体制整備事業に取り組むことが重要であり、福祉総務課が中心となり、効果的なスキームをつくって着実に取り組んでいきたい。

(意見) 取りまとめ役として力を発揮し、たらい回しや相談が途切れるようなことがないように、継続的に対象者の状況把握を行い、対応の質の向上に努めてほしい。

Q. 中学3年生の不登校の生徒の保護者が卒業を前にどこに相談すればいいのか分からないという声を聞くが、相談窓口が分からない場合、どこに相談したらいいのか。

A. 市民の困り事を支援するのが福祉部門の務めであり、福祉総務課にひとまず連絡いただければ、重層的支援体制整備事業の担当が然るべき関係機関と連携し、寄り添いながら必要な支援につなげていく。今年度から始まった事業であり、対応の質の向上を行いながら、様々な関係機関と連携を図りながら困り事の解決につなげていきたい。

Q. 福祉総務課が相談窓口であることを市民にどのように知らせるのか。

A. 広報よっかいちでの周知のほか、それぞれの在宅介護支援センターなどに年度当初に訪問し、新たな組織について周知を行った。まだ完全には浸透していないと考えられるため、こども未来部等との連携をはじめ、さらなる周知を図っていきたい。

(意見) 困っている人が相談先を見つけて相談することは非常にハードルが高く、運が良くなければこの支援体制までたどり着けないのではないかと考える。最初の段階でどのように相談につながられるのかしっかりと考えてほしい。

Q. 福祉総務課に相談をするように答弁している一方で、市ホームページで「ひきこもりでお悩みの方へ」と紹介するページの相談先が社会福祉協議会となっていることを懸念する。相談しようとした人が情報に早くたどり着けるよう市ホームページでの情報の提示の仕方を再度検討すべきと考えるがどうか。

A. 必要な情報にスムーズにつながるよう精査したい。

民生委員・児童委員の活動を啓発する事業について

Q. 今年度の新規事業で実施した民生委員・児童委員の活動啓発する事業は令和6年度も同様の規模で行うという理解でよいか。

A. 今年度のパネル展や作成した動画も踏まえて、来年度も民生委員・児童委員協議会連合会と協力して同様の規模で取り組みたい。子供向けのPR広報紙の作成も考えている。

Q. 今年度の予算と比較してどのような増減があるのか

A. 子供向けのPR広報紙を新規に作成することもあり、今年度の予算と比較して総額で約10万円の増額となる。

民生委員・児童委員協議会連合会補助金について

Q. 民生委員・児童委員への活動費は、民生委員・児童委員へ渡るよう適切に執行されているのか。

A. 議会からの提言について民生委員児童委員連合会協議会連合会の会長、役員に対して情報提供を行い、執行状況について適切に執行されていると回答を受けており確認している。

障害福祉施設整備事業

Q. あさけワークス、共栄作業所、たんぼぼにおいて送迎サービスの利用料はいくらか。また、自主通所の通所の補助はあるのか。

A. 送迎サービスについては、事業所に送迎加算があるため、ほとんどの利用者は自己負担なく送迎サービスを利用している。自主通所については、電車・バスの運賃や家族による送迎の際のガソリン代に対し、障害福祉サービス事業所の通所費助成という形で、一部所得制限はあるものの、交通費を支援している。

(意見) 自主通所を行うためには、施設だけではなく、周辺の通所経路など環境も大切である。通所経路の利便性向上に向け、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を考えてほしい。

(意見) 利用者とともに保護者が高齢化する状況で、送迎が困難なケースもこれから増えていく可能性がある。送迎の在り方を今後の課題として検討してほしい。

Q. 現在、3施設、特に生活介護事業所のたんぼぼは非常にニーズが高いと思うが、定

員に対してのニーズはどのような状況か。

- A. 現在、たんぼぼは定員 35 人に対して 23 人の利用者である。生活介護事業所、就労継続支援 B 型事業所については、それぞれ市内に約 30 か所の民間事業所があるが、民間事業所では受入れが困難な対象者を受け入れるという公の施設としての役割がある。セーフティーネットとして、たんぼぼでの受入れが必要な利用者について順次受け入れられている。
- (意見) 現在は定員までまだ空きはあるが、市民から、最重度の障害者の利用が難しいという声も聞く。今後新たな施設を検討する場合は、現状を踏まえて検討してほしい。
- Q. 就労継続支援 B 型事業所と生活介護事業所は、基本的には午後 3 時頃までの利用と思うが、いわゆる「18 歳の壁」と言われる課題がある。今後新たな整備を行う際には、日中一時支援の夕方支援についても同時に検討が必要と考えるがどうか。
- A. 夕方支援のニーズについて事業所への調査を行っている。令和 6 年度についても保護者にニーズ調査等をしながらか、制度の仕組みを検討していきたい。
- Q. 民間の相談支援事業所からの意見で、就労継続支援 B 型事業所や生活介護事業所の現場で医療機関との関わりを増やしてほしいというニーズを知った。また、個々の特性に応じて心が落ち着くようなスペースや、サロンの交流ができるようなスペースが欲しいという意見も聞いた。令和 6 年度は基本構想を策定することのだが、利用者や保護者の意見はもちろん、外部の事業所の関係者にも意見を聴取する必要があるのではないか。
- A. 基本構想を策定する過程で、利用者と家族、施設の職員等にアンケートで意見を聞きながら、ニーズを確認していきたい。
- Q. 西日野エリアでは、帰宅時に笹川通りに入る道路が大変渋滞する。基本構想の中で、そのような課題も入れてほしい。
- A. 施設周辺において渋滞する時間帯があることについて、出口が 1 か所しかなく、引き続き検討したいが、道路の構造上抜ける道が確保できないというのが現実的な課題と認識している。
- Q. 障害者体育センターの利用状況を確認したい。
- A. 令和 4 年度の開館日数は 294 日、うち 97% の日で利用があり、のべ利用者数は 6579 人であった。

在宅介護支援センター事業費

- Q. 在宅介護支援センターを地域包括支援センターのブランチと表現するのは市民にとってなじみがないが、市民への説明の際も使用しているのか。
- A. 地域包括支援センターの業務の初期相談窓口として、支所のような役割を指す表現であり、今回の資料では厚生労働省からの通知の表現に合わせているが、市民への説明の際には分かりやすいよう在宅介護支援センターという表現に統一している。
- Q. 三重地区と四郷地区において、高齢者が 6000 人以上になったから在宅介護支援センターを 2 か所に増やすとのことだが、今後もこの基準に沿って増設していく考えか。
- A. 体制強化に当たって、今回、一定の基準を整理した。引き続きこの基準に沿って検

討していく。

Q. 本市は3層構造によってブランチ（窓口）として在宅介護支援センターを設けているが、設置基準について、高齢者数による基準のほかに中学校区という基準も入れていくことも考えられるが、今回の増設はその基準にも合うものなのか。

A. 様々な考え方があると思うが、本市では地区市民センターを有する24地区があるので、現在はその地区を基準に設置している。

Q. 体制強化により高齢者の相談機能を拡充し、成果も挙げている中で、それらを市民に理解し、実感してもらわないといけないが、なぜか本市の介護行政に対する期待感がそこまで高まっていないことを感じる。担当課としてどのように考えているか。

A. 本市では、他自治体と比較して、かなり以前から在宅介護支援センターを設置してきたため、市民にとっては当たり前のように地域に相談窓口があったという認識ではないかと感じる。それが他自治体との意識の違いではないかと思われる。

（意見）本市の介護行政が他自治体より優れていることについて自信を持ってPRしてほしい。高齢者が住みやすいまちであるとPRすることで、市民にも実感してもらえらる。実態に見合うように十分市民に伝えてほしい。

Q. 令和6年度に対応する三重地区と四郷地区について、増設または体制強化という2つのやり方があると思うが、両地区はどちらの対応か。

A. 基本的には両地区ともに増設を目指している。ただし、事務所を新たに設置するのは法人にとってもハードルが高いため、難しければ人員増強による対応も考えている。

Q. 増設というのは、2つの法人に分かれること、または既存の法人の事業所を増やすことのどちらを指すのか。

A. 公募を考えており、必ずしも現在と同じ法人とは限らない。募集にはいろいろと条件があり、基本的にはバックアップ体制がとれるような法人に応募してもらうことを考えているが、1つの地区に2つの法人が入る可能性もある。

Q. 三重地区は、現在陽光苑があるが、非常に広い地区である。例えば、三重西の人はこちら、三重北の人はこちらというように、エリアによる一定の線引きを行うのか、あるいは住民に自由に選択してもらうのか。

A. 今後調整して進めていくことにはなるが、現時点では、できる限り線引きしていく方向で検討している。

（意見）将来的に、同じ地区内で、A法人は評判が良く、B法人は評判が悪いというような偏りが出てくることを危惧する。同じ地区内で複数の法人が設置する場合は、法人間の連携や情報の共有化も必要であるため、働きかけをしてほしい。

高齢者終活支援事業費

Q. 議員政策研究会からの提言を受けて本事業が提案されたことは評価する。対象である独り暮らしで身寄りのない高齢者等には、施設入所者や入院中の人も含まれるのか。

A. どちらも対象となるが、入院、入所しているところへ直接出向いて相談を受けるところまでの体制をとるのは、現時点では難しいと考える。

（意見）アウトリーチは窓口まで来られない人へのアプローチとして非常に重要であり、

今後、体制整備について検討してほしい。

Q. 関係機関を案内するだけでは不十分であり、死後の手続等の履行確認も含めて行政が担うべきではないか。

A. 個人と事業者の間で締結した生前契約に市が介入して履行確認をすることが適切かどうか明確に判断できない面があり、現時点では見合わせているが、今後研究したい。(意見) 例えば、単身高齢者、行政、葬儀会社等が生前契約を結び、死後の事務がスムーズに履行できるような仕組みが必要である。今後継続して検討してほしい。

地域包括ケアシステムについて

Q. 地域包括ケアシステムの深化・推進とは何をするのか。

A. 今回の予算では、例えば、在宅介護支援センターの体制強化、地域で活動する住民主体団体の活動支援の充実などの取組がそれに当たると考えている。

Q. 日常生活支援事業を行っている人から、実施団体数が増えたため補助金が減って厳しいとの声を聞いたが、そのようなことがあるのか。

A. 毎年各団体からの要望も聞きながら充実を図っているが、団体数が増えることにより補助額を下げることはしていない。しかし、昨年度はコロナ対策による補正予算で別の補助をしているので、その部分が減ったと捉えられる可能性はあると考える。

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第3款民生費 第3項生活保護費》

生活保護ケースワーカーの配置状況について

Q. ケースワーカーの配置人数が令和元年度 31 人から令和5年度 28 人と減っている理由を確認したい。

A. コロナ禍以前は、例えばあまり訪問する必要がなく事務負担が少ないようなケースについて、保護課内の生活困窮部門や管理部門の職員に兼務をかけてケースワークを担ってもらっていたため配置人数が多くなったが、コロナ禍により兼務をかけるような課内の状況ではなくなったので、兼務する人数が減った分、全体の配置人数が少なくなった。

Q. 令和5年度の配置人数は、全てケースワーカー専務の人数か。

A. そのとおりである。

Q. ケースワーカーの任用形態は、基本的に正規職員なのか。

A. 会計年度任用職員がケースワークをすることは禁止されておらず、ケースワーク業務は正規職員でなくてもできる。しかし、その場合は厚生労働省が定める基準においてケースワーカーとしてカウントされないため、不足が補われるものではないというのが国の考え方である。

Q. 法の基準ではケースワーカーの不足数は何名か。

A. 厚生労働省が定める基準では、11名不足している。

- Q. ケースワーカーはどのように募集、採用しているのか。また、何か資格が要るのか。
- A. 保護課のケースワーカーは正規職員であり、通常の人事異動で配置される。基本的に一般的な4年制の大学での一般的な科目がケースワーカーに必要な履修科目と定められており、それらを履修して卒業した職員がケースワーカーとして配属されている。
- Q. 本市におけるケースワーカー1人当たりの世帯数は令和5年度で109.6世帯だが、これはあくまで平均値である。28人のケースワーカーのうち、一番多い人の世帯数はどの程度か。
- A. 約150世帯である。ただし、担当する地区によって、例えば有料老人ホームが多い地区では1世帯当たりの負担が少ないなど全体の業務量を見て業務を分担している。
- Q. それでも、150世帯は負担が大き過ぎる。令和元年度から厚生労働省が示す基準を満たさず、受給世帯も増える中、対策が必要ではないか。
- A. ケースワーカーの増員に関しては人事部局に要求している。現在は新卒者ではなく中途採用者を配置してもらっているが、今後は、新卒者の配置も考えていく必要がある。ケースワーカーがすべき仕事と、それ以外の仕事を切り分けて、ケースワーカーが担当業務に専念できるような体制を続けていく方向で現在は対応している。
- (意見) ケースワーカーは重要な役割を担っている。ケースワーカー自体の人数を増やして、国の基準を満たしていない現状を改善すべきである。
- Q. 全国平均の保護率約1.62%に対し、本市の保護率は1.29%と低い。これは、ケースワーカー不足が影響しているのではないか。
- A. 生活保護申請の受付は、ケースワーカーではなく相談員が行っており、ケースワーカーが少ないから保護率が下がるということはないと考える。
- Q. 本市の保護率が1.29%であることを、担当部局としてどのように評価しているか。
- A. 全国の基準から見れば、中部地域が全国的に見て保護率が低いという地域性も含め、全国平均と比べても、本市の保護率が極めて低い数値であるとは考えていない。
- Q. 全国平均に比べて本市の保護率が1.29%と低い状況を見ると、生活保護を本来受けるべき人が十分に受給できていないのではないかと懸念する。ケースワーカーの配置も国の基準を満たしていない状況の中で、本市の取組が不十分と考えるがどうか。
- A. 重層的支援体制整備事業など関係する事業による掘り起こしができるような取組も重要である。様々な機会を捉えて本来受給できる人が受給できるよう、しっかり取り組んでいく。
- (意見) 生活保護受給者に対する社会情勢や国の姿勢はまだまだ厳しいが、世間に恥じることなく安心して生活保護を受けられるよう、健康福祉部が先頭に立ち、人を大切に、優しい手を差し伸べられるようになってほしい。
- Q. 現在の保護課は所属する職員数が多過ぎる。課を2つに分けて、もっと管理職が目を配れるようにする必要はあるのではないか。
- A. 現在の保護課は、正規職員と会計年度任用職員で50人程度、社会福祉協議会の職員が担っている生活支援室を含めると約60人の体制である。現在は地区ごとに担当者を当てているが、この地区担当制の中で2課に分けるのは難しいと考えている。高齢者、障害者、失業世帯など属性による担当制にできないか課内で検討している。

(意見) 1課60人の体制は非常に無理があると考える。管理職、担当職員双方の負担を軽減できるよう、課の分割を検討し、総務部に働きかけてほしい。

扶助費（生活保護費）

Q. 外国人を含む世帯の生活保護受給世帯数は172だが、これらは、就業できていないのか、あるいは就業していても生活保護基準に該当しているのか、状況を確認したい。

A. 高齢者世帯、障害や傷病がある人の世帯、その他に失業した世帯などがあり、就業状況は様々である。

Q. 外国人と日本人で生活保護の受給額は同じなのか。

A. 外国人に対する生活保護基準は、日本人に対するものと同様である。

Q. 自国を離れて日本に来て生活保護を受給することとなった外国人が、自国に戻らない理由として何が考えられるのか。

A. 受給する外国人は、定住者あるいは永住者である。帰国するには費用が要るが、帰国費用を生活保護で扶助することはできないので、帰る手立てがないのではないかと推察する。

Q. 就業可能な外国人に対しても就労支援はしているのか。

A. 外国人においては語学の面で日本人への対応と異なる点もあるが、基本的には、支援や指導の方法は、日本人と同じ対応になる。

(意見) 外国人に対しても、働ける人は働き、自立してもらえるような取組を進めてほしい。

《歳出第3款民生費 第4項災害救助費》

《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

《歳出第3款民生費 第6項介護保険費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

若年がん患者在宅療養支援事業費

Q. 若くしてがんになった人のうち具体的にどのような人が対象になるのか。

A. 例えば、ターミナルケアの段階にある人など、医師より治療の手を尽くしたが回復の見込みがないと意見があった人が対象となる。

Q. 対象者となる患者はどのような生活を送っているのか。

A. 病院への聞き取りでは、半数が緩和ケア病棟に移り疼痛管理を希望し、もう半数が在宅療養を希望すると聞いている。中には、在宅療養を希望していても、小さな子供がいて在宅での生活が非常に難しい人もいると聞いており、この制度が支援につながればと考えている。

Q. 近隣自治体よりも手厚い支援をするという理解でよいか。

A. 利用上限額は先行して実施している名古屋市、伊勢市の約1.5倍としている。また、本市独自の取組として、対象者が自らサービス事業者を探して契約することは困難で

あるため、介護保険のケアマネジャーに居宅サービス計画の作成等を依頼できるよう、それにかかる費用も予算に計上している。

Q. 対象者への制度の周知はどうするのか。

A. 市内のがん治療を行っている病院の退院調整を行う部門と連携して、病院を通じて情報提供を行うことで必要な人に情報が確実に届くように調整している。これによりほとんどの対象者は網羅されるが、市外の病院から本市の自宅に戻る人も考えられるため、市ホームページ等での広報にも努めていきたい。

(意見) 対象になる人へ十分な情報提供が行えるよう周知を徹底してほしい。

Q. 当事業の提案に至った経緯を確認したい。

A. 伊勢市で先行して取り組んでいた中、昨年9月末頃に、県から来年度から補助制度を設けたいと情報提供があり、県内市町に対し制度実施の打診があった。県ががんの相談窓口を設けており、県内の若いがん患者の声から実現に至ったと聞いている。

Q. 居宅サービス計画の作成の対応ができるケアマネジャーを把握しているのか。

A. 他の事業で関わりのあるケアマネジャーに相談したところ、現在の介護保険で行っているものと同様であれば十分対応可能であり、ケアマネジャーの業務が多忙の中でも現状の対象者数であれば対応できるとは聞いている。

市民健康づくり推進事業費

Q. スマートフォンアプリを活用した啓発とあるが、具体的にどのようなものか。

A. 今年度企業向けに実施した「企業対抗！四日市をARUKUンピック」を、来年度は市民向けに実施したいと考えている。また、防災学習アプリ「ARLock」に、健康の視点も加えアプリを充実させるため、健康情報冊子ARUKUマップの情報で掲載しているウォーキング6コースの追加を考えている。

(意見) 地区版でARUKUマップを作成しているところもあるため、可能であれば一緒に掲載することも検討してほしい。

＜歳出第4款衛生費 第3項保健所費＞

感染症予防計画関連事業について

Q. 即応可能なIHREAT登録者10名以上とあるが、確保の見通しはあるのか。

A. 四日市看護医療大学に新たな感染症に備えて保健所業務に協力を得られるよう依頼し、合意を得ている。現在は県全体での登録だが、来年度から希望する保健所単位で登録できるようになるため、そのタイミングで本市の保健所に協力してもらえよう協議を進めており、10名は確保できる見込みである。

Q. 市立四日市病院には協力を求めていくのか。

A. 市立四日市病院において感染症に対応できる資格を有する看護師は3名おり、2月に実施した地域保健運営協議会においても感染症対応時の協力の申し出があった。現職の看護師はIHREATへの登録はできないが、退職した看護師に登録の依頼ができるよう取り組みたい。

Q. IHREAT登録者に対する研修はどのようなものと考えているのか。また、登録し

てもらふことによりどのような効果が期待できるのか。

A. I H E A T 登録者はそれぞれの立場で高度な専門性を持つ人ばかりであり、具体的な保健所業務について情報提供し、改善点を指摘してもらい、互いにスキルアップできるような研修をしたいと考えている。

(意見) 次のパンデミックに備え、万全な体制となるよう取り組んでほしい。

Q. 四日市市初期 P C R 検査センターが設置された場合、I H E A T との関連はあるのか。

A. P C R 検査センターで想定している「鼻咽頭ぬぐい」による検査ができるのは、医師または臨床検査技師で一定の研修を修了している人であるため、感染症対応時に I H E A T 登録者のうち資格を持つ臨床検査技師が検査を担うことができれば体制は盤石になると考える。

Q. 四日市市初期 P C R 検査センターの設置場所は決まっているのか。

A. ドライブスルー方式で行うことを考えると一定の広さの敷地が必要であり、実際に設置訓練を行い、実施可能な公共施設の中から選定したい。令和 6 年度に実施する訓練の場所は決まっているが、新興感染症が発生した時のことを考えて公表すべきかどうかも含めて検討中である。

Q. 新たに購入する検査機器はどこで使用するのか。

A. 現在食品衛生検査所で使用している機器の老朽化に伴い更新を行うもので、令和 8 年度には新設を予定している検査所においても使用を予定している。

Q. 機器の更新によりどのくらいの数の P C R 検査を行うことができるようになるのか。

A. 初期の対応においては、県内では保健環境研究所と、三重大学附属病院等の専門機関しか行うことができない。時期が経過し、試薬が普及するタイミングで本市の食品衛生検査所や病院で検査ができるようになる。本市の食品衛生検査所にある全ての機器を使用し検査する能力は、想定では 1 回の検査で 6 時間かけて 30 の検体を検査することができると考えている。

Q. 機器の更新費用 1160 万円は 1 台の値段なのか。

A. P C R 機器 1 台分とそれに付随した機器を合わせた総額である。

Q. I H E A T 登録者にはその資格を証明するようなものはあるのか。

A. 国からは、登録者の情報はシステム上で国が一元的に管理すると聞いている。その登録者の中で四日市市保健所への協力の意思を示している人に対して、市から協力依頼をかけられるよう平時から情報を把握し、準備することを考えている。

精神保健対策事業費（自殺予防対策）

Q. 自殺予防対策について、健康福祉部で啓発以外に取り組んでいることはあるのか。

A. 自殺未遂で救急搬送された場合に、本人の同意のもと医療機関から連絡を受け、保健師等が自殺未遂者のもとを訪問して話を聞き、必要に応じて関係機関と連携し支援している。

Q. 自殺未遂者支援に関する実績や効果を確認したい。

A. 平成 28 年度から実施しており、医療機関と共に個別支援という形で、令和 4 年度ま

で44件対応してきた。例えば、自殺未遂者の年代によって、高齢者のうつ、若年者であれば家族関係の複雑さなど、統計資料や電話相談だけでは見えにくかった様々な問題が見えてきた。今後の課題や必要な支援内容を支援者のチームで検討して支援につながっているものの、支援が長期間に及んだり、支援を終了するタイミングが見えづらい難しさもある。

Q. そもそも自殺する前に防げるような、何らかの取組はないのか。今後、さらに取組を進める必要があるのではないか。

A. 自殺の原因・動機として、「健康問題」の割合が高いが、その多くは様々な要因が関連する中で起きていると言われている。多様な相談の窓口で、まずは「気づく」ということが重要である。そのため窓口対応を行う部署が集まった自殺対策連絡会議の開催、相談窓口対応力向上のための研修などに取り組んでいる。

(意見) 必要な人に届けていくことが一番の重要と考える。対象者が不確定で世代も様々なためアプローチが非常に難しいが、もっとニーズ調査をして、ニーズに沿ったアプローチの仕方に対象者に届けられるように取組を進めてほしい。

Q. 働く世代に対して、出前講座とか講演会等以外で何か実施しているのか。

A. うつ病などのサインに周りの人が気づいてもらうための内容など、こころの健康情報を他課と連携しながら事業所向けに配布したり、インターネットやメール配信により周知している。

Q. 大企業だけでなく、中小企業に対しても対応しているのか。

A. みんなの健康☆応援事業所登録事業を実施している他課と連携し、登録事業所だけにはなるが、小規模の事業所等に対しても情報を配信している。

(意見) 特に若い人材の育成は重要である。中小企業に対しても様々な取組を検討してほしい。

Q. 精神科の医療機関と連携して、精神科の医師の知見を活用することも有効と考えるがどうか。

A. 連携は重要と考える。現在、自殺未遂者支援検討会を2か月に1回程度開催しており、急性期病院、精神科の入院病床を抱えている病院、病院のケースワーカー、教育委員会などが参画し、状況をお互いに確認しながら、情報共有を行っている。

Q. 現状知見を活用しているのであれば、さらに一歩踏み出すような施策の検討が必要ではないか。

A. 身近な人が身近な人の変化に気づき、さらに、必要があれば専門のところにつながる人材育成となるような研修会の開催やポスター掲示による啓発など、それぞれの一つ一つ取組がつながっていくように事業を進めていきたい。

Q. 人材育成の啓発について、企業向けの活動ということか。

A. 企業向けはもちろん、それ以外でも高齢者も含めたあらゆる世代の集まりへ出前講座に出向くなど、様々な機会を捉えて気づいてもらえる人材の育成に努めている。

(意見) 行政と当事者間の人材育成は重要である。様々なジャンルや世代に、自殺予防を考えるサポーターになりたい人はいると思う。周知啓発を検討してほしい。

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

《一般会計全般》

その他

Q. 令和5年度で事業を終了し、令和6年度予算に計上しなかった主な事業はないか。

A. 市民に大きな影響を与えるような大きな事業で、令和6年度から実施しないこととした主な事業はない。なお、新型コロナウイルスワクチン接種事業については、まだ国から具体的なスキームが示されていないので、当初予算には計上できていないが、国から詳細が示された後に、補正予算案の上程を予定している。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

新教育プログラム推進事業費（読解力向上）

Q. 小中学校の図書室への司書の配置状況はどうか。

A. 各校に週1回以上司書を派遣している。

Q. 各校に司書を配置するのは難しいのか。

A. 専門の図書館司書を毎日配置するのは難しい。

（意見）図書室に司書がいる環境が読書に良いと思うので検討してほしい。

新教育プログラム推進事業費（生命・性に対する出前講座）

Q. 中学校の授業内容のうち、「妊娠と出産のライフプラン」について内容を確認したい。

A. 妊娠から出産に至るまで妊婦はどのような生活をするかというのが主な内容である。

Q. 中学生が性感染症の危険性や、望まない妊娠をしないという点を学ぶことが大切と考えるがどうか。

A. 性感染症の予防などについては、小中学校での保健の授業とともに、外部講師による授業にも取り組んでいる。

新教育プログラム推進事業費（民間プール施設の活用について）

提言チェックシート参照

新教育プログラム推進事業費（リテラス論理言語力検定）

Q. リテラス論理言語力検定の受検料にかかる予算額を確認したい。

A. 1人当たり受検料2300円に中学3年生の人数を掛けた586万円である。

Q. 受検の結果、点数が高いことによって高校入試などに有利になることはあるのか。

- A. そのようなことはない。自分の実力の評価として、今後に向けて個人で生かしてもらおうものである。
- Q. 受検した結果をどのように今後に生かすのか確認したい。
- A. 自分を振り返って、語彙運用力、情報理解力、社会理解力がどれだけ自分に身についているのかを考えて、その強みを今後の将来に生かしてもらいたい。
- Q. 必要とする言語能力をなぜ測る必要があるのか。
- A. 社会に出る直前の中学3年生の段階で自身の言語能力がどの程度ついているか測ることで、今後、どういった学習を積んでいけばいいのかを振り返ることができる。
- Q. 学校でどのように分析して、授業改善に生かしていくのか。
- A. 教員は、言語活動を充実させる授業をどのようにしていけばいいのかをしっかりと考えて授業改善に結びつけていく。
- Q. 点数が悪かった生徒はどのように改善していくのか。
- A. 中学3年生の後半に実施するため、残り少ない中学校生活の中でどのように改善していくかは課題と考えている。受検結果を受けて、社会に出ていくことに向け、どこを改善すればいいのかを自分なりに生徒に振り返ってもらう。
- Q. せっかく受検するのであれば、その効果を生徒や教員にフィードバックすべきではないか。
- A. 検定結果と全国学力・学習状況調査の結果との関係性を見極めて、成果として示していきたい。また、教科横断的な学校の授業づくりに生かしていきたい。
- Q. 受検結果は保護者に渡すのか。
- A. 受検結果は生徒が家庭に持ち帰る。また、キャリアパスポートに記入している。
(意見) 大変いい取組であるが、受検結果をどのように生徒に伝えるかが大切であり、フィードバックの仕方も工夫してほしい。
- Q. 特別支援学級の生徒は受検しているのか。
- A. 学校の判断により、受検している生徒もいる。
- Q. 特別支援学級の生徒にとっても、誰ひとり取り残さないという考え方のもと、受検できる機会は大切と考えるがどうか。
- A. 特別支援学級の生徒が受検できる機会の確保やフィードバックの仕方の工夫について整理していく。
- Q. リテラス論理言語力検定の四日市市以外での実施状況はどうか。
- A. 市として公立中学校で実施しているのは本市のみである。中高一貫校が数校実施しているほか、ほとんどは高校で実施されている。
- Q. 一般の教科のテストだけでなく、リテラス論理言語力検定が必要と考えた理由を再度確認したい。
- A. 語彙運用力、情報理解力、社会理解力の3つについて生徒の総合的な教科横断的な力を測ることができる検定である。生徒のキャリア形成のための面談や相談の資料として活用できるため、今後も取組を進めていきたい。
- Q. 当事業はベネッセとの共同研究とのことだが、他市町で実施していないことを聞くとその効果に疑問を感じてしまう。事業者都合のいいように使われるようではいけ

ないと考える。今後、継続すべきか検証する必要があるのではないかと。

- A. 事業者を利用されるのではなく、本市にとって利益になるよう活用したい。
- Q. 当事業は、いつから実施しているのか。
- A. 令和3年度からである。今後成果を出していくとともに、検証も行いたい。
- Q. 検定結果を高校等の進学先など次のステップにつなげるような考え方はあるのか。
- A. 結果をもとに、担任との教育相談や進路相談でフィードバックする。自分の得意分野を伸ばしていくことを話し合うが、高校への具体的なつながりは課題もある。
- Q. 高校生向けで難しいというようなネガティブな声は生徒から出ていないのか。
- A. 特段そのような声は届いていない。

チーム学校推進事業費（SNS相談アプリについて）

- Q. 以前の議論の中で返信が夕方の1回に限られることが課題として挙げられていたが、現状はどうか。
- A. 相談の投稿は24時間いつでもでき、それに対する返信は16時から22時の間で行うことになっており、回数に制限はなく、何回でも相談して返信をもらうことができる。
- Q. 相談に対して受け答えをするのは誰なのか。
- A. 昨年度までは市の相談員や指導主事が行っていたが、今年度から相談員についてもSNSアプリ業者「スタンドバイ」に委託しており、専属の相談員が行っている。
- Q. 思い切って相談した子供に対し、返信を早くすることが重要と考えるが、業務委託をしたにもかかわらず、16時から22時という限られた時間しか返信ができないのか。
- A. 令和4年度に実施した際に、最も相談件数が多かった時間帯が16時から22時であったことから、この時間設定で今年度は実施している。今後も検討していきたい。
(意見) 相談環境が良くなり、その相談への対応の質が求められる。相談が22時を越えて朝方になって投稿された時の対応についても検討してほしい。
- Q. 相談の内容により学校も対応することがあると思うが、その対応は教員の過度な負担とはならない程度という理解でよいか。
- A. 学校と連携する場合もあるが、チーム学校としてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、医療機関等の関係機関と連携して対応するため、教員の過度な負担とはならない。
(意見) 第三者機関で解決できるところは解決し、学校で対応すべきことは対応して、多くの人に関わる事で子供たちを助けられるよう取り組んでほしい。
- Q. 学習用タブレットや個人のスマートフォンなど、どの端末からの相談なのか統計は取っているのか。
- A. 端末ごとの件数の統計は取っていない。
- Q. SNSアプリのセキュリティはどうなっているのか。
- A. アクセスコードと個別のパスワード設定によりセキュリティを整えている。
- Q. 相談員は専門的な知識や資格を持った人か。
- A. 臨床心理士、公認心理士、教員OB、SNS相談の経験が1年以上ある人などが要件になっている。

(意見) 気持ちの面の相談が多いと考えるため、専門的知識を持つ相談員が対応することでそこで完結でき、他の関係機関へつなぐ必要もなくなる。相談員の質の向上にも継続して努めてほしい。

Q. 件数は多くても相談した人数が少ないということはないか。

A. 同じアプリを使用している他市町と利用率を比較すると、本市は比較的利用率が高いと聞いている。

Q. 心身の健康やいじめに関する相談も実績としてあるが、匿名の相談の中で、関係機関との連携はできているのか。

A. 匿名性は大事にしている。その上で、必要に応じて緊急の場合は警察と連携を図ることもある。

(意見) 切実な相談をする子供が少なからずいるということは重要なアプリである。個人のプライバシーは守らなければならないが、実際の利用状況を具体的に把握する必要がある。

Q. 小学5年生の相談が多い理由は把握しているのか。

A. 理由は把握していないが、小学5年生からアプリを導入しているからと考えられる。

(意見) この事業のさらなる向上のため相談人数の傾向も分析してほしい。

自殺予防の取組について

Q. 昨今、小中高生が自殺する報道をよく見るが、自殺予防の取組は今回の予算に計上されているのか。

A. 生命・性の授業や相談アプリを活用した取組、薬物乱用防止教育、四日市早期支援ネットワーク (YESnet) の取組、いじめ問題についてのアンケート、Q-Uという学校への満足度の調査、精神科医療機関と連携した教職員研修など、様々な事業において取り組んでいる。また、自殺に関わる対応としては、TALKの原則という自殺の危機が迫った人への対応の原則について各教職員で共通理解を図っている。

Q. 子供の自殺者が増えている原因を分析し、教育委員会としての考え方は持つておく必要があるのではないか。

A. 全国的に自殺者が増えていることは重く受け止めている。市内の子供たちにとって、日々を充実させ不安を感じずに安心して学校に通うという点で、学校教育の充実が必要なことと考える。将来に希望を持てるよう、キャリア教育などを通じて子供たちの気持ちを将来に向けること、日々の教育相談や個々の子供たちへの対応に加えて、様々なツールの活用によって何とか子供たちの声を拾うための取組も重要である。さらに、教員への研修、保護者との連携も進めていくべきと考える。

Q. 毎日子供たちに接する教職員や教育委員会がしっかり考えて、悲劇を未然に防ぐために事前に考えてほしいと考えるがどうか。

A. 相談先をはじめとして、様々な選択肢をつくることが重要と考えている。家庭や教員だけでなく、チーム学校として、また、地域とも協力して、多くの人が子供たちを見守り、何か可能性が生じた際にはすぐに対応できる体制が大切だと考えている。

Q. ここ2、3年で本市ではこうした小中学生の自殺は発生していないのか

A. そうした報告は受けていない。

道徳教育総合支援事業費

Q. 道徳教育としてどのような成果があったか。

A. 事業の趣旨で目指している「考え、議論する道徳」への質的転換を図ることで、子供たちが自分で考え、他者との対話により自分の価値観を変容させ、より良い方向へ進めていけることを目指しており、そうした道徳の授業が増えてきたと捉えている。

Q. 今後の課題としてどのようなことがあるのか。

A. 道徳的価値として、善悪の判断、正直、誠実、親切、思いやりなど多くの価値があり、その全てが大切であり、どれが課題なのか一概には言えない。現在は非認知能力を身に付けられるよう取り組んでおり、我慢する力、人と関わる力などを身に付けることを課題の一つとして今後力を伸ばしていきたいと考えている。

Q. 道徳教育と人権教育はどのように住み分けているのか。

A. 道徳教育は道徳性を養うことが目的であり、人権教育は自分や他者の人権を守る実践行動力を育てることが目的である。

Q. 道徳の授業は、他の科目と同じように教材を使って進めているのか。

A. 教科書を中心に行っており、時には違う教材で授業することもある。

Q. どのように評価するのか。

A. 各学期で記述式により評価している。

Q. 道徳教育推進校は他の学校とどう違うのか。

A. 道徳教育についての研修に取り組みたい学校を募り、選定している。県の委託事業の対象になり、講師の報酬等が県の費用で賄われる。

Q. 例年2校を推進校にしているが、選定する学校は毎年異なるのか。

A. 毎年異なるわけではない。例えば今年度推進校になった常磐小学校では、授業研究会が活性化し、教員の意欲が非常に高くなったことから、もっと研究を深めたいとして2年目として実施した。継続して行うことも良さがあるが、広げていくという意味では短い期間で多くの学校で実施することもよいと考えている。

Q. 道徳教育推進校とそれ以外の学校とで道徳の授業に差が生じるのではないか。

A. 講師を招聘した模擬授業、授業づくりについての研修会は、全学校の教職員を対象に公開で実施しており、推進校の取組の良さを他の学校にも広げていく取組を進めている。各校が参加して道徳の授業づくりを学ぶことから、差はないと考えている。

Q. 授業をする教員の思いや考えによって偏りが出ないために、道徳教育を行うための教員のマニュアルが必要ではないか。

A. 学習指導要領がそれに当たる。過去には一定の価値観を押し付けることになるのではないかといた課題があったが、「考え、議論する道徳」として変換することで子供たちにとって道徳が楽しく主体的な学びとなるよう取り組んでいる。

学校規模等適正化事業費（小規模特認校制度について）

Q. 令和7年度から小規模特認校制度を導入予定の水沢小学校での授業は、現在、本市

で行われている授業と何が違うのか。

A. 従来の授業は引き続き行いつつ、空き教室のスペースを活用して、異学年も含めた交流や学び合いの場をつくって多様な学習の手法を提供し、子供たち同士の関わりを増やすような活動を想定している。

Q. 水沢小学校での新たな活動の進め方について、確立したノウハウはあるのか。

A. 学習指導要領においても対話的な学びを進めることが示されている。令和5年度は三重大学の教授を招いて小規模校の授業づくりについて助言をもらうなど工夫した取組を進めており、今後も知見を活用していく。

Q. 事務補助員1名の予算が計上されているが、令和6年度の業務の内容を確認したい。

A. 令和7年度の制度開始に向けた準備として、保護者等からの問合せへの対応、学校間の調整、体験入学の実施に関する対応などの調整業務を担ってもらう予定である。

Q. 事務補助員は、どのような人を考えているのか。

A. 人選に当たっては、水沢地区のことや教育に関して知識のある人が望ましく、非常勤の会計年度任用職員を考えている。

Q. 今回の小規模特認校制度の導入は、試行的実施ではなく、長期的な実施か。

A. そのとおりである。希望する児童がどの程度いるかは、実施してみないと分からないが、初年度に希望者がいなかったとしても、実施を継続していく想定である。

(意見) 水沢小学校に多くの児童が来てもらえるような環境づくりに向けて令和6年度中にしっかり取り組み、より充実した制度にしてほしい。

(意見) 不登校の児童が水沢小学校に来ることも考えられるが、小規模特認校制度を使って水沢小学校に通う児童は不登校の児童だ、というようなイメージを市民に植えつけないように十分に留意して事業を進めてほしい。

Q. 水沢小学校以外に、小規模特認校制度を広げていく考えはあるのか。

A. 他の小学校での導入は、現在は考えていない。

Q. 水沢小学校に通う児童への制度の周知の状況を確認したい。

A. すでに地域や保護者への説明は行っているが、現在のところ児童には周知していない。令和6年度は体験入学、説明会等を予定しているため、児童に周知していく。

プレ社会人セミナーについて

Q. いつから開始した事業なのか。また、年間何回開催しているのか。

A. 令和2年度から実施している事業であり、それぞれの中学校で年1回開催している。

Q. 講師の選定は学校が行っているのか。また、どのように選定しているのか。

A. 各学校が決めている。中学2年生で職場体験を行うためそれに向けた気持ちの醸成を図るために2年生で実施する学校が多い。

Q. 生徒の反響など、成果はどうか。

A. その道のプロの生きざまを聞き、自分の生き方を振り返るなど有効に作用している。

(意見) 情報通信分野から講師を呼んでいる学校がないようだが、この先のびていく分野であり夢があるため、こうした分野から講師を招聘し話を聞く機会も重要と考える。

四日市市奨学金事業

- Q. 令和5年度の実績を確認したい。
- A. 当初予定の見込みに近い実績である。
- Q. 以前は国の物価高騰対策の予算を活用していたが、市の単独事業になったのか。
- A. 8月補正で令和5年度予算に計上している令和6年度奨学生向けの入学支度金を50名から100名に上乗せした分については、国の物価高騰対策予算を活用したが、それ以外についてはすべて市費で賄っている。
- Q. 奨学金のうち2分の1を貸与とし、将来返還時に本市在住であれば返還免除として理由を確認したい。
- A. 経済的理由から修学が困難な高校生、大学生を支援する意味合いもあるが、市の政策として将来の定住促進につなげたいことからこのような制度としている。
- Q. 貸与にして条件を付けることで、優秀な子供を本市に縛り付けてしまうことを懸念する。市内に住まなくても将来活躍することを期待して給付にすべきではないか。
- A. 令和4年度に始まった事業であり、まだ卒業、返還の実績がほぼないため成果が分からない。結果が見えてきた時点で効果測定したい。
- Q. 子供たちを経済的な理由で市内にとどめておくのは本市の都合であり、進学先を卒業し、市外であっても社会で活躍してもらえればそれが効果なのではないか。
- A. 優秀な人材が卒業後に本市に残ってくれば本市にプラスになる。どのくらいの人数が返還免除の要件により本市に残るのかを確認し、将来的な制度設計を検討したい。
(意見) 将来的には全額給付に向けて検討してほしい。

学校業務サポート事業費

- Q. 校務支援システムの拡充とあるが、何がどう変わるのか。
- A. 校務支援システムには、保護者の出席、欠席連絡が通知表のシステムと連動する機能や、小中学校で名簿の引継ぎができる機能などがあるが、今回はダッシュボード機能という、子供に関する様々な情報が一覧で見られるような機能と生活ログ管理システムという機能をオプションとして新たに追加するものである。これらの機能により、教員と子供とのやり取り、各授業時間等の振り返りなどができるようになる。
- Q. 学校保護者連絡システムとの連携はしているのか。
- A. 同じ会社のシステムで連携しているが、保護者からの連絡を学校が確認して初めて校務支援システムに反映されるため、即時反映されるわけではない。
- Q. 教職員の出退勤の管理はできているのか。
- A. 教職員が出勤、退勤時にクリックして記録され、残業時間も表示される。
- Q. 時間外勤務も含めて勤務時間を第三者が把握できるようになっているのか。
- A. 管理職は誰の時間外勤務が多いのか容易に分かるようになっている。
(意見) 教職員の勤務時間の管理を分かりやすく行えるようシステムをしっかりと活用してほしい。

部活動サポート事業費

- Q. 部活動指導員を配置する学校はどのように決めているのか。
- A. 10部活以上あり、各部活に複数の顧問が配置できていない学校を優先して配置している。
- Q. 配置する学校が偏っているように見えるがどうか。
- A. 現状として要件を満たす学校であっても配置できる指導員が見つからない学校もある。
- Q. 総合型地域スポーツクラブに移行する部活動は、学校で行う活動を全て任せるのか。
- A. 基本的には土日祝日の部活動の地域移行として進めており、平日は学校での部活動に参加する。
- Q. 休みの日や試合の調整は誰が行っているのか。
- A. 顧問が中心になってスポーツクラブと連携して調整していると認識している。
(意見) 令和8年度から全て地域移行していく方針の中、実態の把握が不十分であるため具体的な把握に努めてほしい。
- Q. 拠点型活動について、学校での部活動との関係性はどうなっているのか。
- A. 拠点型活動は月1回程度で土日祝日いずれかの日に実施しており、拠点型活動を行う日は、全ての学校でその部活動を休みとしている。拠点型活動を行う日は日時と場所を周知し、保護者の送迎等により市内から集まって活動している。
- Q. 学校で軟式野球部に入っていない生徒が軟式野球の拠点型活動に参加できるのか。
- A. 可能である。その種目において練習したい、上達したいという思いを持つ生徒が拠点型活動に参加している。
- Q. 令和8年度の部活動の地域移行に向けて、総合型地域スポーツクラブ、拠点型活動を行う団体等と、平日の部活動とのすみ分けと連携はどうか。
- A. 学校の部活動は部活動指導員の指導も含めてスポーツ振興センターの保険を適用するが、総合型地域スポーツクラブでの活動、拠点型活動については各運営主体が責任をもって別途保険をかけている。学校の部活動での指導者と、総合型地域スポーツクラブの指導者との間で生徒の特徴や指導の方向性などについて情報共有しながら生徒の指導に当たっている。
- Q. 令和8年度以降に平日も含めた全ての部活動を地域移行していく考えはあるのか。
- A. 県の方針が示されておらず、学習指導要領に部活動についての記載が残っていることから、国、県の動向を注視している。まずは休日の地域移行に取り組んでいく。
- Q. 来年度からは、中学生の部活動への参加は必須ではなくなるという認識でよいか。
- A. そのとおりである。
- Q. 教員も必ずしも部活動の顧問になる必要はないという認識でよいか。
- A. 部活動顧問は校務分掌に位置付けられ、校長から教員に役割として示されるものであり、全ての教職員が部活動の顧問になる必要はないが、学校教育活動の一つとして部活動を設置する以上、部活動顧問を割り当てなければならない。
- Q. 部活動サポート事業により教員の負担は減っているのか。
- A. 特に、部活動指導員の配置、総合型地域スポーツクラブとの連携により負担軽減されているという声は聞いている。

Q. 負担軽減について調査は行っていないのか。

A. 来年度、部活動について調査を行う中で、負担軽減についても教職員に対する調査、生徒、保護者への調査、地域の中で他に受け皿がないかなど様々な調査を行う予定である。

(意見) 部活動に関する教員への負担軽減は働き方改革の中で大きな課題であるが、今後さらに具体的な検討を進める必要があると考える。まずは部活動指導員などを活用した教員の負担軽減を進めてほしい。

Q. 令和8年度の移行に向けて進めているが、生徒たちにとって中学校生活は3年間しかないため、その中で生徒に影響があってはいけない。四日市市部活動あり方検討会での協議では、ある程度の方向性は出ているのか。

A. 来年度からの調査研究、調査結果を踏まえてしっかりと将来の方向性を示したい。

Q. 今後も部活動に携わりたい教職員もいると思うが、地域移行が進んでも部活動をした教職員は部活動に携われるのか。

A. 拠点型活動などで活躍してほしいと考えている。

(意見) 教員の負担軽減は大前提にあるが、部活動に携わりたい教員の声も大切にしてほしい。負担軽減を追求するあまり、生徒に影響がないよう、今後、地域型の部活動をしっかり構築した上で移行してほしい。

Q. 周知はどのようにしているのか。

A. 各総合型地域スポーツクラブの運営主体がリーフレット等で案内している。

Q. 各学校の間で選べる部活動の選択肢に差が出ないようにすべきと考えるがどうか。

A. 全ての学校に総合型地域スポーツクラブがあるわけではないため、ないところには拠点型活動等を充実させるなどの対応をしている。

Q. 拠点型活動への国からの補助はいつまで続くのか。

A. 国の実証事業の終期は示されていないが、続くものではない。

Q. 国の事業がなくなっても市が支援していくのか。

A. 受益者負担がない形で実施できないか、保護者の意見も聴きながら、今後調査し検討していく。

Q. 部活動への加入が必須ではなくなると、放課後に部活動をせず時間を持て余す生徒が増える。今まで部活動でエネルギーを発散していた中学生の居場所づくりについても、今後地域と共に検討する必要があると考えるがどうか。

A. 中学生に限らず、小学校、高校、若い年代も含めて子供たちが目的に応じて参画できる場所は大切だと考える。来年度から、コミュニティスクールの組織と共に、学校以外の主体で、子供の居場所づくりにどのように取り組めるのか、検討課題として話し合いたいと考えている。

教職員研修費

Q. 教員の不祥事が報道されているが、本市で様々な不祥事が起きないように、コンプライアンスに関する研修について、どのように取り組んでいるのか。

A. 教職員研修講座としてはコンプライアンスに関する研修は多くないが、毎月の校長

会において意識醸成の指示を行うほか、初任者研修や各学校の管理職による校内研修など、各現場においてその都度実施している。多い学校では1学期に3、4回、職員会議の度に実施している。過去に連続して不祥事があったこともあり、本市は県内のどこよりもコンプライアンスに関する研修の回数は多いと認識している。

(意見) 不祥事は起こした本人だけの問題ではなくなるため、研修を通じて防げる部分は事前にしっかり防いでほしい。他の自治体で起きた不祥事が報道されるたびに、本市での取組を見直す機会にしてほしい。

Q. 不祥事の事例として、卒業後に教員から生徒に直接連絡が来る、自宅に訪問されるというものがあるが、本市においてそのようなことはないか。

A. 卒業後、在学中に関わらず、SNSでのやり取りを含めた連絡、訪問などは厳に慎むよう、一昨年に全校通知を行い、その後、去年も今年も通知している。

Q. 教職員研修講座の中には、休日や夜間などに行われる研修はあるのか。

A. 夏季、冬季の長期休業の時期に休日等に行うものはあるが、基本的には休日を返上したり、夜間に及ぶ研修は設けないようにしている。

Q. 教員が自主的に自身の担当教科の勉強のために参加することもあるが、それが強制されて教員が自分の時間を取られてしまうような実態はないという認識でよいか。

A. 自主的に教科の勉強のために自由に参加する研修や大会はあるが、あくまで自主的な参加によるものであり、強制しない形で参加しているものと捉えている。

Q. 研修が多ければ多いほど良いわけではなく、時代とともに取捨選択する必要があると考えるが、どのように考えているか。

A. 研修講座終了後に教員がインターネット上でアンケートに答えるようになり、参加者の声がしっかり届くようになった。アンケート結果を受けて本市のニーズに合っているかの検討は普段から行っている。

(意見) 研修が教員の負担にならないよう取り組んでほしい。

Q. 教員の負担が大きすぎて参加したい研修に参加できないということはないか。

A. 学期中は緊急対応などにより欠席になる場合もあるが、そうした場合には後日資料を配付するなどのフォローをしている。また、会場まで遠く放課後に参加できないケースも考えられるため、オンラインで参加できる研修も増やしている。一方で夏季休業に実施する研修など講師の生の声を聞ける集合研修の機会も大切にしたい。

Q. 最近の動向として重視している研修内容はあるのか。

A. 学校が荒れることへの対処に関する研修、ICT機器を用いた学びに関する講座が特にニーズが高いと捉えている。

不登校対策推進事業費・登校サポートセンター事業費

Q. 学校に戻れるように努力するのか、無理せず登校サポートセンターに通うのか、本市の不登校対策の取組の考え方として、方針はあるのか。

A. 国の方針では社会的自立を目指すとするが、学校に戻れるかどうかは、子供たちの状態によって大きく異なる。その都度、保護者や本人と話をしながら本人の目指したい方向に寄り添いながら進めていくのが本市の方針である。

- Q. 保護者も子供と同様に悩んでしまうが、子供が不登校になった段階でどのくらいの頻度で保護者と連絡を取るのか。
- A. 保護者によって様々だが、学校ができることと保護者や本人が望むことを相談し、合意形成をしながら進めている。
- (意見) 答えは出ないかもしれないが、今回の資料にある学校別や学年別の傾向などから原因の分析にも取り組んでほしい。登校サポートセンターは最後の砦として子供たちの一つの拠り所であり、多種多様な相談があると思うが、異なるニーズに対して臨機応変に対応してほしい。
- Q. 不登校児童生徒数は小学校高学年、中学校の子供が多いという認識でよいか。
- A. 学年が上がるに伴って増えているのが現状である。
- Q. 登校サポートセンターで対応する児童生徒も同様の傾向なのか。
- A. ふれあい教室は小学5年生から中学3年生が対象だが、学年が上がるにつれて増える傾向にある。また、わくわく教室は小学1年生から6年生を対象にしており、対象を絞っていることもあり、学年によって通う児童の数はあまり変わらない。
- Q. 登校サポートセンターが居住地から離れていて通いにくいという声はないか。
- A. 遠いので通いにくいという声はある。その場合は校内ふれあい教室で対応するなどの取組も進んでいるため、その活用も含めて子供の状態を見ながら対応している。
- Q. 中学3年生で不登校として把握し、ケアを続けていた生徒が卒業した後はどのように関係機関につないでいるのか。
- A. 現在の取組としては、卒業までに不登校に関する相談窓口の一覧を配布し、困った時には相談先があることを紹介すること、関係機関につながっている場合には個人情報に配慮しながら必要な情報を伝えること、何かの支援につながっていない家庭には兄弟姉妹関係の中で何とか状況を把握すること、進路相談として卒業後の受験等に関するフォローを行うことなどの取組がある。
- Q. 卒業後に支援が途切れてしまうケースも想定されるため、健康福祉部の重層的支援など、支援にはつながるよう庁内での連携に取り組むべきと考えるがどうか。
- A. 最近では約9割の子供が進学や就労により何らかの機関が関わることになるが、どこにもつながらない子供がいることも事実である。どのような連携ができるのか、チーム学校としてスクールソーシャルワーカーも活用して健康福祉部等の関係機関とつながるよう方策を探りたい。
- Q. 不登校児童生徒の支援体制について、新たな取組としては何があるのか。
- A. 官民連携や保護者会の開催など、どのようなことができるのか探っているところではあるが、具体的な取組としては校内ふれあい教室の設置校を14校から18校に増設することが挙げられる。
- Q. 不登校児童生徒のうちどのくらいの児童生徒が登校サポートセンターや校内ふれあい教室を利用しているのか。
- A. 中学生において、登校サポートセンターの利用は不登校生徒のうち約2割、校内ふれあい教室の利用も約2割の利用である。両方利用する生徒もいるため、約3割程度はどちらかを利用している。小学校での利用は不登校児童の約1割に満たない。

- Q. 令和6年度に校内ふれあい教室を配置する4校はどこか。
- A. 港中学校、西笹川中学校、三滝中学校、山手中学校の4校である。
- Q. 令和7年度には中学校22校全校に配置するという認識でよいか。
- A. その予定である。
- Q. 学校によって校内ふれあい教室のスペースの広さに違いがあるが、利用する生徒数によって、スペースの不足は生じないように取り組むべきと考えるがどうか。
- A. 校内ふれあい教室に通っている生徒ごとにどの日に登校するのか計画を立てて登校しており、生徒が一斉に通うわけではないため、現在のスペースで充足している。
- Q. 資料の写真では、学校のスペース確保がままならず不登校生徒のニーズに応えきれないことを懸念するがどうか。
- A. 教室をパーティションで区切り、大人数で対応できるところ、少人数で過ごせるスペースを設置しており、現状これらのスペースが足りない状況ではない。今後、不登校生徒が増える傾向にあることから、学校での様子を確認し、必要な教室配置について学校と相談しながら検討していきたい。
- Q. 校内ふれあい教室や登校サポートセンターでの学習の機会の確保は非常に重要である。各教室にカメラを設置して教室での授業にリモートで参加できるようハード整備をする必要があると考えるがどうか。
- A. 教室には入れないが、授業の様子を見て一緒に学習を進めたい生徒もいるため、生徒と相談しながら生徒が望む範囲でできるよう進めている。一方で、自分のペースで学習できることから校内ふれあい教室を利用している生徒がかなりの数を占めているため、ニーズの把握を行いながら必要に応じて機器の整備についても検討したい。
- Q. 国のCOCOLOプランに、校内ふれあい教室、登校サポートセンターでの学習成果を成績の評価に反映させることが明記されているが、本市の取組はどうか。
- A. 生徒の状態によって異なるが、教科担当の教員が校内ふれあい教室で授業をしたり、生徒が課題を行って短い時間でその教科の学習を補完できる生徒もいるため、そうした成果を参考として評価にも結びつけている。
- Q. 生徒たちが授業を受け、テストを受けることができ、それが評価につながる仕組みを検討してほしいと考えるがどうか。
- A. 授業の中で生徒の意欲を見る項目があるため、授業に出ていない生徒に対してその点を評価することはできない。そのため、生徒の努力を認め評価の形として、○×や数字ではなく、表記の中で生徒のできていることを評価するよう各校に伝えている。
- Q. 保護者への支援について、保護者会の設置の見通しはあるのか。
- A. これまでの保護者会は、登校サポートセンターに通いたい生徒、通っている生徒の保護者が対象だったが、来年度はその制限をなくして不登校や学校に行けない生徒の保護者を対象に開催したいと考えている。県で行っている不登校生徒の保護者会についての案内もしながら相談できる機会となるよう進めていきたい。
- Q. 校内ふれあい教室、登校サポートセンターに登校した生徒は授業に出席したことになるのか。
- A. 登校サポートセンターに通う生徒は、実際には学校に行っていないため、「出席扱い」

としてその努力を認めて出席と同等に扱う。校内ふれあい教室は学校に来ているため登校として扱う。ニュアンスは異なるが、どちらも最終的には出席になる。

Q. 生徒全員に校内ふれあい教室について案内はできているのか。

A. 生徒全員に配布すると登校している生徒への影響も考えられるため、生徒の状態に合わせて必要な生徒には案内している。また、PTA総会での周知や新聞報道等もされているため、保護者には校内ふれあい教室が学校にあることは認知されている。

Q. 校内ふれあい教室に特別支援学級の生徒は通えるのか。

A. 特別支援学級では既に少人数教育に取り組んでいること、校内ふれあい教室の利用人数のほうが多いこと、校内ふれあい教室で特別な支援ができるわけではないことなどから、特別支援学級をそのまま利用するか、必要に応じて登校サポートセンターを利用してもらうことになる。

Q. 不登校児童生徒支援ボランティアの活用について、どのような学生が何人程度携わっているのか。

A. 大学で教育学部、医学部、心理学科などで学ぶ学生が10人程度登録し活動している。

Q. 主にどのような業務を支援しているのか。

A. 登校サポートセンターの指導員やスタッフの補助を行う学生がほとんどである。また、1回で終了したが、学生ボランティアを家庭へ派遣し、子供の話し相手、遊び相手になる活動があった。

Q. 家庭への派遣はハードルが高いと感じるが、他の指導員と同行して行くのか。

A. 基本的には学生ボランティア一人で訪問することになる。訪問に当たっては登校サポートセンターのスタッフ、保護者、本人、大学生ボランティアの中で事前にしっかりと約束事を決めた上で行っている。

Q. 学生ボランティアと生徒の間でトラブルになるようなことはなかったか。

A. 学生ボランティアになってすぐに家庭へ派遣することはない。活動の中で様々な生徒への対応ができる学生に声をかけて、申し込みのあった家庭へ派遣している。

Q. 学生ボランティアへの研修はどのように行っているのか。

A. 年3回ふれあいフレンド研修会を行っている。

(意見) 学生ボランティアのメリットは当事者と年齢が近いため子供たちが心を開きやすい要素があることであり、今後も力を入れて取り組んでほしい。

インクルーシブ教育推進事業費

Q. 県教育委員会から通級指導教室が2校追加され、サポートルームに係る非常勤講師を2校減じたということは、全体の人員の体制は変わらないという認識でよいか。

A. そのとおりである。

Q. 特別支援学級に介助員を、通常の学級に特別支援教育支援員を配置するとあるが、どのように配置するのか。

A. 各学校から支援が必要な子供に関する要望を受けた上で人員配置を決定している。

教職員数の不足について

- Q. 教職員不足が続いているが、令和6年度の教職員の配置の見込みを確認したい。
- A. 不足の傾向は続くが、担任不足にならないように努力しており、非常勤講師での対応を含めて、授業に支障が出ることはないように措置していく。
- Q. 病気休暇を取った教職員はどの程度か。
- A. 令和4年度は45人、令和5年度は28人である。
- Q. 教職員の不足が続いているが、児童生徒への影響はないのか。
- A. ICTの活用、外部への委託、地域人材の掘り起こしなど、児童生徒への影響がないように、教育委員会全体で取り組んでいる。
- Q. 教職員不足が今後も続くのであれば、現状の取組に加えて、教員免許を持っていないけれども能力のある地域人材を積極的に活用する必要があるのではないか。
- A. 部活動の地域移行をはじめとして地域人材の活用は重要と考えている。四日市市自治会連合会や地区市民センターにも協力を依頼している。
- (意見) 校長や教頭への民間人材の登用も含めて、過去にとらわれず、民間の活力を生かした学校運営を将来に向かって検討してほしい。
- Q. 本市独自の30人学級編成は令和6年度も実施できないのか。
- A. 実施は困難と考えている。
- (意見) 教員がすべき仕事とそれ以外を整理して教員の負担を軽減し、授業に支障が出ないように取り組んでほしい。
- (意見) 30人学級によるきめ細かな教育を維持するために、教員を確保しつつ、免許を持たない新たな人材の確保、活用についても最大限努力してほしい。

学校が児童生徒から現金を預かる場合の取り扱いについて

- Q. 学校での現金徴収をなくすことはできないのか。
- A. 紛失の防止、教員の負担軽減、保護者の利便性向上に向けて、インターネット注文に改善している事例もある。そのような事例を紹介して、各学校において事業者との調整に努めてほしいと考えている。
- Q. 各学校の判断になるのか。
- A. そのとおりである。
- Q. キャッシュレス化を早急に進めてほしいと考えるがどうか。
- A. 必要な機器の導入など事業者の負担になることも考えられる。
- (意見) 事業者の負担となるのであれば、市がデジタル環境を整えてキャッシュレス化を進めるなど、工夫して取り組んでほしい。

＜歳出第10款教育費 第2項小学校費＞

一般給食備品整備費（真空冷却機）

- Q. 令和6年度は小学校10校への導入だが、この10校を選定した理由を確認したい。
- A. 全学校への導入を目指しているが、まずは設置スペースの確保など容易に設置が可能な小学校からとの考えの下、今回の10校を選定した。
- Q. 今回の選定した機種種の真空冷却機は大型であり、大規模校を想定した機種だと思う

が、小規模校には小型の機種を導入する考えはないのか。

A. 設置スペースや学校規模に応じた機種の検討も想定される。令和7年度以降の設置も含めて機種変更の検討も必要と考えている。

Q. 設置するスペースがなくて設置できないという学校が出てこないのか。

A. 既存の備品を移動させるなど、何とか設置できるようにスペースを確保し、全小学校の導入に向け検討を進める。

Q. この機器を選定した理由は何か。

A. 最大量を瞬時に冷やせるタイプであり、最も大規模な学校の食数に合わせて対応可能なものを選定した。

Q. この機種は1000食に対応できるものであり、スチームコンベクションオープンで調理したものをそのまま入れて一気に冷却する機種であるため、スチームコンベクションオープンのサイズも関係してくる。給食室の中の設備との兼ね合いもあるため専門家と連携をとって進める必要があると考えるがどうか。

A. 導入に向けて、仕様書作成の段階から専門業者と十分に調整した上で仕様を作成している。また、導入に当たっても十分に相談しながら進めていきたい。

Q. メーカーの意見だけでなく管理栄養士等の意見も踏まえて調査研究を進めて導入してほしいと考えるがどうか。

A. 職員の中に管理栄養士もいるため、専門的な知見を十分に活用して取組を進めたい。

《歳出第10款教育費 第3項中学校費》

学校給食運営費

Q. 急激な物価上昇により給食費の保護者負担が増える予定はないという理解でよいか。

A. 来年度については、物価高騰分を公費負担する予算を計上しており、給食費の値上げの予定はない。

Q. 来年度はなくても然るべきタイミングで給食費の値上げを考えざるを得ないのか。

A. 物価高騰分については物価が安定するまでの間は公費負担を考えている。しかし、来年度は18%の物価高騰分を公費で負担する予定であり、前回の値上げが7、8年前であることを考えると値上げのタイミングは近づいていると考える。値上げの検討の際には専門的な知見も生かして検討を進めていきたいと考えている。

Q. 地産地消の食材、無農薬の食材の活用についてどのように取り組んでいるのか。

A. 地産地消の食材としては、品目を26品目、回数を年間170回と目標を設定し、どの範囲まで取り組めるのか、食材費の算定を行いながら献立表を作成し、価格面、栄養面、安全性を考えて食材の選定を心がけている。また、食材選定の段階で農薬の少ない食材を希望しており、安全安心な食材の選定に取り組んでいる。

(意見) 野菜の価格の高騰により、地産地消、無農薬野菜が選べなくなっていくことを懸念している。物価高の中でも地産地消、無農薬の食材を使えるよう取り組んでほしい。

《歳出第10款教育費 第4項幼稚園費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

図書管理システムについて

- Q. 自動貸出機は一度に 10 冊の処理ができるようになり、自動返却ポストも新設されるが、より多くの市民が利用できるよう周知に取り組む必要があると考えるがどうか。
- A. 来年 3 月の更新時期に合わせて広報等で周知していきたいと考えている。
- Q. 新図書館整備の時期に合わせるのではなく、このタイミングで今の図書館にこれらの機器を設置するメリットは何か。
- A. 現在、1 冊ずつバーコードで貸出、返却の処理をしており、土日には貸出、返却のための列が発生するため、その解消につながることに加え、貸出、返却の際にどの図書を借りたのか職員に知られることがないこともメリットの一つである。また、貸出、返却に係る職員の時間短縮が図られるため、他の図書館サービスなどに時間を割くことができる。さらに、従来の返却ポストは、その場で返却処理されないという課題があったが、自動返却ポストの導入により仮返却処理されることで、すぐにほかの本を借りられるようになり、さらなる利便性向上につながる。
- Q. 新図書館整備までの期間に導入するメリットはあるという理解でよいか。
- A. メリットは非常に大きい。

電子図書館運営費

- Q. 電子図書館の利用状況は当初の想定と比べどうか。
- A. 目標としていた登録者数 5 万人を超え、想定よりも多く利用してもらっている。
- Q. 電子図書館をまだ知らない市民もいると思うが今後どのように周知するのか。
- A. 広報よっかいちやホームページ、SNS 等で何度も情報発信に努めていく。
- Q. 来年度はコンテンツをどのように増やしていく予定なのか。
- A. 1 冊単位で購入するコンテンツ 1200 冊に加えて、読み放題パックを継続購入する予定である。コンテンツによっては一定の回数借りられると終了するため、必要に応じて買い直しなどを行い、現在の約 2 万 5000 から 3 万程度のコンテンツ数を維持したいと考えている。
- Q. 紙の図書は協定を結ぶ近隣市町の人が本市図書館で借りることができるが、電子図書館についても、本市が率先して近隣市町と連携を図り、相互利用を促進していくことも念頭に置くべきではないか。
- A. 令和 4 年 9 月に 1 市 3 町で電子図書の広域利用に関する勉強会を設け、図書館システムや負担金も含めて話をしたが、本市単独での実施となった経緯がある。また、菟野町は単独で今年 1 月から電子図書館を開始した。紙の図書は協定を結ぶことでお互いの図書館の本を相互利用できるが、電子図書館は本市が導入したものだけを相手側も利用することになるため、本市の電子図書館を他市町の人が利用するには、相応の費用負担を求めることが必要である。長野県では県が主導して県全体で広域利用をしているが、三重県にはそのような動きがないため、機会を捉えて県立図書館には要望している。
- (意見) 本市が北勢地域を引っ張っていけるよう、自治体間の話し合いなどの取組を進

めてほしい。

Q. 障害者差別解消法、読書バリアフリー法への対応として、読み上げ機能、文字の大きさ、色の変更などがあるが、何かの基準に沿って導入しているのか。

A. プロポーザル方式で業者選定をするに当たり、視覚障害者への対応として一般的な図書館として必要と考えられる機能について基準を設定した。

博物館特別展等開催費

Q. 博物館が休館になるのはいつからいつまでか。

A. 11月から来年の2月までの4か月間である。

Q. 詳しい工事内容を確認したい。

A. 今回の工事は、アセットマネジメントとしてエレベーター、受変電設備、その他の工事としてトイレ改修、バックヤードの照明のLED化、特別展示室の床の平滑化、可動壁の改修などを予定している。アセットマネジメントの関係で、博物館が30年を迎えるに当たり令和4年度から3年間かけて大規模な工事を行っている。

Q. エレベーターも傷みが激しいのか。

A. 開館当時から使っているものであるが、本体かごは変えず、ワイヤーロープ、モーターなどの更新を行う。

Q. プラネタリウムの機器も更新するのか。

A. 計画では令和7年度のコンピューター更新を予定していたが、コンピューターの不具合が起きて投映できないことが年に数回起きることもあり、前倒しして来年度に新しいものに更新する。

Q. プラネタリウムの中でも人気の番組を投映する際には、座席指定ではないため入場待ちの長蛇の列ができる。長時間並んで待たなければならず、暑い時や寒い時、感染症の流行時など、対応に課題があると考えますがどうか。

A. プラネタリウムは、ドーム内の確認、番組の準備などの都合ですぐに入場してもらうわけにはいかないため、投映開始の10分前に入場することになっており、番組スケジュールの関係でそれより早く入場するのは難しい。キャッシュレス化、座席指定などで対応できないか今後の検討としたい。

Q. きらら号の派遣について、市外への派遣は可能なのか。

A. CNGという天然ガスを使った車両であり、走行距離に限りがあるため、木曾岬町、桑名市、三重郡、東員町、鈴鹿市の範囲内で派遣することができる。その場合には派遣にかかる費用を主催者に負担してもらうことになっている。

Q. 市内への派遣の場合、費用はかからないのか。

A. 市内の団体に派遣する際は無料である。

《その他》

教育費全般について

Q. 教育にはお金をかけてでもやらなければならない事業があると思うが、一般会計全体の中で教育費が占める割合12.1%についてどのように考えるのか。

- A. 令和4年度は学校給食センターの建設、令和5年度は物価高騰があったものの、過去には10%に満たなかった時代もあったことを考えると、今回は配当してもらえたものと捉えているが、まだ不十分などころはあるため、必要な予算の獲得に向けて取り組んでいきたいと考えている。
- Q. ハード、ソフトの両面で強く要求を行い、必要などころに十分な予算をつけることは重要である。一方で、通学路の交通安全や、学校備品などについて、保護者、PTA、地域などから学校に要求したのに予算がなくてできないという回答をもらったという声を聴くが、こうしたことにスピード感をもって対応するために、各学校において学校の裁量によって対応できるような予算をつけることも必要ではないか。
- A. 学校備品に関わることについては、学校運営費として各校の要望に対して教育委員会が検討し、公平性を担保した上で耐用年数や緊急性も考慮して予算を配当していくことになっている。学校からの要望を全て叶えているわけではなく十二分とは言えないものの、学校からの声を拾い上げて学校に不備が起こらないよう、予算の範囲で均等に配当していきたい。
- (意見) 直接子供たちに影響するため、予算を充実させて子供たちにしっかりと届くようにしてほしい。

来年度廃止事業について

- Q. 令和6年度予算編成に当たり廃止した事業はあるのか。
- A. 教員不足により、少人数学級拡充事業（よっかいち30人学級編成）は計上していない。また、教科担任制研究推進校は、小学5年生以上の教科担任制が当たり前に行われるようになってきたことに加え、講師の確保が難しいことから廃止した。さらに、小学校のプール改修関連事業は、現在民間委託を進めていることから見合わせている。ICT推進校の指定は、教育支援課が一斉に学校を指導、展開する形で推進校を指定せずに実施することにしていくため推進校としては見合わせることにした。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

子ども医療費助成経費

- Q. 高校生等への助成額について、令和6年度が9月以降診療分で9000万円ということは、今後は2億円程度の助成額が年間で想定されるということか。
- A. そのとおりである。
- Q. なぜ9月分という年度途中からの制度開始になるのか。
- A. 一人親家庭等など他の医療費助成制度の受給資格者証は、毎年、所得判定をした上

で9月に更新しており、子ども医療費についても受給者証の更新に合わせて9月分からとしたい。

Q. 4月からにはできなかったのか。

A. 新たに対象になる高校生については、申請受付をする必要があること、またシステムの改修も必要になることから、準備期間も含め、9月からの開始としたい。

Q. システム改修費も計上しているが、今回の予算額で改修は終了するのか。

A. 今回の制度改正にかかる改修は、今回の予算で対応できる。なお、県が令和6年度に市町への補助を中学生の入院分まで拡充する予定であり、それに対応するシステム改修費が今後発生する可能性はある。

Q. 県の補助率は2分の1だが、補助の仕組みを確認したい。

A. 県の補助対象は、現在小学生の医療費までである。中学生以上の医療費については、市単独補助である。また、本市は所得制限を設けていないが、県の制度は所得制限があるため、県の制度の対象外となる医療費についても、市単独補助である。

Q. 本市の子ども医療費助成制度を今後、持続可能な制度にしていく必要がある。将来的な公費の支出について、どのように分析しているか。

A. これまで本市で対象者を拡大してきた際、医療費増加を見越した助成の見込み額に対して実績額に大きなずれはなく、想定範囲内であった。今回の高校生等への拡大においても、多少の金額のずれはあるものの想定範囲内に収まると捉えている。

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

四日市マリッジサポート事業費

Q. 出会いイベントの実施にかかる予算800万円に関し、予定しているイベントの回数や参加人数を確認したい。

A. 令和6年度は5回以上を目途に現在検討している。1回の開催での参加人数については、男性10人、女性10人、合わせて定員20人を想定している。

Q. 予算額800万円とあるが、どのような事業内容なのか。

A. 出会いのイベントが事業の中心となるが、イベントを含めた当事業の啓発やアンケート調査も実施する。イベントに係る経費は、800万円のうち約6割程度を見込んでいる。

Q. 開催回数に対して800万円の経費は高額と感じる。経費の使途を確認したい。

A. 800万円はイベント当日にかかる経費だけでなく、事務局運営を含む委託期間を通じた経費である。具体的には、会場費やスタッフの人件費に加え、イベントを企画し、募集・抽選を行い、その後は申込者とのやり取りもある。イベント前には、毎回、事前ガイダンスも開催している。また、事業の啓発やアンケート調査の他にも、事務局を設置して広報等を見た人からの問合せ・相談等にも常時対応している。

Q. 事務局はどのような体制か。

A. 主担当者は1人だが、窓口や電話の対応のため、事務局には3人程度が配置されている。

Q. 当事業は少子化対策が目的だと思うが、事業効果をどのように測るのか。

- A. 少子化対策の一助としての事業の位置づけである。定量的な効果測定は難しいが、婚活、出会いのきっかけづくりの場を提供するのが当事業の目的である。イベント当日だけでなく、事前ガイダンスなども行い、丁寧に対応しており、こういったイベントに初めて参加する方も多数見られ、行政が主催しているので安心感をもって参加したという声もあり、一定のニーズはあると考えている。
- Q. 令和5年度にこれまで6回実施して、定員を超過した回はあったのか。
- A. 定員を超過した回はあり、その場合は、条件があえば次回以降を案内している。
(意見) 令和5年度の参加実績を見ると、イベント会場によって参加者数に差がある。今後の場所の選定に当たって、試行錯誤しながらよりよい場所を検討してほしい。
- Q. 令和5年度は政策推進部の所管であったが、所管替えした理由を確認したい。
- A. 令和5年4月に発足したこども家庭庁が少子化対策として結婚支援を行う方針を示しているため、当部が所管することとした。
(意見) 個人の領域である結婚に対してまで行政が税金を使って関わることは、時代遅れと感じる。
- Q. 世間ではマッチングアプリによる婚活の需要も高まっている。民間の婚活アプリに対しては、様々なリスクを心配する面がある。行政のアプリであれば市民からの信頼性が高く、利用しやすいと思うがどうか。
- A. 現在のイベントの数日前にガイダンスを実施しており、コミュニケーションや服装などについても説明を行い、相談に応じており、非常に好評である。民間のアプリ活用状況は理解しているが、当事業は令和5年度に始まったところである。まずは現在の方式を続けていきたい。
- Q. 参加者が条件を満たしているのかをどのように確認しているのか。
- A. 事業者が「独身であること」「婚活目的であること」などの誓約書を参加希望者に書いてもらっている。また、本人確認も行っている。
- Q. 結婚祝金について、どのように周知しているのか。
- A. 広報よっかいち、市ホームページ、市SNSでの周知のほか、婚姻届の提出時にチラシと申請書を渡している。
- Q. 事務経費について、450万円の内訳を確認したい。
- A. 会計年度任用職員の人件費のほか、申請用機材の経費、消耗品費、郵送料などである。
- Q. 結婚祝金を口座振込で給付しているとのことだが、本市の結婚支援策をPRできるように、時には市長や副市長が直接市民に渡すなど、渡し方を工夫してはどうか。
- A. イベント的にできないか検討したい。
- Q. 結婚祝金の対象世帯が受け取っているかどうか把握しているのか。
- A. 申請件数から判断すると、おおむね受け取ってもらっていると考えられる。
- Q. 事業の対象者は39歳以下だが、40歳以上に対象を広げてもいいと考えるがどうか。
- A. 若者の結婚支援ということで、39歳以下を対象者としている。
(討論) 当事業が出生率向上につながるとは思えず、出産につながった数を追うこともできないということであった。また、イベント回数や参加者数に対して800万円の事

業費は高く、当事業にこれだけの額を使うのであれば、現在の子育て支援に使うべきであるとする。行政が行う安心感との答弁もあったが、参加者に誓約書を提出させるのであれば民間事業者でも行うことができることから、当事業に反対する。

(討論) 今の時代、結婚したくても出会いの機会がないことに対して行政が支援していくという市民ニーズに対し、行政は応えていく必要があるとする。また、行政が事業を行うことの信頼性についても、市民ニーズはあるとする。少子化対策の一助になるとの答弁もあり、これらを踏まえて当事業に賛成する。

(討論) 経費に関する議論もあったが令和5年度から事業を開始したばかりで、現時点で検証して結論を出すには時期尚早である。令和5年度の実績を踏まえて決算審議でしっかりと議論した上で事業の必要性を判断すべきと考え、当事業に賛成する。

こども計画策定事業費

Q. 現在の子ども子育て支援事業計画と来年度に作成するこども計画の関係を確認したい。

A. 子ども子育て支援事業計画を包含する形で、来年度こども計画を作成したいと考えている。

Q. 子ども子育て支援事業計画の内容の他にどのようなことを記載するのか。

A. 今後、国から示される予定の「自治体こども計画策定ガイドライン」を見ながらになるが、少子化、子どもの貧困、こども若者、次世代育成などを含めていきたい。

こどもの居場所づくりについて

Q. こどもの居場所づくりに関連する事業としてどのようなものが考えられるか。

A. こどもの居場所は、昨年末に示された国のこども大綱等において、非常に広い定義で捉えられている。公園や公民館や図書館などの既存の公共施設、学校も居場所といえる。こども未来部の所管でわかりやすいものとしては、子ども食堂、学童保育所があげられる。

Q. フリースクールも子供の居場所として考えられるのか。

A. こども未来部に関連予算はないが、フリースクールも居場所に含まれると考える。

父親の子育てマイスター事業費

Q. 年々しっかりと参加者数が伸びているが、コロナ禍も講座を開催していたのか。

A. コロナ禍も実施した。

Q. 案内チラシの内容も分かりやすくいい事業だと思うが、父親が子育てに参画するのが当たり前となった今の社会情勢を踏まえると、平成22年度の事業開始当初から続く父親の子育てマイスター養成講座の名称を時代に合わせて変えてはどうか。

A. 事業開始当時は全国初の取組であったが、父親の子育てへの参画機会や意識はかなり変化している。提案のあった意見と、講座をともに企画運営しているパパサークルの意見も参考にしていきたい。

(意見) 共働き家庭が多い中でニーズに合った事業となるように、講座の内容も含めて、

よりよい事業となるように取り組んでほしい。

Q. マイスターに認定されると何かメリットはあるのか。

A. 講座の最終回に認定式を開催し、認定書を渡している。その後、任意ではあるが、認定された人がよかパパ相談員として登録し、他の父親からの相談も受けている。

学童保育事業費

Q. 学童保育所は民設民営であるものの、低学年児童が希望しても入所できないケースもあるということを市としてどのように考えるか。

A. 市から、各学童保育所には低学年児童を優先的に入所してもらうよう要請しており、それを踏まえ、各学童保育所で適切に対応してもらっていると考え。

Q. 入所判断は各学童保育所で行っていると思うが、学童保育の主たる目的を考えると、低学年は1人で在宅する状態は望ましくはないと考えられる。高学年児童が入所して、低学年児童が入所できないような事例も発生しているが、学童保育所は民設民営で運営されており、市が関与できる範囲にハードルがあることも分かるものの、補助金には市の税金も含まれていることを踏まえ、それなりに市も意見をしていくべきと考える。低学年児童が学童保育所に入所できるようにするためにも、同時に高学年児童の居場所づくりも積極的に考えていく必要があるのではないか。

A. 入所についての選定はあくまで運営側の決定にはなるが、その選定がしっかりと行われるためにも、学童保育所が保護者の就労や家庭の状況を把握することは大切である。特に、新1年生の保護者に対しては書類の書き方をはじめ入所にかかる手続を丁寧に案内するように、改めて各学童保育所に要請していく。また、子どもの居場所づくりについては、教育委員会を含め他部局とも連携し、令和6年度に策定する四日市市こども計画の中で検討していく。

Q. 各学童保育所において、入所選定に当たっての規約等はあるのか。

A. 各学童保育所において規約等を備えている。高学年児童の利用を控えていただくことや、利用日を限定していただくことをお願いし、低学年児童が入所できるよう調整している学童保育所もある。

Q. 夏休みだけの利用は難しいという声を聞くが、市としてどのように考えているか。

A. 夏休み等での受入れ枠が広がるように、令和6年度予算で新たに長期休暇児童受入補助の制度を導入したい。議決の後、学童保育所へ補助制度の周知と説明を早期に行うとともに、夏休み等の受入れ可能な学童保育所をとりまとめ、市ホームページに公開するなど、広く情報提供したい。

Q. 学童保育所には保護者が運営を担っているところもある。運営負担の軽減について、どのような支援を考えているか。

A. 令和6年度に新たに育成支援体制強化補助の制度を導入したい。会計業務や事務等を外部委託する際の費用に対して補助することで、運営者や職員の負担軽減につながればと考える。

Q. 学童保育所の運営業務を委託できるような民間業者はあるのか。

A. 本市においても、学童保育所の運営委員会から外部に運営委託している事例はある。

Q. 小学校から1 km以上離れた学童保育所が2か所あるが、児童の通所について、どのように対応をしてもらっているのか。

A. 学童保育所の職員が低学年児童を学校に迎えに来てもらうなど、個別に対応している。

(意見) 学童保育所の利用児童が多いところは、学校自体の児童数も多く、空き教室がない現状であるが、学童保育所は学校に近い所に設置されることが望ましい。教育委員会との協議、連携を進めてほしい。

障害児通所事業費

Q. 障害児相談支援の令和6年度の予算額が令和5年度の決算見込み額より減っている理由を確認したい。対象人数が減っているのか。

A. 事業所からの請求時期のずれにより、令和5年度の決算見込み額が大きく増額となった。令和6年度予算としては想定される金額を積算して予算計上したものである。当事業の対象人数は増えている。

支援対象児童等見守り強化事業

Q. 当事業は令和5年度予算で1500万円に増額して令和6年度も同額だが、支援対象者を増やしたのが要因か。

A. 令和5年度予算から前年度中に債務負担行為を設定して、年度当初から事業を実施できるようになったことが大きな要因である。

Q. 当事業の委託先は、事業開始から同じ2事業者で変わっていないのか。

A. そのとおりである。令和6年度の業者はプロポーザルを経てすでに決定している。

Q. 当事業は、支援が必要な家庭へのきめ細かな状況把握と児童虐待防止という大きな役割を担っている。しっかりと事業効果は得られているか。

A. 令和5年度は事業開始から3年目となるが、事業実施団体と支援対象者との信頼関係が生まれ、事業の効果が出てきていると認識している。

Q. 資格を有する担当者が訪問するのか。

A. 2つの業者のうち、1つは社会福祉士などの様々な資格を有している。もう1つは資格を有していないものの、見守りに関する取組の実績が豊富で、有資格者に劣らない訪問の質を保ってもらっている。

(意見) 同じ事業者が継続して行う効果はあるものの、それがデメリットにならないよう、市がしっかりとチェック機能を果たしてほしい。

Q. 訪問者のスキルアップのための研修を実施すべきと考えるがどうか。

A. 令和6年度は、子どもの意見表明権などの研修を実施していきたいと考えている。

Q. 事業費の内訳を確認したい。

A. 予算額1500万円の内、食費分が240万円、物品提供分が132万円で、それ以外が主に人件費分として積算している。

Q. 物品提供は、どのように行っているのか。

A. 基本的に衛生用品などを提供している。事前にこども家庭課が提供物品内容について

て、適切かどうか判断してから提供している。

途切れのない支援について

Q. どのように事業を周知しているのか。

A. 幼児期と学童期の早い時期の児童の発達について、例えば1歳半健診や3歳児健診の時に話をしたり、就園児であれば園から話をするなど、各家庭に周知している。併せて、園や学校への周知も行っている。市ホームページでも広く周知している。

Q. 対象者が高校生になれば自分の特性について理解することも重要なため、家庭だけでなく、本人への周知も必要である。高校生への支援内容を確認したい。

A. 高校に在学している場合、その高校のスクールカウンセラーからこども未来部に相談があった場合は、必要な専門相談を行い、適切な支援につなげている。

Q. 高校生になると県教育委員会の所管となり、市の支援が途切れてしまうのではないか。

A. 中学生までに支援が必要と分かった児童生徒は相談支援ファイルを活用した支援を継続する。一方で、高校生になった後に困り感が出てきた場合は、何らかの専門機関や学校のスクールカウンセラー等から連絡を受け、また、直接市に相談があった場合、その後の適切な支援につなげている。

Q. 高校での支援については担当が県教育委員会になるという対応は、本市の支援体制として不十分ではないか。

A. 障害のある生徒は福祉サービスの中で市が対応することとなるが、困り感がはっきりしない段階での支援はなかなか難しい面がある。まずは相談をいただいた上で生徒の状況を把握することが重要と考える。

(意見) 途切れのない支援と打ち出しているにもかかわらず、高校生になったら市では対応できないという姿勢に見える。高校生になっても市が状況を把握する必要がある。

Q. 5歳児保護者アンケート調査業務において、「気になる子」を発見するのは誰なのか。

A. 保護者アンケートにより点数化し、支援が必要な場合は、職員が電話等で保護者への聞き取りを行う。また、アンケートの中で保護者から相談の希望があった際にも連絡し、状況を確認している。

Q. 福祉サービスを利用している場合は、相談支援員などにより計画に沿って支援がつながっていくが、福祉サービスを利用せず、どこにもつながっていない、いわゆるグレーゾーンにある子供が、高校生、大人になったときに支援が手薄になる。早期から必要な支援につなげ、不登校にも結びつかないための取組として、アンケートに加えて5歳児健診も検討すべき時期にあると考えるがどうか。

A. 先進自治体の動向も見ていく必要がある。5歳児保護者アンケート調査業務においてもきめ細かくアプローチしており、在籍する園や学校等とも相談しながら適切な支援につなげている。

プロジェクトU-8事業（四日市市発達障害等早期支援事業）

Q. 幼児ことば教室には、どのような経緯で参加するのか。

A. 言葉の面で発達に心配のある保護者からの相談を受けて言語聴覚士が面談し、必要

性があれば教室に参加してもらおう。または、児童が在籍する園からの相談を受ける場合もある。件数としては保護者から直接連絡をもらうほうが多い。

- Q. まなびの教室、ともだちづくり教室について、保護者と園、学校のどちらから相談を受けることが多いのか。
- A. 保護者が気になって園や学校に相談し、園、学校から保護者に教室を紹介してもらった上で、園や学校を通じて申し込んでもらうようなケースが多い。
- Q. まなびの教室、ともだちづくり教室を利用するまでの流れを確認したい。
- A. 園や学校の依頼を受けて、専門的な知見を持った相談員が園・学校と行っている巡回相談や就学相談等、また小学校であればスクールカウンセラーとの教育相談を通して必要性を見定めた上で利用してもらうこととなる。
- Q. それぞれの教室ではどのような職員が対応しているのか。
- A. 幼児ことばの教室は言語聴覚士、まなびの教室は教職員OB、ともだちづくり教室はこども発達支援課職員の学校指導主事、幼稚園教諭、臨床心理士等である。
- Q. 当事業に関する子供向けのチラシやポスターなどはあるのか。
- A. 8歳以下の子供を対象としているため、子供向けはなく、保護者向けのパンフレットや市ホームページで周知を行っている。
- Q. まなびの教室への参加後の効果について、保護者、児童からの意見はどうか。
- A. 個人差はあるものの、よい影響があったことは聞いており、効果はあると考える。
- Q. 各教室の実施が平日のみでは、保護者が仕事を休まないといけない。土曜日の実施を求めるニーズがあり、以前実施を提案したが、その後の状況はどうか。
- A. 引き続き検討していく。

待機児童・入園待ち児童への対応について

- Q. 令和5年度の入園待ち児童数が大きく増えているが、どのように分析しているか。
- A. 年々保育園への入園希望が増えているためであり、その増加要因として、特に低年齢児の段階から保育の申込みが増える傾向にあると捉えている。
- Q. 施設的な問題、保育士の数、地域的な偏りなど、詳しい要因は分からないのか。
- A. 地域としては市北部が比較的多い。また、保育士確保が継続的に課題となっており、受入れ数を増やしていくのが難しい状況にある。
- Q. 令和6年度から育休退園を解消する方針を示しているが、近年の状況はどうか。
- A. 育休退園の人数は、令和2年度114人、令和3年度110人、令和4年度100人、令和5年度74人である。
- Q. 兄弟姉妹で別園に入園している現状はどうか。
- A. 兄弟姉妹で別園に入園した人数は、令和2年度80組、令和3年度88組、令和4年度88組、令和5年度77組である。
- Q. 先の代表質問で、令和6年度は年度当初から待機児童が発生する見込みだとの答弁があったが、改めて確認したい。
- A. 現在の入所調整が厳しい状況にあることを踏まえて、年度当初に待機児童が発生する見込みがある。現在調整中の段階だが、100人程度が想定される。

- Q. 待機児童が増えている現状は、公立幼稚園の再編が影響していないのか。
- A. 保育認定を求めるニーズが増えているためであり、公立幼稚園の再編、こども園化とは直接関係ないと考える。
- Q. 令和6年度以降、待機児童対策をどのように解決していく考えか。
- A. 保育士確保は全国的な課題であり、本市のみで即効性のある解決策を見つけるのは難しいが、保育士の人材確保に努め、各園の協力も得ながら受入れ枠の拡大を進めていく。私立保育連盟とも連携していく。
- Q. 令和6年度から育休退園をなくすのであれば、その分の保育枠が減って入園できない子供が出てしまうということか。
- A. 保育枠の空きが出にくくなるという点では、そのとおりである。
- Q. 入園の相談をした際に、市の接遇や対応が悪いという市民の意見を聞いたがどうか。
- A. 今後そのような意見を市民から受けることがないように、改めて注意して対応する。
(意見) これまで受入れ枠の拡大に向けて様々な対策を進めてきた方向性は誤りでないものの、年度途中の待機児童が年々増加し、令和6年度当初に待機児童が100人程度発生することを考えると、現状の取組では不十分ではないかと考える。
- Q. 認定こども園化を進める際、市からは、そのメリットとして待機児童対策として保育枠を増やしていくという説明もあったと記憶しているが、改めて確認したい。
- A. 認定こども園整備推進計画の中では、現状の保育認定の枠をベースにして、閉園する幼稚園の枠を認定こども園にスライドする考え方で定員を設定している。
- Q. 認定こども園での教育認定の定員に空きがある場合に、その分を保育認定の枠として利用できるのか。
- A. 入園後の保護者の就労状況の変化に伴い、認定こども園では、教育認定と保育認定の枠の融通は行っており、柔軟に対応している。
- Q. これまで得点制で行ってきた入所調整のやり方について、本当に現在のやり方でいいのか一度考える必要がある。例えば、ある園では第1希望で入園できない人がいる一方で、第4希望で入園できた人がいたという事例もある。点数による調整は理解できる面もあり、変更してはいけない部分もあるとは思いますが、必要に応じて柔軟に変更することも必要ではないか。
- A. 現在は福祉的な観点や保育の必要性の観点から点数を出して、その点数の高い人から入所調整をしているが、改善を求める意見も聞く。しかし、現在のやり方を変更することで、全体的な影響がどの程度に及ぶのか、また、本当に必要性の高い人の入所が決まらないことがないのかなど課題も想定され、研究課題と捉えている。
- Q. 入園先が決まった後に、その園の延長保育の時間が短縮されて非常に困っているという市民からの声があった。市は、園が時間短縮することを市民からの相談を受けてから知ったとのことだが、園に対して指導できないのか。
- A. 延長保育に関することは、園を運営する法人が決めるため、市が指導できる権限はない。
(意見) 指導できないにしても、保護者は大変困っている。園としっかり連携をとって、対応を検討してほしい。

園整備事業費（全般）

- Q. 外国籍の子供が多い園で翻訳が必要な場合、翻訳アプリなどは整備されているのか。
- A. 各園に配備されているタブレット2台で翻訳アプリを使用している。
- （意見）働く環境を確保し、何かしら対応すべき場合には迅速に対応してほしい。

子ども食堂等支援事業費

- Q. 子ども食堂等支援事業費補助金について相談があった際には、食品衛生法関連の申請に関する案内もしているのか。
- A. 子ども食堂を始めたいとの相談の中で、内容によっては保健所へ案内したケースはある。
- （意見）子ども食堂を始める場合、開催する場所によって保健所での申請内容が異なるなど複雑で分かりにくいとの声を聞くため、保健所と連携し、分かりやすい案内に努めてほしい。
- Q. 本市で現在活動している子ども食堂は何件あるのか。
- A. 自主的な民間の活動であるため正確な数の把握は難しいが、15件から20件程度と認識している。
- Q. 令和5年度の補助金の予算1000万円が早い時期でなくなった。来年度は予算を1700万円に増額しているが賄えるのか。また、来年度も先着順で補助するのか。
- A. 来年度も先着順での補助とするが、既に行っている団体と新規の団体の分を合わせて1700万円で賄えると想定している。
- （意見）先着順であれば周知を徹底し、制度について知らなかったということがないようにしてほしい。早い段階で予算がなくなることがあれば、予算を増額してでも必要などころに行き渡るように対応してほしい。
- （意見）フードパントリーを行う際に、様々なところから支援品が集まってきて100%安全とは言い切れない食料を必要な家庭に提供しているのではないかと懸念する。様々なリスクを考慮してルールづくりについて考えてほしい。

保育士等人材確保事業費

- Q. 児童発達支援事業所や放課後等デイサービスなどの事業所が増えており、それらにも保育士が勤務しているが、保育士の人材確保に影響してくるのではないか。
- A. 保育園、幼稚園だけでなく、そうした保育士等を必要とする様々な事業所が存在することを認識し、その辺りの動向も注視していきたい。
- （意見）他の事業所でも働き方を工夫しているところもあるため、参考にしてほしい。
- Q. 就労奨励金支給費補助は幼稚園教諭への給付を新規で拡充したという理解でよいか。
- A. そのとおりである。
- Q. 保育士イメージアップセミナーはどのような内容か。
- A. 夏休みの時期に希望する生徒と保護者を対象とした講演会を行い、保育士の魅力を感じてもらえる場としたい。

幼児教育センターにおけるアドバイザー訪問・相談支援について

- Q. 幼児教育スーパーバイザーの派遣を要請する園は、どのような理由で要請するのか。
- A. 各園、乳幼児教育や特別支援教育などの各分野の学識経験者から直接学び、保育の質や専門的なスキルを高めることを目的に、派遣を要請している。
- Q. 幼児教育スーパーバイザーは園内でどのようなことをしているのか。
- A. 保育環境の整え方や保育者の子どもへのかかわりなどを中心に観察したあと、園内研修会をもち、指導助言にあたってもらっている。
- Q. 令和5年度の幼児教育スーパーバイザーの派遣実績が46園だが、それ以外の園はどうか。
- A. 予算範囲内で令和5年度は46園が上限であった。今後3年間で希望する全園に派遣したい。
- Q. 当事業の対象園は、公私を問わず、市内の全て保育園、幼稚園、認定こども園か。
- A. そのとおりである。
- Q. 当事業に対する私立幼稚園の反応はどうか。
- A. 幼児教育センターのアドバイザーが各園を継続して訪問し、本市の子供たちのためにできることを一緒に考える中で、信頼関係を築いている。私立幼稚園の園長会議を当センターで開催し、センターを利用してもらうなど理解が深まってきた。
(意見) 幼児教育センターが本市と私立幼稚園の架け橋となり、お互いにとって効果的な施設となるような役割を担ってほしい。
- Q. 令和5年度の現時点で訪問回数259回、個別相談87件と当初の見込みを大きく上回っているとのことだが、保育士、幼稚園教諭にはどのように周知しているのか。
- A. 幼児教育センターのアドバイザーが各園を訪問した際に、スーパーバイザー派遣の動画を見てもらったり、個別相談についてはリーフレットを配付したりし、周知している。
- Q. 個別相談を受けた内容で「職場内の連携」が一番多いが、その後の様子はどうか。
- A. 職員同士が連携して園運営を行う大切さを認識しつつも、自信を持たずに不安になる保育者も多い。話を聴き、意欲を高めていけるようサポートしており、効果を確認している。
- Q. 令和5年度に比べて予算額は増えているのか
- A. 幼児教育アドバイザーにかかる人件費の改定に伴い、約70万円の増額である。
- Q. 管内視察の際、幼児教育センターの教材や備品をもっと充実していいように思ったが、現状はどうか。
- A. 必要な備品は予算計上した。保育者で工夫してよりよい環境づくりに努めている。
(意見) 就学前保育・教育の質の向上のためにも、次年度に向けて備品や教材への予算を積極的に拡充してほしい。

就学前教育・保育施設整備事業費

- Q. 認定こども園整備の事業を進めるに当たり、大矢知地区、下野地区の地域住民や保

育園、幼稚園の保護者に対して丁寧に説明し、協議をしながら進めているのか確認したい。

A. 今年度、両地区において、地域住民、各園の園長・保護者、小学校長などが参加するこども園整備検討協議会を各3回開催している。その中で、事業の必要性を説明し、園の候補地の周辺環境などについて地域からの情報を得るなど、地域の理解を得ながら協議を行った。

Q. 候補地についても協議会で合意を得ながら進めているという理解でよいか。

A. 協議会の中で候補地については概ね合意を得ている。来年度は、整備する園の規模や周辺環境の整備などについて検討していきたい。

(意見) 丁寧に進めていることは確認できた。それぞれの段階で相談を重ねて合意を得ながら進め、地域、子供たちにとって良い環境にしてほしい。

その他（園における保護者会について）

Q. 保育園が認定こども園に変わり、保育園では保護者が保護者会を組織していたが、こども園で保護者が加入するのはPTAになると聞いている。保育園の保護者会では保護者の負担軽減が図られていたが、PTAに変わることで活動や負担が増えていると聞く。こうした背景で保護者の負担が増えることは課題と考えるがどうか。

A. 任意団体であり行政が介入できるものではなく、加入する保護者、組織の中で判断されるものと認識している。

Q. 認定こども園の保育士はPTAに加入しているのか。

A. 任意だが、認定こども園の正規職員はほとんど加入しているものと思われる。

(意見) 任意団体ではあるが、加入しなければならない雰囲気があり、保育士、保護者の負担の増加につながることで、認定こども園を避けるような事態につながらないように、行政としても対応を検討してほしい。

こども家庭センターについて

Q. 本市における近年の児童虐待の対応件数については、全国同様、増加傾向にあるのか。

A. 全国同様、増加傾向にあり、令和2年度からのコロナ禍では特に顕著で、令和4年度は765件だったが、令和5年度は12月末時点で391件であり、コロナ禍前の令和元年度と同水準となる見込みである。

Q. こども家庭センターに新たに1名配置する統括支援員の役割を確認したい。

A. 児童福祉と母子保健の連携が必要な業務を統括して、管理する役割である。児童福祉と母子保健との協働によるサポートプラン作成時や合同会議における関わりを通して一体的支援につないでいく。

(意見) 統括支援員1人に責任、負担がかかり過ぎないように配慮してほしい。また、次に統括支援員になる人材の育成も進めてほしい。

Q. サポートプランを作成する対象者はどのような子どもや保護者か。

A. 主なものとして作成する対象は要保護児童対策地域協議会に登録している0歳から

6歳までで、令和6年2月時点では354人である。

Q. 令和6年度から母子保健と児童福祉が協働してサポートプランを作成するところが大きく変わるの分かるが、具体的な事例があれば教えてほしい。

A. 例えば、リスクの把握として、子どもの健診の未受診についても、母子保健と児童福祉での捉え方にずれがあれば、その捉え方の違いを統括支援員が広い視点で状況を把握・整理して、適切な支援につなげていくことが大切である。

Q. 要保護児童対策地域協議会との関係において、こども家庭センターが関係機関との調整役を果たしていくのか。

A. そのとおりである。

(意見) こども家庭センターには、関係機関としっかりと連携していくというソーシャルワークの役割をさらに発揮することが期待される。今後の取組を注視したい。

Q. こども家庭センターには、どのような専門職がいるのか。

A. 国からは社会福祉士等、様々な資格が示されているが、こども家庭課では、現在心理士1人、教員4人、保健師1人、県の研修受講者2人、保育士2人の合計10人が主に対応している。

Q. こども家庭センターの組織体制を確認したい。

A. こども家庭課とこども保健福祉課母子保健係の職員で構成される。センター長は、こども家庭課長が担うことを想定している。

Q. こども家庭センターを設置することで、県の児童相談所と市の業務分担に変更はあるのか。

A. 従前と同じで業務分担に変更はない。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

多胎児育児支援事業費

Q. 当事業は年々拡充しており、好評の声を聞く。令和6年度に新たに実施する多胎児家庭支援事業は、月2回で年間24回の助成回数とのことだが、ニーズを調査して、今後さらなる拡充の方向性も考えられるのか。

A. 利用者とはさくらんぼ広場等で直接会う機会もある。様々な意見を聞いて、よりよい事業になるよう検討したい。

Q. 多胎児家庭支援を行う事業者を公募するが、事業者が決定する時期はいつ頃か。

A. 令和6年4月初めに公募手続を進め、早ければ4月中にも事業者登録を行い、利用できる体制を整えていきたい。

(意見) 公募要件に買い物代行を挙げているが、子供と一緒に買い物に行きたいので、その際の介助するような支援を求める市民の意見を聞くので、検討してほしい。

Q. 利用者が支援をどこに依頼するのか。

A. 利用者から直接事業者へ依頼してもらうことになる。なお、事業者に対しては、しっかりと市と連携をとってもらうことを要件として依頼していく。

Q. 多胎児育児を行う世帯が、こども家庭課が行う養育支援訪問事業の対象世帯にも該当する場合、どちらの支援サービスも受けることができるのか。

A. 当事業の支援と養育支援訪問事業の家事支援は重複する部分があるが、各家庭の状況を見ながら、どのような支援につなげていくのか考えていく。

《歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費》

《歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費》

《歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費》

第 2 条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

《議案全般》

こども未来部人員体制について

Q. こども未来部の一般職の人員が不足しているように感じるがどうか。

A. 部の人員については、必要数を精査して、毎年人員配置要求をおこなっている。

(意見) こども未来部の業務は多忙だとの声も聞くが、職員が少ないと接遇にも影響が出るため、部としても十分な人員を要求してほしい。

来年度廃止事業について

Q. 令和 6 年度予算編成に当たり廃止した主な事業はあるのか。

A. 新型コロナウイルス感染症にかかる経費を除いて廃止した事業はない。

議案第 101 号 令和 6 年度四日市市国民健康保険特別会計予算

【健康福祉部・経過】

令和 6 年度に行う保険料率の改定について

Q. 所得割は医療、介護、後期高齢を合わせて 14.4%になり、改めて非常に重い負担増になると感じた。以前の協議会において、一般会計から特別会計への繰入れを行って負担軽減を図るとペナルティーにより費用負担が発生するため難しいとの説明があったが、繰入れによるペナルティーの金額を確認したい。

A. 各自治体の努力による点数制の補助金制度があり、赤字補填のための繰入れを行った場合はマイナス 30 点となり、年間で約 300 万円のペナルティーとなる。

Q. 国民健康保険全体で約 260 億円の会計規模を考えると、300 万円を負担してでも一般会計からの繰入れを行い、保険料の値上げを抑えることは考えなかったのか。

A. 国からは、国民健康保険の健全な財政運営として、赤字補填をなくしていくという方針が示されている。赤字補填をした場合はペナルティーが課されるだけでなく、県を通じて国へ、保険料の値上げを前提とした財政の改善計画の提出をするなど、その改善を強く求められる。適正な保険料率を設定して国民健康保険の運用をすることが望ましいため、繰り入れる考えはない。

Q. モデルとして、夫婦 2 人と子供 2 人で年収 280 万円の世帯で計算したときに、年間約 33 万円の保険料が今回の料率では 40 万円を超える。低所得者世帯でのこの値上げ

が果たして適正な保険料と言えるのか疑問である。国民健康保険料全体で約4億円の値上がりだが、何とか抑えられなかったのか。

A. 平成26年度から令和3年度まで保険料を据え置いていたのは、国民健康保険支払準備基金を取り崩していたからであり、基金残高にも限りがあるため、段階的な値上げを行って、今回、本市の医療費に対して必要な金額を保険料として設定したものである。令和3年度に行った令和4年度の第1段階の値上げの際の議会への説明においても料率を一度に上げるのは市民への負担が大きいため、2段階で行うことと説明した。今後も値上げ幅が急激に増加することがないように、2年に一度のこまめな料率の改定を検討したい。

(意見) 国民健康保険の加入者は所得が低い人が多く、給付は重い傾向にあるという構造的な課題があり、国民健康保険の会計の中で収めていくことには限界があるため、一般会計からの繰入れを考えていかなければならないという懸念がある。

Q. 均等割額、平等割額は低所得者に対する軽減があるが、所得割額には軽減を適用することはできないのか。

A. 基本的に国の制度に則って事業をしているため難しい。

(討論) 国民健康保険料全体で約4億円という大幅な引き上げとなる。令和5年度の剰余金と基金残額を充当し引き上げ額を軽減する必要があると考えるため、保険料率の改定に反対する。

議案第104号 令和6年度四日市市介護保険特別会計予算

【健康福祉部・経過】

総務費（全般）について

Q. 令和4年度から総務費が増えているが、内訳を確認したい。

A. 増額の主な要因は、システムの開発経費である。

介護認定審査会委員報酬について

Q. 介護認定調査費の認定審査会にかかる費用について、委員報酬の単価を確認したい。

A. 委員報酬は、審査会1回当たりの単価が2万400円である。ただし、合議体が20あり、各合議体の委員長は、それぞれ単価が2万3600円である。

Q. 審査会のメンバーには医師、看護師など、様々な資格を持った人がいるが、資格に関係なく単価は同じか。

A. 職種にかかわらず同額である。

Q. 審査会1回に要する時間はどれぐらいか。

A. 審査会自体は30分程度で終了する。ただし、審査会の約1週間前に配付する資料の事前確認など、審査会当日以外の業務にも多くの時間を要するものと考えている。

Q. 審査会委員の人選はどのように行っているのか。長く就任している委員もいるのか。

A. 任期は2年で、再任を妨げないことになっている。長く就任している委員もいるが、直近の改選期では、100人中約2割の委員が交代するなど、改選期ごとに一定数の入れ

替わりはある。

(意見) 全ての委員が入れ替わる必要があるわけではなく、同じ委員が続けることで審査が平準化されるメリットもあると思うが、人選を任せきりにするのではなく、担当課として常にどのような委員構成により適切で効果的な認定審査ができるか注視してほしい。

認知症総合支援事業について

Q. 「希望大使」を任命するとあるが、誰にどのような役割を担ってもらうのか。

A. 国の事業でも「希望大使」を任命している。認知症基本法の中でも、認知症当事者本人から発信する機会を増やすことについて触れられている。今年度はステップ四日市での認知症支援の取組の中で希望大使に任命できそうな人との出会いがあった。本人からの発信の機会を確保するための取組みの一環として、来年度はその人を中心に認知症本人が発信できるよう取り組んでいこうと考えている。具体的には、講演会で話してもらうこと、会議等の場に参加し、認知症当事者目線での話をしてもらうことなどを考えている。

Q. 認知症フレンドリーなまちづくりを目指し、民間企業との連携体制構築とあるが、具体的にどのようなことに取り組むのか。

A. 今年度は日本総合研究所と連携して様々な企業にヒアリングを実施した。今週金曜日には認知症の官民連携の研究会を開催する。今回の研究会は認知症の現状に関する勉強会のようなものだが、来年度は一步踏み込んで、興味・関心のある企業に絞って深掘して官民連携の取組を進めたいと考えている。

(意見) 認知症について企業に知ってもらうことは非常に重要だが、それだけでなく、こうした企業との具体的な取組が市民に広く伝わるようにしてほしい。例えば銀行の窓口での認知症の人への対応など、具体的な取組で一つ一つ改善できるよう企業と協力してほしい。

Q. 認知症高齢者家族支援サービス事業として、GPS機器の貸与や、QRコードシールを配付しているが、より丁寧に説明すべきと考えるがどうか。また、地区市民センターでこれらの申請が完結すればさらなる利便性向上につながると考えるがどうか。

A. 丁寧な説明、チラシ、市ホームページでの周知について再度検討したい。また、地区市民センターでの手続については市民生活部との調整もあるので今後の課題としたい。

Q. 認知症の人に対する就労支援は行っているのか。

A. 認知症当事者への就労支援は難しい問題だが、今年度はステップ四日市を中心に少しずつ取り組んでいるところであり、企業への情報提供や、ハローワークと連携するところからスタートしている。

(意見) 軽度の就労ができる程度の人に対する支援に努めてほしい。

Q. 認知症カフェの団体数に制限はあるのか。

A. 毎年度、募集をかけている。まだ、全地区にないこともあり、できるだけ多くの団体に実施してほしいと考えているため、現在、特段の制限は設けていない。

在宅医療・介護連携推進事業と体制の充実について

Q. 市内の訪問看護ステーションの体制は十分に確保されているのか。

A. 令和5年12月末時点で市内には40の訪問看護ステーションがあり、年々増加傾向にある。健康保険、介護保険のどちらで利用する場合も、訪問看護ステーションの不足で困っているという意見は聞いていないことから、充足していると認識している。
(意見) 訪問看護を行う看護師のスキルアップ支援に努めてほしい。

Q. ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及啓発に、どのように取り組んでいるのか。

A. ACPについては、もしもの時に本人がどういった医療や介護を望むのかを家族や医療・介護関係者とあらかじめ共有し、本人の意思を尊重しようとする取組で、例えば心臓が止まった時に延命措置を望むのかということが医療現場では想定される。医師会等と協議して本人の意思を書き込むツールを作成し、それを必要な人に渡す取組を進めている。この取組を多くの人に知ってもらい、活用してほしいという考えから、取組を拡充していきたい。

議案第105号 令和6年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第149号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第9号)

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費

Q. 減額補正となった理由を確認したい。

A. 給付する非課税世帯を当初3万2760世帯で見込んでいたが実績が2万6952世帯、同じく、家計急変世帯を当初240世帯で見込んでいたが実績が157世帯となったことなどが主な理由である。

Q. 今回の給付率が約88%とのことだが、見込みより実績が少なかったことをどのように分析しているか。

A. 給付を辞退した人もいれば、別世帯員からの被扶養者になったことで対象外となった人などがいると考えられる。

(意見) 給付の対象者で、給付を必要としているにもかかわらず、申請できなかった人もいると考える。必要な人に必ず情報が届くように情報を発信してほしい。

《歳出第3款民生費 第3項生活保護費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

新型コロナウイルスワクチン事業費

Q. 接種者数が当初の見込みに比べてどの程度少なくなったのか。

A. 春開始接種は6万7000人の見込みに対して4万3385人が接種し、接種率が約64.8%であった。また、5歳以上の全ての人を対象とした秋開始接種は12万3000人の見込みに対して、2月22日現在で4万427人が接種し、接種率約32.9%である。

Q. 新型コロナウイルスワクチン接種における今後の公費負担の見通しを確認したい。

A. 65歳以上の高齢者、60歳から64歳の方で基礎疾患を有する人等が定期接種化の対象とされているが、国からはまだ具体的な金額は示されていない。任意接種の人は全額自己負担となる。

Q. 新型コロナウイルスワクチン接種への助成が行われる場合の制度の仕組みはどうか。

A. 現在実施している季節性インフルエンザワクチン接種と同様のスキームが想定される。国から詳細が示された後に、補正予算への計上を検討したい。

《歳出第4款衛生費 第3項保健所費》

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

一般職退職手当

Q. 退職者数の見込みが当初を下回ったことによる減額補正か。

A. 勸奨退職が見込みより少なかったことなどにより、当初の見込み額と差額が生じたためである。

事務局一般経費

Q. パートタイム会計年度任用職員が想定より集まらなかったことによる減額補正か。

A. 育休代替による会計年度任用職員の任用が必要なかったことや、全てのパートタイム会計年度任用職員にかかる共済費を賄っているが、これが想定より少なかったことによる減額補正である。

インクルーシブ教育推進事業費

Q. パートタイム会計年度任用職員が想定より集まらなかったことによる減額補正か。

A. 介助員について、当初は常用のパートタイム会計年度任用職員を見込んでいたが、人材の確保が難しく、全体の4割近くの介助員が非常用となり、期末手当の支払いが

なかったのが主な要因である。

- Q. 常用の会計年度任用職員を介助員として任用できない現状は、やむを得ないのか。
A. 広報よっかいち等で募集案内を行ったが、常用職員の確保が難しかった。例えば、常用職員1人のところを非常用職員2人で賄うなど対応に努めてきた。

- 《歳出第10款教育費 第2項小学校費》
 - 《歳出第10款教育費 第3項中学校費》
 - 《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》
- 第2条 繰越明許費の補正**

別段の質疑、及び意見はなかった。

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

- 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費》
- 《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》
- 《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》
- 《歳出第10款教育費 第4項幼稚園費》
- 《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第153号 令和5年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第156号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

- 《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》
- 《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

- 《歳出第10款教育費 第2項小学校費》
- 《歳出第10款教育費 第3項中学校費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

学童保育事業費

Q. 補助基準額の創設とはどういうことか、また、どのような内容なのか。

A. 現在は、職員の常勤・非常勤を問わず2名以上配置する場合に486万8000円の運営費を補助する基準額がある。この度、国が新たに、常勤職員2名以上配置する場合に655万2000円の運営費を補助する補助基準額を創設するものである。

議案第157号 令和6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきまして、議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算のうち、歳出第3款民生費 第2項児童福祉費中、四日市マリッジサポート事業費については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決し、また、議案第101号 令和6年度四日市市国民健康保険特別会計予算につきましては、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、全体会に申し送るべき事項につきましては、議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算のうち、歳出第3款民生費 第1項社会福祉費、及び、第2項児童福祉費中、待機児童・入園待ち児童への対応に係る部分については、全体会において全委員で議論を深めるべきとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致で全体会に送ることと決しました。

また、議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算のうち、歳出第10款 教育費 第1項 教育総務費中 新教育プログラム推進事業費（リテラス言語能力検査）については、附帯決議を付すべきものとして全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致で全体会に送ることと決しました。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和6年2月定例月議会 予算常任委員会)

No. 1

事業名	民間プール施設の活用の拡大について	
事業概要	<p>各小中学校に整備されているプールの多くが築40年程度経過しており、プールの耐久年数を60年とした場合、20年以内に小中学校合わせて41校のプールが更新時期を迎える。新設する場合には1件当たり約1億1200万円が必要である。この建設費を含めて試算する年間の維持管理費は362万円となる。</p> <p>令和4年度からは、コロナ禍での学習機会の確保のため、小学校2校（大矢知興譲小学校、常磐西小学校）の5年生で民間プール施設（指導員あり）を利用した水泳指導を実施している。</p>	
	決算額	<p>新教育プログラム推進事業費（体力・運動能力向上）4,391,069円 のうち、民間プール施設の利用に係る費用 2,562千円</p> <p>その他施設整備費</p> <p>（内部小学校ほか1校プール改修工事（款10民生費 項2小学校費） 27,764,000円 西朝明中学校ほか1校プール改修工事（款10民生費 項3中学校費） 26,874,100円</p>
次年度予算への提言		
<p><提言> 民間プール施設の活用の拡大について</p> <ol style="list-style-type: none"> 近い将来に多くの学校プールが更新時期を迎える中、早期に学校プールの在り方の検討を進め、方針を定めること。 令和4年度から小学校2校で行っている民間委託について、検証をしっかりと行うとともに、子供たちの水泳授業の機会の確保、教員の負担軽減のため、民間委託の拡大に向けた調査研究をさらに進めること。 民間事業者との協議を進め、試行的実施も含めて実施可能な学校から段階的に民間委託の拡大に努めること。 <p style="text-align: right;">※参考 事業実施に関する意見 ③拡大</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>[指導課]</p> <p>本市では、コロナ禍の令和4年度において、水泳の授業時間の確保を目的とし、特に確保が難しかった大規模校の大矢知興譲小学校5年生4クラス、常磐西小学校5年生4クラスで民間プー</p>		

ル施設を活用した水泳指導に関する業務委託を実施した。令和5年度は大矢知興譲小学校と常磐西小学校の5・6年生へ規模を拡大し、継続実施による成果と課題を検証するとともに、小規模校である塩浜小学校と橋北小学校の全学年においても実施し、計28クラスによる運営方法等を検証した。令和6年度は大矢知興譲小学校（29クラス）と常磐西小学校（25クラス）を全学年に拡大し、塩浜小学校（6クラス）、橋北小学校（6クラス）に加え、西域に位置する県小学校（12クラス）と水沢小学校（6クラス）の全学年、計84クラスへと拡大することで、各学校規模及び各地域において実施検証を行う。また、実施期間についても令和5年度は5月から7月にかけての実施であったが、令和6年度は4月から12月にかけて実施し検証する。

さらに、老朽化が進む学校のプールについて、子どもたちに良質な水泳授業の環境を整えていくために、プールの管理運営に係るコスト削減及び教員の負担軽減、児童及び市民の満足度向上に資するため、本市における学校プールの在り方に関する調査検討を行い、短期的及び長期的展望について整理し、具体的方策の立案を行う。

【令和6年度当初予算】

新教育プログラム推進事業費（体力・運動能力向上）37,799千円のうち
民間プール施設の利用に係る費用35,948千円（前年度当初予算：11,400千円）
内訳 学校水泳民間プール施設活用事業 24,948千円
学校水泳民間プール施設活用に向けた調査業務委託 11,000千円

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な議論

- Q. 学校水泳民間プール施設活用に向けた調査業務委託の調査内容を確認したい。
- A. 本市の学校プールの中長期的な在り方について調査を行うものである。具体的には、今ある学校プールの使用年限や改修の状況を踏まえて民間への移行をどの時期に行うべきかの検討や、民間委託をする際に必要な児童の移動時間のシミュレーション、そのための授業の組み方などについての調査を行い、具体的な計画の策定につなげるものである。
- Q. 民間事業者との協議の状況はどうか。
- A. 民間プールで水泳指導をしている現場に指導主事が訪問しており、各事業者との協議も行っている。全ての児童、保護者にアンケートを取り、現在集計中である。今後、成果や課題を共有し、協議を進めたい。来年度の協議についても綿密に行っていきたい。
- Q. 現在委託している民間プール施設は何か所か。
- A. 3つのスイミングスクールに委託している。
- Q. 学校水泳民間プール施設活用事業にかかる費用には児童の送迎に係る費用も含むのか。
- A. 送迎の費用も含んでいる。
- Q. 市外の民間事業者との連携は進んでいるのか。
- A. 調査の後に検討することを考えている。
- Q. この事業を進めるに当たって水泳協会との関わりはあるのか。
- A. 水泳協会の意見を聴くこともあるが、あくまで現在は調査を含めて民間事業者との協議を行っている。将来的には水泳協会に協力を依頼する可能性もある。
- Q. 遅くともいつまでに民間へ移行したいとの考えはあるのか。計画を立てる時期はいつなのか。
- A. プールの老朽化、校舎の建て替えの時期等を考えると、およそ15年後までには結論を出さなければならない。来年度の調査結果を確認し、できるだけ早い段階で議会にも計画を示した

い。

(意見) 民間委託の対象校を徐々に増やしており、来年度には調査業務委託も実施するため、事業をかなり進めていると評価する。分類としては③拡大でよいと考える。

(意見) 議会の方向性と教育委員会の方向性が合致して積極的に進めているため、③拡大でよいと考える。

2. 反映状況

民間委託の対象校を増やしており、調査業務委託も実施するため、③拡大に分類する。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

5. 所管事務調査報告書

教育民生常任委員会

○認知症施策について

1. はじめに

本市では、高齢化の進行に伴い、健康寿命の延伸や認知症施策の推進が重要な課題となる中、「介護予防」と「認知症支援」に取り組むための施設として令和5年6月に四日市市介護予防等拠点施設「ステップ四日市」を開所しました。当委員会としても管内視察で当施設を訪問し、今後の活用について説明を受けました。

また、令和4年8月23日には四日市市認知症フレンドリー宣言が行われたこと、また、市民からも常任委員会の調査テーマ募集において、認知症に関する調査を行ってほしいとの意見もあったことから、本市の認知症施策への関心も高まっているものと考えます。

今回は、本市の認知症施策について、現状や課題を改めて整理し、認識を深めるため調査を行うこととしました。

2. 認知症をめぐる日本の現状

高齢化の進展に伴い、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症の人は約700万人（65歳以上高齢者の約5人に1人）になる見込みと言われており、令和5年6月に成立した「認知症基本法」では、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することがうたわれている。

認知症とは・・・正常な脳の機能が何らかの障害によって継続的に低下し、おおよそ6か月以上継続して日常生活に支障が及んでいる状態

3. 四日市市における認知症高齢者の現状

R5. 4. 1 現在

認知症高齢者数	全高齢者数(65歳以上)	全高齢者に対する割合
8,201人	80,738人	10.16%

※認知症高齢者数は、要介護認定者のうち認定調査時に認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上（何らかの認知症の症状がみられる）と判定された人の数

平成26年度厚生労働科学研究事業「日本における認知症の高齢者人口の将来推計推計に関する研究」によると、平成24年度の全国の認知症高齢者数は462万人、全高齢者の15%と推計されており、本市でも要介護認定を受けていない高齢者で相当数の認知症高齢者が潜在していると推測される。

4. 四日市市の認知症施策

四日市市認知症フレンドリー宣言

(1) 目的

本市として認知症施策に重点的に取り組む姿勢や目指す姿を広く内外に示すことで、市民、関係機関及び市内に拠点を置く民間事業者（企業）の認知症への関心を高めるとともに、認知症があってもなくても、誰もが暮らしやすい「認知症フレンドリーなまち」の実現に向けた取り組みへの協力を呼びかける。

(2) 宣言日

令和4年8月23日

(3) 宣言文

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症の人や家族が、住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らし続けるためには、みんなが認知症への理解を深めるとともに、認知症の人や家族の視点に立って社会のしくみや環境を整えることが重要です。

こうしたことから、認知症があっても、なくても、誰もが暮らしやすい「認知症フレンドリーなまち」の実現に向けて、オールよっかいちで取り組むことを宣言します。

1. 認知症に関する正しい知識や理解を深め、認知症の人や家族の想いに寄り添った行動ができる応援者を増やします。
2. 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の団体や企業などと連携し、みんなで見守り支え合える地域社会を目指します。
3. 認知症になっても、これまで積み重ねてきた経験などを活かしながら、役割と生きがいを持って、自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。

早期診断・早期対応

(1) 認知症初期集中支援チーム事業

認知症が疑われるが、認知症の診断を受けていない人などを対象に、医師や保健師などの専門職チームが、家庭訪問などによって集中的に関わり、必要な医療・介護サービスにつなげる初期支援を行う。（市内3か所：地域包括支援センター）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	63人	54人	65人	55人	61人	54人
支援終了	52人	42人	61人	51人	51人	45人

※病院、施設など、関係機関に引き継ぐことにより支援終了となる。

(2) 認知症早期診断事業（もの忘れ検診）

①目的

高齢者が無料で簡易な認知機能検査を受診できる仕組みを整備することで、認知症の早期発見・早期対応を進め、認知症の進行及び重症化の遅延を図るとともに、事業を通じて市民の認知症への関心を高め、認知症予防に取り組む意識の醸成を進める。

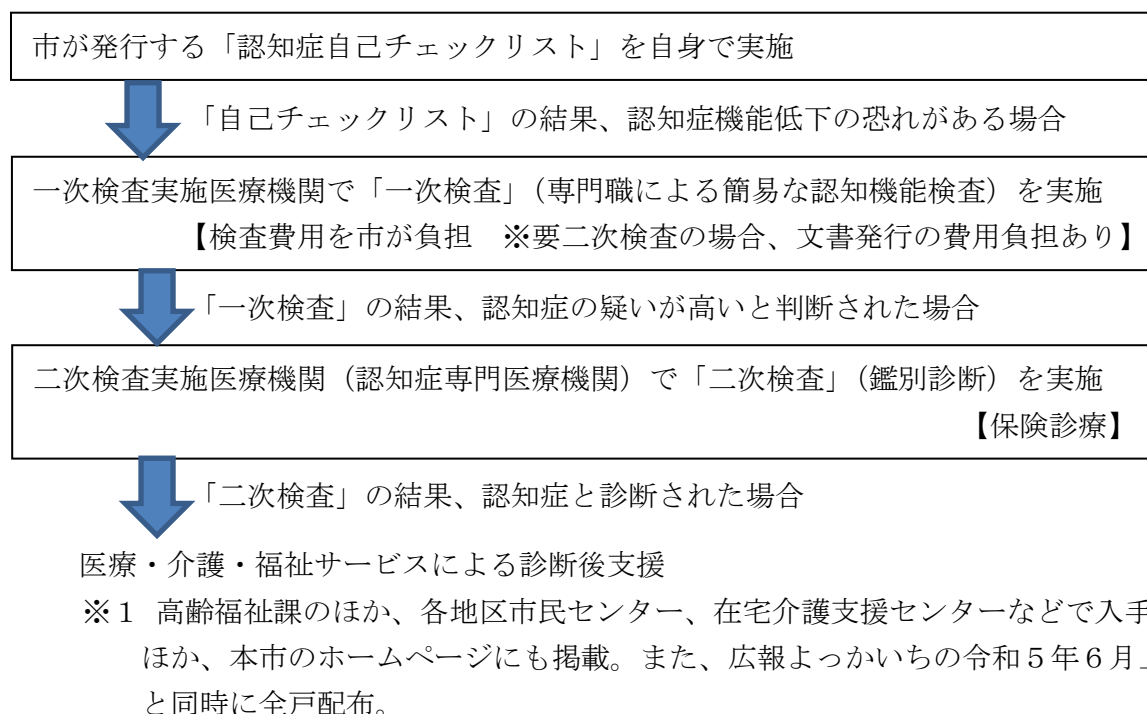
②対象者

市内に住民登録のある75歳以上の後期高齢者で、「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の結果が20点以上であった人

※ただし、既に認知症の診断を受けている人、1年以内に当事業での受診歴がある人を除く

③事業の流れ

「認知症自己チェックリスト(※1)」、「一次検査」、「二次検査」の3段階方式で、スクリーニングを行い、認知症と診断された人には、必要な医療・介護・福祉サービスにつなげる支援を行う。



地域での生活を支える介護サービス

(1) 認知症対応型通所介護

認知症の人への、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行う。

市内8か所 定員55人（令和5年7月1日現在）

※同時にサービス提供を受けることができる「利用者数の上限」であり、実際の利用人数とは異なる

(2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者が少人数で共同生活をしながら、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられる施設。要支援2以上の人が対象。

市内25ヵ所 定員306人（令和5年7月1日現在）

(3) 小規模多機能型居宅介護

施設への通所を中心に、利用者の選択に応じて居宅への訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせ、なじみの関係の中で支援を行う。

市内4か所 定員104人（令和5年7月1日現在）

(4) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを行う。要介護の人が対象。

市内3か所 82人（令和5年7月1日現在）

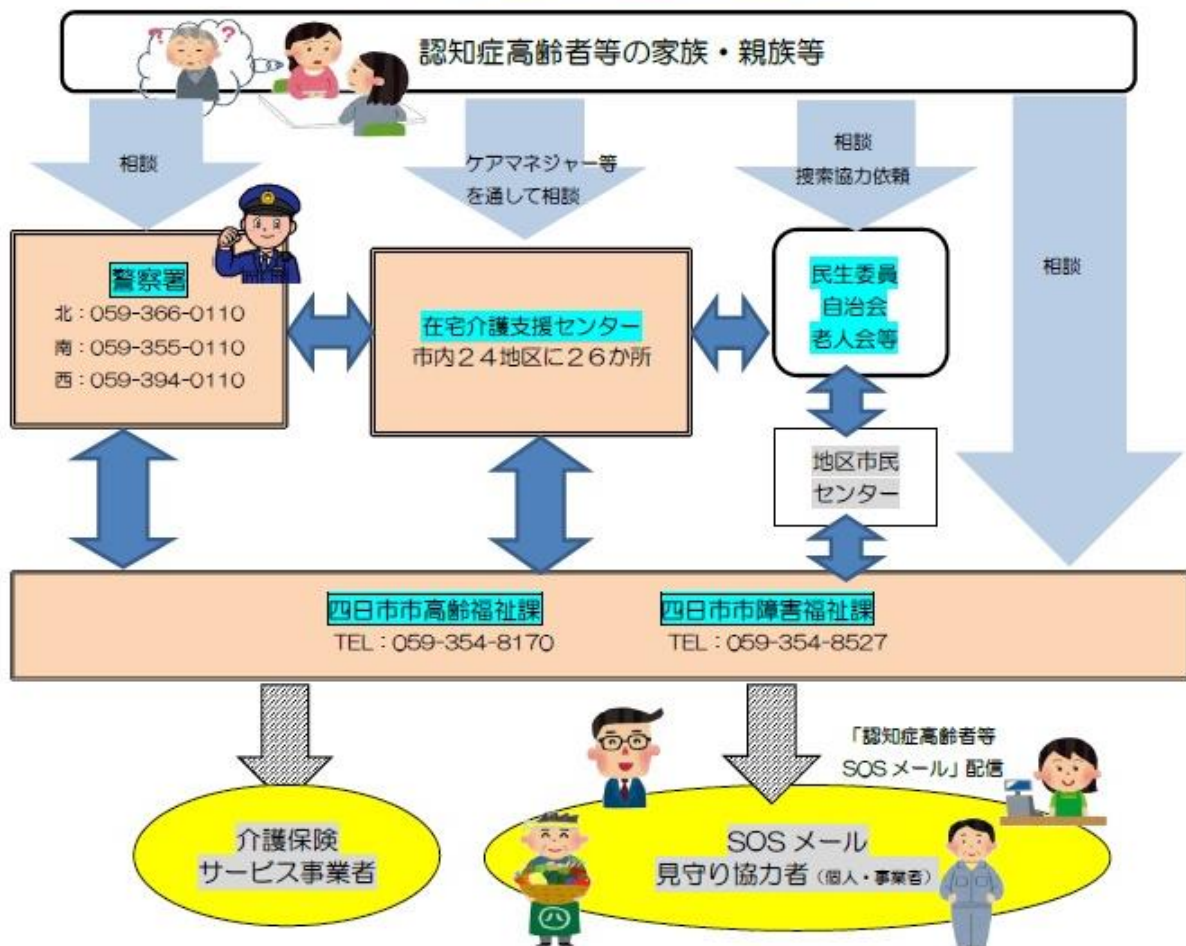
地域での日常生活・家族の支援の強化

(1) 認知症高齢者等SOSメール

認知症の人が外出中に道に迷われた時、早期に発見できるように、その特徴などを「見守り協力者（メールの受信登録をした市民など）」にメールで配信し、情報提供を呼びかける。

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数	3,619人	3,954人	4,330人	4,524人	4,484人	4,483人
配信件数	14件	13件	24件	19件	14件	12件

四日市市「認知症高齢者等SOSメール」ネットワーク図



(2) 認知症高齢者等安心おかえりシール交付事業（令和2年度から事業開始）

認知症の人に、服や杖などに貼ることができるQRコードシールを配布。道に迷っている認知症の人を発見した人がQRコードを読み取り、発見者と家族など限られた人だけに閲覧制限されたインターネット上の掲示板にアクセスすることで、速やかに安否を家族などに知らせることができる。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	90人	124人	161人



(3) 認知症高齢者等あんしんGPS給付事業（令和2年度から事業開始）

認知症の人に、高齢者でも身に付けやすい小型のGPS機器を給付。認知症の人が道に迷った際に、家族などがスマートフォンなどの専用アプリを使って位置情報を検索することができる。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	56人	83人	101人

(4) 認知症高齢者等あんしん保険事業（令和2年度から事業開始）

認知症の人が、誤って線路に立ち入って電車を止めてしまった、他人のものを壊してしまったなどにより損害賠償責任を負った場合に備えて、市が個人賠償責任保険に加入。1事故当たり最高1億円が保険会社から支払われる。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数	110人	165人	187人

(5) 四日市市見守り等活動に関する協定

本市と市内で活動されている事業者が連携し、高齢者やその家族へのさりげない見守り等を推進することで、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるまちづくりを目指す。

締結事業者数：59事業者（令和5年7月1日現在）

(6) 認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における見守り・支援体制づくりや医療・介護の関係機関の連携を進める認知症地域支援推進員を配置。

配置数：6人

(高齢福祉課2人、北・中・南地域包括支援センター各1人、ステップ四日市1人)

(7) 認知症カフェ推進事業

認知症の人や家族、地域住民、専門職が気軽に集える「認知症カフェ」の運営を社会福祉法人等に委託し、認知症の人の社会参加促進、家族の負担軽減及び認知症に関する理解の促進を図る。

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
団体数	14団体	17団体	15団体	15団体	12団体	14団体
延参加者数	599人	955人	856人	277人	399人	603人

(8) 介護予防等拠点施設（ステップ四日市）

認知症に関する総合相談窓口として、若年性認知症を含む認知症の本人や家族などからの相談に応じ、必要な支援につなげる。また、主に認知症の初期段階にある人などが参加できる本人ミーティングやピアサポート(※2)などを順次実施するとともに、認知症に関するボランティア等の活動支援を行う。

※2 共通の同じ悩みなどを持つ人たち同士で支え合う活動

普及啓発

(1) 認知症サポーター養成講座

認知症の正しい知識や接し方を学び、自分のできる範囲で認知症の人とその家族をサポートする認知症サポーターの養成講座を随時開催。

養成者数：30,544人（令和5年7月1日現在）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	92回	102回	78回	41回	53回	82回

(2) 認知症フレンズ

認知症サポーターから一歩踏み出し、認知症の人や家族とともに支え合いながら、仲間や友達のように一緒に歩むパートナー（ボランティア）として、具体的な活動に取り組む認知症フレンズを育成。

登録者数：65人（令和5年7月1日現在）

(3) 認知症市民公開講座等

認知症の人への社会の理解を深め、地域で皆が安心できる暮らしを続けていくために「認知症の人と家族の会」や若年性認知症当事者で組織する「レイの会」等と連携し、世界アルツハイマ

ーデー（9月21日）関連行事として、認知症市民公開講座を開催するほか、諏訪商店街等に「認知症フレンドリー宣言」の横断幕・懸垂幕を設置。また、11月には認知症の人や家族、支援者等がタスキをつなぎながら全国を縦断するイベント「RUN伴（ランとも）」にも協力。

5. 委員会での主な議論

（四日市市認知症フレンドリー宣言について）

Q. 認知症フレンドリー宣言後の具体的な効果、成果について確認したい。

A. 認知症への偏見をなくし、正しい知識を広めるため、認知症サポーター養成講座などの周知啓発に特に力を入れている。昨年度は市職員のうちほぼ全ての管理職が認知症サポーター養成講座を受講した。また、官民連携の取組として、令和5年5月、市内の一部のショッピングセンターに、認知症の人でもゆっくり会計ができるスローレジを導入してもらった。具体的な成果はまだ少ないが、認知症フレンドリーの考え方を少しずつ広めていきたい。

（意見）オール四日市で取り組むと宣言しているため、健康福祉部だけでなく他部局と共通認識を持ち、認知症であっても誰もが暮らしやすいまちづくりに向けてしっかりと連携し、宣言が宣言だけで終わらないよう、目標からぶれずに全庁的にしっかりと取り組んでほしい。

（早期診断・早期対応）

Q. 認知症の初期段階の人への支援が手厚いのはなぜか。

A. 認知症の早期発見と初期段階からの支援を行うことで、認知症の進行を遅らせるだけでなく、本人の症状が軽く、自分の意思をしっかりと伝えられる時期から家族と一緒に今後の生活について考え、準備をすることができるからである。

Q. 初期集中支援チームへの相談件数50～60件についてどのように捉えているのか。

A. 認知症についての相談の多くは、在宅介護支援センター、地域包括支援センターへの複合的な相談の一つとして寄せられる。初期集中支援チームへの相談は、それ以外の認知症が疑われる人からの相談であるため、このような件数になるものと捉えている。

Q. 在宅介護支援センター、地域包括支援センターへの相談件数はどのくらいか。

A. 年間で約2万～3万件の相談があり、そのうち1割程度が認知症に関する相談である。

Q. 医療機関との連携はどのようになっているのか。

A. 医師会と協力し、かかりつけ医から、専門の医療機関につなげる仕組みづくりに取り組んでいる。また、認知症安心ガイドブックにおいて、認知症について相談できるかかりつけ医を指定しており、ちょっとしたことから相談できるよう取り組んでいる。これらの取組により医療機関と介護部門の連携をさらに進めていきたい。

Q. 医療機関に認知症についての相談があった場合、市はその内容を把握できるのか。

A. そうした情報は把握していない。

（意見）初期の対応でつまずいてしまわないよう、医療機関などいろいろな方向に間口を開いて情報共有を行う仕組みが必要である。

Q. 警察や運転免許センターと連携して、75歳以上の高齢者が運転免許更新の際に行う認知機能検査の機会を捉えて、認知症の早期発見の取組に活かさないか。

A. 県内では、運転免許センターから認知症と判断された人を地域の在宅介護支援センターや地域包括支援センターに紹介する仕組みができています。しかし、相談につなげるには本人の了承が必要のため、全てが支援につながっているわけではない。気軽に相談できるような周知に努めたい。

Q. 独り暮らしの高齢者が自ら認知症の相談を行うことは難しいが、近隣の住民等が異変に気付い

た場合の相談先はどこか。

- A. 基本的には在宅介護支援センター、地域包括支援センターへ相談いただきたい。ステップ四日市への相談も可能であり、相談があった場合には在宅介護支援センター、地域包括支援センターと連携しながら対応していくことになる。

(意見) 早期発見の取組や相談先をまだ知らない市民は多いため、周知に努めてほしい

(地域での生活を支える介護サービス)

- Q. コロナ禍でステイホームが推奨されたことにより、環境が変化して認知症の症状が悪化するなどの関連性は見られるのか。

- A. 人との交流が認知症の予防に有効だと言われる中、コロナ禍で交流ができない状況になると認知症が進んでしまうケースはあると考える。初期集中支援チームや民生委員などによる自宅の訪問も難しくなったために、認知症が進行してから認知症の相談を受けるケースが増えたと感じている。新型コロナウイルスの分類が5類になったことから、今後、民生委員や在宅介護支援センターと連携し、きめ細やかに訪問活動を行い、途切れてしまった関係を再構築できるよう努めたい。

(地域での日常生活・家族の支援の強化)

- Q. どのように地域の団体や企業との連携をはかっていくのか。

- A. 個人情報伝えられず連携が難しい面はあるが、そうした垣根がなく取り組むためにも、誰もが認知症をカミングアウトできる社会を目標にしている。実際の取組としては、既に認知症に関して取り組んでいるボランティア団体や、認知症カフェを運営している団体、自治会などを中心に連携を図っている。

- Q. 認知症カフェについて、市が運営を委託する団体の基準はあるのか。

- A. 市の委託事業としての認知症カフェ事業は、社会福祉法人、医療法人、NPO法人などの団体であり、作業療法士など認知症に関連する専門職が関わっていることを基準としている。他にも市の委託を受けずに認知症カフェを運営している団体があり、市で把握しているものは、市がホームページで紹介している。

- Q. 認知症高齢者等あんしん保険事業の対象となるには申し込みが必要なのか。

- A. 保険に加入することになるため、事前申し込みが必要になる。

- Q. 認知症の人の家族の安心のため、事前申し込み制ではなく、認知症の人全員が加入できないのか。

- A. 多くの予算が必要になることに加えて、この保険は認知症の人が事案の当事者になり個人賠償責任を負った場合に備えたものであり、対象が限定的である。自由に動ける認知症の人には必要だが、常に在宅の人や見守り体制が確保されている人などにはあまり必要性を感じられない。このことから現在は本人や家族の申請をもって加入するという仕組みにしている。

(意見) 認知症フレンドリーの考え方にある、社会環境に課題があるから生活しにくいという考え方に則って、保険も申込不要になるとよい。

- Q. 認知症高齢者安心おかえりシールを効果的に活用するためには、シールについて市民が理解している必要があり、周知を徹底すべきではないか。

- A. 発見した人がシールについて知っていなければ意味がないため、しっかり普及啓発しなければならないと考えている。

- Q. 認知症高齢者等SOSメールの登録者が多いが、どのような周知をしているのか。

A. SOSメールの登録者は認知症の当事者に限らず、認知症の見守りに協力できる人も登録している。認知症サポーター養成講座や、各会議でPRしており、徐々に登録者数が増えている。

Q. 認知症高齢者等あんしんGPSを給付された人はどのくらい活用しているのか。

A. 家族が認知症の人の位置情報を自由に把握できるものであり、市に対してどの程度活用したか報告するものではなく、活用状況は把握しきれていない。

(意見) QRコード、GPS、保険は利用率が伸び悩んでいるが、行方不明の高齢者の命にかかわる問題であり、捜索に有用であるため、普及啓発に努めてほしい。

Q. 見守り等活動に関する協定を結んだ59事業者について、協定の締結後は事業者からの連絡を待つだけなのか。市からの積極的な情報提供や聞き取りなどにより連携を行わないのか。

A. 何かあった時に市に報告してもらうのが基本であり、年間5件程度の連絡がある。市から企業にお願いや相談をするときには協定を結んで協力いただいている事業者を中心に声掛けをしている。

Q. 協定を結んでいる事業者ごとに認知症に対する意識の差があると思う。何かしらの形で連携を行って効果的な活動につなげるべきではないか。

A. 過去には協定を結んだ事業者との会合を行い意識の醸成を図ったことがある。現在は、認知症に関する講座などの案内を送付している。今後、官民連携の取組として勉強会の開催を検討しており、開催に当たっては協定を結んでいる事業者に呼びかけをしたいと考えている。

Q. 認知症地域支援推進員は何をするのか

A. 関係団体との連絡調整や、各団体へのアドバイスや相談が主な業務である。また、市民公開講座の段取りや認知症に関する冊子の作成にも携わっている。

Q. ステップ四日市の活用について、現状はどうか。

A. 開所からの日数が少なく相談の傾向をつかめていない。現在は、チームオレンジという認知症当事者を含めた地域の活動に向けて、認知症フレンズのさらなる知識向上の取組を進めている。

(普及啓発)

Q. 認知症サポーター養成講座は、コロナ禍において開催方法などは変化したのか。また、オンラインでの開催など、今後コロナ禍が落ち着いても継続していく手法はあるのか。

A. 認知症サポーター養成講座は、国が講師や開催方法、項目、開催時間などについて、厳格に基準を設けており、当時、オンライン開催はできず、集合による開催となり、令和2年度以降の回数は大きく減少した。その後、オンライン開催が可能になり、企業向けの講座や市主催の講座を中心にオンラインで試験的に実施している。オンライン開催の手法は今後検討していきたい。

(意見) 認知症フレンドリーな社会の実現のため、官民連携は必須であり、また、認知症の早期発見、啓発のため、認知症サポーター養成講座は非常に重要である。

Q. 認知症サポーター養成講座を受講するための条件はあるのか。

A. 基本的には10人以上のグループを対象に日程調整をして講師を派遣している。

Q. 国の示す認知症サポーター養成講座だけでなく、もっと気軽に参加できる環境を整えて、本市独自の認知症に関する講座を開催すべきと考えるがどうか。

A. 市独自の出前講座として、様々な対象者に認知症に関する講座を開催している。また、小中学校を対象に認知症に関する授業を行う取組も行っている。

(今後の方向性について)

Q. 本市の現在の取組については理解したが、市として認識している課題や、今後の方向性について

て、どのように考えているのか。

- A. 全国的に認知症が問題になっている中で、市として取り組むべきことは多い。例えば、若年性認知症の人への対応や、民間企業との連携などは、認知症フレンドリー社会の実現に向けて取り組むべき大きな課題である。これまでは、GPSの配付など対症療法的な事業が多かったが、そもそも認知症の人が行方不明にならないようにするなど、認知症フレンドリーな社会の実現が最終的な目標と考える。社会を変えるためには、行政だけでどこまでできるのかという課題があり、民間企業との連携をしっかりと行わなければならない。認知症に対する誤解や偏見を取り除き、市民に正しい知識を持ってもらえるよう啓発に取り組んでいきたい。

6. まとめ

高齢化の進展に伴い、令和7年には、65歳以上高齢者の約5人に1人である約700万人が認知症になる見込みとされています。その中で、本市では令和4年8月23日に認知症フレンドリー宣言をしました。これを宣言しただけで終わらせずに、より実効性を高められるよう、教育民生常任委員会としてもしっかりと注視し、具体的な施策に反映するよう求めていく必要があります。

今回の所管事務調査では、認知症に関する現在の本市の取組について改めて体系的に理解を深め、市としての今後の方向性についても議論を行いました。本市はこれまで様々な認知症施策に取り組んできましたが、認知症フレンドリー宣言において本市が目指すとしている、認知症があってもなくても、誰もが暮らしやすい「認知症フレンドリーなまち」を実現するためには、社会全体が変わる必要があります。行政が行う施策だけでなく、関係機関や民間事業者などの多くの主体を巻き込んだ施策の深化が必要です。そのための大きな柱の一つが官民連携であり、例えば、公共交通機関、金融機関、小売業などの高齢者にとって身近な業種の企業を中心に具体的な取組をいかに進められるかが重要となります。そのためには、庁内連携も重要であり、健康福祉部だけでなく庁内のあらゆる部署を巻き込んでオール四日市で取り組むことが求められます。

認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる四日市を目指して、行政がリーダーシップを発揮し、本市のあらゆる主体を巻き込んで「認知症フレンドリーなまち」の実現に向けて具体的に取組を進めることを強く要望し、当委員会からの調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	加納康樹
副委員長	山口智也
委員	今村厚美
委員	笹井絹予
委員	谷口周司
委員	水谷一未
委員	村上 暁
委員	森川 慎
委員	山田知美

○要介護（要支援）認定について

1. はじめに

全国的に高齢化が進行しており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測されています。また、核家族世帯や、単身または夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。その中で、本市においても介護サービスを必要とする人が安心して介護サービスを受けられるようにするため、要介護（要支援）認定が適切に行われる必要があります。

令和5年8月定例月議会での令和4年度決算審査においては、本市の要介護（要支援）認定の結果が国、県と比較すると要介護1、要支援1の割合が高いという特徴が見られました。本市総合計画において、重点的横断戦略プラン「幸せ、わくわく！四日市生活」を位置づけ、人生100年時代の健康寿命延伸プロジェクトに取り組んでいますが、本市の要介護（要支援）認定の特徴が、これらの施策に取り組んだ成果や、本市特色である三層構造によるものなのか、本市の要介護（要支援）認定の手法に要因があるのか、確認が必要であるという議論がありました。

今回は、この特徴についてどのような背景があるのか確認するとともに、本市の要介護（要支援）認定の流れや、今後のDX活用について認識を共有するため、調査研究を行うこととしました。

2. 要介護認定に係る制度の概要

（1）要介護認定とは

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができる。

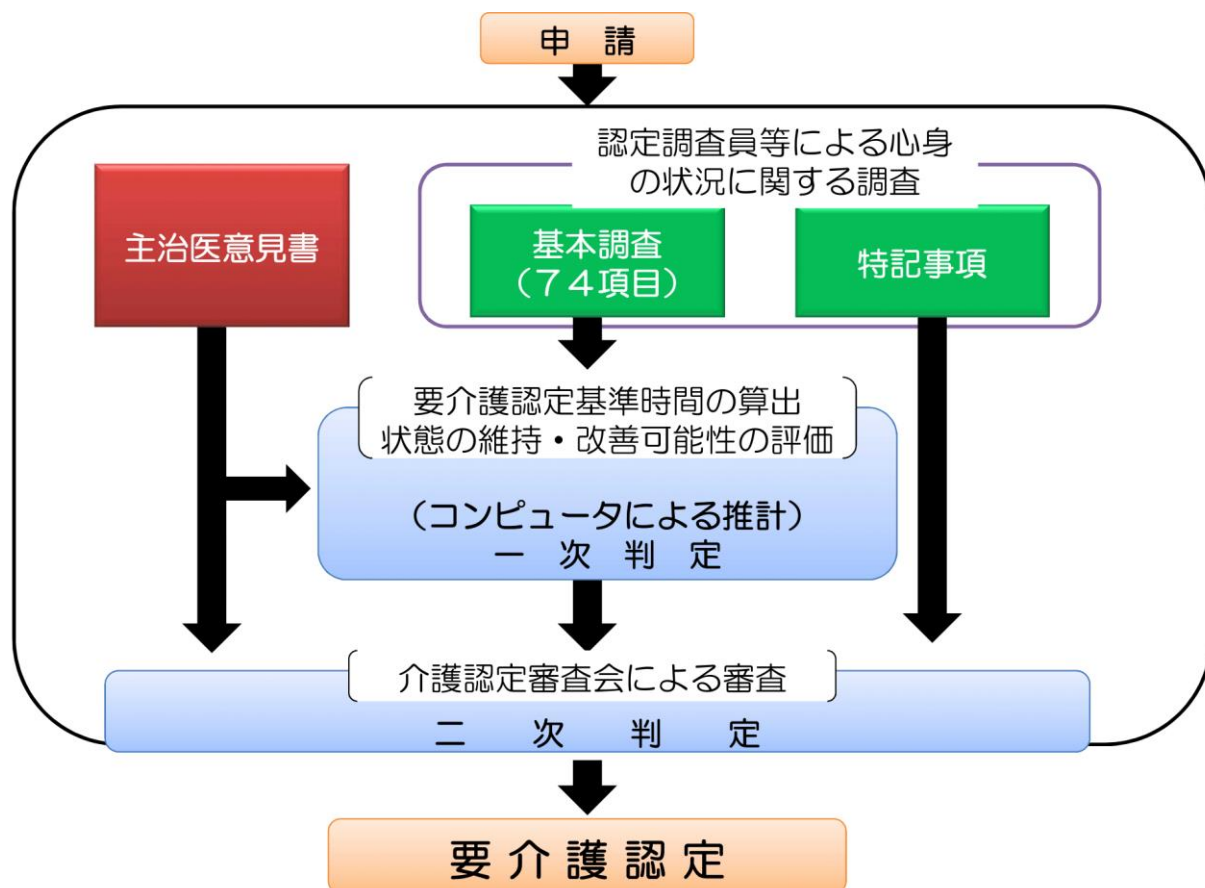
この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ）であり、保険者に設置される介護認定審査会において判定される。

要介護認定は介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定められている。（介護保険法関係法令及び厚生労働省通知に基づき実施）

（2）要介護認定の流れ

認定調査員による心身の状況調査（認定調査）の74項目及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定（一次判定）を行う。

医師を含む保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、及び調査項目に盛り込めない心身の状況を記した「特記事項」や主治医意見書内の特筆すべき事項に基づき審査判定（二次判定）を行う。



(3) なぜこのような流れで要介護認定は行われるか

要介護認定は、介護サービスの必要度（どれ位、介護のサービスを行う必要があるか）を判断するものです。従って、その人の病気の重さと要介護度の高さとが必ず一致するというものではありません。

そのため、介護サービスの必要度の判定は、客観的で公平な判定を行うため、コンピュータによる一次判定と、それを原案として保健・医療・福祉の学識経験者が行う二次判定の二段階で行います。

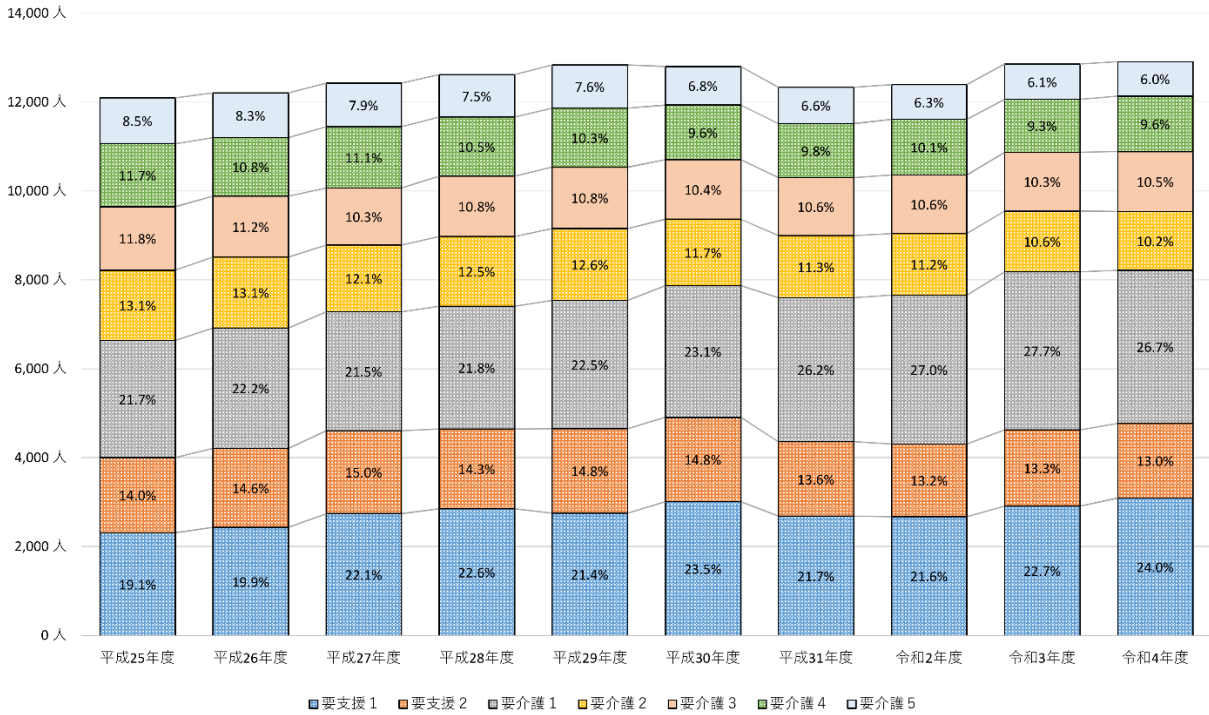
3. 介護認定（介護度）の傾向

(1) 介護度別要介護・要支援認定者数の推移

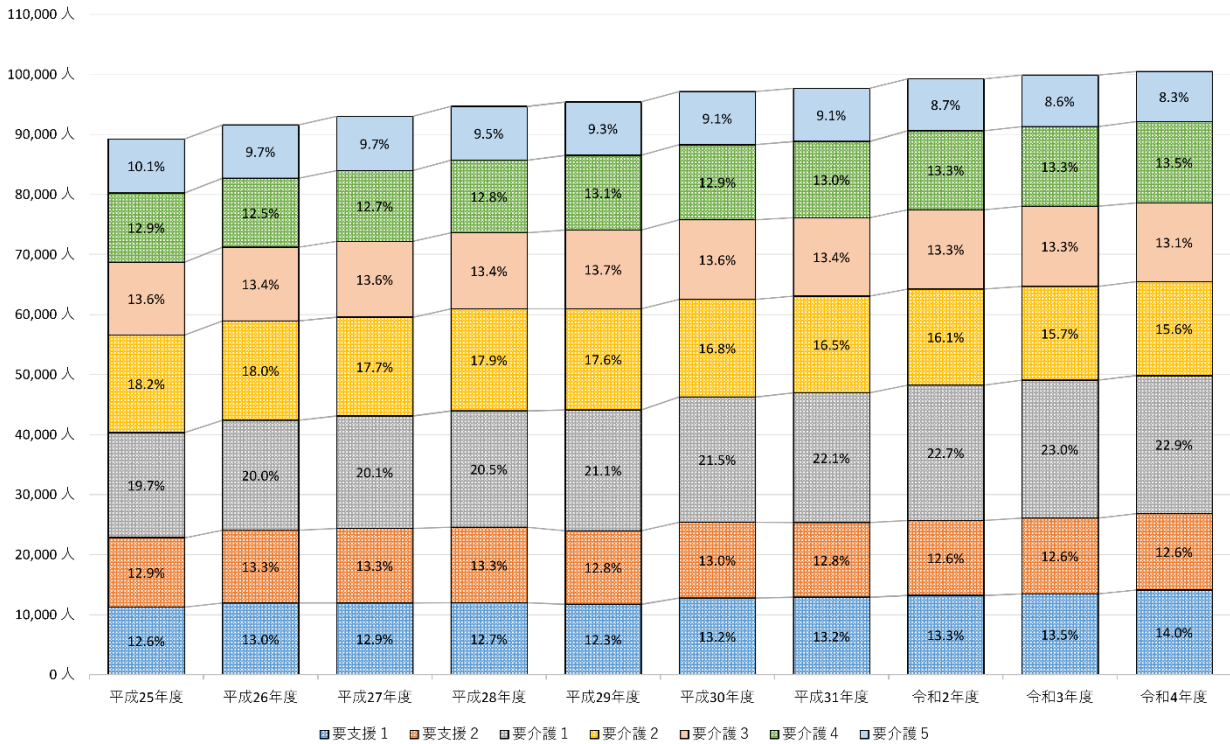
四日市市

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要支援1	2,312人	2,430人	2,742人	2,848人	2,752人	3,011人	2,681人	2,673人	2,911人	3,093人
要支援2	1,693人	1,782人	1,863人	1,799人	1,900人	1,897人	1,678人	1,638人	1,712人	1,681人
要介護1	2,630人	2,704人	2,675人	2,755人	2,885人	2,962人	3,236人	3,344人	3,557人	3,440人
要介護2	1,583人	1,598人	1,503人	1,574人	1,618人	1,494人	1,397人	1,389人	1,368人	1,322人
要介護3	1,429人	1,369人	1,284人	1,357人	1,380人	1,336人	1,310人	1,316人	1,320人	1,350人
要介護4	1,416人	1,316人	1,378人	1,329人	1,324人	1,233人	1,211人	1,247人	1,195人	1,245人
要介護5	1,032人	1,007人	979人	952人	976人	866人	819人	784人	787人	776人
合計	12,095人	12,206人	12,424人	12,614人	12,835人	12,799人	12,332人	12,391人	12,850人	12,907人

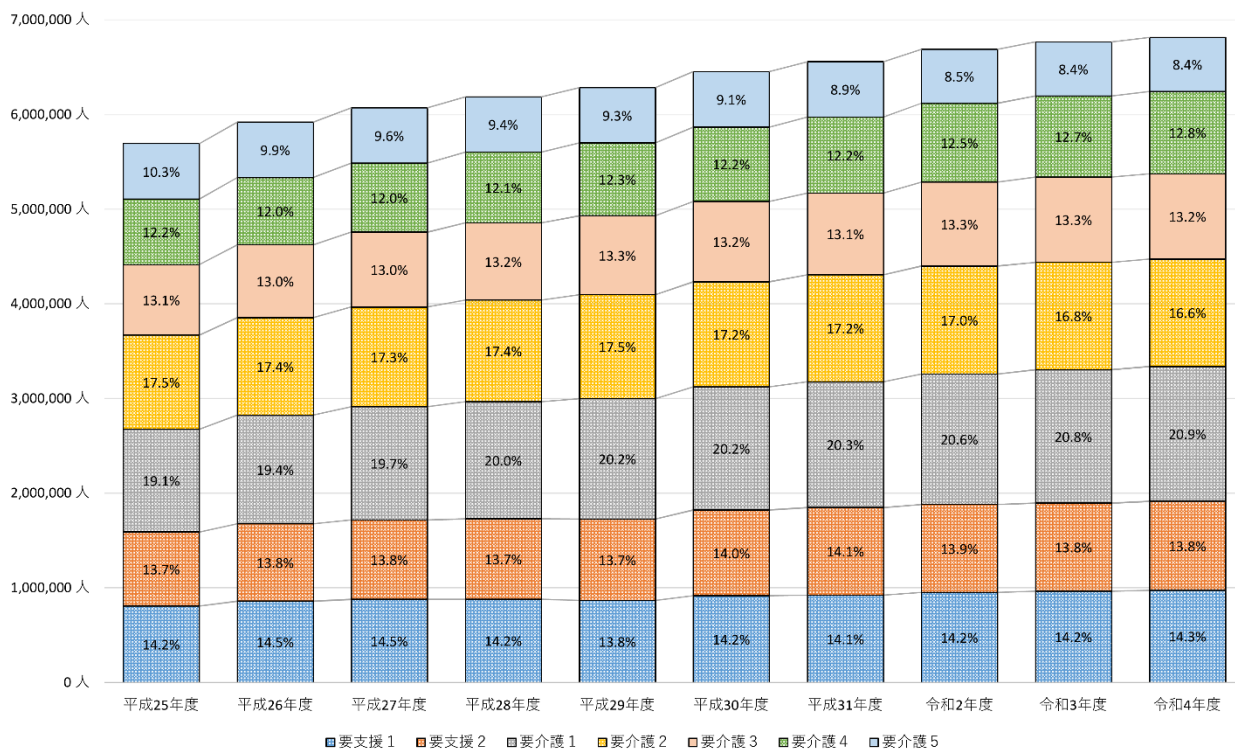
四 日 市 市



三 重 県



全国



(注) 当資料中の認定者数は、全て2号被保険者を含まない1号被保険者のみの数としている。

グラフ中の値は当該年度の認定者数の合計値を100%としたときの割合を示している。(端数処理の都合で合計が100%にならない場合がある。)

(出典) 平成25年度から令和2年度: 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

令和3年度から令和4年度: 厚生労働省「介護保険事業状況報告(3月月報)」

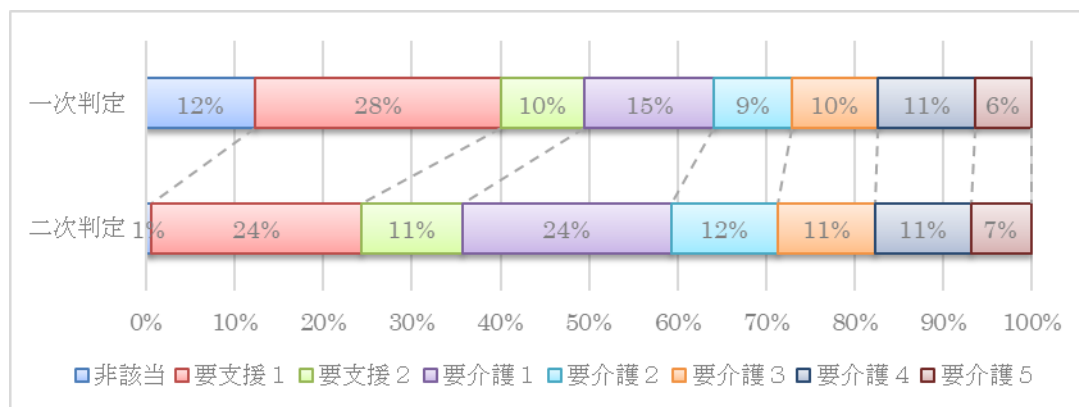
(2) 一次判定から認定結果への変更率

※令和3年度実績件数

	四日市市		三重県		全国	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
一次判定より重度に変更	3,088	30.2%	8,432	11.7%	352,243	8.7%
一次判定から変更なし	7,053	69.0%	63,098	87.9%	3,677,117	90.6%
一次判定より軽度に変更	78	0.8%	263	0.4%	31,347	0.8%

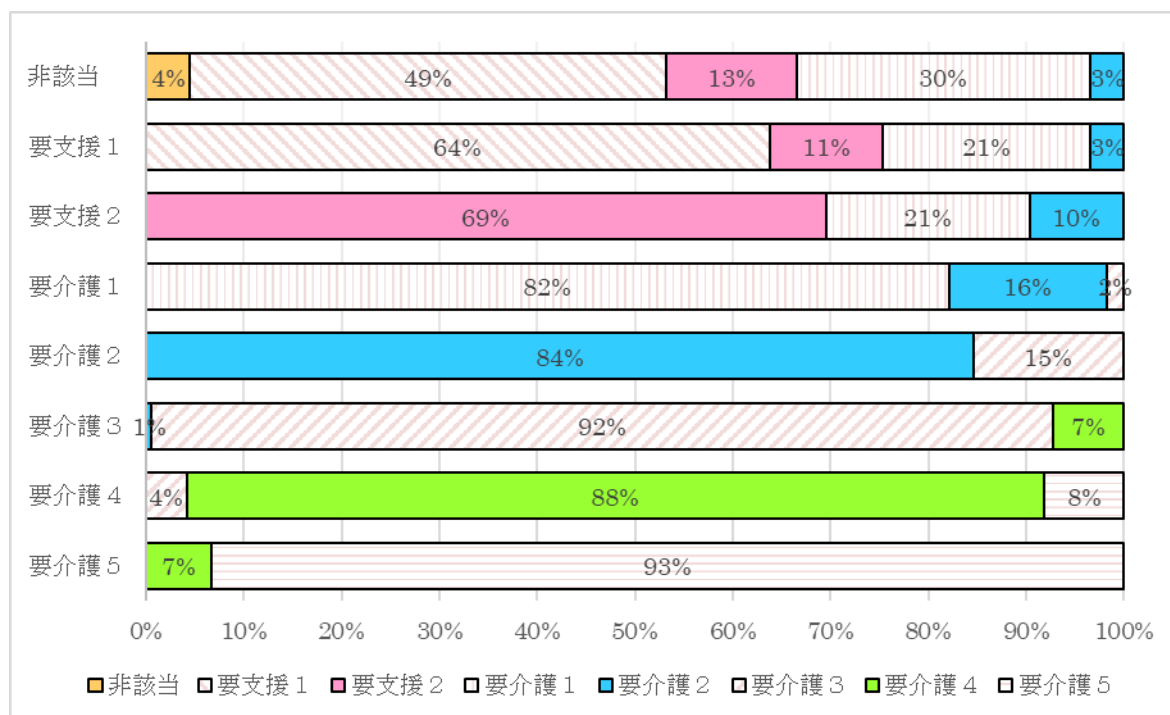
(3) 本市の一次・二次判定比較

※令和4年度実績



(4) 一次判定の変更先

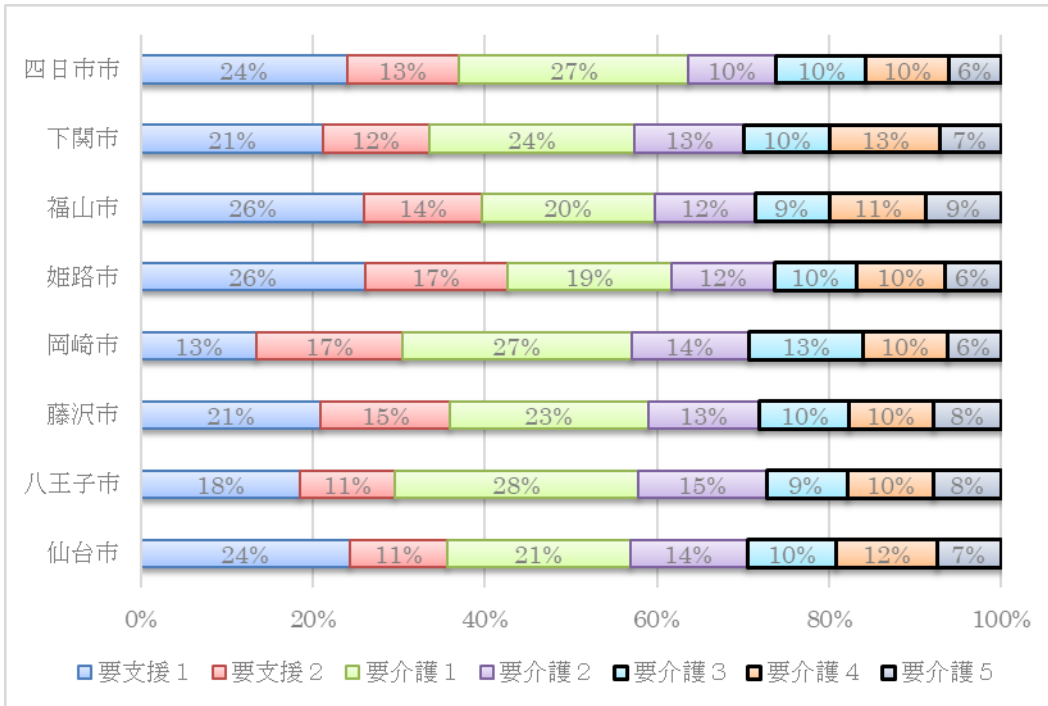
※令和4年度実績



(5) 他市との比較

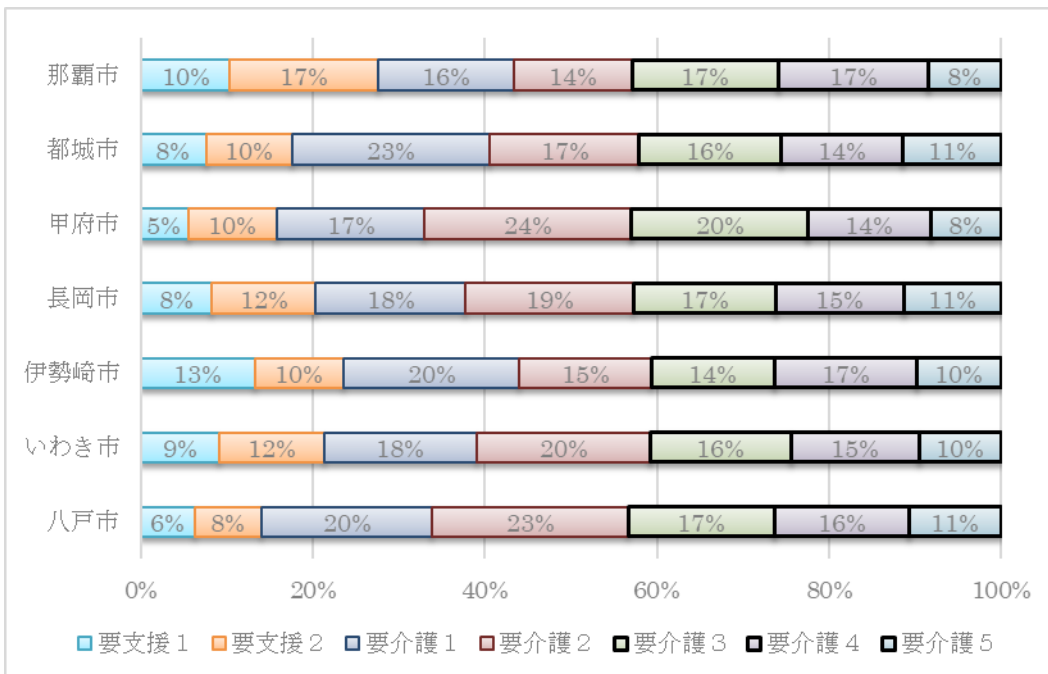
① 要介護3以上の割合が30%未満の市（四日市市と類似）

※令和4年3月末 保険者 138/1,571



② 要介護3以上の割合が40%以上の市

※令和4年3月末 保険者 431/1,571



※ 要介護3以上の割合が45%以上の保険者 152/1,571

4. 要介護認定の事務のDXの活用

(1) DX活用の背景

高齢化の進展により、介護を必要とする人も年々増加し、要介護認定を希望する人が増えることで、事務に携わる職員の負担と労働時間も増加し、申請から認定までの処理の日数が増加してしまう事務を、限られた職員数で、効率的に処理する手段として、近年デジタル技術が着目されている。

(2) DX活用の事例

① 要介護認定申請

マイナポータルなどからオンラインによる手続に対応する。申請者がスマホやPC等から、時間や場所を選ばず申請が可能となる。

② 認定調査

認定調査時にタブレット端末を活用することにより、ペーパーレスや調査票作成時間の削減や調査漏れを防ぐことができる。

③ 調査票の確認作業

人間の目で行っていた調査票の整合性チェックに、AIの自然言語処理技術を活用する。作業時間を削減するとともに、公平・公正でミスのない確認作業を実現できる。

④ 介護認定審査会

会議資料を紙から電子に変更しペーパーレス化し、資料作成に係る作業時間を削減できる。さらに、介護認定審査会をオンライン（Web会議）で実施することで、審査会委員のムーブレスを実現することができる。

(3) 本市の状況

本市におけるDX活用に向けた考え方、取組状況は以下のとおりであった。

① 要介護認定申請

在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの代行申請がほとんどであり、介護保険被保険者証の添付が必要なことや、窓口では状態の聞き取りなどを行っていることから、今のところオンライン化を考えていない。

② 認定調査

認定調査員にモバイル端末を配付しており、調査の空き時間を活用して、地区市民センター等で特記の作成などに利用している。また、調査票はAI-OCRを利用しデータ化を行っており時間の削減に取り組んでいる。（特記事項や主治医意見書はイメージデータとして管理している。）

③ 調査票の確認作業

介護保険課の認定調査員は、お互いの調査票を読み合わせることで、確認作業を行うとともに、調査員の能力向上や認定調査の平準化に努めている。

委託分については、職員が確認し、指導や差し戻し等を実施している。

④ 介護認定審査会

制度開始の平成12年から事前審査のシステムを導入し、会議の7営業日前に資料をデータで送信し、あらかじめ自宅等で資料を読み込み各委員が自分の答えを出したうえで会議に臨むことで、より活発な意見交換ができ、丁寧な審査会（ペーパーレス）を実現している。

さらに、来年度の端末リプレース時には、パソコンに内蔵カメラをつけるなど審査会をオ

ンラインで実施することが出来る環境を整えていく予定である。

また、ケアマネジャーへの情報提供用として、「認定照会システム」(*)を導入しており、ケアプラン作成の支援や認定調査の可視化に努めている。

*専用のソフトウェアをインストールすることによりパソコン上で要介護認定に係る情報を閲覧することができるシステム。ケアマネジャーからの申請に応じ、認定調査における調査票のチェック項目、特記事項、医師が作成した主治医意見書の内容をデータで提供。

5. 本市の要介護認定について

本市の要介護（要支援）認定の結果において、要介護1、要支援1の割合が高いことに対する本市の見解は以下のとおりであった。

- ① 要介護認定の結果が出た後に、多くのケアマネジャーが「認定照会システム」を利用して、調査票を確認していることから、一次判定の透明性は十分に保たれている。また、二次判定についても一次判定からの変更率を見てもわかるように、状態に合致した要介護度が出るようにしていることから、要介護認定を公平・公正に実施していると言える。
- ② 上記のことから、本市の傾向として、認定率が低いこと、特に要介護2以上の認定率が低いことは、日常生活が制限されることなく自立して生活できる「元気な高齢者が多い」ことを示していると考えている。

③ 本市の要介護認定の特徴は以下のとおり

	長所	短所
認定調査	時間をかけた丁寧な聞き取り	一人当たりの一日の調査件数が少ない
認定審査	十分に内容を吟味した認定審査会	結果が出るまでに時間がかかる

④ 元気な高齢者が多い理由は以下のとおり

- 高齢者の健康意識の高さ
高齢者に対する健康づくり事業を積極的に推進している。例えば、健康増進のための講座やイベントの開催、健康診断の受診率向上の取組などが挙げられる。これらの取組によって、高齢者の健康意識が高まり、介護度が低下していると考えられる。
- 介護サービスの充実
介護サービスの充実を図るための取組が進められている。例えば、介護保険の利用促進、在宅介護支援体制の整備などが挙げられる。これらの取組によって、高齢者が自宅で自立した生活を送れるようになり、介護度が低下していると考えられる。
- 高齢者の社会参加が活発である
働く場所があることやボランティア活動、地域活動への参加などが行われているなど、高齢者が生きがいを持って生活することができ、介護度が低下していると考えられる。

6. 委員会での主な議論

(認定調査員による調査について)

Q. 調査員の人数は何人か。

A. 市の会計年度任用職員として任用している 15 名に加え、市が委託する四日市市認定調査センターに所属する約 10 名に認定調査の業務を行ってもらっている。

Q. どのような人が調査員になれるのか。

A. ケアマネジャー、看護師、保健師、社会福祉士のうちいずれかの資格を持っていることが試験を受ける条件になっている。

Q. 基本調査(74項目)と特記事項の記載について詳しく確認したい。

A. 基本調査は国が示している 74 項目について、調査対象者の状態を選択式で記すものであり、特記事項は、各項目を選択した理由や選択式では表現が難しい事項について記すものである。例えば、トイレの介助について国の示す基準は「全介助」「一部介助」の 2 項目だが、「一部介助」の示す範囲が広いので、詳細に記載するようなものである。本市の認定調査においては、全ての項目に特記事項を記載するよう調査員に依頼している。

Q. 特記事項は一次判定から二次判定で要介護度が変わる場合に重要なものという認識でよいか。

A. 特記事項に加えて主治医の意見書が重要な要素になっている。

Q. 介護度別要介護・要支援認定者数の推移をみると、本市では「要介護 1」「要支援 1」の人の割合が特に多く、それ以上重度の介護度に更新されることが他市に比べて難しいのではないかと。特記事項の記載が介護認定審査の結果に大きく影響を与えるのではないかと考えるが、本市では特記事項の記載について、独自の基準を設けているのか。

A. 特記事項を記載するようという国から指示はあるが、記載内容については、特にマニュアルがあるわけではない。

Q. 「緑本」と呼ばれる文書があると聞くが、それはどのようなものか。

A. 調査の際に判断に迷った時の参考となるよう、調査員同士で判断に迷った事象について話し合った結果を集約してもらっているものである。市が主導で作成したものではないが、市として中身は認識している。

Q. 当文書により、判断に迷ったときの基準が示されてしまい、結果として低い介護度が出てしまうことで、本市が国や県と異なった介護度の傾向になってしまっているのではないかと懸念するがどうか。

A. あくまで判断の平準化を目的とするものであり介護度を低いほうへ誘導しているという事実はない。

(意見) そうした文書の位置づけを明確にしていなかったため、本市が独自に基準を設定し介護度を低く認定しているという疑念を市民から持たれると考える。国の基準があいまいで調査員が判断に迷う場面があり、調査員も今後入れ替わりがあることを考えると、市が特記事項の記載について、判断基準を明確に定めて公表し、市民にも説明できるようにすべきと考える。

(意見) 現在、本市では、元気な高齢者が多いから介護度の低い人の割合が多いとは PR はしておらず、市民からもそうした声が聞こえて来ない。市民から聞こえて来るのは、「四日市方式だから介護度がなかなか上がらない」という趣旨の声が多く、他の市町とは異なる方法で介護認定の調査、審査を行っているのではないかと疑念を抱かれているのが現実である。疑念を抱かれないよう、認定調査のプロセスの透明性の確保に努めてほしい。

Q. 基本項目について調査員はどのような調査を行うのか。

A. その場で聞き取りを行う項目、実際に動作を確認する項目、過去 1 週間の状況に関する項目、

家族に関する項目などがある。

Q. 調査にかかる時間はどのくらいか。自治体によって異なるのか。

A. 本市の場合は1件当たり30分~40分だが、長い場合は1時間かかることもある。他市でも30分程度かけている場合が多いが、短いところは15分以内という所もあると聞いている。

Q. 令和4年度の要介護・要支援認定者数が1万2907人であり、それを25人程度の調査員で調査しているが、調査員の人数についてどのように捉えているのか。

A. 調査件数が多くなるピーク時には逼迫することもあるが、現在は調査件数に対する調査員の数は何とか足りている状況である。今後、介護認定の件数が増える要素は多いため、調査の外部委託なども含めた人数について見直しながら取り組んでいく必要があると認識している。

(介護認定審査について)

Q. 国や県よりも、本市の二次判定の結果が一次判定より重度に変更した割合が高い要因は何か。

A. 本市では、認定調査において特記事項の記載を丁寧に行っていることが最も大きな要因であると考えている。特記事項の記載がないと要介護度が変更する要因にはならないが、丁寧に記載していることで複数の要素を複合的に判断して重度に変更することがある。

(意見) 一次判定から変更している事例のほとんどが重度となるほうに変更していることを考えると、市が意図的に介護度を低く抑えようとしているのではなく、元気な高齢者が多いという要因がある程度当てはまると推測する。

Q. 一次判定と二次判定で審査結果が異なるのは、一次判定の質が低いからではないのか。

A. 調査内容の質が低いから変更割合が高いわけではない。むしろ逆で、調査員がしっかりと調査して特記事項の記載を丁寧に行い、審査員がしっかりと読み込んでいるため、二次判定で重度に変更する要素が多くなり、変更割合が高くなっているものである。

Q. 二次判定で一次判定の結果から変更した場合は調査員にフィードバックされるのか。

A. フィードバックという形ではないが、調査員は常に結果を確認できる。

Q. 二次判定において約3割が重度に変更されることが他市と比べて多いことに疑問がある。一次判定の時点で正しい項目を入れておけば、特記事項によって判定が覆ることもないのではないのか。

A. 一次判定の結果は統計を基にした推計であるため、必ず実態に合致するというものではないことは介護保険制度として国が認めていることであり、全ての審査で二次判定を行い、その結果判定が変更になることは当然あり得るという前提に立った仕組みになっている。

Q. 一次判定と二次判定で結果が異なる割合が3割以上になるような自治体は全国的に少数であるとのことだが、そのことをどのように捉えているのか。

A. 全国的な傾向と差異があることで疑念を抱かれることは理解するが、国の基準を順守しており、介護認定審査の方法は適正と考えている。疑念を払拭し、適正な方法で行っていることを市民が納得できるよう努めたい。

Q. 一次判定のコンピュータ判定にはどのようなソフトウェアを使用しているのか。

A. 厚生労働省から配布されるソフトウェアを使用しており、3年に一度の制度改正のタイミングで更新される。

Q. 介護認定審査会では1件当たりどのくらいの時間がかかるのか。

A. 審査会委員には事前に一時判定結果などの資料をデータで送信しており、審査会の前に個々の委員が内容の確認に要している時間を加えると相当な時間になると推測するが、1回の審査会に要する時間は約30分で約30件の審査を行うため、1件あたりにかかる時間は平均すると1分程度である。

(要介護認定の事務のDXの活用について)

Q. 要介護認定申請について、オンライン化を考えていないとしているが、他自治体でオンライン申請は導入していないのか。

A. 介護保険被保険者証の添付が必要なことや、窓口で状態の聞き取りを行っていることなどから、対面での申請を維持したいと考えている。一方で、オンライン化している自治体も複数把握しているため、それらの自治体がどのような方法で行っているか調査研究したい。

(意見) 認定審査員にモバイル端末を配付していることや介護保険被保険者証の電子化も考えられることなどから申請のオンライン化も検討してほしい。

Q. AIによる自然言語処理技術の活用についてはどのように考えているのか。

A. 活用しているところは全国でまだ多くはないが、調査員が特記事項を記入する際や、基本項目と特記事項の間に齟齬がないかの確認時などにAIを利用する例がある。

Q. 将来的にはどのような活用を考えているのか。

A. 介護認定の件数が増えることも想定されるため、1件の調査にかかる作業量や時間等の削減を考える場合にDXの活用も必要になると考えている。

(元気な高齢者が多い理由について)

Q. 元気な高齢者が多いという記載があるが、根拠となる数字や論理はあるのか。

A. 全国的に見れば本市は健康寿命が高いとされている。数字としての把握は難しいが、各地区の在宅介護支援センターが自宅の近くにあることで早期に相談に行きやすく、介護サービスやふれあいいきいきサロンを早くから利用でき、フレイルの進行を遅らせることができる。こうした政策に取り組んでいることがこうした数字につながっていると推測している。

Q. 推測ではなく、具体的な数字や根拠をもって、本市の政策が介護度を低く維持することにつながっていることを示すことを今後の課題として取り組むべきではないか。

A. どのような数字を根拠として示すことができるのか検討したい。

7. まとめ

今回の所管事務調査では、本市の要介護（要支援）認定に係る調査、審査などの過程について認識を深めるとともに、本市の要介護（要支援）認定の特徴についても、他市の状況と比較しながら確認を行い、議論を行いました。

認定調査員が作成する調査票について、これまで判断に迷った事項について、事例を集約した資料を認定調査員同士で共有しており、その内容を本市は確認していますが、議論の中で委員からは、その存在が明確に示されていないことが一部の市民に疑念を抱かせているのではないかと懸念が示されました。そうした市民に疑念を抱かせないよう、今後、要介護（要支援）認定のプロセスの透明性の確保に努めることが求められます。

また、本市の要介護（要支援）認定の特徴として、介護認定審査において、一次判定から認定結果への変更率が30%を超えており、国や県と比較すると変更率が高く、全国的に見ても数少ない傾向があることを確認しました。担当部局からは、国の基準に沿って介護認定審査を適正に実施しているとの説明がありましたが、本市の傾向が国、県、他の自治体と異なっていることについて、市民が納得できるようにしっかりと根拠を持って説明できるよう、今後の取組について注視していく必要があります。

さらに、今後の介護認定の件数の増加が想定される中、少しでも事務を効率化し、要介護（要支

援) 認定に係る調査、審査の業務により注力できるよう、他の自治体の事例を参考にD X活用を検討していかねばなりません。

市民が安心して必要な介護サービスを受けられるよう要介護(要支援)認定業務を適正に行うとともに、業務プロセスの透明性の確保や、根拠を持った市民が納得できる情報発信に努め、今後の施策に反映させていくことを強く要望し、当委員会からの調査報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	加	納	康	樹
副委員長	山	口	智	也
委員	今	村	厚	美
委員	笹	井	絹	予
委員	谷	口	周	司
委員	水	谷	一	未
委員	村	上		暁
委員	森	川		慎
委員	山	田	知	美

教育民生常任委員会

○橋北中学校で実施したワイ！ワイ！GIKAIについて

1. はじめに

本市議会では、議会が地域に出かけ、市民へ議会活動について説明・報告し市民の要望を把握する意見交換会として「シティ・ミーティング」を平成18年度から開催していますが、令和4年度から、意見交換の場となるシティ・ミーティング「ワイ！ワイ！GIKAI」を出前方式で新たに開催することとし、市内の学校等を議員が訪問して、学生など若い世代との意見交換を行っています。

当委員会は、令和5年11月27日に市立橋北中学校を訪問し、3グループに分かれ、各グループが3テーマずつ、合計9つのテーマについて、中学3年生の生徒と意見交換を行いました。

当日は、生徒の皆さんが積極的に参加し、活発な意見交換を行うことができました。出された意見の中には今後の市政の参考にできるものが多くあったことから、当委員会において中学生たちから出された意見についてテーマごとに委員間討議を行い、今後の市政に反映できる形で取り上げられないかという視点で所管事務調査を行ったものであります。

2. テーマごとの所管事務調査の結果について

(1) 部活動について

- 少子化が進み、教員の働き方改革も求められる中、本市が現在進めている部活動の段階的な地域移行を着実に遂行するとともに、生徒が希望する部活動を行うことができるよう、部活動の時間、場所、費用などの環境整備を進めていく必要がある。
- 施策の実施に当たっては、主役である生徒への情報提供を適切に行い、今後の部活動の在り方について、生徒や地域の意見を聴き、一緒になって考えていく必要がある。

(中学生の意見)

- ・大会前や冬期の部活動時間について、せめて1時間は活動できるように時間を延長してほしい。下校の際に複数人で帰ったり、明るい道を通るなどして工夫できる。
- ・平日と休日で指導してもらう人を変えてほしい。平日は顧問の先生の指導を受け、休日には外部の指導員に来てもらったり、学校外に指導を受けに行ったりできれば、指導者の負担が分担され、交流の幅も広がる。また、外部指導は、学校にはない刺激が得られる。
- ・外部のコーチや知識がある人材を募集することを提案したい。期間限定ではなく、毎日指導してもらうことで、先生の負担も軽減され、生徒の技術も上がる。
- ・民間の施設などを借りて他校の生徒と共同で部活動ができる環境をつくってほしい。顧問の先生の中には、顧問になる部のスポーツや活動の経験がない先生もいるため、他校との格差が生まれてしまう。
- ・合同チームが活動できるように、土日の部活動に公共施設を使えるようにしてほしい。
- ・中学校のうちは、原則全ての生徒が何らかの部活動に所属したほうが良い。新たなことにチャレンジするなど、部活動により得られることが多いと3年間で学んだ。
- ・部活に当てる費用を増やしてほしい。例えば、吹奏楽部の場合、楽器を自分で買うと負担が大きく、ある程度必要な楽器を揃えるのも厳しい状況にある。
- ・部活動に使う部費を上げてほしい。

(2) 中学校の勉強スペースについて (生徒から提案されたテーマ)

- 今回のワイ！ワイ！G I K A I の機会を通じ、中学生の学習への意欲が高く、学習スペースの需要が非常に高いことを再確認したため、放課後、休日等に学習スペースを提供するための実施可能な場所、手法について、現在一部の中学校で実施している例を参考として具体的な検討を進める必要がある。なお、検討に当たっては、学校の図書室や空き教室、地区市民センターの活用など、部局を越えた幅広い検討が求められる。
- 市立図書館の自習室を中学生が利用できるよう、方策を検討してほしい。

(中学生の意見)

- ・若い世代の学力向上のため、勉強に集中でき、行きやすい施設を造ってほしい。休日やテスト期間中に勉強できる場所が四日市には少なく、市立図書館は小さな子もいて、集中しづらい。
- ・放課後に学校で勉強できる教室をつくってほしい。塾には自習室はあるが、みんなが塾に行けるわけではない。高校には自習室があるところもあり、中学に自習室があれば利用する人はいえると思う。
- ・中学生が近場で気軽に利用できる勉強スペースをつくってほしい。学習環境で困っている学生の悩みを解決することができる。仲間と勉強することで、勉強へのモチベーションにもつながる。
- ・いつでも気軽に利用できる施設や、学校が終わった後の時間でも近くて行きやすい場所をつくってほしい。
- ・休日に自習室として学校を開放してほしい。学校であれば全ての生徒が気軽に行くことができ、先生がいた場合は分からないところを聞くこともできる。高校では開放しているところもあり、新しい施設を造らないので費用もかからない。
- ・市立図書館に中学生が勉強しやすいスペースをつくってほしい。
- ・中学生が気軽に平日（主に放課後）、休日に勉強できる場所をつくってほしい。市立図書館の自習室は中学生は利用できず、開館時間が午後5時までなので放課後の利用も難しい。
- ・いつでも気軽に集中して勉強できる場所をつくってほしい。市立図書館の自習室が利用できないため、小さな子供がいる場所で勉強することになり、集中できない。中学生だけでなく、小学生も市立図書館の自習室を利用したい子もいると思うので、校区外を理由に利用できない問題を解決してほしい。

(3) タブレット端末の活用について

- タブレット端末について、学校現場で生徒たちが有効に活用していることが確認できた。生徒たちからも現状の仕組みの継続を求める意見が多く、現在の無償貸与の仕組みを維持できるように、国等の動向を注視しながら、予算措置も含めた検討を進める必要がある。
- インターネットのアクセス制限については、変化する時代に対応し、生徒の学習意欲が高まるよう常に注視していく必要がある。

(中学生の意見)

- ・タブレット端末（タッチペン対応）を中心とした授業・宿題を続行し、義務教育の小中学校ではタブレット端末を無償で配布してほしい。AI化が進む社会では、ICT技術の習得が必要となる。
- ・キーボードが付属されたタブレット端末の導入を継続してほしい。パソコンを使う仕事は多く、

タイピング技術の習得は重要で、習得すれば将来に生きる。

- ・アクセスできるサイトを増やしてほしい。授業で調べ学習をするときに、自分で知りたい情報を得ようとアクセスしても、アクセスをブロックされると不便を感じる。
- ・タブレット端末の貸出を継続してほしい。社会に出て役立つ、必要な技術を身に付けることができる。
- ・ICT技術を身に付けるために、タブレット端末の貸出を継続してほしい。自分で購入することになると、平等な学びを受けることができなくなる。また、小中学校の早い段階からICT技術を学ぶことで、将来に役立つ。
- ・タブレット端末の使用時間に制限を設け、ルールをつくって認識を広げてほしい。ICT活用のデメリットとして「目が悪くなる」「姿勢が悪くなる」「調べぐせがついてしまう」ことがある。休憩時間を設けたり、友達との交流を大切にすることも必要である。
- ・タブレット端末の貸出を継続してほしい。タブレット端末には「授業の質が上がる」「調べることで学びが深まる」「ICTを学ぶことが社会のためになる」ことのメリットがある。無償での貸出がなくなると、経済的に厳しい家庭も出てくる。
- ・タブレット端末に教科書のデータを入れてほしい。写真を撮ってノートに貼ったり、教科書代が安くなることなど、メリットがある。登下校で教科書が重いのも負担だ。可能であれば教科書とノートが一体化したアプリを開発し、導入してほしい。
- ・タブレット端末の無償貸出を継続してほしい。将来リモートワークを行うこともあるが、小中学校のうちからたくさん経験することで将来に役立つ。

(4) 小規模校について (生徒から提案されたテーマ)

○ 今回訪問した橋北中学校の生徒の皆さんは小規模校であることを前向きに捉えており、実際に小規模校のメリットを生かした教育活動を行っていた。本市の教育施策においては、小規模校ならではの良さや特色を大切にし、それらを発信する必要がある。今後の学校規模等適正化の検討に当たっても、こうした良さや特色を考慮することが求められる。

(中学生の意見)

小規模校ならではの良さ、メリットを大切にし、発信する。小規模校を存続させてほしい。

〈小規模校の良さ、メリット〉

- ・委員会に一人一人が入って活躍できる。
- ・学年関係なく生徒の仲がいい。全校で皆が1回は話したことがあるという関係になっている。全校で取り組む行事が多く、体育祭では、全校生徒で縦割りのチーム編成をして開催するため、仲を深められる。
- ・他学年との交流は緊張するが、新しい考えに触れる機会になる。
- ・3年間同じクラスで過ごすため、クラスの仲が良く団結できる。
- ・様々な人にゲストティーチャーとして授業をしてもらう機会が多く、これからの生き方について学ぶことができる。
- ・先生が生徒のことを把握してくれていて、生徒一人一人が教師に向き合ってもらえる。先生と話しやすく、部活動でも丁寧に指導してもらえる。
- ・一人一人が意見を言いやすく意見を言う機会も多いため、その学校ならではのオリジナリティにつながる。
- ・発言の機会が増えることで、生徒が自己主張できるようになり、これから社会で自分の意見が

言える人が多くなっていくと思う。

- ・修学旅行の班分けを自分たちで納得いくように話し合っただけで決定できたことが思い出に残っている。
- ・委員会の仕事、文化祭の係、体育祭の係などのチャンスが多く、役割をこなす中で責任感、計画性を身に付けられる。
- ・生徒一人一人の負担が大きいという一面があるが、一人一人が全力を出さなければならない環境であり、全力で臨める場面が多いと捉えられる。
- ・防災部など、新しいことに挑戦できるチャンスがある。
- ・ワイ！ワイ！G I K A I の機会も小規模校ならではのと思う。

(5) 学校の設備（プールを含む）について

- タブレット端末を新たに使用するようになったことを踏まえて学校の机を大きくするなど、今後備品等を更新する際は、その時代に即した適切な物品を検討する必要がある。
- 設備の安全点検を日頃から適切に実施し、危険が確認された場合は早急に対応する必要がある。
- 学校トイレについて、更新時期においては洋式化を求める意見が多いことへの配慮が必要である。

(中学生の意見)

- ・学校のプールは維持費が高く、夏にしか授業ができない。プールの授業は学校ではなく、スイミングプールで行うと良いと考える。
- ・スイミングプールから近い学校はいいが、プールに行くまでに時間がかかる学校はどうするのか考えなければならない。
- ・全ての教室で安全な机が使えるようにしてほしい。P T A室の机が不安定で危ない。足を怪我してしまう可能性がある。
- ・教室の机を大きくしてほしい。大きくすると机の間の通路が狭くなる課題に対しては折りたためるようにすることで解決できる。
- ・2, 3階の窓が全開になってしまうため、ストッパーを付けてほしい。人とぶつかった拍子に物が窓から落ちたり、人が転落してしまわないか不安に感じる。
- ・全ての和式トイレを撤廃し、全て洋式のトイレにすべきだ。和式トイレは使いづらく、アンケートの結果でも、和式トイレを使ったことがなかったこと、小学校には和式トイレはなかったことから、和式トイレは必要ない。

(6) 給食について

- 地元食材の使用について、生徒へのさらなる情報提供を行う必要がある。
- フードロス削減、環境問題などの観点も今後の給食を通じた指導に生かす必要がある。
- 漫画やアニメのキャラクターを取り入れた面白みのあるメニューの提供など、中学生の意見を参考に実現可能なものから取り組んでほしい。

(中学生の意見)

- ・牛乳を紙パックから瓶に変更してほしい。紙パックは木を伐採して作るが、瓶は石が原料なので環境に優しいと考える。紙パックはリサイクルされるが、瓶も同様にリサイクルできる。

- ・瓶は自然に帰るまでの時間が紙よりも長い点について考える必要がある。
- ・瓶は割れると危険な点についても考える必要がある。
- ・牛乳のストローを紙に変えてほしい。プラスチックは環境負荷が高く、紙はリサイクル率が高い。紙も森林伐採の点で課題はあるが、総合的には紙のほうが優位なのではないかと考えた。
- ・今年度からの給食を続けてほしい。今の給食はとてもおいしい。デリバリー給食と違って配膳係が量を調整できるので、無駄なくフードロスの削減にもつながる。栄養バランスが良く、家庭の負担も少ない。
- ・好きなメニューを学期ごとにアンケートを取っており、実際にメニューとして出てくると嬉しい。今後もアンケートを続けてほしい。
- ・給食か弁当かを選べるようにしてほしい。給食にもメリットがあるが、好き嫌いの激しい生徒などは自分に合った食事を取るため、弁当を選びたい人もいると思う。
- ・デリバリー給食の時は、ゴムゴムの実のパン、抹茶のパスタなど、漫画やアニメのアイデアを取り入れたメニューや、いろいろな人が提案したメニュー、珍しい組み合わせなど、面白いメニューがあったので取り入れてほしい。
- ・デリバリー給食の時よりも地元の食材を使ったメニューが少ないと感じる。地元の食材を使ったメニューを増やしてほしい。

(7) 公共施設（図書館を含む）について

- 教育委員会所管の施設も含めた公共施設のインターネットでの利用者登録と予約について、中学生でも簡単に利用できるような仕組みを検討する必要がある。
- 中学生以下が個人または団体に施設を利用する際の料金の割引についても、未実施の施設については検討する必要がある。

※なお、上記の2項目については、他の常任委員会の所管事項にも及ぶため、関係する委員会において、今後の参考としていただきたい旨を申し添える。

(中学生の意見)

- ・体育館などの公共施設が老朽化していると感じるため修復してほしい。
- ・設備の維持管理コストの一人当たりの負担額が増えるため、かける予算を増やし、管理する人の給料を仕事に見合った金額にして、利用者が施設を安心して使えるようにしてほしい。
- ・総合体育館やテニスセンターは利用料金がかかる。学生の料金を割引して使いやすくしてほしい。
- ・学校には体育館やグラウンドなど素敵な施設が多いため、より活用できるよう地域の人に開放してほしい。アンケートをしたところ、休日や放課後に学校のグラウンドや体育館を利用したいという人が半数を超えていた。学校施設開放の条件は「市内在住者」「10人以上の団体」だが、10人という条件が厳しいので緩和してほしい。
- ・公共施設の予約が難しいので、設備予約システムを改善してほしい。インターネット予約できる施設と現地で予約しなければならない施設があり、利用者登録も現地に行く必要がある。インターネットで利用者登録と全施設の予約ができると、予約が簡単になり、利用者も増えると考える。
- ・市立図書館の自習室は高校生以上しか使えないが、中学生も使えるようにしてほしい。中学生は1階の児童室を使えるが、場所が取られていて使えない。高校受験に向けて中学生も使えるようにすれば、市立図書館をより有効に使えると考える。
- ・市立図書館の駐車場を広くしてほしい。自由研究などの調べ学習のため家族で車で行ったが、駐車スペースが少なく、第2駐車場の場所も分かりにくい。新図書館では駐車しやすくしてほしい。

- ・新図書館には十分な駐輪スペースを確保してほしい。現在の市立図書館は駐輪場が狭く、止められないことがある。通路の幅もなく、自転車の出し入れに苦勞する。
- ・駐輪場で盗難の心配があるので、自転車に無料でロックをかけられるようにしてほしい。
- ・公園の遊具を増やしてほしい。遊具が危険なまま修繕されずに撤去されてしまうと、子供が遊びに行かなくなり、運動の機会が減ると子供たちの運動機能の低下にもつながる。また、外に出たくなる施策、イベントを考えてほしい。

3. まとめ

今回のワイ！ワイ！GIKAIにおいて、学校現場を訪問し、現役の中学生の生の声を聞いたことは大変貴重な機会であり、生徒の皆さんが積極的に参加してくれたことで大変有意義な意見交換となりました。

出された意見の中には、実際に学校に通う生徒ならではの目線で、身近なものに対する視点から環境問題に配慮するような大きな視点まで様々な角度から意見が出され、それぞれ大いに参考にすべきものでありました。

特に、中学生の学習スペースについては、各生徒の学習意欲が非常に高く休日や放課後の居場所を求めるニーズが大きいことから、これに対応すべく学習スペースを提供するための場所や運営方法などの課題の解消に向けて、スピード感を持った検討が必要と考えます。

教育委員会をはじめ、関係する部局においては、今回の中学生からの意見の内容や、それを受けた教育民生常任委員会の所管事務調査の結果をしっかりと受け止めていただき、今後の施策につなげていくことを求め、調査報告とします。

[委員会の構成]

委員長	加	納	康	樹
副委員長	山	口	智	也
委員	今	村	厚	美
委員	笹	井	絹	予
委員	谷	口	周	司
委員	水	谷	一	未
委員	村	上		暁
委員	森	川		慎
委員	山	田	知	美

＜参考＞当委員会所管以外の中学生からの意見

(1) 商店街について（生徒から提案されたテーマ）

・四日市三滝川慈善橋市場に駄菓子屋さんをつくってはどうか。駄菓子屋さんになじみがない子供や、懐かしいと感じる大人も楽しめるため、市場に来てくれる人が増えると考え。小学校から近く、周辺道路は交通量があまり多くないので小学校の子供たちが来ても安全だと思う。

＜近鉄四日市駅周辺の商店街のイメージ＞

- ・暗く近寄り難い。
- ・シャッターが閉まっている店が多い。
- ・ごみが落ちていて汚い。
- ・屋根のトタンがボロボロで雨が入ってくる。落ちてきたら危険だと思う。
- ・子供向けのお店がほとんどなく、昔からのおもちゃ屋さんしかない。
- ・迷路みたいで、どこに何のお店があるか分からない。
- ・休日は近くの商業施設などに行くことが多く、商店街へは大四日市まつりの時くらいしか行かない。
- ・他校のやんちゃな子に絡まれたりする。路上でスケートボードをしていて危険だ。

＜より良くするための意見＞

- ・街灯を増やし、空き店舗をリニューアルし、新しいお店を誘致することで、明るい雰囲気になると良い。
- ・近くにバスターミナルを造るということを調べたので、老朽化した商店街を新しくし、雰囲気を合わせたほうが良い。
- ・明るい雰囲気をつくるとやんちゃな子に絡まれることや、スケートボードの迷惑滑走を防げると考える。
- ・子供が気軽に参加できるイベントを開催すると良い。
- ・商店街を清掃するイベントを開催してはどうか。他市の商店街で実施していた。
- ・駅、百貨店、神社などの方向を示す案内表示があると良い。
- ・各店舗を紹介するマップを作成してはどうか。過去に作ったことがあることを調べて知ったが、自分は知らなかった。幅広い人に配布できると良い。
- ・回覧板や掲示板など市民の目につくところに商店街についての宣伝をするべき

(2) 中学生が遊ぶ地域の治安について（生徒から提案されたテーマ）

- ・歩きたばこをやめてほしい。主流煙より副流煙のほうが人体に害を及ぼすと言われており、臭いもとでも気になる。
- ・公共の場でのたばこ、スケートボードを禁止してほしい。治安の悪化だけでなく、事故につながる危険性もある。禁止できるような条例や決まり事をつくってほしい。
- ・スケートボードで迷惑滑走をする人や、迷惑な行為をする人たちをなんとかしてほしい。以前急に声を掛けられて、嫌な思いをした経験があった。
- ・公共の場でスケートボードをして他の人に迷惑をかけないよう、「はじまりのいち」内のパークエリアを日常的に開放してほしい。大会やイベントを開催して知名度を上げ、利用してもらおうといい。
- ・夜などにスケートボード等をしている人を減らしてほしい。寝ようとしている人や車の運転手、歩行者に迷惑がかかる。
- ・もっと警察に巡回してもらい、監視カメラも設置してほしい。最近、街中でルールを守らない人が多く、私服警官であればより効果がある。
- ・バイクのコール（騒音）が迷惑で、特に夜中にうるさい。以前に比べ、警察の巡回の回数も減っていると思う。全ての市民が安全に暮らせるように、騒音をなくしてほしい。警察の巡回の回数を増やし、啓発ポスターを作って掲示するなどの対策をしてはどうか。

教育民生常任委員会

○途切れのない支援について

1. はじめに

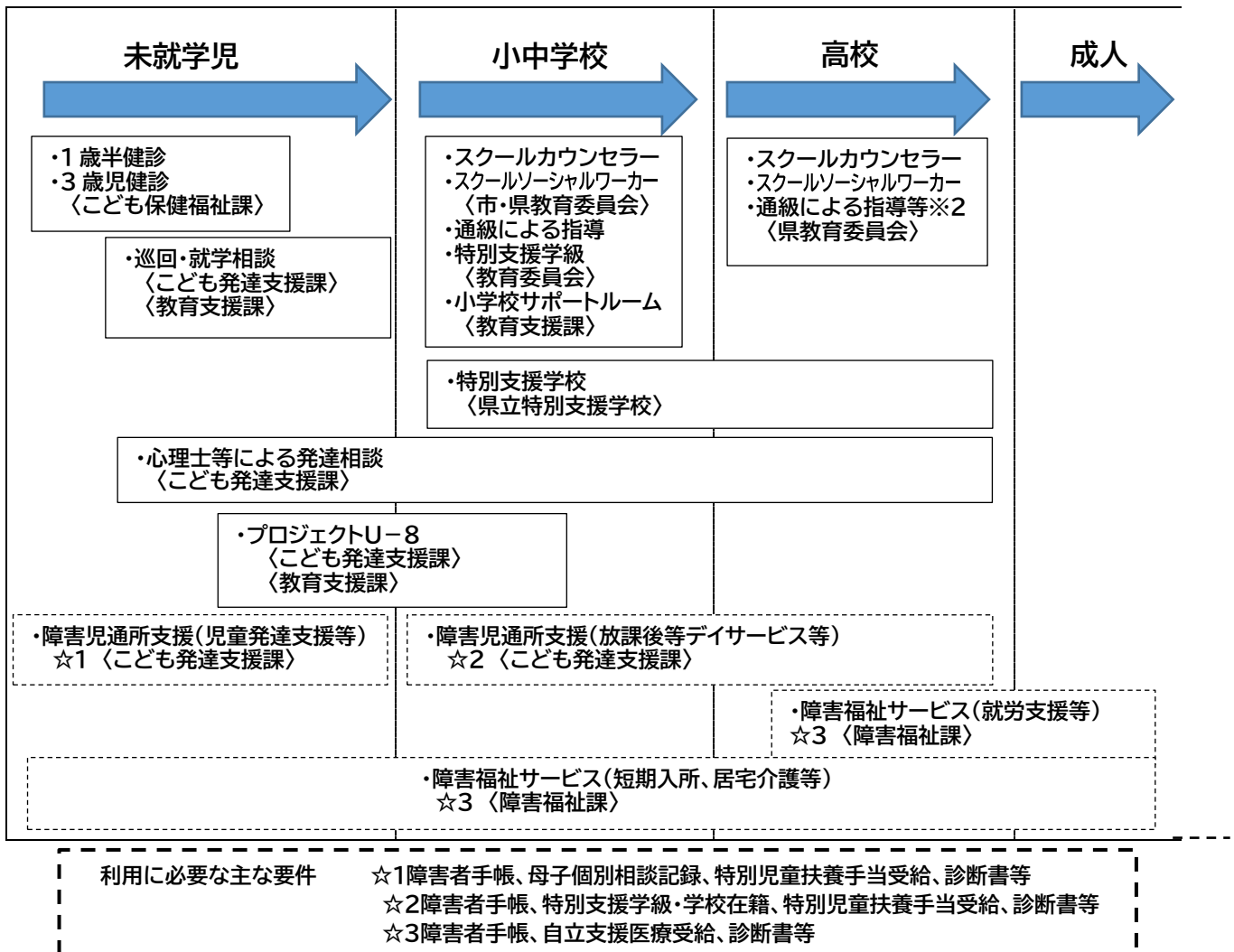
支援を必要とする子供や保護者への支援には、市の担当部局、関係機関など、様々な支援者が関わっており、未就学児、小中学校、高校、成人など、子供の発達の段階によって支援を担当する行政の担当部局や関係機関が異なる。本市でも同様に、健康福祉部、こども未来部、教育委員会がそれぞれの発達段階に合わせた施策に取り組んでいる。子供の成長に応じた支援をスムーズにつなげるためには、それぞれの関係機関が連携し、支援者が次の段階に移るタイミングでも支援が途切れないようにすることが重要である。

当委員会では、令和6年2月定例会月議会の当初予算審査において、教育委員会の不登校対策、こども未来部の途切れのない支援、健康福祉部のひきこもり支援に関する議論の中で、特に中学校卒業時点において、高校、就職先、関係機関等への引継ぎができず、支援が途切れてしまうのではないかと議論があった。

そこで今回は、特に中学校を卒業して進学、就職する時期の子供たちに対して、部局横断的に途切れのない支援ができていないのか確認するとともに、途切れのない支援について議論を深め、それぞれの発達段階で次の支援者への引継ぎをよりスムーズにするための関係部局の連携をより強固にすべく、調査研究を行うこととした。

2. 途切れのない支援について

(1) ライフステージ毎の主な支援について



※1 相談支援ファイル

幼児期から就労期までを見通した教育的支援を行っていくための情報を整理するファイルで、これまでの相談や懇談、支援の内容を保育園・幼稚園・こども園、小中学校、高校、関係機関等と引き継いでいくことで、ライフステージ毎に子供の特性に応じた、よりよい支援や合理的配慮を一貫して行う。

※2 通級による指導等

学校における通級による指導では、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒が、コミュニケーションスキルを高めたり、自分の特性と職種のマッチングを図ったりするなど、自己理解を深めるとともに、社会に出てから必要とされるスキルの習得などを行う。

また、特別支援教育に関する専門的な知識を有する「発達障がい支援員」による巡回相談や発達検査、特別支援学校センター的機能による障害状況及び実態把握、指導と支援、進路や就労、他機関への橋渡し等を実施している。

3. 中学校卒業後の進路概況

(1) 中学校卒業者の進路状況について

令和3年度：卒業生2,735名のうち、進学・就職をしていない生徒は23名

令和4年度：卒業生2,543名のうち、進学・就職をしていない生徒は26名

【進学・就職をしていない生徒の内訳】（県教委実施の中学校等卒業生進路状況調査より）

	令和3年度	令和4年度
来年度の進学を目指して準備中	3	5
就職先を探している	5	2
進学も就職も希望せず、無業状態	6	15
不明の者 ※1	3	0
上記以外で特記すべき者 ※2	6	4
合計	23	26

※1 「不明の者」・・・連絡なしに転居など

※2 「上記以外で特記すべき者」・・・母国への帰国など

(2) 卒業後の学校の対応について

学校側としては、生徒や保護者からの相談があれば対応している。新たに高校を受験するなどの希望がある生徒は、出身中学校に手続きなどのために来ることがある。

4. 障害児支援に係る主な障害福祉サービスについて

(1) 学齢別サービス内容

	訪問系サービス	通所系サービス	入所系サービス	相談支援
未就学児	・居宅介護 など	・ <u>児童発達支援</u>		・委託相談支援
小中学校 高校		・ <u>放課後等デイサービス</u> ・日中一時支援	・短期入所 ・ <u>障害児施設入所</u>	・ <u>障害児相談支援</u>
成人	・居宅介護 ・行動援護 ・移動支援 など	・生活介護 ・就労継続支援 A型及びB型 ・就労移行支援 ・就労定着支援 ・自立訓練 ・日中一時支援 など	・障害者施設入所 ・共同生活援助 ・宿泊型自立訓練 ・短期入所 など	・委託相談支援 ・計画相談支援

※下線部分は、児童福祉法に基づく福祉サービス

※下線部分以外は、障害者総合支援法に基づく福祉サービス

※18歳以上のサービス利用に際しては、障害支援区分認定が必要

※サービス支給に際しては、本人及び養護者の状況により、その可否を市において判断

※2重枠線内は、下記2. 障害児（15歳以上18歳未満）に対する支援

(2) 障害児（15歳以上18歳未満）に対する支援について

児童相談所の通知を受け、障害者総合支援法に基づく、通所系・入所系などの障害福祉サービスによる支援を行う場合がある。

<児童福祉法第63条の3>

児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち十五歳以上の者について、障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当であると認めるときは、その旨を知的障害者福祉法第九条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。

(例) 児童相談所から、当該障害児が将来の自立した生活に向け、就労継続支援B型のサービス利用が適当と認める旨の通知があった際には、本市は内容を勘案の上、同サービスを支給決定する。当該障害児は、障害福祉サービス事業所で、生産活動等を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。

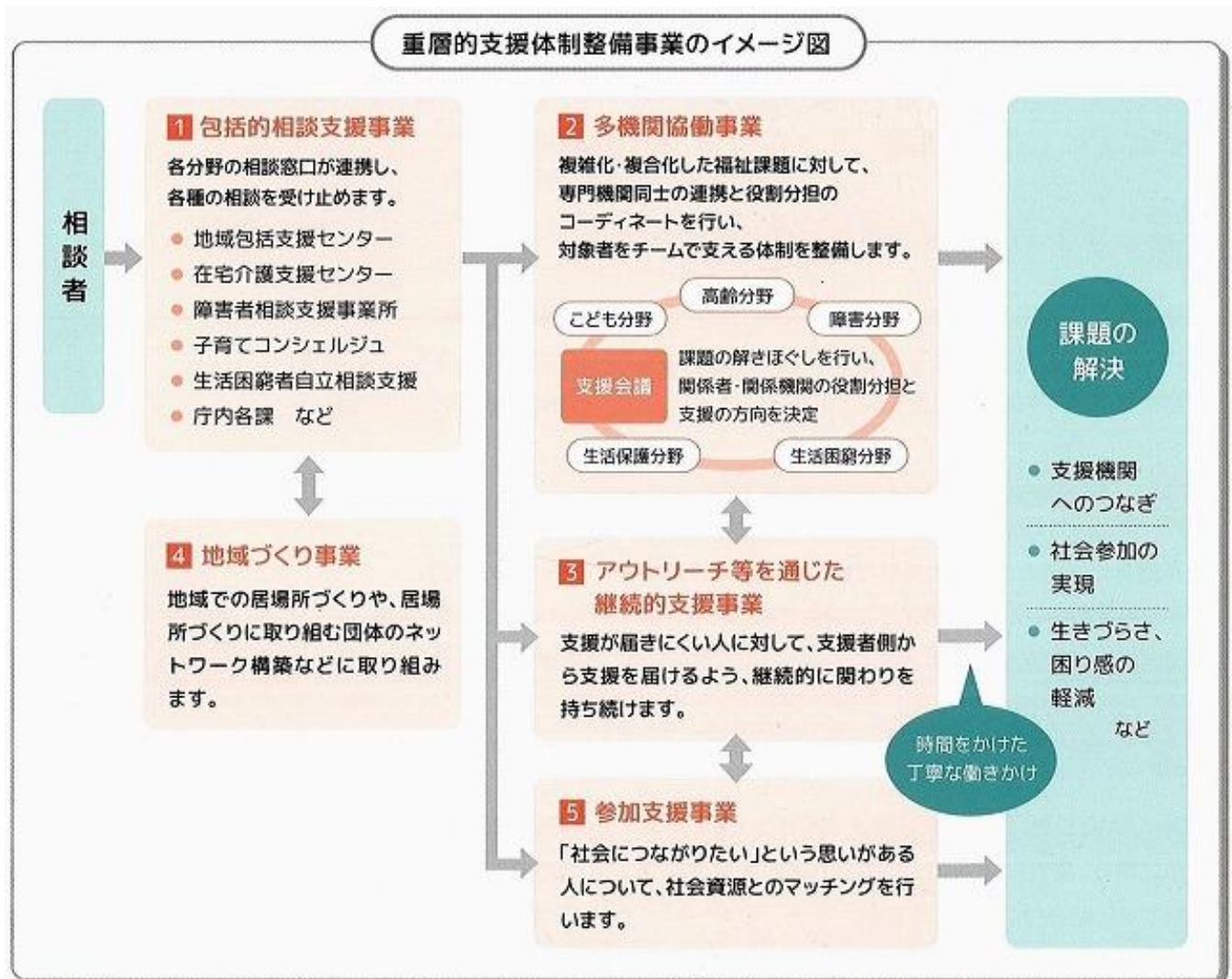
5. 重層的支援体制整備事業について

(1) 重層的支援体制整備事業の概要について

近年の少子高齢化、核家族化などの社会構造の変化に伴い、いわゆる「8050問題」に代表される、複雑化・複合化した福祉課題がある人や世帯が顕在化してきている。

この現状を鑑み、本市では「すべての人がともに生き、支え合うまちづくり」を基本理念とした第5次四日市市地域福祉計画を策定した。この計画に基づき、誰一人取り残さない地域共生社会の実現のため、重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）を実施しているところである。

重層事業は下図の5つの事業を一体的に実施することで、複雑化・複合化した福祉課題がある人や、既存の制度の対象となりにくい人などに対応する体制を整備するものである。



(2) 支援が届きにくい人への支援について

福祉課題があるものの支援が届きにくい人は、国の調査等から次の2つのパターンが考えられる。

- ① 社会的に孤立しており支援機関を知らない、または誰かに相談することに思い至らない
- ② 本人が支援を受けることを拒否している（誰にも相談したくない）

これらの支援が届きにくい人に対しては、次のようなアプローチを行っていく。

①については、重層事業の包括的相談支援事業の実施主体が中心となって、各種の相談機関に寄せられた主たる相談の背景に、他に何らかの支援が必要な人がいる可能性が疑われる場合、適切な相談機関の情報提供を行うなど、顕在化していないニーズの掘り起こしに努める。

②については、重層事業のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を中心に、本人との信頼関係の構築に力点を置きながら継続的に関わり続けることにより、本人が支援を受容できる機を逃さず、適切な支援機関につなげる支援を展開していく。



(参考) 厚生労働省・こども家庭庁通知「重層的支援体制整備事業の実施について」別添1
「重層的支援体制整備事業の実施における留意事項」より一部抜粋

重層事業とは、既存の事業の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源ともかかわりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。

したがって、各市町村における重層事業の担当部署及び担当者は、既存の支援関係機関等を支援する、いわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の支援や地域活動への支援を一手に担ってしまうことは、決して望ましいことではない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失われる結果となりかねないことに留意が必要である。

6. 委員会での主な議論

(中学校卒業後の進路について)

- Q. 中学校卒業後に教育委員会から他部局へつながっている支援はどのようなものがあるのか。
- A. こども発達支援課では、未就学児から小中学生の段階で発達に何らかの課題があり、既に関わりのある子供について、中学校卒業後も継続して心理士等の発達相談を受けることができる。昨年度も8名の高校生から相談を受けている。
- A. 障害福祉課では、相談支援事業を委託している5つの法人や、三重県自閉症・発達支援センターあさけのコーディネーターなどが継続的に関わっており、課としてもコーディネーター会議等を通じて情報共有を図っている。
- (意見) 今後の途切れのない支援につなげられるよう、県教育委員会が実施する通級による指導等について具体的な指導内容、対象件数など、詳細に把握する必要がある。
- Q. 進学や就職をしていない生徒について、特別な支援が必要な生徒や、不登校状態にある生徒との関連はあるのか。
- A. 特別支援学級の生徒は、ほぼ全員が進学、就職が決まって卒業している。また、進学も就職も希望せず無業状態にある生徒のほぼ全員に不登校の傾向が見られる。
- Q. 進学や就職をしないまま卒業した生徒に対して、卒業後に学校に関わることはあるのか。
- A. 学校から状況を確認することは難しいが、生徒や保護者が学校に報告や相談に来ることや、在学する兄弟姉妹を通じて把握できることなどがあり、進学や就職をしていない生徒のうち半数程度は状況を把握できている。
- Q. 中学校卒業後に困った場合の相談窓口はどこになるのか。
- A. 中学校卒業前の三者懇談の際に「義務教育終了後の相談窓口の一覧」を手渡しており、市の相談窓口、県の関係部局、ハローワークなど様々な窓口を記載している。今年度は、この相談窓口一覧の見直しを検討している。具体的には、どこに相談していいのか分からない場合の相談窓口として福祉総務課を項目に加え、中学校が保護者に福祉総務課から連絡をしても良いかを確認したうえで、承諾した家庭に福祉総務課が連絡し、そこから具体的な支援につなげることができないかと考えている。
- Q. 相談窓口一覧については、卒業時に手渡すだけでなく、ホームページ等で閲覧できるようにすべきではないか。
- A. 先日リニューアルしたホームページにおいて、重要な情報が伝わるよう掲載したい。
- Q. 相談窓口一覧は保護者向けの内容だが、卒業時は生徒本人も自分の状況について思い悩む時期であり、生徒向けにも、自分で状況を理解し、心を軽くできるような資料を配付すべきではないか。
- A. 生徒が自ら利用できるような資料の作成も可能と考えるため検討したい。
- Q. 中学校卒業での就職について手厚いサポートが必要である。人生1回目の就職でつまずいてしまうと、その後の影響が大きいので丁寧に対応すべきではないか。
- A. 中学校を卒業する生徒を対象とする求人はほとんどなく、覚悟を持って仕事に就くよう生徒に指導しているが、就労継続は難しい状況にある。学校に相談がないと動くことができず、卒業後の様子を見ることを保護者、生徒が好意的に捉えるとも限らないため、もどかしさを感じている。
- Q. 中学校卒業後の高校や就職先、健康福祉部へのつながりは重要と考えるが難しいのか。
- A. 卒業後に生徒が困るだろうと保護者が考えていれば高校への情報提供や、就職先に対して生徒への理解を求めることは可能だが、あくまで保護者がこうした情報提供に積極的である必要があり、学校側で勝手につなぐことはかなり難しい。

(意見) 不登校の状態にある子供など、障害がなくても様々な支援を必要とする子供たちも途切れのない支援ができるよう、卒業時などの時期を捉えて、教育現場で蓄積した児童生徒の傾向、支援が必要な生徒の個別の情報を各部局で共有すべきと考える。健康福祉部、こども未来部、教育委員会が連携し、支援が必要な子供たちの情報を部局間で共有し、心のこもった支援体制を構築できることを期待する。

(意見) 相談窓口一覧にある窓口へ相談しようと思うまでのハードルが非常に高いと考えるため、気軽に相談できる体制が必要と考える。教育委員会だけではなく関係部局が連携して子供向けの相談窓口を作るような取り組みが必要と考える。

(相談支援ファイルについて)

Q. 相談支援ファイルを作成した生徒が中学校を卒業した後の取扱いを確認したい。

A. 相談支援ファイルは保護者のものという位置づけのため、中学校卒業後は保護者に渡される。高校入学時に提出するかどうかは保護者の任意であり、卒業後は必ず次につながる仕組みにはなっていない。

Q. 相談支援ファイルを作成するまでの流れを確認したい。

A. 多いケースとしては、小学校1, 2年生くらいの時期に、学校生活で見えてくる課題について、三者懇談等で保護者と共有する中で、相談支援ファイルの利点として、担任が変わる際に情報が漏れなく伝わることなどを説明し、学校から保護者に作成を促している。子供に先入観を持って見られたくないなどの思いから作成しない保護者もあり、学校が対象と思っけていても相談支援ファイルが作られない場合もある。

Q. 1歳半健診、3歳児健診の際に相談支援ファイルについて情報提供は行うのか。

A. 相談を受けた際に必要な人に情報提供し、作成を希望する場合には書式を渡している。

Q. 相談支援ファイルを作成した人の人数等のデータは各部局で共有されているのか。

A. 教育委員会が実施する四日市市特別支援教育推進協議会、こども未来部が実施する特別支援保育指導委員会の場で、毎年共有している。

Q. 中学校卒業時に相談支援ファイルが保護者の元へ返された後、他部局で活用されるのか。

A. 卒業後、福祉サービスを利用する際に保護者から相談支援ファイルが提供され、サービス利用の参考にすることはある。

Q. 小中学校への入学時に保護者が支援を望まないために相談支援ファイルを渡さないことはあるのか。

A. 抵抗感を示す保護者もいるが、学校から丁寧に説明して提出を促している。

Q. 幼稚園、保育園、こども園の時期に相談支援ファイルの作成を促したが作成しなかった児童について小学校入学時に引き継がれるのか。

A. 新1年生になる児童が在籍する各園に小学校の教員が訪問し、入園前に情報交換をし、入学してくる児童の把握に努めており、各園から小学校への引継ぎはきめ細かくできている。

Q. 各園から小学校への引継ぎと同様に、中学校から高校やその他の支援機関への引継ぎを同じように行うことはできないのか。

A. 現在は高校の教員や市の担当部局が各中学校を訪問して聞き取りする仕組みはない。

Q. 中学校卒業後、特別支援学校等に進学する場合も同様の取扱いなのか。

A. 特別支援学級に在籍する生徒のうち約半数が特別支援学校に進学しており、相談支援ファイルの提出が任意なのは同じだが、特別支援学校では相談支援ファイルを作成している前提で対応しており、保護者も特に心配なく提出しているものと推測する。

- Q. 特に、普通科の高校に進学した場合は、相談支援ファイルが進学先に提出されていない可能性が考えられるが、相談支援ファイルの重要性について保護者、高校それぞれの認識が薄いために保護者が高校へ提出できていないことを懸念する。子供にとって重要なファイルであり、保護者へのさらなる周知啓発と高校との連携が必要ではないか。
- A. 保護者への啓発についてはその重要性が伝わるようしっかり行っていきたい。また、高校との連携についても、普段の対応について確認を行うとともに、個別に周知を図っていきたい。相談支援ファイルを作成した生徒について、中学校から高校へ情報提供を行うことで提出漏れを防ぐ取り組みはできると考える。
- Q. 相談支援ファイルは本市独自の施策だが、中学校卒業後も継続的に活用されるよう県や他市町と連携すべきではないか。
- A. 全国で作成している個別の教育支援計画の一部として、相談支援ファイルを本市独自の書式で詳細に作成しているが、その提出は保護者の任意であり、国の制度設計にはない。
- Q. 教育委員会で作成する個別の教育支援計画と、福祉サービスを利用する際の個別支援計画が別々に作成されているが、部局で連携して統合すべきではないか。
- A. 記載内容をお互いに確認し、重複する情報や共有すべき情報について研究したい。
- Q. 本日の議論を踏まえて、県教育委員会に対して、本市で作成している相談支援ファイルの高校での取り扱いについて提言する必要があるのではないか。
- A. 今回の議論について県教育委員会に伝え、高校との連携を図っていきたい。
- Q. 個人情報を取り扱う滞納整理の相談でもシステムでの運用ができており、相談支援ファイルも電子システム上で運用、管理すれば、部局間で連携して情報の閲覧が可能になり、他の所属の情報も確認しながら相談を受けられるが、検討できないのか。
- A. 現在は紙ベースで作成しており、生徒、担任教員と保護者だけをつなぐ閉じたデータだが、システム化も検討の余地はある。現在は学校の中だけで活用すると保護者へ説明し作成しているが、デジタル化に当たっては保護者への働きかけも含めた研究が必要になる。
- Q. 相談支援ファイルのデジタル化は、4月の市長記者会見で発表した「四可一」のハイセキュリティ運用により実現できないのか。
- A. 今回は小学校から中学校も含めて情報が一元化されるのが主な内容であり、そのまま中学校から高校へのつなぎに使うことは難しいが、ダッシュボード機能に追加する場合に、情報をどこまで入力するのか、保護者への説明をどうするのかも含めて議論したい。
- (意見) 東京都日野市では、電子システムで子供の支援情報を統一書式で作成し自治体が管理しており、福祉部局と教育部局の縦割りを打破するため、今後研究してほしい。

7. まとめ

今回の所管事務調査では、中学校卒業後の進路とその時期の各部局での関わり、相談支援ファイルを活用した部局間の連携を主な論点として議論を行った。

中学校卒業後の進路に関する議論においては、「進学も就職も希望せず、無業状態」で卒業しても、中学校がその後にならなくなったのか把握することは難しく、卒業前に「義務教育終了後の相談窓口一覧」を手渡すにとどまっているという現状を確認した。今年度は健康福祉部で実施する重層的支援体制整備事業との連携を検討しているところであり、その取り組みを期待するところである。さらに、「義務教育終了後の相談窓口一覧」をより広く周知するための手法、卒業する生徒が自ら自身のことについて考えられるような啓発の手法を検討することを強く望むところである。

また、相談支援ファイルは、途切れのない支援のための重要な役割を果たしているが、相談支援ファイルは保護者のものであり、卒業時に保護者に返却されることで、次の進学先等に渡らない可能性があるという課題が見られた。進学時の提出漏れがないようにするため、保護者への周知啓発、進学先等との連携により、相談支援ファイルの重要性についての理解を深めることが重要である。相談支援ファイルが卒業後の進路で継続して活用されるようにするためには、相談支援ファイルの情報を電子システム等で管理し、部局を横断してその情報を活用することが求められる。このためには保護者への説明、共有する情報の範囲も含めて検討する必要がある。

今後、途切れのない支援をさらにスムーズに行うためには、リーダーシップを取る部局を明確にし、相談支援ファイルをはじめとした各関係機関での支援の情報を部局横断的に共有、活用し、中学校卒業後の進路でも支援が継続されるための仕組みをつくること、また、卒業後に困った際に気軽に相談できるような相談体制の充実とさらなる連携の強化が必要である。これらのことを強く要望し、今回の所管事務調査の報告とする。

[委員会の構成]

委員長	加	納	康	樹
副委員長	山	口	智	也
委員	今	村	厚	美
委員	笹	井	絹	予
委員	谷	口	周	司
委員	水	谷	一	未
委員	村	上		暁
委員	森	川		慎
委員	山	田	知	美

5. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○トナリエ四日市前の駐輪場について、市民への周知が足りていない。新設される市民公園駐輪場は、周辺一帯の駐輪場問題を解決できるよう必要な台数を確保してほしい。

⇒議員 トナリエ四日市の駐輪場について、より多くの市民へ周知していく必要性があると認識している。台数については、ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○待機児童の実態に関して把握しているのか。

○認定こども園の進捗状況を把握しているのか。

○公立幼稚園が単独幼稚園ではなくなるという話はどのような状況なのか。

⇒議員

- ・待機児童の実態については、都度、市に報告を求めている。現状としては、4月以降増加傾向にあることは把握している。
- ・行政側も私立保育園等を新設して対応している。
- ・こども園化の進捗状況も、行政側に必要に応じて確認していく。
- ・公立幼稚園は、現時点で具体的な廃止年数等が決まっていない。こども園化については、市民への十分な周知体制を取るよう、担当部局に伝える。

○地域の祭りについて、太鼓が子供にとって大き過ぎて危険である。子供に合うような大きさの太鼓に替えて開催すべきではないか。

⇒議員 文化民俗風習に関わる祭りについては、各寺社において判断されるべきこととしてご理解いただきたい。

○去年も今回も議会報告会の参加者が少ない。この程度の参加者の議会報告会を年に数回開いたぐらいで、市民に報告していると言えるのか。

⇒議員 参加者の減少や固定化が課題であることは認識している。今年度設置した議会改革検討会議において、議会報告会の在り方については真っ先に取り組むべき課題とし

て現在議論しており、より多くの市民に参加していただけるような内容にしていきたい。

○前立腺がんの死亡率は他のがんに比べて低い、罹患率は非常に高い。前立腺がんの検査費用を補助する自治体もあるが、本市でも取り組むべきでないか。

⇒議員 前立腺がんの検査費用の補助については、これまでも複数の議員が一般質問で取り上げているが、市は現在のところ取り組む予定はないと答弁している。所管の委員会で確認するなど、他市町に遅れないように議会としても取り組んでいきたい。

○市がチャット GPT を業務に利用したために、個人情報の漏洩が起きたら、どこが責任を取るのか。市がチャット GPT を利用することに反対する。

⇒議員 市が作成した職員向けのチャットGPT等の生成AIの利用に関するガイドラインには、個人情報は取り扱わないことと規定されており、そのとおり運用されていれば漏洩の恐れはないと考える。ただ、インターネットの世界はどんどん高度化しており、議会としてもその動向を注視しながら、行政に適切な対応を求めていく。

○常任委員会において、議員の意見に対し、市からすぐに回答があるものなのか。

⇒議員 意見とは、議論が市と平行線になっている状況で、議員個人の見解を会議録に残すというものである。回答が必ずあるものではなく、ずっと回答がないものもある。

○議会から市議会モニターに対し、報告の機会はあるのか。

⇒議員 市議会モニターと議員との意見交換会を開催しているので、そこに参加していただきたい。また、議会改革検討会議において、市議会モニターの新たな活躍の場を検討中である。

○四郷地区の風致地区でメガソーラー建設の話があるが、議員はしっかりと関心を持って対応すべきではないか。

⇒議員 ご意見として承る。

○保育士の待遇を改善することで、保育士を確保すべきではないか。

⇒議員 担当部局で保育士の給与が上がっているか確認している。また、今年度からは勤続年数に応じて一時金を出す制度もスタートするなど、議会から行政に働きかけた結果が出ている。その他、名古屋の養成所への働きかけ等、やれることは議会側から行政側に働きかけ、また行政側も応えるよう動いている。しかし、まだ不十分であることも委員会として把握しており、今後も議論を続けて先に進めていきたい。

○クリーンセンターの溶鉱炉方式と CO₂処理問題について今後どのようにしていくのか、市議会で議論し、市民に報告すべきである。

⇒議員 ご意見として承る。市民から寄せられた、常任委員会で取り扱ってほしいテーマとしてクリーンセンターの件が挙げられており、委員会で取り扱えないか検討したい。

○街路樹が高く、剪定しても電線に接触している。また、車道の視野を狭める樹もあり、防災や交通安全の観点から良くないのではないか。地区の意見を踏まえて検討しているようだが、維持管理は全て市の責任なので、適切に管理すべきである。

⇒議員

- ・街路樹の維持管理については、地域の声を聞きながら管理方法を検討している。交通安全の確保も重要であり、ご意見は、担当部局に伝える。
- ・今回の6月定例会議会で街路樹の維持管理について一般質問で取り上げているので、参考にしてほしい。

○近鉄伊勢川島駅の北口駐輪場の問題について対応が遅い。市としてもっと迅速に対応すべきである。

⇒議員 限られた予算の中で、議会としてもできるだけ効率的な予算配分を行うよう行政へ訴えながら、市民が安心安全に暮らしていける道路整備になるよう努めたい。

○少子高齢社会なので地域の高齢者の活用を考えてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

【議会報告会】

○プール指導の民間委託は現在どこに委託しているのか。

⇒議員 令和4年度の実績は、常磐西小学校、大矢知興譲小学校の2校で、四日市スイミングクラブ、あすなろスイミングスクールに委託している。委託事業なので手を挙げた事業者へ委託することになる。

○市の奨学金制度について、高校と大学とで金額が異なるが、金額はどのように決めているのか。また、この金額では少ないのもっと多くするべきと考える。

⇒議員 具体的な根拠まで詰めた議論はできていないが、高校と大学とでは必要な金額に差があることを想定して金額が決められている。この奨学金制度は他の奨学金制度と併用できるため、そこで不足分は補われるのではないかと考える。

○保育士の確保と人材育成が非常に重要と考える。今後どのように取り組んでいくのか。

⇒議員 本市の公立園は定員を上回る応募があり、採用者数は不足しているわけではない。私立園の場合、園が単独で採用するため人材確保が難しく、市としてサポートするために、保育体制の強化、情報発信などの事業に取り組んでいる。また、今年度は保育士が長く仕事を続けられるよう、勤続年数に応じて就労奨励金を支給する事業にも取り組んでいる。

○保育士不足により子供の受け入れ体制が整わないことで待機児童が発生していることも考えられる。誰でも採用すればよいわけではなく、採用試験等で一定の能力のある保育士を採用する必要がある。「保育士の負のイメージ」との記載について、保育士と幼稚園教諭を分ける考え方は最近まであったが、現在はそこにほとんど差はない。議会、市でどのように捉えているのか。

○保育士の給与について、愛知県では公私間格差がほとんどなくなったと聞くが、本市では私立園への補助はあっても私立園の保育士の給与は公立に比べればまだ低い。これを改善し、保育士を目指したい人が少しでも増えるようPRにも努める必要があると考える。

⇒議員

- ・特に若い人は保育士、幼稚園教諭を分ける考えはほとんどない。「負のイメージ」については、保育園も幼稚園も併せて、世界的に見ても、日本は保育士1名で見なければならない子供の数が多く、責任の大きい大変な仕事であることを表現している。
- ・保育士の給与については、公私間格差も含めた待遇の低さが保育士確保の足かせになっていると考える。保育士一人が見る子供の数を減らし、余裕を持った保育ができる職場環境が必要だが、そのためには保育士を確保しなければならず、解決には少し時間がかかると考える。

○幼稚園も人材確保に苦慮しているということは認識してほしい。

○保育士、幼稚園教諭は様々なニーズに対応しなければならず、人と人との関係の中で若い先生たちがつぶれてしまう。全ての保育士、幼稚園教員が自分の仕事に誇りを持って子供たちと向き合えるよう環境を整えてほしい。

○勤続1年、3年が経過した保育士に10万円を給付するが、なぜ、1年、3年だけなのか。また、幼稚園教諭への給付は考えていないのか。

⇒議員

- ・保育園、幼稚園どちらも給与が低く、責任が重いというのが社会の現状である。子育てするなら四日市と市長も言っているので、行政に対してそうしたところにもっと予算をつけるよう求めていきたい。
- ・本市では若い先生が様々な責任を背負う中で仕事を続けられるよう、困りごとやメンタルなど様々なフォローを行う幼児教育センターを設置しているので活用してほしい。
- ・10万円の給付については、新しく保育士になった人に少しでも長く続けて欲しいという意味で、勤続1年、3年を迎えた保育士に給付を行う仕組みである。幼稚園教諭への給付についても行政へは提案しており、実現するものと期待している。幼稚園、保育園と分けるのではなく、就学前教育としてひとまとまりに考えて、公私間格差の是正など待遇改善を求めていきたい。

○小学1年生の30人学級ができなくなると聞いたが本当か。

⇒議員 30人学級は本市独自で小学1年生、中学1年生を対象に実施してきたが、教員が確保できないことを背景に今年の4月から30人を超える学級ができてしまったとい

う現状である。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：福祉施策全般について》

○生活保護を受け、障害者手帳を持っている人が知人にいるが、通院の際のタクシー代が生活費を圧迫して困っている。バスは乗車拒否をされて困っている。

⇒議員 生活保護費としてタクシー代を支給してもらえる可能性があるので担当課にぜひ確認してほしい。

○通学路の安全について、生徒への指導、警察との連携、ヘルメット着用の周知をしっかりとしてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○民間プールへの授業の委託について、専門の人でなくても、市内の人を雇って指導してもらうことも一つの方法だと考える。教員の負担を減らしてほしい。

⇒議員 民間プールへの授業の委託ではなく、部活動において、地域の人に委託していこうという取組は始まっている。プールは特に事故があっては大変なのでハードルは高いが、その延長線にあると考える。

○奨学金について、返済型のものは借金になることなど学生にもしっかりと周知するべきである。

⇒議員 8月定例会で審査を行った四日市市奨学金は給付型を基本にしているが、議論の中でも生徒への周知について言及していた。生徒への周知について今後も注視していきたい。

○子育てアプリについて、個人情報が出ないようにセキュリティをしっかりと強化して、逆にセキュリティがしっかりとしていることを普及のPRに繋げてほしい。

⇒議員 アプリ等のセキュリティについてはICT戦略課を中心にしっかりと行っていくよう今後も求めていきたい。そのうえでアプリやAI等の情報技術については活用を進めていくべきと考えている。

○幼児教育センターで保育士の精神面をフォローをしていると聞いたが、相談を聞いてくれないような職場環境では意味がない。職場の環境が改善するような予算の使い方が必要かと思う。

○健康福祉部のARUKU事業について、自分もウォーキング、ランニングしているが、夜は暗くて怖い。田舎にも街灯を設置してほしい。また、ウォーキング系のゲームアプリを活用しても良いのではないかと思う。

⇒議員 ご意見として承る。

○保育士不足について、人間関係で潰れてしまう保育士が多い。職場環境の改善が最優先であり、PRを行うだけでは解消しない課題だと思う。国の配置基準の改善を求めたり、長時間労働などの条件についてしっかりと細かく見ていく必要がある。

⇒議員 保育園の大変さ、責任が重さは十分理解しており、諸外国での保育士の配置基準などについても勉強し、国の基準や労働環境の改善について考えていきたい。

○古い団地など、地域によっては高齢化率が60%~70%になるところもある。避難行動要支援者名簿を作成しても、高齢者が高齢者を助ける構図の中で助けきれないというのが現状である。地区内でも場所によって状況が異なるので、細かく実態を見てほしい。

○保育園、幼稚園、こども園で障害のある子供が増えているが、保育士の人数がしっかり配置されるとは限らず、実際の状況はさらに深刻だと思うので対応すべきである。

⇒議員 ご意見として承る。

○避難行動要支援者名簿は個人情報の壁があり扱いにくさを感じる。

○民生委員児童委員など地域の役職に就いている人の存在を、地域全体で認めることがやる気につながる。新しく家を建てる人の親世代からの伝承が重要だと思う。

⇒議員

・ご意見として承る。

・世代継承のために役職などの義務の部分だけでは難しいため、祭りなどのイベントの機会を通じて楽しいことを同時に守り、遊びと文化を大切にすることでうまくいくのではないかと考える。

○民生委員児童委員について、勉強することや業務量が多く、なり手がおらず、なってもらっても継続が難しい。70歳を超えても働く人が多いことが原因と考える。

⇒議員 民生委員児童委員の欠員も20名ほど発生している。ボランティアという法律での位置づけがあり必要経費の弁償しかできないことが課題である。市からの補助金についても本当に適切に各個人へ分配されているのか検証が必要と考える。

○各地域の役職は以前は名誉職として有志の人が引き受けていた経緯があるが、最近では名誉だけでは引き受けてもらえず、志や思いだけではやっていけない段階にある。

⇒議員 ご意見として承る。

○幼児教育の現場において、子供の特性を受け止めて個別に対応する必要があるケースが増えてきている。今の子供たちは個々がバラバラに遊ぶため保育士の負担が増しているのは事実である。保育を進めて就労を促すだけでなく、親の子育てに対する教育にも力を入れ、親が子育てする喜びを感じられる環境整備も必要と考える。

⇒議員

- ・核家族化により親の子育てが十分に行き届かない家庭に対してこそ地域で子供たちを見ていかなければならない考える。
- ・発達障害を持つ子供が多くなっていると感じる。その親も発達障害を持っているというケースもあり、生活に困窮するなど、貧困の連鎖があると感じている。

《その他：議会運営について》

○議会報告会をこのような形で実施するのは今回で最後となり、今後は若い世代を中心に意見交換をするとの報道を見たが、今後どうなるのか。

⇒議員 様々な世代の方に参加してもらいたいが、なかなかそのようになっていない。今後の議会報告会のあり方を検討しており、予算や決算の報告についてはしっかりやっということうことで、8月と2月は常任委員会合同で議会報告会を実施する方向で考えている。単純に議会報告会を無くしていく方向ではなく、その他にも若い世代に向けたシティ・ミーティングの実施や、市のイベントへのブース出展等、前向きに実施の手法を検討しているということをご理解いただきたい。

○各常任委員会に対して直接伝えたい意見があるため、これからもこの形の議会報告会を残してほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○初めて議会報告会に参加したが、手話通訳者をつけて、資料もしっかり用意されているのに、参加者が少なく残念に感じた。一方、スマホや市議会だよりで情報を得るよりも、直接議員に会って話す方が情報が入ってきやすいので、この方法での開催が減ってしまうのはもったいない。

⇒議員 ご意見として承る。

7. ワイ!ワイ!GIKAI の概要

シティ・ミーティング(ワイ！ワイ！GIKAI)で出された主な意見

【教育民生常任委員会】

日時:令和5年11月27日(月)

場所:橋北中学校

中学生	委員
<p>テーマ:部活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会前や冬期の部活動時間について、せめて1時間は活動できるように時間を延長してほしい。下校の際に複数人で帰ったり、明るい道を通るなどして工夫できる。 ・平日と休日で指導してもらう人を変えてほしい。平日は顧問の先生の指導を受け、休日には外部の指導員に来てもらったり、学校外に指導を受けに行ったりできる。指導者の負担が分担され、交流の幅も広がる。また、外部指導は、学校にはない刺激が得られる。 ・外部のコーチや知識がある人材を募集することを提案したい。期間限定ではなく、毎日指導してもらうことで、先生の負担も軽減され、生徒の技術も上がる。 ・民間の施設などを借りて他校の生徒と共同で部活動ができる環境をつくってほしい。顧問の先生の中には、顧問になる部のスポーツや活動の経験がない先生もいるため、他校との格差が生まれてしまう。 ・合同チームが活動できるように、土日の部活動に公共施設を使用するようにしてほしい。 ・中学校のうちは、原則全ての生徒が何らかの部活動に所属したほうが良い。新たなことにチャレンジするなど、部活動により得られることが多いと3年間で学んだ。 ・部活に当てる費用を増やしてほしい。例えば、吹奏楽部の場合、楽器を自分で買うと負担が大きく、ある程度必要な楽器を揃えるのも厳しい状況にある。 ・部活動に使う部費を上げてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では令和8年度に向けて休日の部活動を民間に移行していくを進める中で、皆さんの希望をどこまで叶えていけるか、議会で議論している。これからもっと子供の数が減る中で、将来にわたって部活動をどのように維持していけるのか考えている。 ・皆さんの意見をどのように解決し、どうしたら反映できるのかを考えるのが議員の仕事である。しっかり考えて議論していきたい。 ・学校によって部活動への費用の分配は異なる。吹奏楽部の楽器が少ないという声はよく聞く。部活動の費用の振り分けは校長の権限であるため、意見を言ってみてほしい。
<p>テーマ:中学校の勉強スペースについて<生徒からの提案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の学力向上のため、勉強に集中でき、行きやすい施設を造ってほしい。休日やテスト期間中に勉強できる場所が四日市には少なく、市立図書館は小さな子もいて、集中しづらい。 ・放課後に学校で勉強できる教室をつくってほしい。塾には自習室はあるが、みんなが塾に行けるわけではない。高校には自習室があるところもあり、中学に自習室があれば利用する人はいると思う。 ・中学生が近場で気軽に利用できる勉強スペースをつくってほしい。学習環境で困っている学生の悩みを解決することができる。仲間と勉強することで、勉強へのモチベーションにもつながる。 ・いつでも気軽に利用できる施設や、学校が終わった後の時間でも近くて行きやすい場所をつくってほしい。 ・休日に自習室として学校を開放してほしい。学校であれば全ての生徒が気軽に行くことができ、先生がいた場合は分からないところを聞くこともできる。高校では開放しているところもあり、新しい施設を造らないので費用もかからない。 ・市立図書館に中学生が勉強しやすいスペースをつくってほしい。 ・中学生が気軽に平日（主に放課後）、休日に勉強できる場所をつくってほしい。市立図書館の自習室は中学生は利用できず、開館時間が午後5時までなので放課後の利用も難しい。 ・いつでも気軽に集中して勉強できる場所をつくってほしい。市立図書館の自習室が利用できないため、小さな子供がいる場所で勉強することになり、集中できない。中学生だけでなく、小学生も市立図書館の自習室を利用したい子もいると思うので、校区外を理由に利用できない問題を解決してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生が市立図書館の自習室を利用できない理由は、校区外であるためと聞いている。 ・勉強するための環境が大事であるとの皆さんの意見を聞くことができた。市立図書館の自習室や学校を利用したいとの意見が多いが、近くにある地区市民センターで勉強できるなら利用したいか。 ・他の中学校の生徒があさけプラザで勉強していることを聞き、皆さんの意見も聞いて、中学生が勉強スペースを探していることを実感した。学習環境は大事であり、静かに勉強できるスペースがあればいいと感じた。 ・市内の中学校は大規模校から小規模校までさまざまだが、市内の全ての生徒を平等にすべきとの理由で出来ることを止めるのではなく、出来ることからやっていくことが大事である。皆さんの意見を聞き、出来ることから取り組んでいきたい。 ・市立図書館が近くにあるという橋北中学校の環境を生かせるようなことが必要と感じた。 ・土日に学校を開放すると、先生の誰かが出勤することになる。他の方法として、地域の人に協力してもらうことも一つの考え方である。
<p>テーマ:タブレット端末の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末（タッチペン対応）を中心とした授業・宿題を続行し、義務教育の小中学校ではタブレット端末を無償で配布してほしい。AI化が進む社会では、ICT技術の習得が必要となる。 ・キーボードが付属されたタブレット端末の導入を継続してほしい。パソコンを使う仕事は多く、タイピング技術の習得は重要で、習得すれば将来に生きる。 ・アクセスできるサイトを増やしてほしい。授業で調べ学習をするときに、自分で知りたい情報を得ようとアクセスしても、アクセスをブロックされると不便を感じる。 ・タブレット端末の貸出を継続してほしい。社会に出て役立つ、必要な技術を身に付けることができる。 ・ICT技術を身に付けるために、タブレット端末の貸出を継続してほしい。自分で購入することになると、平等な学びを受けることができなくなる。また、小中学校の早い段階からICT技術を学ぶことで、将来に役立つ。 ・タブレット端末の使用時間に制限を設け、ルールをつくって認識を広げてほしい。ICT活用のデメリットとして「目が悪くなる」「姿勢が悪くなる」「調べぐせがついてしまう」ことがある。休憩時間を設けたり、友達との交流を大切にすることも必要である。 ・タブレット端末の貸出を継続してほしい。タブレット端末には「授業の質が上がる」「調べることで学びが深まる」「ICTを学ぶことが社会のためになる」ことのメリットがある。無償での貸出がなくなると、経済的に厳しい家庭も出てくる。 ・タブレット端末に教科書のデータを入れてほしい。写真を撮ってノートに貼ったり、教科書代が安くなることなど、メリットがある。登下校で教科書が重いのも負担だ。可能であれば教科書とノートが一体化したアプリを開発し、導入してほしい。 ・タブレット端末の無償貸出を継続してほしい。将来リモートワークを行うこともあるが、小中学校のうちからたくさん経験することで将来に役立つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末の無償貸出の仕組みがなくなるかもしれないという危機感を皆さんが持っているのか。 →（生徒）端末を購入する仕組みに変わるらしいという話を聞いた。今の制度を継続して欲しい。 ・タブレット端末のキーボードの幅がデスクトップパソコンのものとは異なるのは気にならないか。 →（生徒）家に普通の大きさのものがあるが、それを使うときは使いにくいと感じる。 ・授業や宿題以外で使うことはあるのか。 →（生徒）部活動をしていた時は、練習の際の参考に選手の動画を見ることに使っていた。 →（生徒）生徒会新聞のデザインなど、手書きではなかなかできないことにも使用できる。 ・橋北中学校の生徒の皆さんの今の活用状況を聞いても、小中学校で今後も継続してタブレット端末を活用していくことは絶対必要なことと必要と感じた。
<p>テーマ:小規模校について<生徒からの提案></p> <p>小規模校ならではの良さ、メリットを大切に、発信する。小規模校を存続させてほしい。</p> <p><小規模校の良さ、メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会に一人一人が入って活躍できる。 ・学年関係なく生徒の仲がいい。全校で皆が1回は話したことがあるという関係になっている。全校で取り組む行事が多く、体育祭では、全校生徒で縦割りのチーム編成をして開催するため、仲を深められる。 ・他学年との交流は緊張するが、新しい考えに触れる機会になる。 ・3年間同じクラスで過ごすため、クラスの仲が良く団結できる。 ・様々な人にゲストティーチャーとして授業をしてもらう機会が多く、これからの生き方について学ぶことができる。 ・先生が生徒のことを把握してくれていて、生徒一人一人が教師に向き合ってもらえる。先生と話しやすく、部活動でも丁寧に指導してもらえる。 <p>・一人一人が意見を言いやすく意見を言う機会も多いため、その学校ならではのオリジナリティにつながる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発言の機会が増えることで、生徒が自己主張できるようになり、これから社会で自分の意見が言える人が多くなっていくと思う。 ・修学旅行の班分けを自分たちで納得いくように話し合って決定できたことが思い出に残っている。 ・委員会の仕事、文化祭の係、体育祭の係などのチャンスが多く、役割をこなす中で責任感、計画性を身に付けられる。 ・生徒一人一人の負担が大きいという一面があるが、一人一人が全力を出さなければならない環境であり、全力で臨める場面が多いと捉えられる。 ・防災部など、新しいことに挑戦できるチャンスがある。 ・ワイ！ワイ！GIKAIの機会も小規模校ならではの良さだと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他学年との交流が多いことは魅力的なメリットだと思う。 ・自分たちで話し合っ決めて決める経験はとても大切なことである。もうすぐ卒業だが、それぞれの進路で自分で物事を決められる力がとても重要になる。中学生のうちにそれが大切だと実感する経験は非常に貴重なので大切にしてほしい。 ・学校で学習することは忘れていくが、修学旅行などの行事や皆さんで取り組んだことは、大人になっても覚えているので大切にしてほしい。 ・小規模校のメリットについて今まで気づかなかったこと、例えば、意見を言える場所がたくさんありそれが自分の成長につながって、今後社会で活躍できるというのは大きなメリットだと思った。一方で、四日市市の財政という側面で見ると、子供が少ない社会になったときに成り立つのかという側面からも考えてみてほしい。 →（生徒）財政面の話聞いて、確かにそうだったのと考えてみたい。合併、統合によってそれぞれの学校のオリジナリティが失われてほしくない。小規模校の橋北中学校に3年間通ってメリットだと感じる人が多いので、メリットを大切に存続させてほしいという思いが強い。

中学生	委員
<p>テーマ：学校の設備(プールを含む)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校のプールは維持費が高く、夏にしか授業ができない。プールの授業は学校ではなく、スイミングプールで行うと良いと考える。 スイミングプールから近い学校はいいが、プールに行くまでに時間がかかる学校はどうするのか考えなければならない。 全ての教室で安全な机が使えるようにしてほしい。PTA室の机が不安定で危ない。足を怪我してしまう可能性がある。 教室の机を大きくしてほしい。大きくすると机の間の通路が狭くなる課題に対しては折りたためるようにすることで解決できる。 2, 3階の窓が全開になってしまうため、ストッパーを付けてほしい。人とぶつかった拍子に物が窓から落ちたり、人が転落してしまわないか不安に感じる。 全ての和式トイレを撤廃し、全て洋式のトイレにすべきだ。和式トイレは使いづらく、アンケートの結果でも、和式トイレを使ったことがなかったこと、小学校には和式トイレはなかったことから、和式トイレは必要ない。 <p>→(議員)少数の使っている人の意見も聞いてほしい。</p>	
<p>テーマ：商店街について<生徒からの提案></p> <ul style="list-style-type: none"> 四日市三滝川慈善橋市場に駄菓子屋さんをつくってはどうか。駄菓子屋さんになじみがない子供や、懐かしいと感じる大人も楽しめるため、市場に来てくれる人が増えると考え。小学校から近く、周辺道路は交通量あまり多くないので小学校の子供たちが来ても安全だと思う。 <p><近鉄四日市駅周辺の商店街のイメージ></p> <ul style="list-style-type: none"> 暗く近寄り難い。 シャッターが閉まっている店が多い。 ごみが落ちていて汚い。 屋根のトタンがボロボロで雨が入ってくる。落ちてきたら危険だと思う。 子供向けのお店がほとんどなく、昔からのおもちゃ屋さんしかない。 迷路みたいで、どこに何のお店があるか分からない。 休日は近くの商業施設などに行くことが多く、商店街へは大四日市まつりの時くらいしか行かない。 他校のやんちゃな子に絡まれたりする。路上でスケートボードをしていて危険だ。 <p><より良くするための意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 街灯を増やし、空き店舗をリニューアルし、新しいお店を誘致することで、明るい雰囲気にするとう良い。 近くにバスターミナルを造るということを調べたので、老朽化した商店街を新しくし、雰囲気を合わせたほうが良い。 明るい雰囲気をつくるとやんちゃな子に絡まれることや、スケートボードの迷惑滑走を防げると考える。 子供が気軽に参加できるイベントを開催すると良い。 商店街を清掃するイベントを開催してはどうか。他市の商店街で実施していた。 駅、百貨店、神社などの方向を示す案内表示があると良い。 各店舗を紹介するマップを作成してはどうか。過去に作ったことがあることを調べて知ったが、自分は知らなかった。幅広い人に配布できると良い。 回覧板や掲示板など市民の目につくところに商店街についての宣伝をするべき。 	<p>近所の市場に駄菓子屋さんなど子どものたまり場になるようなところができるのはとても良いと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 商店街の中のお店の人たちが定期的に掃除をしている。 どんなお店があると来たいと思うか。 <p>→(生徒)流行を取り入れた飲食店、衣料品店などが、若い人の興味を引くと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 何かが体験できる施設、人が集まれるような場所、お店があったら行きたいと思うか。 <p>→(生徒)今まで気づかなかった視点なので考えたい。</p> <p>→(生徒)皆が集まって楽しいことをする場所として活用することは良いと思う。</p> <p>→(生徒)商店街の中のお店は入れ替わりがあり、その度に更新するのは大変なので、WEBでつくるといいと思う。</p> <p>→(生徒)商店街の中の道に名前があったら良いと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> そもそも商店街を活性化させ改める必要があるのか、市内の中心地にどこまで人を集める必要があるのかについても考えてみてほしい。
<p>テーマ：公共施設(図書館を含む)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 体育館などの公共施設が老朽化していると感じるため修復してほしい。 設備の維持管理コストの一人当たりの負担額が増えるため、かける予算を増やし、管理する人の給料を仕事に見合った金額にして、利用者が施設を安心して使えるようにしてほしい。 総合体育館やテニスセンターは利用料金がかかる。学生の料金を割引して使いやすくしてほしい。 学校には体育館やグラウンドなど素敵な施設が多いため、より活用できるよう地域の人に開放してほしい。アンケートをしたところ、休日や放課後に学校のグラウンドや体育館を利用したいという人が半数を超えていた。学校施設開放の条件は「市内在住者」「10人以上の団体」だが、10人という条件が厳しいので緩和してほしい。 公共施設の予約が難しいので、設備予約システムを改善してほしい。インターネット予約できる施設と現地で予約しなければならない施設があり、利用者登録も現地に行く必要がある。インターネットで利用者登録と全施設の予約ができると、予約が簡単になり、利用者も増えると考え。 市立図書館の自習室は高校生以上しか使えないが、中学生も使えるようにしてほしい。中学生は1階の児童室を使えるが、場所が取られていて使えない。高校受験に向けて中学生も使えるようにすれば、市立図書館をより有効に使えると考え。 市立図書館の駐車場を広くしてほしい。自由研究などの調べ学習のため家族で車で行ったが、駐車スペースが少なく、第2駐車場の場所も分りにくい。新図書館では駐車しやすくしてほしい。 新図書館には十分な駐輪スペースを確保してほしい。現在の市立図書館は駐輪場が狭く、止められないことがある。通路の幅もなく、自転車の出し入れに苦労する。 駐輪場で盗難の心配があるので、自転車に無料でロックをかけられるようにしてほしい。 公園の遊具を増やしてほしい。危険な遊具が撤去されてしまうと、子供が遊びに行かなくなり、運動の機会が減ると子供たちの運動機能の低下にもつながる。また、外に出たくなる施策、イベントを考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設と聞いて何をイメージするか。 <p>→(生徒)まず思い浮かぶのは体育館がある。他には公園、駅、学校などいろんな人が自由に使えるところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館に期待することは何か。 <p>→(生徒)勉強する場所として利用したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 家ではなく、図書館のような所が勉強しやすいのか。 <p>→(生徒)周りの人が勉強していると勉強する気になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 駐輪場と駐車場、両方の要望があったが、どちらを優先したらいいと思うか。 <p>→(生徒)誰をターゲットにするかによると思う。大人なら駐車場、学生なら駐輪場だと思う。</p>
<p>テーマ：給食について</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛乳を紙パックから瓶に変更してほしい。紙パックは木を伐採して作るが、瓶は石が原料なので環境に優しいと考える。紙パックはリサイクルされるが、瓶も同様にリサイクルできる。 <p>→(生徒)瓶は自然に帰るまでの時間が紙よりも長い点について考える必要がある。</p> <p>→(生徒)瓶は割れると危険な点についても考える必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛乳のストローを紙に変えてほしい。プラスチックは環境負荷が高く、紙はリサイクル率が高い。紙も森林伐採の点で課題はあるが、総合的には紙のほうが優位なのではないかと考えた。 今年度からの給食を続けてほしい。今の給食はとてもおいしい。デリバリー給食と違って配膳係が量を調整できるので、無駄なくフードロスの削減にもつながる。栄養バランスが良く、家庭の負担も少ない。 <ul style="list-style-type: none"> 好きなメニューを学期ごとにアンケートを取っており、実際にメニューとして出てくると嬉しい。今後もアンケートを続けてほしい。 給食か弁当かを選べるようにしてほしい。給食にもメリットがあるが、好き嫌いの激しい生徒などは自分に合った食事を取るため、弁当を選びたい人もいると思う。 デリバリー給食の時は、ゴムゴムの実のパン、抹茶のパスタなど、漫画やアニメのアイデアを取り入れたメニューや、いろんな人が提案したメニュー、珍しい組み合わせなど、面白いメニューがあったので取り入れてほしい。 デリバリー給食の時よりも地元の食材を使ったメニューが少ないと感じる。地元の食材を使ったメニューを増やしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 給食の量についてどう感じているか。 <p>→(生徒)ちょうどいいと感じるが、多いと思っている生徒もいるようで配膳のタイミングで少なくしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 量の調整はどのようにしているのか。 <p>→(生徒)1クラスの量は決まっており、配膳で調整してクラス全員で完食を目指している。</p> <ul style="list-style-type: none"> クラスというコミュニティで配膳し、クラス全体でフードロス削減を目指すという取組は学校全体のフードロス削減につながり、非常に良い。 弁当を選びたいという意見の人は実際にいるのか。 <p>→(生徒)デリバリー給食だった頃は半数ほどが弁当だった。弁当のほうがいいという人もいると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 弁当にもメリットがあるため、給食か弁当かを選択できることの良さはよく理解できる。 嫌いなものも食べられるように出してほしいとお願いするのも一つの方法と考える。 面白いメニューはデリバリー給食の業者ができていたことなので、意見を伝えれば給食でも実現できるかもしれない。 地元の食材を使ったメニューが実際に減っているかどうか調べてみたい。実際にそうであれば改善につながる。 紙、プラスチックについて自分で調べて紙のほうが良いとの結論を出したのはすごいことだと思う。紙のストローを扱う飲食店も増えており、対応できる業者を調べたり、他市でやっているのかを調べてみると実現に近づくと考える。

中学生	委員
<p>テーマ：中学生が遊ぶ地域の治安について〈生徒からの提案〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩きたばこをやめてほしい。主流煙より副流煙のほうが人体に害を及ぼすと言われており、臭いもとてことになる。 ・公共の場でのたばこ、スケートボードを禁止してほしい。治安の悪化だけでなく、事故につながる危険性もある。禁止できるような条例や決まり事をつくってほしい。 ・スケボーや治安が悪い人たちをなんとかできるようにしてほしい。以前急に声を掛けられて、嫌な思いをした経験があった。 ・公共の場でスケートボードをして他の人に迷惑をかけないよう、「はじまりのいち」内のパークエリアを日常的に開放してほしい。大会やイベントを開催して知名度を上げ、利用してもらいたい。 ・夜などにスケートボード等をしている人を減らしてほしい。寝ようとしている人や車の運転手、歩行者に迷惑がかかる。 ・もっと警察に巡回してもらい、監視カメラも設置してほしい。最近、街中でルールを守らない人が多く、私服警官であればより効果がある。 ・バイクのコール（騒音）が迷惑で、特に夜中にうるさい。以前に比べ、警察の巡回の回数も減っていると思う。全ての市民が安全に暮らせるように、騒音をなくしてほしい。警察の巡回の回数を増やし、啓発ポスターを作って掲示するなどの対策をしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止するだけでなく、たばこを吸ったり、スケートボードができるスペースをつくる手法も考えられる。皆さんの意見を参考に議会で議論したい。 ・中央通りの仮設のスケートボードは大変好評で、市外・県外からも多く訪れてもっている。恒常的に開放してほしいという意見を伝えて、今後、議会でも議論していきたい。 ・スケートボードの人が近くを通ると、歩行者は怖い。スケートボードをしたい人もいるので、歩く場所とスポーツをする場所を分けていくことは大切である。 ・警察が巡回すれば抑止力になり、重要である。監視カメラも有効だが、行政は、プライバシーとのバランスを見て対策を取っていくことになる。 ・商店街関係者や市の職員が商店街を定期的に巡回してもらっている。危険な目にあった場合は、すぐに警察に連絡して出動してもらったことが大事である。 ・警察の巡回を増やすことについては、市から警察に要望するなど、どのようなことができるか考えていきたい。 ・危険なことや迷惑行為があった場合は、学校の先生に伝えてほしい。

8. 高校生議会意見書

発議第1号

協議テーマに係る意見書の提出について（公共施設委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和6年1月20日提出

公共施設委員会

委員長 川合 懂子

今井 乃愛

岩本 果乃佳

荻須 ひより

田中 舞虹

蒔苗 礼

松島 佑弥

山内 麻衣花

意見書（公共施設委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 子どもや高齢者など世代にかかわらず利用できる遊具があり、幅広い世代がイベントなどで交流できる公園をつくること。
2. 公園が交流の場となり、かつ、様々な公園に人が集まるようなスタンプラリーなどのイベントを検討すること。
3. 学校の体育館や運動場を放課後や休日に開放し、子どもが学校へ行けば運動できる環境を整備すること。
4. 既にある遊具を改良して新しい遊具にすることや複数人で遊べる遊具、終わった後に達成感があるようなゲーム性のある遊具、高齢者の健康増進のために利用できる遊具を設置すること。
5. 公害のイメージを転換するため、四日市港ポートビルの開館時間を延長し、飲食店など誘致すること。また、チームラボのようなZ世代向けの映えスポットを設置すること。
6. ものや人が線路へ落下することを防止するために、近鉄四日市駅にホームドアを設置すること。
7. 視覚障害者が暮らしやすいまちづくりのために、音声広告が出る音響信号機の設置や道路の補修や点字ブロックを整備すること。

以上、意見書を提出します。

令和6年1月20日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛